「国民が主人公」の 新しい日本を



■日本共産党の

総選挙

各分野政策

いまこそ 日本共産党

2009年総選挙 各分野政策

- 1. **【労働・雇用】**人間らしく働けるルールを確立します......4
- 2. 【社会保障】国民のくらしをささえ、命と健康をまもる社会保障制度を確立します......9
- 3. 【子ども・子育て】一人ひとりの子どもが大切にされ、安心して子育てできる社会に......33
- 4. <u>【農林漁業・食料】</u>安全・安心な食料の安定供給のために、農林漁業の再生、食料自給率の 向上を国政の最優先課題で取り組みます......42
- 5. <u>【税制】</u>消費税など庶民増税を許さず、大企業・大資産家優遇の「逆立ち税制」をただします......50
- 6. <u>【中小企業】</u>中小企業は日本経済再生の力 緊急対策の実施と中小企業憲章制定で、本格的 な支援をおこないます......57
- 7. 【環境】持続可能な経済・社会を実現するため、環境問題に真剣にとりくみます......64
- 8. <u>【エネルギー】</u>自然エネルギーの開発・利用を広げ、原発依存のエネルギー政策を転換しま す......73
- 9. <u>【金融】</u>破たんしたアメリカ型の金融自由化路線を転換し、国民のくらしと営業に役立つ金融を応援します......77
- 10. 【高齢者】高齢者が安心してくらせる社会をつくります......81
- 11. 【障害者・障害児】障害者・障害児の全面参加と平等を実現します......84
- 12. 【女性】世界でも異常な女性への差別をなくし、「両性の平等」を社会に徹底します......89
- 13. 【若い世代】若者が人間らしく働き成長できる社会をめざします......99
- 14. <u>【消費者</u>】「消費者の権利」を実現するために、消費者行政の抜本的拡充をはかります102
- 15. 【NPO・NGO】NPO・NGO の社会的役割を評価し、支援を強化します......105
- 16. <u>【教育】</u>憲法と子どもの権利条約を生かし、子どもの成長・発達を中心にすえた教育に転換します......106
- 17. <u>【大学改革・科学・技術】</u>国民の立場から大学改革を実現し、科学・技術の調和のとれた振興をはかります......115
- 18. 【文化】芸術・文化活動を支え、文化の自由を守ります......122

- 19. 【スポーツ】国民のスポーツ振興を基本にすえた国の施策にきりかえます......125
- 20. <u>【地方自治】</u>「分権」の名によるいっそうの自治破壊、地方切り捨てをゆるさず、財源を保障して地方自治を発展させます......127
- 21. <u>【公務員制度改革】</u>政官財の癒着をただし、国民本位の公務員制度と行政改革をめざします131
- 22. 【郵政・通信・放送】郵政・通信・放送事業を国民本位に発展させます......133
- 23. 【住宅・マンション】「住まいは人権」の立場で、住宅・居住環境を守り改善します......136
- 24. 【防災・安全のまちづくり、過疎対策】防災・安心安全のまちづくり、過疎対策をすすめます......139
- 25. 【司法・警察】国民のための司法・警察制度に改革します.....143
- 26. 【市民生活の安全・テロ・海賊】国民の生命と安全を守ります......151
- 27. <u>【いのち・人権の尊重】</u>いのち・人権が尊重され、民主主義が花ひらく社会をめざします... ...153
- 28. 【安保・基地・自衛隊】海外派兵と大軍拡計画をやめさせ、米軍基地の異常をただします... ...159
- 29. 【核兵器】核兵器廃絶、「非核の日本」を実現のために力をつくします......162
- 30. <u>【北東アジア】</u>北朝鮮の核実験・ミサイル発射に反対し、6 カ国協議を通じた、北朝鮮問題の解決に力をつくします......165

1 労働·雇用

人間らしく働けるルールを確立します

アメリカ発の金融・経済危機が自動車・電機などの輸出依存型産業を直撃するもとで、大企業は率先して「派遣切り」「非正規切り」をおしすすめ、大量の失業者とホームレスをつくりだしています。解雇の波は、いまや正社員をもおそっています。膨大な内部留保(隠し利益)を溜め込んでいる大企業が、予防的に雇用破壊を進めた結果、完全失業者数は 348 万人と前年同月比 83 万人増、完全失業率は5・4%となりました。有効求人倍率は0・43 倍で、史上最低を更新しています。

労働者の3人に1人、若者や女性では2人に1人が非正規労働者で、そのほとんどが年収200万円以下の「ワーキング・プア」です。正社員でも、長時間過密労働による過労死やメンタルへルスが後を絶ちません。この夏のボーナスは大幅に下がりました。「名ばかり店長」「名ばかり正社員」と言われる使い捨て労働、無権利で過酷な労働条件もまかり通っています。

失業者が増え、雇用不安が高まり、賃金が下がった結果、消費意欲は冷え込み、個人消費は落ち込む一方で、経済危機に拍車をかけています。結婚ができない、子どもを産めないなど、少子化への影響も深刻です。自殺や犯罪の増大との関連も指摘されています。雇用危機を打開し、労働者の状態を改善することは、内需にしっかりと基盤をおいた日本経済の安定的発展のためにも、技能の継承や労働者の「士気」など企業の健全な発展にとっても、さらには日本社会の将来展望にも、決定的な意義をもっています。そのためにも、解雇の規制、非正規の正社員化や均等待遇、「サービス残業」の根絶、長時間労働の是正など、人間らしく働けるルールを確立することは、緊急で最重要の課題です。

解雇、退職強要、労働条件の一方的切り下げを許しません

違法・無法な「非正規切り」とともに、工場閉鎖にともなって、労働者の人権を無視した強制配転や退職強要が横行しています。従業員50人以上の工場のうち、すでに閉鎖あるいは今後閉鎖が決まっている工場は約100カ所にものぼるとされています。現行法でも、契約期間中の解雇や退職の強要は違法です。労働者の被る不利益の大きい配転命令は無効です。

政府が2003年に労働基準法を改悪して「解雇自由条項」を盛り込もうとしたときに、日本共産党は、労働者・労働組合と協力してこれをやめさせ、逆に解雇を規制する条項をはじめて盛り込ませました。さらに、「解雇規制・雇用人権法」を提案して、労働者の人権をまもり、ヨーロッパ並みの労働契約のルールの確立をめざしています。

大企業の身勝手な首切りをやめさせ、雇用の責任を果たさせるためには、解雇規制を強化することが必要です。判例でうちたてられてきた「整理解雇4要件」(差し迫った必要性、回避努力、選定基準・人選の合理性、労働者・労働組合の合意)を法律として明文化して一方的な解雇を禁

止し、裁判などで争っているときの就労権を保障します。希望退職・転籍についても、本人同意・取消権、労働組合の関与などのルールを確立します。解雇を目的としたいじめや嫌がらせを禁止し、人権侵害をきびしく取り締まります。労働基準監督署が、退職強要などを日常的に監視し、取り締まるようにします。分社化などにともなう雇用と労働条件のルールをつくります。55歳一律転籍など、年齢による雇用契約の不利益変更や採用制限を禁止します。事業所の閉鎖、移転、縮小の際の自治体との協議の仕組みをつくります。

高年齢者雇用安定法が改定され、年金の支給開始年齢引き上げにあわせて、65歳までの段階的な雇用延長が事業主に義務づけられました。雇用延長措置をとる企業は93%になっていますが、希望者全員を採用しない、雇用延長しても賃金が定年前の半分以下という企業が多数になっています。アメリカやヨーロッパでは、年齢を理由にして雇用や賃金など労働条件について差別することを禁じています。高齢者雇用延長制度については、希望者全員採用と年齢による賃金などの労働条件差別をやめさせます。

異常な長時間労働を是正し、安定した雇用を拡大します

日本では、ヨーロッパと違い、労働基準法で残業の上限が定められていないため、長時間労働が横行しています。その労基法さえふみにじる「サービス残業」も横行しています。日本共産党は、1976年以来30年間、280回を超える国会質問で「サービス残業」は企業犯罪だと追及し、2001年には、厚生労働省に根絶のため企業が責任をもって時間管理を強化するなどを内容とする「サービス残業」根絶通達をださせました。過去4年間だけでも1350億円以上の未払い残業代を支払わせています。

通達を活用し、職場からのとりくみを強化するとともに、「サービス残業根絶法」を制定し、悪質な企業には、企業名を公表するとともに、不払い残業代を2倍にして労働者に支払わせるようにします。中間管理職や裁量労働制の労働者の時間管理をきちんとさせます。

「店長」「マネージャー」といいながら、管理職としての権限、実態もない「名ばかり管理職」 にたいする残業不払いを許しません。

有給休暇の取得率は年々下がり、08年には、46.7%にまで低下しています。ヨーロッパでは、 有給休暇の完全取得は常識になっています。年次有給休暇を最低20日とし、一定日数の連続取得 と完全消化を保障します。

「サービス残業」をなくすだけでも、新たに160万人分の雇用が生まれます。取得率が5割を切った有給休暇を完全取得すれば、148万人分の雇用が生まれます。当面、「残業は年間360時間以内」という大臣告示をただちに法定化し、残業割増率を現行25%増から50%増に、深夜・休日は100%増に引き上げます。さらに、労働基準法を抜本的に改正して拘束8時間労働制とし、残業時間を1日2時間、月20時間、年120時間に制限します。IL01号条約(8時間労働制)をただちに批准します。恒常的な長時間残業や有休をとれないことを前提にした生産・要員計画をなくします。深夜労働・交代制労働、過密労働をきびしく規制します。EU(欧州連合)のように、連続休息時間を最低11時間は確保します(深夜12時まで働いたら翌日の出勤は11時以降)。こ

うして労働時間を抜本的に短縮し、安定した雇用の拡大につなげます。

派遣・非正規の正社員化をすすめ、均等待遇のルールを確立します

派遣労働者は、その圧倒的多数が、仕事があるときのみ雇用される登録型派遣労働者であり、きわめて不安定な雇用と低賃金のもとに置かれています。日雇い派遣やスポット派遣といった「使い捨て労働」が増大し、偽装請負や「安全協力費」の天引きなどの違法行為が野放しになっています。そうした労働者が、経済危機を口実として、とたんに大量に首を切られているのです。そのおおもとには、労働者派遣法を再三にわたって改悪し、対象業務を原則自由化するなどの規制緩和をすすめてきたことがあります。

日本共産党は、職場の運動と力をあわせて、国会で派遣労働の実態を告発すると同時に、労働者派遣法の抜本改正を求めてきました。そのなかで、派遣労働の規制緩和から規制強化への"潮目の変化"がうまれ、すべての政党が労働者派遣法の改正をいわざるをえなくなっています。当面、労働者派遣法を 1999 年の改悪前にもどし、派遣労働は一時的臨時的業種に限り、登録型派遣は専門的業務に限ることとし、究極の不安定雇用である日雇い派遣を禁止します。

ヨーロッパでは、派遣労働を一時的業務に制限するとともに、一定期間以上使用する場合は正規雇用者として雇用する義務が、派遣先企業に課せられています。労働者派遣事業法を「派遣労働者保護法」に抜本的に改正し、派遣受け入れ期間の上限は1年、派遣期間を超えた場合や違法行為があった場合は派遣先企業が直接雇用をしたものとみなす、正社員との均等待遇、マージン率の上限規制など、派遣労働者の権利を守ります。

労働基準法を改正し、契約社員や期間社員などの有期雇用を厳しく制限し、「首切り自由の使い 捨て労働」をなくします。

ヨーロッパでは、同じ仕事なら賃金も労働条件も同じ、違うのは時間だけという「均等待遇」の原則が確立しています。しかし日本では、正社員と同じ仕事をする短時間勤務社員がいる企業の割合は8割以上にのぼりますが、そのうち半数以上が処遇の均等どころか「均衡」すら考慮されていません。

パート労働者の賃金は正社員の半分、女性正社員の賃金は男性正社員の6割強、女性パートの賃金はその女性正社員の7割程度にすぎません。パート・非正規の低賃金を利潤の源泉にすることをゆるしてはなりません。

日本共産党は、賃金、休暇、教育訓練、福利厚生、解雇、退職その他の労働条件の均等待遇と 正社員への道の拡大をめざし、「パート・有期労働者均等待遇法」を提案しています。

賃金、休暇、教育訓練、福利厚生、解雇、退職その他の労働条件について、労働者がパート・ 有期労働者であることを理由として、正社員と差別的取扱いをすることを禁止します。正社員を 募集するときは、パート・有期労働者に応募の機会を優先的に与えるようにします。短期の雇用 契約のくり返しを、期間の定めのない雇用契約とみなした判例を法制化します。合理的理由のな い「短期・反復雇用」「契約社員」は不公正な契約として規制し、正社員に移行させます。正社員 が、育児・介護などの理由のために、一定期間、パートタイム労働者として働き、また正社員に もどれるようにします。「均等待遇」に違反している企業に対して、罰則を設けることも含めきび しく取り締まります。

本来、労働者として企業の指揮・命令を受けて仕事をしているのに「個人請負」契約として、 社会保険など労働者としての権利を奪う脱法行為も増えています。こうした違法行為もきびしく 取り締まり、ILO(国際労働機関)の「雇用関係に関する勧告」(198号)を活用し、請負や委 託で働く労働者を保護します。「多様な働き方」の名で、非正規雇用の拡大をすすめる政府・財界 の政策に反対します。

最低賃金を引き上げ、全国一律最低賃金制を確立します。

貧困と格差が広がるなかで、年収200万円以下の「ワーキング・プア」といわれる労働者が、1000万人を超えるようになっています。働いても働いても低賃金でアパートも借りられず、ネットカフェで寝泊りしながら働いている青年もいます。労働者がまともな生活ができるようにするためにも、労働者全体の賃金を底支えするためにも、最低賃金の引き上げが必要です。職場・地域の運動と世論の広がり、日本共産党の国会論戦が相まって、最低賃金法が39年ぶりに改定されました。改定最賃法では、最賃決定基準として、生計費とかかわって憲法25条の生存権規定が盛り込まれました。この改定にふさわしい最賃の大幅引き上げを実現します。最低賃金の決定基準は、生計費のみとし、改定最賃法にも残されている企業の「支払い能力」を削除し、最低賃金の時給1000円以上への引き上げと、全国一律の最低賃金制度を確立します。

中小零細企業が最低賃金を支払えるように、大企業の下請けいじめや規制緩和による過当競争をきびしく規制するとともに、助成措置を講じます。発注する公的機関と受注する事業者との間で結ばれる契約(公契約)に、生活できる賃金など人間らしく働くことのできる労働条件を定めるようにし、そのための法律や条例を定めます。「官製ワーキング・プア」を許しません。また、自治体は、誘致する企業について正社員化の度合いや均等待遇の状況を重要な判断基準とすべきです。

失業者の生活と職業訓練を保障し、安定した仕事、公的仕事への道を開きます

労働者は、失業すればとたんに収入が途絶え、貯蓄だけが頼りです。派遣や期間工の労働者は、 貯蓄もできないような劣悪な労働条件で働かされ、首を切られると同時に寮から追い出されてホ ームレスになっています。ILOは今年、日本は失業手当を受給できない失業者の割合が77%に ものぼり、先進国中最悪の水準にあると発表しました。失業者が安心して仕事を探せるようにす るためにも、雇用のセーフティーネットの拡充が不可欠です。

09年の雇用保険法の「改正」では、雇用保険から排除されている失業者 1008万人のうち適用対象になるのは 148万人にすぎません。雇用保険の拡充は、「失業保険が切れる」から劣悪な労働条件でも就職せざるをえないという状況を改善し、「働く貧困層」をなくしていくうえでも重要です。失業給付期間を、現在の 90 - 330 日から 180 - 540 日程度までに延長します。給付水準の引き

上げ、受給資格の取得に要する加入期間の短縮、退職理由による失業給付の差別をなくし、受給 開始時の3ヶ月の待機期間をなくすなど抜本的に拡充します。

安定した仕事につく機会を広げるために、専門学校なども活用して職業訓練制度を抜本的に充実させます。フランスでは、職業訓練への資金提供を企業に義務づけています。ドイツには、企業が職業訓練生を一定の報酬を支払って受け入れ、終了後は正社員として採用するという制度があります。政府は、雇用保険を受給していない労働者や、給付を受けても再就職できなかった労働者を対象に、職業訓練とセットで訓練期間中の生活を保障することを柱とした「緊急人材育成・就職支援基金」を創設しました。しかし、3年間の時限措置であり、単身者月10万円、扶養家族ありで12万円と、生活保護基準にも満たない不十分なものです。低賃金で貯えもなく、企業内での教育訓練の機会もなかったワーキング・プアやフリーターの職業訓練を重視し、有給の職業訓練制度や訓練貸付制度を創設し、訓練期間中の生活援助を抜本的に強化します。

「ネットカフェ難民」だけでなく、最近では「ファミレス難民」や「バーガー難民」まで生まれています。公園の青テントから出勤している人もいます。ワーキング・プアや失業者に、公共・公営住宅の建設や借り上げ、家賃補助制度、生活資金貸与制度など、生活支援を強め、子どもの教育費や住宅ローンなどの緊急助成・つなぎ融資制度を創設します。

政府は、今年4月、雇用創出の目玉対策として「ふるさと雇用再生特別交付金制度」を創設しました。しかし、3年間の時限措置であり、事業の実施を民間企業に限定し、雇用期間を原則1年とするなど、長期に安定した雇用を創出するという点では不十分です。国と自治体の責任で、効果のある公的就労事業を確立することが必要です。国と自治体の協力による臨時のつなぎ就労の場を確保させます。また、福祉、医療、環境、防災、教育など、国民のくらしに必要な分野が慢性的に人手不足状態にあります。この分野での雇用を、職業訓練と結びつけて拡大することは、国と自治体の重要な責任です。

働く者が連帯してみずから受け皿をつくり、仕事をつくりだす「協同労働の協同組合」について、労働者性を担保した根拠法を制定します。

国の労働行政を強化します

人間らしく働けるルールを確立するために、国の労働行政の強化は不可欠です。労働基準監督署の体制強化や相談窓口の拡充などをはかります。ILO理事会の決定にそって、労働基準監督官を2倍にします。職業訓練の充実や再就職支援、労働者の権利と雇用主の義務を知らせる広報・啓蒙活動を強化します。そのために、ハローワークの体制を抜本的に拡充します。学校教育で労働者の権利をしっかり教えるようにします。

2 社会保障

国民のくらしをささえ、命と健康をまもる社会保障制度を確立します

貧困と格差が拡大し、未曾有の経済危機が生活を脅かしている今こそ、くらしを支える社会保障の役割がきわめて重要です。ところが、自民・公明政権は、社会保障予算の自然増を毎年 2200 億円削減するという方針を決め、その"ノルマ"を達成するため年金・医療・介護・福祉などの制度改悪を繰り返すという異常な政治を続けてきました。

その結果、日本の社会保障では、もっとも支えを必要とする社会的弱者が真っ先に制度から排除され、くらしを支えるべき制度が逆に、負担増や給付削減で国民の生活苦と将来不安を増大させるという事態が引き起こされています。また、医療体制の崩壊や介護現場の人手不足など、社会保障の根幹にかかわる深刻なゆがみが顕在化し、病院が次つぎに閉鎖される、お産ができない、救急車を呼んでも病院にたどりつけないなど、これまで「当たり前」だったことさえも、まともに機能しなくなっています。

もともと日本の社会保障はヨーロッパなどと比べて低水準でしたが、そこに自公政権の削減路線が加わったために、今、主要な資本主義国では日本にしかない異常な事態が、あらゆる分野で引き起こされています。医療の患者負担が、通院でも入院でも3割もかかるという国は、他の先進国にはありません。後期高齢者医療制度という、高齢者を別枠の保険制度に囲い込んで差別医療を強いる制度をつくったのも日本だけです。公的年金制度で、25年も保険料を払い続けないと1円も年金を受け取れないという過酷な制度をおこなっている国も他にありません。「自立支援」の名で、障害者福祉にまで「応益負担」を持ち込み、障害が重い人ほど負担が重くなる制度をつくったのも日本だけです。

くらし破壊に対する国民の激しい怒り、地域医療や介護基盤の立て直しを求める世論と運動に 包囲され、自公政権も「2010 年度は 2200 億円削減をおこなわない」と言わざるを得なくなりま した。すでに破綻が明瞭となった切り捨て路線は撤回し、社会保障を削減から拡充へと転換する ことが必要です。

自公政権や財界は、社会保障給付を「過大」だとし、これ以上、社会保障への財政支出は増やせないといって負担増・給付減を正当化してきました。しかし、日本の社会保障支出はGDP(国内総生産)の19・1% イギリス(22・0%)ドイツ(27・1%)、フランス(29・4%)、スウェーデン(30・1%)などより大きく立ち遅れた水準に過ぎません。日本国民が生みだす "富"の全体からみれば、社会保障にまわる部分はむしろ少なすぎるのです。「所得や資産などの能力に応じて負担し、給付は平等に保障する」という応能負担の原則で税制・社会保険料を改革し、国の歳出の浪費を見直すならば、社会保障を拡充する財源は確保できます。

社会保障の拡充は現在のくらしを支え、将来不安を解消し、内需の大きな柱である個人消費を

あたためます。さらに、新たな雇用を生みだし、地域経済を活性化させるなど大きな経済効果があります。「医療」への「投資」が経済に及ぼす「総波及効果」は「住宅建設」や「精密機械」を上まわり、「通信」「電力」の1・3倍にのぼります。「雇用誘発効果」でも、「介護」は全産業中の第1位、「社会福祉」が第3位、「保健衛生」が第8位など、社会保障分野が上位を占めます(『厚生労働白書』2008年度版)。社会保障の拡充は景気対策としても大きな力を発揮し、内需主導の安定した経済成長に道を開きます。

日本共産党は、「健康で文化的な最低限度の生活」をすべての国民に保障し、社会保障の増進を国の責務と明記した憲法 25 条の立場から、医療・年金・介護をはじめ社会保障の各分野で、負担の軽減と不安の解消をすすめます。お金のあるなしで格差をつけず、平等な給付を保障するという社会保障のルールを日本でも確立し、だれもが安心でき、将来に希望のもてる社会保障制度を構築する改革に取り組みます。

1、いま年金改革でなにが必要か 年金受給条件の年数引き下げ、最低保障年金制度の実現、「消えた年金」問題の解決などで、いまも将来も安心・信頼できる年金制度を

政府・与党は 2004 年に「百年安心の年金改革」といって、給付水準は低額年金もふくめて一律に引き下げるしくみに改悪し、年金保険料も毎年値上げを続けています。実際には政府のモデル世帯での給付水準も、現役世代の 50%を保障するという宣伝文句は、今年の財政再計算でもあらためて破たんしていることが明らかになりました。

しかも、「年金のため」と言って、国民に定率減税の廃止まで押しつけたにもかかわらず、国庫 負担の引き上げは将来の消費税増税によってまかなうという法律が強行されました。このままで は、制度の空洞化もいっそう深刻化し、年金制度は老後の生活保障という役割をますます失って しまいます。「消えた年金」「消された年金」問題でも、保険料徴収・収納率の向上だけに熱心で、 国民の受けとる年金額には無頓着な、冷たい政治の姿勢が明らかになっています。年金問題にた いする国民の怒りと不信は当然です。

日本の年金制度の最大の問題点は、日々の生活をまかなえない低額年金、無年金の人が膨大な数にのぼることです。国民年金しか受給していない高齢者は900万人以上もいますが、その平均受給額は4万7000円にすぎません。厚生年金も、女性を中心に劣悪な状態が放置されています。また、国民年金の保険料を払っていない人が1000万人を超え、免除などをのぞいた実質的な納付率が5割を切るなど、年金制度全体の深刻な空洞化も放置できません。日本共産党は、こうした現状を打開し、公的年金制度にたいする国民の安心と信頼をとりもどす改革をすすめます。

年金受給のための加入期間の条件をただちに「10年以上」にひき下げます

わが国では、保険料をおさめていても、総加入期間が 25 年に満たなければ、税金から支払われている部分もふくめて、年金を 1 円も受けとることができません。加入期間 25 年以上という、この長すぎる受給条件は、不安定雇用で働く若者をはじめ、国民のなかに年金制度にたいする不信

をひろげている大きな要因のひとつです。イギリス、フランスなど、年金の受給資格に加入年数を条件としていない国も広がっています。日本共産党は、せめてアメリカなみに、年金受給のための最低加入年数を「10年以上」へとただちにひきさげます。基礎年金の国庫負担2分の1への引き上げの財源は、消費税増税ではなく、歳出・歳入の見直しでまかないます。

「最低保障年金制度」の実現に足を踏み出し、年金制度の土台をたてなおします

日本共産党は、「最低保障年金制度」をつくり、今も将来も安心できる年金制度をつくるという 提案をおこなっています。その中心点は、憲法 25 条の「生存権」を保障する見地に立って、全額 国の負担でまかなう「最低保障年金制度」を実現させることです。第一歩として、最低保障額を 月額 5 万円とし、その上に、支払った保険料に応じた額を上乗せし、無年金を解消し、低額年金 を底上げする制度をスタートさせます。これによって、国民年金の満額は現在の月 6 万 6 千円か ら月 8 万 3 千円へと引き上げます。厚生年金も給付水準の低い人から順番に底上げをすすめてい きます。

「最低保障年金制度」の実現に足を踏み出せば、低額年金や無年金の問題、年金制度全体の空洞化、サラリーマン世帯の専業主婦の「第3号被保険者問題」など、今日の年金制度がかかえるさまざまな矛盾を根本的に解決する道が開けます。

日本共産党は、安心できる年金制度にするために、(1) 年金財源は、大型公共事業や軍事費などの浪費を削減するとともに、「所得や資産に応じて負担する」という原則をつらぬき、大企業や高額所得者に応分の負担を求めて確保する、(2) 巨額の年金積立金は、高齢化がピークを迎える2050年頃までに計画的に取り崩して年金の給付にあてる、(3) リストラや不安定雇用に歯止めをかけ、年金の支え手をふやす、(4) 急速な少子化の克服は年金問題を解決するうえでも大事であり、安心して子どもを生み育てられる社会をつくる この4つの改革にとりくみます。

この改革を着実にすすめれば、給付を減額せずに、低額年金を底上げすることができます。将来、経済が発展の軌道に乗り、国民の実質所得が増えていくなかで、年金改善のために国民の保険料の負担増を求める場合も、政府の計画よりはるかに低い水準にとどめることができます。

最低保障年金制度の創設を口実にして、大企業の年金にたいする負担を削減したり、消費税を 増税することにはきっぱりと反対します。

物価値上げに対応した年金額の引き上げをおこないます

生活必需品を中心とした物価値上げにもかかわらず、年金の物価スライドはおこなわれず、年金額はすえおき、実質的には引き下げとなっています。日本共産党は、物価値上げに対応した、 年金額の引き上げをおこないます。

また、「百年安心の年金改革」といって 2004 年に導入されたしくみが、物価値上げのなかで、 年金額をすえおく重大な役割をはたしています。マクロ経済スライドは撤廃します。さらに、現 在のように、物価上昇率が名目賃金上昇率をうわまわっている場合に、物価スライドの上昇率を 名目賃金上昇率まで引き下げるしくみもやめさせます。過去の物価下落時に国民生活の困難に配慮して凍結したマイナススライド分を、物価が上昇するときに年金額から引き下げることは中止すべきです。

公的年金等控除などの増税を見直し、「天引き」をやめさせます

この間おこなわれた高齢者の年金にかかる所得税・住民税の増税について、公的年金等控除の 最低保障額を140万円に戻すとともに、所得500万円以下の高齢者には老年者控除を復活し ます。

介護保険料や今年10月から開始されようとしている住民税の年金からの特別徴収(天引き) については、「天引き」の強制をやめさせ、各人の希望で普通徴収に変更できるようにします。

「消えた年金」「消された年金」問題は、一人たりとも被害者を残さないように、 一日も早く国の責任で解決します

「消えた年金」問題を、一人残らず、08年4月までに解決するという安倍元首相や舛添大臣の国民への約束は果たされず、それどころか、厚生年金記録の改ざんも明らかになりました。国民の怒りと不安が広がるのは当然です。"被害者を一人も残さない""一日も早く"という立場で、国が解決に責任を果たすことを求めます。

受給者、加入者に、年金記録が消えたり、消されたりしていないかわかるように、国が管理・保有している情報をきちんと提供するとともに、相談・問い合わせや、記録の照会や訂正、未払い金のすみやかな支払いなどに対応できる体制を抜本的に強化すること、第三者委員会などでは、物証がなくても、申し立てや証言などを尊重して支給することなどを求めます。また、コンピューターの誤った記録は、すべての手書き記録とつきあわせて修正すべきです。

「消えた年金」「消された年金」問題の根本には、国民の老後の生活保障である年金受給権を守ることには無関心で、保険料の徴収と納入率のアップが年金行政の最重要課題になっているという、大きなゆがみがあります。社会保障に対する国の政治姿勢が問われています。年金をはじめ社会保障は国民の権利であり、行政は国民の権利を守るために仕事をするという、最も基本的な原則を行政の上から下まで徹底することこそ、求められている改革です。

この立場で、年金保険料の流用をやめる、世界に例のない巨額の積立金は計画的にとりくずして給付にあてる、などの年金行政の抜本改革をすすめます。また、「消えた年金」「消された年金」問題の国の責任も放棄してしまう、2010年1月からの社会保険庁の解体・民営化は中止し、これまで繰り返し政府が国民に約束してきたように、最後まで国の責任で解決するにふさわしい体制をとることを求めます。

「消えた年金」問題を口実にして、社会保障番号制度 = 「社会保障カード」の導入が検討されています。しかし、国民の医療・介護・年金などのあらゆる情報を一元管理するという社会保障番号制度の導入は、「消えた年金」問題の解決に役立つものではありません。

社会保障番号制度は、財界団体などから、一人ひとりの国民が納めた保険料と受けとった給付額が比較できるようにして、公的社会保障を民間の保険商品と同様に扱い、社会保障制度にたいする国や企業の負担の責任をあいまいにするために導入が提言されてきたものです。社会保障は憲法 25 条にもとづく国民の権利です。社会保障の給付をその人が納めた保険料にもとづく対価という考え方をひろげ、もっぱら保険料のとりたてを強化するために、社会保障番号を導入することは問題です。また、社会保障番号を導入しているアメリカでは、社会保障番号の盗難など、年間 20 万人が「なりすまし被害」にあっており、国民の個人情報・プライバシーの保護という観点からも慎重な検討が必要です。

「消えた年金」「消された年金」問題で、国の管理能力・統治能力が問われているいま、どさく さにまぎれて社会保障番号制度を導入することは許されません。

パート、派遣、契約社員など非正規雇用で働く人たちの厚生年金加入の権利を保障 します

厚生年金など社会保険に加入することは、ほんらい非正規雇用もふくめた労働者の権利です。 現在の法律でも、法人または従業員が常時5人以上いる事業所は、正社員の4分の3以上の時間 を働く労働者はすべて厚生年金に加入させる義務を負っています。問題は、この義務を果たして いない事業所が少なくないことです。派遣社員も派遣元の企業が加入させる義務をおっています が、責任逃れ・違法行為がまん延しています。日本共産党は、違法・脱法行為をなくし、非正規 雇用で働く人たちの社会保険加入・厚生年金加入の権利を守ります。

年金「一元化」をどう考える 制度間の格差を是正し、公平な年金制度へ前進させます

国民からみて公平な年金制度をめざすことは当然ですが、自民・公明・民主がすすめてきた年金「一元化」議論は、負担は重い方に、給付は少ない方にあわせることになりかねない危険なものとなっています。

自民党・公明党がねらっている厚生年金と共済年金の一元化では、厚生年金が改善されることはなく、「見せしめ」的に共済年金の制度を改悪するだけです。しかも、改悪の対象には公務員だけでなく、零細な私立学校や幼稚園の教職員なども含まれます。

さらに現状の枠組みのもとで、国民年金の給付水準を厚生年金・共済年金にあわせるならば、 事業主負担のない国民年金の保険料は数倍に引き上がらざるをえません。また、被用者年金を国 民年金にあわせれば、被用者年金の給付水準の大幅な引き下げとともに、財界が要求しているよ うに、被用者年金への事業主負担をなくす入口になりかねません。どちらにしても、保険料の大 幅引き上げか、給付水準の引き下げであり、国民にとってよいことは1つもありません。

日本共産党は、年金の水準をいっそう貧しくする「一元化」ではなく、年金制度間の格差をなくし、国民から見て公平な制度をめざすべきだと考えます。そのために、いちばん具体的で現実的な方法は、最低保障年金制度を創設して、国民年金と厚生年金の低い部分の底上げをはかり、

全体として格差を縮小していくことです。財源は、大企業・大資産家に応分の負担を求めるなど、 歳出・歳入の改革によってまかないます。そうしてこそ、誰もが「生存権」を保障される年金制 度への道が開けます。

2、医療にかかる負担を軽減し、「医療崩壊」を打開し、だれもが安全·安心の 治療が受けられる医療制度を確立します

深刻な受診抑制、急増する無保険者、医師・看護師不足、地域の拠点病院の消失 「医療費削減」の名で国民の命と健康を切りすてる自民党政治により、日本の医療は今、「崩壊」の危機にひんしています。こうした政治のおおもとには、大企業の税・保険料負担を減らすため、公的保険・公的医療の縮小・解体を求める日本経団連などの要求があります。日本共産党は、財界の身勝手な要求にこたえて公的医療保障を切り縮める政治を転換します。「保険証一枚」あれば、だれでも、どんな病気でも医療が受けられるという「国民皆保険」の原則にもとづき、医療制度を土台から建て直します。

後期高齢者医療制度を廃止し、安心できる高齢者医療に転換します

75 歳という年齢を重ねただけで、高齢者を国保や健保から追いだし、「年金天引き」で保険料を取り立て、外来・入院・健診などあらゆる分野で差別する後期高齢者医療制度に、国民が大きな怒りの声をあげています。

この制度のねらいは、高齢者を別枠の医療制度に囲いこみ、高い負担と安上がりの差別医療を押しつけることです。保険料は2年ごとに値上げされ、際限のない負担増が国民に襲いかかります。後期高齢者の診療報酬を全面的に「包括払い(定額制)」にし、検査・投薬・手術を制限することや、後期高齢者の受診する医師を「かかりつけ医」に限定して、複数の診療科を受診しにくくすることなども検討されています。

組合健保や「協会けんぽ」(旧政管健保)が支出する「後期高齢者支援金」「前期高齢者納付金」はこれまでの拠出金より増額され、それを理由にした保険料の大幅値上げや健保組合の解散など、現役労働者の生活と医療が脅かされる事態が起こっています。

これまで老人保健制度に加入していた 65~74 歳の障害者が強制的に後期高齢者医療制度に入れられ、加入を拒むと自治体の医療費補助まで受けられなくなる事態も、各地で問題となっています。

ごうごうとわきあがる怒りと批判の声を受け、自公政権は、一部の高齢者の保険料軽減、年金 天引きの対象限定、一部の差別的な診療報酬の凍結など、制度の「見直し」を余儀なくされまし た。しかし、現代版「うばすて山」と言われる差別法の害悪は、小手先の「見直し」や「改善」 で解決できるものではありません。麻生内閣は、後期高齢者医療制度の「抜本的見直し」を打ち だしましたが、厚生労働省内に設置された「検討会」も、与党のプロジェクトチームも、半年間、 討議しても「抜本的見直し」案を決められず、検討を打ち切ってしまいました。国民世論に包囲 されて「見直し」を叫んでみたが、制度の根幹には手をつけられず、打つ手がなくなってしまったのです。

日本共産党は、医療にかかる国の予算を減らすために高齢者を差別し、存続すればするほど国民を苦しめ、すべての世代に重い負担と医療の切り捨てを押しつける後期高齢者医療制度を廃止します。他党とも共同して稀代の悪法をすみやかに撤廃し、老人保健制度に戻して、安心できる医療制度をどうつくるかの議論をやり直します。老人保健制度の復活にともなう国保の財政負担などは、国の責任で補填します。

高齢者医療の財政を悪化させてきた元凶は、政府による国庫負担の削減です。1983年に老人保健制度を導入して以来、歴代政権は、高齢者の窓口負担増、現役労働者の拠出金の負担増、国保への国庫負担削減などで、老人医療にかかる費用を国民に転嫁しつづけてきました。そのために、老人医療費に対する国庫負担は44・9%(1983年度)から37・3%(2007年度)へと落ち込み、後期高齢者医療制度の導入でさらに削減されました(35・4%:2008年度)。日本共産党は、高齢者を"じゃまもの"扱いして、医療を切り捨てる政治を転換します。減らされ続けた国庫負担を元に戻して高齢者医療費の無料制度を復活し、年齢や所得による差別のない医療制度の確立をめざします。

先進国では当たり前の"窓口負担ゼロ"をめざして負担軽減をすすめます。

自公政権が繰り返してきた窓口負担増により、世帯収入300万円未満の世帯では、「過去一年間に具合が悪くなっても医療機関に行かなかった」人が40%を超えるなど(日本医療政策機構、07年2月)深刻な受診抑制が起きています。医療機関の未収金も急増し、高すぎる窓口負担が、公的医療制度の土台を掘り崩しています。

外来でも入院でも3割もの患者負担をとられるなどという国は、先進国では日本だけです。公的医療制度のある国では、窓口負担はゼロか、あっても少額の定額制です。日本も、1980年代前半までは「健保本人は無料」「老人医療費無料制度」でした。この世界でも当たり前の原則を崩し、日本の医療制度を"国際標準"から大きく後退させてしまったのが、自民党政治です。保険料は所得など能力に応じて負担し、必要な医療はだれもが平等に受けられる この方向に向かって日本の医療制度を立て直します。

"窓口負担ゼロ"の第一歩として、子どもの医療費無料化制度を国の制度を創設するとともに、75歳以上の高齢者の医療費を無料化します。さらに、現役世代の3割負担も、健保・国保、本人・家族ともに引き下げていきます。自公政権が来年度の実施を決めている70~74歳の2割負担への引き上げを撤回します。

国保料(税)を引き下げ、保険証とりあげをやめさせます

国民の4割が加入する国民健康保険では、所得200万円台で30万円、40万円の負担を強いられるなど、支払能力をはるかに上まわる国民健康保険料(税)に住民が悲鳴をあげ、滞納が453万世帯、加入者の2割を超えています。国保料(税)滞納を理由に保険証を取り上げられ、医療

費の全額を負担する「資格証明書」にかえられた世帯は34万世帯にのぼります。また、事業主の "保険料のがれ"、などで健保に入れず、国保も「未加入」となっている人、自治体当局が保険証 を「留め置き」にしたまま放置している人など、数万人規模の無保険者が生まれ、「資格証・無保 険」の人が医者にかかれず、死亡する事件が全国で続発しています。国民の命と健康をまもる公 的医療保険が、国民の貧困をますますひどくし、社会的弱者から医療を奪うことなどあってはな りません。

日本共産党は、国の責任による国保料(税)の値下げを緊急に提案します。国保料(税)の「応益割」部分を、年間1人1万円(4人家族なら4万円)、国の支出で引き下げます。所得にかかわらず"頭割り"で課される「応益割」の引き下げは、国保料(税)の逆進性を緩和して、中・低所得者の負担を軽くします。

貧困にあえぐ人から医療まで取り上げる こんな非情な行政をおこなっている国は、ヨーロッパにはありません。生活困窮者からの保険証の取り上げをただちに中止し、貧困におちいった人に医療を保障する仕組みを拡充します。

政府の圧力と指導のもとで横行する、国保料(税)滞納を理由にした無法な差し押さえ、脅迫 まがいの催告、加入者の人権を無視した国保料(税)の取り立てをただします。

国保法第44条にもとづく窓口負担の減免措置を推進します。生活悪化で窓口負担を払えない人が急増し、医療機関の未収金も増大するもと、政府もこの間、国保法第44条の活用を言わざるを得なくなっています。国の責任ですべての自治体で減免制度を行わせ、対象者の拡大など制度拡充をすすめます。

低所得者に対する国保料(税)の減額・免除制度を拡充します。現行制度にも、失業や災害、事業不振など「特別な事情」で所得が減った人への国保料(税)の減免制度があり、政府もこの間、制度の活用を呼びかけていますが、適用を受けられる人は限定され、多くの生活困窮者が、滞納・無保険者になっています。急激な収入減におちいった人はもちろん、広範な低所得を対象とした減免制度を国の責任で整備します。国庫負担の増額で国保料(税)全体の水準を引き下げつつ、 "低所得者に重い"、国保料(税)の算定方式を見直し、所得に応じた国保料(税)に改革します。公的年金等控除の縮小や定率減税の廃止など、この間の庶民増税に連動した国保料(税)の値上げから国民をまもる、負担軽減策をすすめます。

国民健康保険を安心できる医療制度とするには、根本的な制度改革が必要です。低所得者が多く加入する国保は、そもそも手厚い国庫負担なしには制度が成り立ちません。しかもこの間、大企業の雇用破壊で失業者や非正規労働者が国保に流入し、「構造改革」によって自営業者や農林漁業者の経営難・廃業が加速するなど、 "国保の貧困化"が急速に進行しています。ところが、歴代政権は 1984 年の国保法改悪を皮切りに、国保に対する国の責任を次つぎと後退させてきました。 1984 年から 2006 年の間に、市町村国保の総収入に占める国庫支出金の割合は 49・8%から 27・1%へとほぼ半減し、それと表裏一体に、一人当たりの国保料(税)は3・9万円から8・2万円へと2倍以上に引きあがりました。日本共産党は、国保への国庫負担を計画的に 1984 年度の水準に戻し、国保料(税)をだれもが払える水準に引き下げ、国保財政の立て直しをはかります。

自公政権が強行した改悪を撤回させ、公的医療保障を拡充します

政府は、06年の「医療改革法」にもとづき、介護型療養病床を全廃し、医療型療養病床を大幅 削減して、高齢者を病院から追い出す計画を推進しています。06・08年の診療報酬改定では、医 療型療養病床に入院する患者の「医療の必要度」を区分し、「軽度」とされた人の診療報酬を大幅 に引き下げるなど、入院患者の "追い出し"をはかる改悪が、強行されました。「医療改革法」で 療養病床の食費・居住費を大幅に引き上げたため、負担に耐え切れない低所得者が退院に追い込 まれています。

給付費抑制のために「医療・介護難民」を生みだすこれらの改悪にたいし、医療現場や自治体から抵抗の動きが起こっています。政府は、医療型療養病床の「10万床削減」をかかげ、各都道府県に病床削減の「目標」を出すようせまりましたが、都道府県からは"現状維持"や"増床"の「目標」があいついで出され、「10万床削減」は達成不可能となっています。介護型療養病床の廃止も、"受け皿"とされている新型老人保健施設の報酬や人員基準に問題があり、病床転換はすすんでいません。日本共産党は、「医療難民」「介護難民」を大量に発生させ、患者と家族に多大な苦しみを負わせる病床削減・廃止計画を中止・撤回させ、必要なベッドをまもります。診療報酬や負担増による病院追い出しをやめさせ、慢性期患者の医療を保障します。

自公政権は06年の「医療改革法」で、「混合診療」の拡大に道をひらく、「保険外併用療養費」の導入を強行しました。保険診療と自費診療の併用を認める「混合診療」の解禁は、「必要な治療はすべて保険でおこなう」という公的医療保険の原則を崩し、患者の支払能力による治療の格差を生みだすものです。こうした動きの背景には、大企業の保険料負担の軽減を求める財界と、ビジネスチャンスを増やそうという米日保険業界の要求があります。「医療改革法」の施行後も、財界からは「混合診療」の全面解禁を求める提言があいついでいます。日本共産党は、「混合診療」の拡大を許さず、「保険証一枚」でだれでも安心してかかれる医療制度をまもり、広げます。

「軽い病気」の治療を保険外にする「保険免責制度」、医療機関が処方する風邪薬や胃腸薬の「保険はずし」など、財界が要求する公的医療保険のさらなる縮小に反対します。安全・有効な治療技術はすみやかに保険適用とする仕組みをつくり、差額ベッド料などの自費負担をなくし、安全で質の高い治療が保険で受けられるようにします。

「株式会社による医療経営」の解禁など、日本の医療を日米大企業の新たな儲け口とするため に、国民の命と健康を犠牲にする「医療の市場化」に反対します。

06年「医療改革法」にもとづき、40~74歳の国民に「特定健診・保険指導」を受けさせ、加入者のメタボリックシンドロームの改善をせまる仕組みがスタートしています。加入者の"受診率"や"メタボ改善率"が低いとされた医療保険には、財政支出増のペナルティが課され、加入者の保険料値上げにつながります。政府が国民に"健康づくりを怠った"というレッテルを貼り、懲罰を課すのは本末転倒です。特定健診の検査項目が「メタボ対策」に特化されたため、従来の健診にあった、病気の早期発見に必要な項目が除外されるなどの問題も発生しています。健診が保険者負担になることで、国保や健保のなかには、住民・労働者に費用を転嫁する動きも起こっ

ています。健診の営利化により、医療保険財政が、健康機器業界やフィットネス産業など「メタボビジネス」の食いものになることへの懸念も広がっています。日本共産党は、「自己責任」の名で健診をゆがめ、国民の健康保持に対する国・自治体の責任を後退させる改悪に反対します。病気の予防・早期発見という本来の主旨にたち、健診の改善・充実をはかります。

06年の「医療改革法」では、国と都道府県が5年単位の「医療費適正化計画」を策定し、経済指標を参照しながら給付費抑制を推進していく仕組みが導入されました(第 1 期計画は 2008~2012年度)。 "医療給付費の伸び率を経済成長率以下に抑制せよ"という財界の要求にもとづく制度改編です。各都道府県は「適正化計画」に「老人医療費の抑制」「病床数の削減」「メタボ・予備軍の減少」などの数値目標をさだめ、その達成をせまられます。給付費抑制の目標を達成できない都道府県には、その県だけ診療報酬を低く設定し、医療機関に経営難をしいるなどのペナルティが、国から課されます。住民の命と福祉をまもるべき地方自治体を、医療切り捨ての先兵に使う改悪など許されません。この「適正化計画」は、医療現場や自治体の混乱と反発をよび、国と都道府県の計画策定も大幅に遅れ、現在に至っても計画を策定できない県が存在するなど、ゆきづまりに直面しています。日本共産党は、「医療費適正化計画」をはじめ、都道府県・市町村を給付費削減競争に動員する仕組みを撤廃します。

06年「医療改革法」にもとづき、08年10月、政管健保が「協会けんぽ」に改編され、運営が都道府県単位に分割されました。政管健保の保険料率は全国単一でしたが、新制度では、保険料率は都道府県ごとに変わってきます。保険料に格差をつけ、「医療費適正化計画」ともリンクさせることで、都道府県に給付費抑制を競わせあうのが政府のねらいです。また、今回の制度改編により、「協会けんぽ」の財政に対する国の責任がいっそう後退することも懸念されています。自民党政権は1992年、"保険財政が悪化したら元に戻す"と約束したうえで政管健保の国庫負担率を16・4%から13%に引き下げましたが、その約束は反故にされたままです。その後も、社会保障費2200億円削減のため、国庫負担分を組合健保に肩代わりさせる改悪をねらうなど、歴代政権は、政管健保への国庫負担削減を推進してきました。日本共産党は、保険料に格差をつけて多くの労働者に負担増を押しつけ、都道府県に給付費抑制を競わせながら国庫負担の削減をはかる「協会けんぽ」の制度改悪に反対します。中小企業で働く労働者とその家族に、政府の責任で医療を給付するという政管健保の本来の目的・役割をまもる立場から、国庫負担の復元と制度の改革をすすめます。

日本の総医療費はGDP(国内総生産)の8・2%、サミット参加7カ国では最下位です。公的医療費の対GDP比も6・7%であり、イギリス(7・3%)並みにするなら2兆円、ドイツ(8・1%)並みにするなら7兆円、公的医療費が増えることになります。国民の長寿化や医療技術の進歩によって、医療費が増えることは本来、おそれるべきことではありません。日本共産党は、「医療費削減」の名で患者・国民、医療機関・医療従事者に犠牲を強いる路線を転換し、公的医療保障を拡充します。高薬価や高額医療機器など医療保険財政の無駄にメスを入れつつ、国の歳出の浪費を見直し、大企業・大資産家に応分の税・保険料負担を求めて、財源を確保します。

医師不足を解決し、地域医療体制をたてなおします

地方でも都市でも、医師不足が重大な社会問題となっています。最大の原因は、「医者が増えると医療費が膨張する」といって医師の養成数を抑制し、日本を世界でも異常な「医師不足の国」にしてきた自民党政府の失政です。そこに、診療報酬削減による病院の経営悪化、国公立病院の統廃合・民営化などの「構造改革」が加わって、地域の拠点病院・診療科の消失が引き起こされています。出産の場所を見つけられない「お産難民」が都市でも地方でも急増し、救急患者が搬送先を見つけられずに命を落とすなど、かつては考えられなかった事態が急速に広がっています。

国民世論に包囲され、ついに自公政権も「医学部定員削減」を決めた閣議決定を事実上見直し、2009・2010年度、医学部定員の増員を打ち出しました。また、休日・夜間診療の出産をになう勤務医への手当支給、不足地域に医師を派遣する自治体事業への助成など、地域医療の改善に向けた施策も部分的に始まっています。

しかし、OECD(経済協力開発機構)加盟国の平均よりも14万人も医師が少ない日本の現状からすれば、さらに抜本的な医師増員が必要です。また、政府はこれまで国公立病院に「採算重視」「コスト削減」を強要し、「不採算」を口実とした産科・小児科・救急医療などの切り捨てをおこなわせてきましたが、そうした路線は現在も継続され、とくに、総務省「公立病院改革ガイドライン」が自治体病院の閉鎖や病床削減に拍車をかけ、「医療崩壊」の"引き金"をひいています。「医療崩壊」を解決するには、「医療費削減」路線そのものを転換し、国の責任で計画的な打開策を投じることが必要です。

国の予算投入で医師の養成数を抜本的に増やし、OECD加盟国平均並みの医師数にします。そのために、医学部定員をただちに1・5倍化します。医学部の「地域枠」や奨学金の拡充、教育・研修内容の充実をはかります。

産科・小児科・救急医療などを確保する公的支援を抜本的に強化します。地域の医療体制 をまもる自治体・病院・診療所・大学などの連携を国が支援します。

医療の安全・質の向上、医療従事者の労働条件改善、産科・小児科・救急医療の充実など にかかわる診療報酬を引き上げます。出産一時金を大幅に引き上げます。

医師の公的任用、公募などで医師を確保する「プール制」「ドクターバンク」、代替要員の 臨時派遣など、不足地域に医師を派遣・確保する取り組みを、国の責任で推進します。

勤務医の過重労働を軽減するため、薬剤師、ケースワーカー、助産師、医療事務員、スタッフの増員をはかります。院内保育所や産休・育休保障など家庭生活との両立をめざします。 女性医師の働きやすい環境づくり、産休・育休・現場復帰の保障などを国として支援します。

「公立病院改革ガイドライン」の押しつけをストップします。国公立病院の乱暴な統廃合・ 民営化、社会保険病院・厚生年金病院・労災病院などの売却をやめ、地域医療の拠点として 支援します。

2004年の新臨床研修制度の導入によって、大学病院の医師派遣機能が低下したことは医師不足が露呈するきっかけとなりましたが、新臨床研修制度自体は、研修医の力量アップをは

かる改善です。ところが、政府はこれを「医師偏在」の原因だとし、研修期間の短縮や研修 先の強制的などの「見直し」をおこなおうとしています。日本共産党は、よい良い医師を育 てるという臨床研修制度の主旨をまもり、研修内容の充実、受け入れ病院への支援強化、研 修医の待遇改善をすすめます。

看護師不足を解消し、安全でゆきとどいた医療を

看護師の不足、超過密労働、離職者の急増は、医療の安全をおびやかす重大問題です。2006 年、国は看護師の配置基準を 18 年ぶりに改定し、「患者 7 人に看護師 1 人」(「7 対 1」)を配置した医療機関に報酬を加算して、手厚い看護体制を促す仕組みをつくりました。ところが、看護師が絶対的に不足しているうえに、「構造改革」で診療報酬全体が大幅に削減されたため、"看護師争奪戦"が激化し、経営難の中小・地方の病院で看護師不足がいっそう深刻化する事態が起こっています。これにたいし、政府は、「7 対 1」基準の報酬を取得できる要件に「重症度・看護必要度」などを導入しました。その要件はきわめてきびしく、現場の負担を増やし、増員の流れに水をさすものとなっています。

本当に手厚い看護体制を実現するには、諸外国に比べて異常に少ない看護師数を抜本的に増やすことが必要です。また、医療機関に「入院日数の短縮」をせまって看護師の業務量を激化させるなど、給付費抑制のため看護現場に犠牲をしいる医療政策の転換が求められます。看護師の配置基準を満たせない中小・地方病院をさらなる経営悪化に追い込み、選別した病院だけを支援する路線もあらためるべきです。日本共産党は、地域医療をまもり、すべての患者に安全でゆきとどいた治療を保障するため、看護師不足の解決に全力をあげます。諸外国に比べて少なすぎる看護職の抜本的増員、労働条件の改善と地域医療の支援、退職した看護師の再就労支援などで、看護師 200 万人体制を確立します。

「7対1」基準の報酬を取得できる病院を限定・選別するのをやめ、施設基準を満たす全病院が継続・取得できるようにします。「7対1」以外の配置基準を満たしているすべての病院にたいし、診療報酬を緊急に引き上げ、人員体制の確保を応援します。

看護師の労働条件を改善するための公的支援、診療報酬改革をすすめ、「夜勤は複数、月8日以内」という人事院判定の早期実現、産休・育休の代替要員確保、院内保育所の設置、社会的役割にふさわしい賃金への引き上げなどをはかります。

政府が検討している「第7次看護職員需給見通し」に実態を十分反映させ、新たに「看護師確保緊急7カ年計画」を策定して、看護職員の大幅増員へ抜本的対策を講じます。「行革」の名による看護学校の切り捨てをやめ、自治体独自の看護師増員対策をすすめます。看護教育制度の抜本的充実をすすめます。

退職した看護師の再就労を、国が予算を大幅に増やして支援します。

医科でも歯科でも、国民に安全・安心の医療を保障するために

[医療保険財政の立て直し]

給付費抑制を最優先に、ひたすら国民に負担を求め、公的保険を切り縮めて市場原理にゆだねる政府・財界の路線では、患者の重症化がすすみ、国の医療費は逆に増大するだけです。日本共産党は、ほんとうに持続可能で安心できる医療保険財政を確立するため、(1)減らしつづけた医療への国庫負担を計画的に元に戻す、(2)薬の価格をさらに見直し、異常に高い高額医療機器の価格を引き下げる、(3)予防・公衆衛生や福祉施策の充実に本腰を入れ、国民の健康づくりを推進する などの改革に取り組みます。

この間、大企業の賃下げやリストラ、非正規雇用への置きかえで健保の収入が減り、不安定雇用の労働者が大量に国保に追いやられたことも、健保・国保財政を悪化させる原因です。1980年度と2006年度を比較すると、国民医療費に占める事業主負担の割合は4% 1兆3000億円分も減りました。医療保険財政を立て直すためにも、大企業に雇用・賃金・保険料負担にたいする社会的責任を果たさせます。

民主党や自民・公明の一部からは、「医療保険の一元化」が叫ばれていますが、国庫負担を削減したまま「一元化」をしても、国保・高齢者医療の財政赤字が健保に転嫁され、現役労働者の保険料が値上げされるだけで、なんら制度の改善にはなりません。「一元化」を理由に、事業主負担が削減・廃止されれば、国民の負担はさらに増大します。「一元化」によって、現在、各保険者が独自におこなっている "給付の上乗せ" などが不可能になることへの懸念も出ています。「医療費削減」路線の枠内での保険者組織の改編ではなく、削減された国庫負担の復元で、公的医療保障を立て直すことこそ、求められます。

[インフルエンザ・感染症対策]

H1N1型ウィルスによる新型インフルエンザが世界的に流行し、日本でも多数の感染者が出ています。感染者が集中した地域では、「発熱外来」に人が殺到して病床が大変になっています。感染者の治療、発熱を訴える人への相談、病原体の拡散防止などに取り組む医療・保健体制を、国の責任で拡充・強化します。自公政権が「採算重視」の名で閉鎖・削減してきた 100 施設・3400 床の感染症指定医療機関を復活させ、拠点病院への専門医・看護師の配置、医療機器の整備、保健所の体制強化、ワクチンなどの研究・製造システムの確立をすすめます。

H5N1型ウィルスによるヒト・ヒト感染の強毒性インフルエンザなど、別種の新型インフルエンザの流行にもそなえ、抗インフルエンザ薬とプレパンデミック・ワクチンの備蓄量を大幅に増やし、検疫体制を抜本的に強化します。

はしか対策をすすめます。国の責任でワクチンを備蓄し、追加接種が必要な人には公費助成を おこなうなど、感染・流行を防ぐ、あらゆる手立てをとります。

細菌性髄膜炎の予防に有効で、世界 100 カ国以上で採用されている、「ヒブワクチン」の公費による定期予防接種を実現します。

肺炎球菌の感染により、多くの小児が細菌性髄膜炎や肺炎、重篤な中耳炎・菌血症・敗血症な

どにかかっています。すでに安全性と効果が立証されている「小児用肺炎球菌ワクチン」の接種 に対する公費助成をすすめます。

子宮頸がんはウィルス感染を原因とする病気であり、欧米諸国では、ヒトパピローマウィルス (HPV)ワクチンの早期接種による予防がおこなわれています。日本でも「HPVワクチン」 の開発をすすめ、接種への公費助成を実現します。

〔子どもの医療費無料化〕

小学校就学前の子どもの医療費を、所得制限なしで無料化する国の制度を確立します。その共 通の制度の上に、全国に広がった自治体独自の助成制度をさらに前進させます。子どもの医療費 の助成制度(現物給付)をおこなっている自治体の国保に対する、国庫負担の減額調整のペナル ティをやめさせます。

〔診療報酬の改革〕

"すべての人に必要な医療を保険で給付する"という国民皆保険を守り、拡充する立場で診療報酬の改革に取り組みます。診療報酬の「総額削減」、保険外診療の拡大に反対し、安全・有効な治療はすみやかに保険適用とする仕組みをつくります。"安上がり医療"をねらった「包括払い(定額制)」の導入・拡大に反対し、「出来高払い」による給付をまもります。薬・医療機器にかたよった報酬評価のあり方を見直し、医療従事者の労働を適正に評価する診療報酬に改革します。

医療の実態を無視し、医学的根拠もない「外来管理加算」の「5分ルール」を廃止します。

「後期高齢者終末期相談支援料」「後期高齢者診療料」「後期高齢者特定入院基本料」など、差別的な診療報酬をただちに廃止します。

地域医療・救急をささえる病院を大幅な減収に追いこみ、病院に「保険外併用療養」の採用を せまる、「入院時医学管理加算」の改悪を撤回させます。

標準算定日数を超えたリハビリを「保険外併用療養」とする改悪を許さず、リハビリ日数制限の全面撤回と制度の再構築を求めます。

政府は 08 年 10 月から、脳卒中や認知症の入院患者を多く抱える「特殊疾患病棟」(1 万 4000 床)「障害者施設」(6 万床)にたいする診療報酬の減額を強行しました。脳卒中・認知症患者などの "病院追い出し"をねらった改悪を撤回します。

人工透析の「夜間・休日加算」の引き下げにより、外来の夜間透析を廃止・縮小する医療機関が各地で生まれ、患者の治療がとどこおる事態が引き起こされています。患者負担の軽減をすすめながら、「加算」の復活、適切な報酬への引き上げをはかります。

現行では三疾患(血友病、HIV、人工透析の腎臓病)に限られている「高額長期疾病にかかわる高額療養費の支給特例」を拡大し、ウィルス性肝炎や慢性骨髄性白血病(CML)など、治療が長期にわたり、高額の医療費がかかる疾患を対象としていきます。

[レセプトオンライン請求義務化]

政府が推進する「レセプトオンライン請求義務化」は、医療機関に一方的な費用負担を押しつけ、レセプトデータの民間活用で個人情報を漏洩の危機にさらすなど、きわめて問題の多いものです。全国保険医団体連合会の調査によれば、オンライン請求に対応できないために「開業医をやめる」と答えた医師は12・2%にのぼります。「オンライン義務化」のために地域の診療所が経営難や閉院に追い込まれれば、医療崩壊はいっそう加速しかねません。省令改定だけで診療報酬の請求方法を制限し、保険医の請求権を侵害することは違法だと訴える訴訟も起こされています。日本共産党は、計画の撤回と抜本的な見直しを要求してきました。2010年4月に予定されている医科診療所への「オンライン義務化」をやめ、計画を白紙に戻すことを求めます。

〔歯科医療の充実〕

政府は、歯科の診療報酬を不当に低く抑え、自費診療・混合診療を拡大してきました。この 20 年間、重要な診療行為の保険点数が据え置かれ、新たな歯科医療技術の保険収載もほとんどおこなわれないという事態がつづいています。そのために、患者は保険だけでは十分な治療が受けられず、高い自費負担に苦しめられています。一方で、多くの歯科医は経営難にあえぎ、開業歯科医の 4 分の 1 が年収 300 万円以下の「ワーキングプア」という状況になっています。日本共産党は、国民の口腔の健康をまもり、「保険でよい歯科治療」を実現するため、歯科診療報酬の改革、歯科医療の充実にむけた支援を進めます。

初診料・再診料の水準を引き上げ、医科・歯科間格差を是正します。長期にわたり据え置かれている「う触処理」などの基礎的技術料を適正に引き上げます。医科・歯科ともに窓口負担の抜本的軽減を進めます。

歯周病の治療・管理や義歯に関わる包括的・成功報酬型の診療報酬を撤廃し、治療行為を適正 に評価する報酬に改定します。画一的な文書提供業務の押しつけをやめさせます。

国民の歯科医療への需要の高まりや、治療技術の進歩に対応し、保険治療の大幅な拡大と保険 外治療の解消をはかります。歯科新技術の安全・有効性を確認してすみやかに保険収載とする仕 組みを確立し、金属床の部分入れ歯など、実績もあり、広く用いられている治療法は保険給付の 対象としていきます。現在、保険で給付されている補綴物の保険給付はずしに反対し、混合診療 となっている欠損・補綴の保険移行をすすめます。

歯科技工士や歯科衛生士の役割を、適正に評価する診療報酬にあらためます。入れ歯にかかわる診療報酬の改悪により、歯科技工所の経営難・廃業が加速し、新たに歯科技工士となる若い人を確保できないなどの事態が深刻化しています。一方で、安全や品質に規制のない安価な海外技工物が大量に輸入され、自費診療で使用されています。歯科技工士が安心して仕事を継続でき、歯科医と連携して「よい入れ歯」を保険で給付できるよう、歯科技工物にたいする診療報酬の改善をすすめます。国民の海外技工物の輸入・使用・安全性の実態を調査し、材料・製作者・技工所などの基準を設けて規制をおこないます。

〔医療の安全、患者の権利〕

安全な医療は国民の切実な願いです。日本には医療事故を専門に取り扱う公的機関が存在せず、もっぱら警察の捜査に責任追及がゆだねられてきましたが、それでは問題の解決も被害者の救済もはかれません。政府内でも医療事故調査機関の設置が検討されていますが、機関の所属先や警察との関係など、重要な問題がいまだ未解決です。日本共産党は、医療事故の検証と再発防止に取り組む第三者機関の設置を早くから提案してきました。国民の願いにこたえ、医療現場の苦難を軽減するためにも、患者・国民、医療従事者の議論をすすめ、公正中立な調査機関のすみやかな設置を実現します。

分娩時の事故で子どもが脳性まひとなった場合に補償をおこなう「産科医療補償制度」が 09 年 1 月から始まりましたが、補償の対象が限定され、基金の運営は営利企業に丸投げで、透明性・公平性にも疑問がだされるなど、問題の多い制度となっています。日本共産党は現行制度の抜本的見直しをすすめながら、諸外国のような幅広い医療事故に対応できる無過失補償制度の創設をめざします。

患者の権利を明記し、医療行政全般に患者の声を反映する仕組みをつくる「基本法」の制定を すすめます。

〔がん対策〕

日本国民の死因の第1位である、がんの予防・治療には、国が総合的な対策をすすめることが必要です。ところが、政府・与党は、窓口負担増、保険証とりあげなど、がんの早期治療に逆行する施策をとりつづけてきました。自民党政権が、がん検診にたいする国庫補助を廃止したために、各地で、がん検診の有料化や対象者選別、検診内容の劣悪化などの事態が起こっています。医療崩壊が進行するもと、がんの治療・予防の地域格差が深刻な問題となっています。がん対策基本法の主旨にのっとり、どこにいても必要な治療・検査を受けられる医療体制の整備が必要です。国の責任で、専門医の配置や専門医療機関の設置をすすめ、所得や地域にかかわらず高度な治療・検査が受けられる体制を確立します。未承認抗がん剤の治験の迅速化とすみやかな保険適用、研究予算の抜本増、専門医の育成、がん検診への国の支援の復活など、総合的がん対策を推進します。

〔薬害・肝炎対策〕

薬害(肝炎、イレッサ、MMRなど)の解決と被害者救済に全力をあげます。

薬害 C 型肝炎訴訟の原告・弁護団の運動がみのり、08 年 1 月、薬害発生と被害拡大に対する国の責任を明記し、血液製剤によって C 型肝炎に感染した被害者を救済する法律が成立しました。しかし、救済法では、カルテのない被害者の救済がきわめて困難で、対象となる血液製剤は限定され、先天性疾患や集団予防接種などで感染した被害者は救済対象から外されています。日本共産党は、すべての薬害被害者の救済をはかり、製薬企業にも謝罪・補償・再発防止をおこなわせるなど、全面解決にむけた努力をつづけます。

350 万人とも言われるウィルス性肝炎患者の治療推進と生活支援にむけ、肝炎対策基本法を制定し、「肝炎治療7カ年計画」を拡充します。C型肝炎に対する肝がん予防を目的としたインター

フェロン投与や、B型肝炎に対する核酸アナログ製剤の使用などの有効性をすみやかに確認し、必要な検査・治療は迅速に医療費補助の対象としていきます。ウィルス性肝炎を「高額長期疾病にかかわる高額療養費の支給特例」の対象に加え、患者負担を軽減します。「肝炎ウィルス無料検査」の拡充、「肝疾患診療連携拠点病院」の整備、「肝炎情報センター」の機能拡充など、肝炎の早期発見・治療、情報提供、研究体制の充実をはかります。

[医療機関への消費税のゼロ税率適用]

保険診療などの医療費は消費税非課税とされていますが、病院や診療所が購入する医薬品・医療機器などには消費税が課税されています。これによって医療費の負担も増え、医療機関の経営も圧迫されています。医療には「ゼロ税率」を適用し、医薬品などにかかった消費税が還付されるようにします。

〔救急医療〕

救急体制の確保は、人の生死を左右する課題です。この十年間で救急出動件数が65%も増加しているのに、救急隊員数は9%増にとどまるなど、政府の責任放棄が患者の命を脅かし、救急現場の矛盾を拡大しています。さらに、政府は、救急車の有料化、通報段階で患者の「緊急性」を選別して切り捨てる「トリアージ(治療の優先順位の選別)」の導入など、「命の格差」を拡大する改悪を検討しています。日本共産党は19年前から国会でドクターへリの導入を提案するなど、救急体制の充実をいっかんして要求してきました。救急車の有料化などの改悪に反対し、救急体制の拡充をすすめます。

国の責任で、小児救急体制を整備し、新生児特定集中治療室(NICU)を現行 2000 床から当面、2500 床に増床し、計画的に 3000 床の確保をめざします。

〔助産師・助産院への公的支援〕

「お産難民」が社会問題となっている今、助産師・助産院の役割はますます重要となっています。ところが、自公政権は、2006年「医療改革」の一環として、嘱託医・嘱託医療機関を確保できない助産院の開業は認めないとする医療法改定を強行し、多くの助産院を廃業に追い込みかねない、重大事態を引き起こしました。日本共産党は、みんなが安心してお産のできる環境を確立し、助産院ならではの「良いお産」を普及・発展させるため、助産師の養成数を増やし、助産院に対する手厚い公的支援をすすめます。助産院を地域の周産期医療ネットワークに位置づけ、「院内助産所」の設置を進めるなど、助産師と産科医の連携を国の責任で推進します。

〔在宅医療・介護における駐車問題の解決〕

在宅医療、訪問看護、訪問介護の分野では、一定時間の駐車が避けられませんが、その仕事に 従事している人たちは、駐車禁止で取締りを受けることに不安を感じながら仕事をしなければな らないのが実態です。 駐車許可を得るには、煩雑な手続きや実態と合わない基準が障害となって いる現状を改め、柔軟で実態におうじた道交法上の配慮を求めます。

難病対策の抜本的な拡充を

難病対策は、1972年に始まった難病対策要綱にもとづき、治療研究と医療費助成を中心にすすめられてきました。2006年には、「予算削減」のためにパーキンソン病や潰瘍性大腸炎に対する医療費助成の削減が画策されるなど、難病患者まで切り捨てる政府の冷たい姿勢があらわになりましたが、患者団体はこうした動きとねばり強くたたかい、09年度には、治療研究や医療費助成の対象疾患を拡大させることができました。ただ、新たに治療研究対象となったものの多くは、「原則一年」とされる「研究奨励分野」であり、研究者や患者団体からは、これらを「臨床調査分野」に "格上げ" し、継続した難病研究を保障するよう要求が出ています。

患者・家族の一番の願いは、原因究明や治療法が確立されることです。すべての難病や慢性疾患の患者に対し、十分な医療が保障されるよう、関係予算を抜本的に増額し、新規の難病指定を すみやかにおこない、治療研究をすすめます。

すべての難病患者、長期慢性疾患者、小児慢性疾患児が、お金の心配なく、無料または低額の 負担で安心して必要な医療が受けられるよう、公的医療費助成制度を抜本的に拡充します。小児 慢性疾患児が、成人したことを理由に必要な医療費補助を打ち切られるなどの事態をあらため、 成人後の医療・社会生活への支援策をすすめます。

難病・慢性疾患は生涯にわたって治療が必要です。ヨーロッパでは、長期療養が必要な患者に、疾病の別なく、手厚い給付と負担軽減をはかる仕組みが整備されています。日本共産党は、難病・慢性疾患への医療費助成の枠組みを毎年の予算で決める現行制度をあらため、ヨーロッパのように、すべての疾患に必要な医療を給付し、自己負担の心配もいらない、公的な医療保障制度を確立するため、力をつくします。当面、負担が大変な難病患者を、高額療養費制度をつうじて救済する負担軽減策をすすめます。

障害者自立支援法を廃止し、難病や慢性疾患を障害の範囲に加え、ICF(国際生活機能分類)の障害概念に基づいて、すべての障害を福祉サービスの対象とする総合的な「障害者福祉法」を制定するために全力をあげます。教育の保障、障害者雇用促進法にもとづく就労支援の強化、障害基礎年金額の大幅な引き上げをはじめとした所得保障の拡充など、難病・慢性疾患患者のくらしの基盤をととのえます。難病相談支援センターの役割と機能を強化し、相談支援体制を拡充します。

3、介護を受ける人も、介護をささえる人も、誰もが安心できる公的介護制度 をめざして改善をすすめます

2005年に、自民・公明にくわえて民主党まで賛成して成立した改悪介護保険法のもとで、高すぎる保険料・利用料、必要な介護サービスのとりあげ、深刻な施設不足と待機者の急増、介護労働者の労働条件の悪化と、それによる人材不足の深刻化など、さまざまな問題が浮き彫りとなっています。

施設の食費・居住費の全額自己負担化によって、負担の重さにたえきれず、施設を退所したり、利用をあきらめる人があとをたちません。特別養護老人ホームの待機者も全国で38万人をこえて

いますが、それに療養病床の廃止による施設からの高齢者追い出しが拍車をかけ、深刻な事態となっています。

軽度と認定された人から、訪問介護や通所介護など、高齢者の生活と命をささえてきた介護サービスが「予防」や「自立支援」という名のもとにとりあげられています。「介護の社会化」という当初の宣伝文句とは裏腹に、家族の介護負担は増え、年間 14 万人をこえる人が家族の介護を理由に仕事を辞め、介護を苦にした悲惨な事件や、高齢者の孤独死などもあとをたちません。

介護予防や保健福祉の事業が「地域支援事業」として介護保険に吸収され、公的な責任と行政の財政負担は後退しました。各地の介護予防事業は閑古鳥が鳴いている上に、地域の高齢者の実態を把握し、介護予防や虐待防止などのとりくみの中心になるとされた地域包括支援センターも、介護予防プランの作成で手一杯というのが実態です。社会的な支援を必要としながら、介護制度や社会福祉の網の目からこぼれ、地域のなかで貧困にたえ、困難をかかえて暮らす高齢者が増えています。

その一方で、改悪介護保険法にもとづいて、介護報酬が削減されたため、事業者の経営が苦しくなり、介護労働者の労働条件はますます劣悪になり、辞めていく人があとをたたず、深刻な人材不足が介護現場に広がっています。09年4月に介護報酬が初めて3%引き上げられたことは世論と運動の成果ですが、政府が当初宣伝した"ひとり月2万円の賃上げ"はまったく実現していません。09年度補正予算には時限措置で賃上げ対策がもりこまれましたが、一時的な対策では効果はのぞめません。「福祉は人」です。福祉をこころざした人たちが、精魂つきはて、無念の思いで、福祉の職場を去っていくことは、わが国がこれからさらなる高齢化を迎えることを考えても、重大な問題です。

いま、介護保険制度は、国民的な存在意義という点でも、制度をささえる人材という点でも、 土台からゆらぐ深刻な事態となっています。

日本共産党は、施設利用料の実効ある軽減措置を講じること、軽度者や家事援助もふくめてすべての高齢者が人間らしく生きていくことを支える介護サービスを守ること、「地域支援事業」に十分な公費を投入して、地域包括支援センターの活動をはじめ、行政が高齢者の生活にたいする公的責任をしっかりとはたすことなど、改悪法による「介護とりあげ」、負担増などから高齢者を守る改善に全力をあげます。

また、07 年 12 月に発表した「国民の願う高齢者介護・障害者福祉の実現を 深刻な人材不足を打開するための緊急提言」の実現をはじめ、介護をささえる人も安心して、誇りと働きがいをもって働ける、労働環境の改善に力をつくします。

さらに、介護をはじめ社会保障を「市場原理」「規制緩和」一辺倒の世界にしようとしてきた「構造改革」をあらため、利用者の権利と生活を守り、利用者の立場にたった介護サービスにしていくために、コムスン問題などの教訓を政治にいかします。

財界団体などが要求し、厚生労働省が検討していることも「内部文書」で明らかになった、介 護保険料の徴収年齢の引き下げや障害者福祉の介護保険への統合、利用料の2割への引き上げや ホテルコストの引き上げ、軽度と認定された人や家事援助の介護サービスを介護保険の対象から除外するなどの給付対象の削減や「介護とりあげ」をはじめ、さらなる介護保険の改悪にはきっぱりと反対します。

そして、(1) 保険料・利用料を減免して、経済的理由で介護を受けられない人をなくす、(2)「介護とりあげ」「保険あって介護なし」をただす、(3) 労働条件の改善で、人材不足の解消、雇用創出をはかる、(4) 高齢者の生活支援や健康づくりに自治体が責任をはたす、という4本の柱で、今年2月に発表した「介護保険10年目を迎えるにあたっての提言」にもとづき、現在の介護保険の枠組みにとらわれず、誰もが安心して利用でき、安心して働ける介護制度への抜本的な見直しを国民の協力・共同ですすめます。とくに、次のような改革をすすめます。

国庫負担をふやし介護保険料を値下げするとともに、実効性のある利用料・保険料の減免制度をつくります。保険料のあり方を、全国単一の所得に応じた定率制など、支払い能力に応じた負担にあらためていきます。利用料は、将来は無料(10割給付)をめざし、当面は、在宅サービスでも施設サービスでも減免制度を抜本的に充実させます。

所得の少ない高齢者は、原則として介護保険料・利用料を免除して、お金の心配をせずに 介護がうけられるしくみを緊急につくります。

「介護とりあげ」を目的として改悪され、世論と運動によって大幅な見直しをせまられた要介護認定・調査の判断基準は白紙撤回させます。要介護認定のありかたは、認知症の人などの状態をきちんと把握できるように、現場の実態にあわせて慎重に再検討するとともに、将来にむけては、在宅生活を制限する要介護認定と利用限度額を廃止し、現場の専門家の判断で適正な介護を提供する制度をめざします。

身近な相談相手・専門家として、利用者の声を中立・公正な立場から代弁できるように、ケアマネジャーを支援・育成します。ふさわしい介護報酬や研修などを保障します。介護予防プランの作成をケアマネジャーの担当にもどし、介護報酬も引き上げ、高齢者が自分の担当のケアマネジャーから一貫した支援を受けられるようにします。

05年の法改悪による「介護とりあげ」を元にもどします。また、自治体による乱暴な「介護とりあげ」の背景となっている、国の給付適正化事業のあり方を抜本的に改め、ヘルパーやケアマネジャーなどの判断で、介護の現場の実態におうじて柔軟に、適切なサービスが提供されるようにします。

特養ホーム、生活支援ハウスなどの計画的整備、ショートステイの確保、グループホームや宅老所、小規模多機能への支援など、在宅でも施設でも、住み慣れた地域で安心して暮らせる基盤整備をすすめます。特養ホームの待機者を解消する、緊急の基盤整備5カ年計画をすすめます。

介護施設でも医療行為は医療保険の適用を認めるなど、医療と介護の連携を強め、どこでも必要な医療と介護が受けられるように改善します。介護型療養病床の廃止に反対し、その 医療施設が地域ではたしてきた役割を守り、地域における慢性期医療を充実します。 食費・居住費の全額自己負担をやめさせます。「コムスン事件」の反省をいかし、非営利の介護提供者を支援するとともに、民間事業者については適切な介護が提供できるかを事前に審査するようにあらためます。財界が要望している特養ホームへの営利企業の参入に反対します。

人材不足問題を改善し、介護従事者の労働条件をまもり改善するために、介護労働者の月3万円の賃金アップなどの緊急対策や、介護報酬の引きあげ、人員配置基準の改善などにとりくみます(詳しくは、07年12月に発表した「緊急提言」をご覧ください)。介護従事者の処遇改善が介護保険料・利用料の値上げに反映しないよう、公費を投入して改善をはかります。

サービス提供責任者が常勤で配置できるように介護報酬に位置づけます。施設の人員配置 基準を実態にあわせて3対1から2対1に改善させます。24時間365日の在宅介護態勢を整備するために、夜間の訪問介護は複数のヘルパーの派遣を保障できるように改善します。

福祉事務所や保健所の機能強化など、保健・福祉・公衆衛生などの自治体のとりくみを再構築します。地域に暮らす高齢者の生活を行政がつかみ、総合的にその生活をささえていくために、地域包括支援センターの活動などを充実させます。

介護・医療・福祉などの連携をすすめ、国と自治体の責任で高齢者の健康づくりをすすめ ます。民間での対応がむずかしい人には、自治体が介護を提供するなど、積極的な役割をは たせるようにします。認知症にたいする支援を強めます。家族介護者への支援を充実します。

これらの財源を確保するために、介護給付費の国庫負担割合を計画的に 50%まで引き上げることをめざします。当面ただちに 5%引きあげます (在宅は 25%から 30%へ、施設は 20%から 25%に引きあげます).

4、生活保護、児童扶養手当などのきりさげを中止させ、抜本的に拡充します

必要な人すべてが受けられる生活保護に改善します

生活保護の受給世帯は 119 万世帯 (09 年 3 月) に達し、史上最高を更新し続けています。生活保護制度は、「最後のセーフティーネット」であり、その水準は、国民の生存権 = 「健康で文化的な最低限度の生活」(憲法 25 条)を具体化したものでなければなりません。

ところが、日本の生活保護の捕捉率(生活保護が必要な水準にある世帯のうち、実際に何世帯が生活保護を受給しているかの割合)は1~2割程度といわれ、ヨーロッパなどに比べて極端に低いことが多くの研究者から指摘されています。生活保護法に違反するような福祉行政が自治体の現場でまかり通っているからです。しかも、自公政権は、生活保護の母子加算・老齢加算の廃止をはじめ、生活保護の給付水準を切り下げる改悪をこの間、強行してきました。こうした政治のおおもとには、社会保障削減路線があります。日本全国で貧困が広がるいま、必要な人すべてが受けられる制度にこそ改善すべきです。

生活保護費の抑制を求める政府の指導により、自治体では、受給希望者に申請書さえ渡さない違法な「水際作戦」や、保護開始後、生活が軌道にのっていないのに無理やり保護の辞退届を書かせるなどの非情な行政が横行しています。生活保護法にも違反した行為や無法な指導をやめさせ、必要な人がきちんと生活保護を受けられるようにします。08 年の年末から 09 年の初頭に注目を集めた「年越し派遣村」では、国民の世論と運動、当事者・支援者の道理ある交渉により、住所の有無や年齢を理由にした保護申請の "門前払い"、を許さず、保護を希望した全員にすみやかな保護決定が下されるという画期的な経験が生まれました。こうした成果もふまえ、生活保護法の本来の規定にそった保護行政を全国で実施させます。

07年から、持ち家を持つ高齢者に不動産を担保にお金を貸し付け、それを使いきるまでは保護を受けさせない「要保護世帯向け長期生活支援資金=リバースモーゲージ」が始まりました。政府はさらに、生活扶助基準の引き下げ、級地再編などの制度改悪もねらっています。生活保護基準は、非課税限度額や就学援助、公営住宅の家賃など、各種制度の目安・基準になっており、切り下げは、保護を受給していない世帯にも大きな影響をおよぼします。日本共産党はこれらの制度改悪を中止させ、廃止された老齢加算、母子加算を復活します。「最後のセーフティーネット」である生活保護を、「働く貧困層」をはじめ、制度を必要とするすべての国民が利用できる制度とするため、保護基準や運用、利用方法など抜本的に改善・拡充します。

厚生労働省が出した、生活保護の通院交通費(移送費)支給を制限する「通知」をめぐり、過度にきびしく対応する自治体が出ています。この「通知」については、国民の批判を受けて、厚労相も「事実上の撤回」を言及しており、すべての自治体で受給者の通院交通費が保障されるよう、政府の指導と自治体行政の是正を求めます。また、政府には「通知」の明確な撤回を要求します。

行政が、貧困の実態を正しく把握することも重要です。ところが、日本では 1965 年を最後に、 生活保護が必要な水準の世帯数の把握がおこなわれていません。イギリスでは、3 年ごとに捕捉 率を公表しています。国が貧困をなくすという立場にたてるかどうか、姿勢が問われています。 国の責任で貧困、生活保護の捕捉率などの実態調査をおこないます。

義務教育の子どもの給食費・学用品代・修学旅行費などを援助する就学援助は、受給者が急増し、その役割はますます重要になっています。ところが、国が2005年に、生活保護に準ずる世帯の国庫補助金を打ち切り、一般財源化してしまったことで、支給額や基準を厳しくしている自治体が広がっています。就学援助への国庫補助金を復活・拡充させます。

児童扶養手当の削減を中止し、父子家庭にも拡充します

児童扶養手当の受給者は、約100万世帯におよびます。母子家庭は、不安定雇用、低所得をしいられ、その平均収入は全世帯の平均収入の約4割で、手当はまさに "命綱"です。2002年に自民・公明・民主の賛成で決められた、児童扶養手当の大幅削減(最大で2分の1)は運動と世論の力で「凍結」されました(法律上の実施予定は08年度)。しかし、削減をしない条件として「就労意欲」の有無が判断されるため、受給世帯の母親は「求職活動中」などを証明する書類の提出

を義務づけられています。その書類手続きができない母親が3514人(08年12月)にのぼり、問題となっています。また、届け出を促す自治体からの文書が、書類を提出すると逆に手当が削減されるかのような、誤解を与える表現になっており、各地で混乱を招いています。受給条件の緩和、提出書類の簡素化を緊急におこない、手当削減を決めた法改悪をすみやかに撤廃します。

現在、児童扶養手当の対象となっているのは、母子家庭と、母にかわって扶養している世帯のみで、父子家庭は含まれていません。年収300万円未満の父子世帯は37%、200万円未満世帯が16%にも及ぶなど、多くの父子家庭が、低所得に苦しみ、支援を必要としています。自治体によっては、父子家庭に対し、児童扶養手当にかわる独自の給付制度を実施しています。父子家庭を手当支給の対象から排除する現行法をあらため、「ひとり親家庭」に開かれた児童扶養手当になるよう改善します。

生活保護や児童扶養手当などに物価の上昇分を反映させ、今年度からすみやかに給付を引き上げます。

厳冬期にそなえ、低所得者向けの福祉灯油に対する国の財政支援を拡充します。

5、原爆被爆者施策の抜本的な改善をすすめます

広島・長崎の被爆者が6年余にわたってとりくんできた原爆症認定集団訴訟は、被爆者側が18連勝を重ね(09年7月末現在。8月3日には19番目の判決予定)、2度にわたり認定審査方針の見直しをおこなわせました。しかしなお、被爆の実態にも司法の判断にも、みあったものになっていません。そればかりか政府・厚生労働省は、これまでの切り捨て行政が間違っていたことさえ認めず、被爆者と争い続けています。

これらは、被爆国日本の政府が、原爆被害の実態を直視しようとせず、いかに矮小化してきたかを示しています。最近、国側が影響をほとんど認めてこなかった、放射線降下物などを体内にとりこんだことによる内部被曝の影響が明らかにされました。日本政府がアメリカの核抑止力に頼る方針のもとで、被害の実態を解明する努力をまともにおこなってこなかったことは明白です。

健康やくらしなどさまざまな困難を抱えながら、核兵器廃絶の声を世界に広げてきた被爆者の苦しみを増幅させる切り捨て行政を続けることは許されません。原爆症認定集団訴訟の早期解決と、放射線の影響が否定できない疾病・障害については認定するなど審査方針と運用の抜本的改善をすすめます。同時に、矛盾の多い認定制度そのものについても、被爆者の要求にそって、法改正をふくめ根本的解決をはかります。

被爆者援護法を改正し、原爆被害への国家補償、何の対策もとられていない死没者への補償、 被爆二世対策の拡充をすすめます。海外に居住する被爆者が、原爆症認定申請をはじめ、国内に いる被爆者と同等の援護が受けられるようきめ細かな措置をとります。

6、ハンセン病元患者にたいする保障を充実させます

全国には13カ所の国立ハンセン病療養所があります。入所者は約2600人(09年2月現在)であり、高齢化と身体の不自由が年々すすんでいます。2001年の「隔離は違憲」とした熊本地裁判決、ハンセン病問題対策協議会での「基本合意」「確認事項」にもとづいた運動がおこなわれ、08年6月には、療養所の具体的な維持対策を求めた「ハンセン病問題基本法」が成立し、09年4月から施行されています。さらに09年7月、「国立ハンセン病療養所における療養体制の充実に関する決議」が衆議院において全会一致で可決されました。

「基本法」「決議」にふさわしい入所者の処遇改善や職員体制の充実を一刻も早く実施し、生活環境が地域から孤立することなく、安心して豊かな生活を営むことができるよう必要な措置を講じることを、国に求めます。入所者の医療・生活保障を拡充し、不足している医師、看護師、介護職員の確保・増員をはかることも必要です。重症化している入所者の夜間介護体制の充実をすすめます。退所者が安心してかかることのできる医療制度を確立します。賃金職員の差別的処遇の抜本的な改善をはかります。

療養所ごとに「将来構想」づくりがすすめられています。国は、自治体とともに入所者の願い を反映する療養所を実現するため、積極的で万全の支援と保障につとめるべきです。

7、中国からの帰国者などに社会的支援を確実におこないます

さきの戦争で犠牲になった中国「残留孤児」「残留婦人」たちが国の謝罪と生活支援を求め、全国で訴訟に立ち上がった結果、改正「中国残留邦人支援法」による支援給付金の支給など、新たな支援策が 08 年 4 月から始まりました。しかし、国は、終戦間際に多くの国民を中国東北部に置き去りにし、その後も長期にわたって支援を怠ってきたことへの真摯な反省と謝罪をしていません。そのために、支援給付金の水準は、「安心した老後をおくりたい」という願いに応えるものとはなっていません。また、 支援給付金が生活保護制度に準ずる制度になっているため医療などが十分に受けられない、 法施行前に 60 歳未満で亡くなっている「孤児」の配偶者には支援給付金が支給されない、 支援対象が一世のみで二・三世が抱える社会的問題が法の対象外になっているなど、現行の支援給付金には、さまざまな問題点があります。配偶者や二・三世も含め、国が「孤児」たちに約束した「日本に帰ってきてよかったといえる支援策づくり」を、人間としての尊厳にふさわしく、確実におこなうことを強く求めます。

日本の敗戦によって強制労働に従事したシベリア・モンゴル元抑留者の賃金は、いまだに未払いのままになっています。元抑留者の平均年齢は85歳に達し、一刻も早い解決が求められます。日本政府は07年4月から始まった10万円相当の旅行券などの引換券を「慰労品」として支給する事業で幕を引こうとしていますが、とんでもありません。抑留期間に応じた特別給付金の支給をただちにおこないます。政府の責務を消滅させず、真相究明を行い、実態調査や資料保存、追悼の実施、遺骨収集の拡大など、人権回復と歴史の検証・継承の願いにこたえるよう全力をあげます。

3 子ども・子育て

一人ひとりの子どもが大切にされ、安心して子育てできる社会に

子どもは未来の主人公であり、社会の希望です。国連・子どもの権利条約は、すべての子どもが差別されることなく、命と健康、文化、教育による全面的発達と意見表明、社会参加等が権利として保障されなければならないとし、そのための締約国の義務を定めています。ところが日本では、子どもや子育てに対する社会的なサポートが先進諸国のなかできわだって弱く、子育てがとりわけ困難になっています。自国が「子どもを生み育てやすい国」と思うかを聞いた国際調査(内閣府 05 年実施)では、「そう思う」がスウェーデン 98%、アメリカ 78%、フランス 68%などに対し、日本では 48%と半数以下です。

また、自公政府の「構造改革」路線が、不安定な雇用と低賃金、長時間労働をひろげ、教育費、 税金や社会保険料などの負担増、生活保護の母子加算廃止など社会保障切捨てをすすめてきたために、事態はいっそう深刻になりました。若い世代が結婚や出産をためらうことになり、少子化が改善されません。日本は、IL0156号条約(家族的責任を負う男女労働者の差別的扱い禁止に関する条約)を批准しており、政府には、女性も男性も家族的責任を果たしながら働ける条件を保障する責任があります。

親の経済的困難が子どもたちに及ぼすしわ寄せも重大です。給食費が払えない、費用が出せず 修学旅行にいけない、高校、大学を中退せざるをえないなど、貧困に苦しめられる子どもたちが 増大しています。

これらは、自公政治が、子育てへの支援や福祉、保育、教育など、家族を支える政策を怠り、家族や親の「自己責任」にしてきたためです。家族政策や子どもの教育にかける予算をGDP比率でみると、日本は先進諸国の最低レベルです。政府は財政難を理由にしますが、お金がないのではありません。子どもと家族に冷たく、大企業を最優先する政治のあり方に問題があるのです。この政治をただして、家族と教育、福祉関係の予算を抜本的に増額し、人間らしい働き方とくらしの実現、子どもたちが大切にされ、だれもが安心して子育てできる社会をめざします。

1. 男女ともに子育てできるゆとりある社会を

子育てにとって、父母、家庭の役割は特別に重要です。安心して子どもを生み、育てるためには、ゆとりある働き方と、安定した経済的土台が不可欠です。労働時間や賃金、休日などで人間らしい働き方を確立するとともに、妊娠・出産、子育てに対して社会全体で支援をつよめます。

子育てしやすい人間らしい働き方、賃金・労働時間を保障します

青年の2人に1人が非正規雇用であり、結婚、子育てに直面する年代である25歳から34歳の

労働者のうち年収200万円に届かない人は300万人以上にのぼります。これでは結婚や子育てをするのは困難です。非正規労働者の労働条件の改善のために、最低賃金を時給1000円以上にひきあげて底上げするとともに、パートや派遣社員などへの差別禁止、均等待遇の原則を確立します。安定した雇用を保障することは企業の社会的責任です。明日の生活も見えないような不安定な働かせ方をしいる登録型派遣をきびしく規制するなど、派遣法を抜本的に改正し、正社員への登用・転換を図ります。

多くの若い父親がもっと子育てにかかわりたいと願っているにもかかわらず、長時間過密労働のために、現実にはできません。30代の男性で週60時間以上働く人が4分の1にのぼります。子育てに対する母親の負担感、不安もきわめて大きくしています。サービス残業の根絶とともに、残業時間の上限規制で長時間労働を改善し、男性も女性も子育てにかかわるゆとりをとりもどします。子育て中の変則勤務、夜間・休日出勤、単身赴任などを制限します。

妊娠、出産にともなう解雇、退職勧奨を根絶します

妊娠・出産をつうじて働き続ける女性はいまもごくわずかです。 7割が第1子出産を前後して 仕事をやめており、この比率は20年来、ほとんど改善されていません。厚労省の雇用均等室には、 年間3710件(08年度)の妊娠・出産による解雇や嫌がらせ、退職勧奨にかかわる相談(うち女 性労働者からは2079件)が寄せられています。育児休業の取得による解雇や不利益取り扱いなど、 いわゆる「育休切り」の相談も1100件を超えています。違反企業への指導の徹底、罰則の強化な どで妊娠・出産、育休取得などにともなう解雇・不利益取り扱いを根絶するとともに、女性労働 者が妊娠・出産で昇給や昇進・昇格等が不利にならないようにします。

育児休業制度を改善し、男性の取得促進、所得保障の増額をはかります

政府の調査では女性の育児休業取得率は9割近くに前進していますが、これは働き続けている 人のなかの比率であり、それまでに仕事をやめた人を加えると3割に満たないとみられます。一 方、男性の取得率は1%台です。

安心して育児休業が取得できるように、休業中の所得保障を6割に増額します。中小企業への助成や代替要員の確保、男性の取得を促進する「パパクオータ制度」の導入などをはかります。派遣・パートなど有期雇用労働者の取得条件をひろげます。取得すると昇進・昇格にひびくことがないように改善をはかり、男女ともに取得しやすくします。子どもが病気のときの「子どもの看護休暇」を、学校行事への参加などにも使える「家族休暇」制度に拡充し日数を増やします。短時間勤務制度や残業免除制度など、子育てと仕事を両立できる制度を拡充します。

住宅、生活、出産費用への援助など若い世代への支援をつよめます

とりわけ低賃金、不安定雇用のもとにおかれている若い世代にとって、結婚・出産にふみだす ためには大きな経済的負担がかかります。公共住宅の建設や「借り上げ」公営住宅制度、家賃補助制度、生活資金貸与制度など、国や自治体による支援を特別につよめます。

2.保育所を増やし、子育てしながら働ける社会に

この4月、保育所に申し込んでも入れない待機児童が、昨年比で東京都1・4倍、横浜市で1・8倍と急増しました。経済危機と「雇用破壊」のもとで、子どもを預けて働かなければ生活できない事態が子育て世帯にひろがったのです。雇用の責任を投げ捨てた財界・大企業と政府の責任は重大です。そして保育所不足の深刻な事態をつくりだしてきた原因もまた、認可保育所の建設を怠って、定員を超えた詰め込みや認可外の保育サービス活用などの安上がりの「待機児童対策」に頼ってきた、政府の保育政策にあります。

欧米諸国と比べても日本は、20代、30代の仕事をもつ女性の比率がとりわけ低く、依然として、年齢別労働力率のグラフがM字型カーブを描く現状が残されています。その要因は、長時間労働など子育てしながら働き続けられない職場の労働条件とともに、保育所不足にもあります。3歳未満の子どもが認可保育所を利用している割合は、フランス42%、スウェーデン44%に対し、日本は20%です。女性の社会進出を支える保育などの条件整備がまだまだ遅れているのは明らかです。

保育所は、親の就労、子どもの生活と成長を保障する場としてなくてはならない施設です。国・ 自治体の責任で、保育所の整備・拡充をすすめます。

当面の待機児童の解消を急ぎます

当面ただちに対策が必要なのは、すでに入所を申し込んでいる待機児童の解消です。今すぐ保育を必要としている子どもたちにただちに保育を保障することは、国・自治体の責任です。公共施設の空きスペースや統廃合された保育所などの施設を使った臨時保育所の設置や、自治体の保育所建設計画の前倒し実施など、可能なあらゆる手だてをとり、来年4月を待たずに早急な対応をすすめます。緊急整備のための特別な計画と予算を確保します。

計画的に保育所整備をすすめ、女性の社会進出をささえる基盤をつくります

保育を必要としているのは、申し込みをして入れなかった待機児童だけにとどまりません。都市部では現在でも、「保育所をつくればつくるほど待機児童が増える」という事態も生まれています。認可外施設やベビーホテルなどに預けられている潜在的な待機児童は数十万人といわれており、当面する待機児童対策にとどまらない抜本的な対応が求められています。さらに将来的に、就業を希望する女性がすべて子どもを入所できるようにするためには、政府の試算でも100万人分のあらたな保育所整備が必要です。詰め込みや認可外保育施設の活用などの小手先の安易なやり方では解決できません。国・自治体の責任で、中期、長期の「保育所整備計画」を作成し、計画的に認可保育所を建設します。

保育所建設に対する国庫補助を増やし、公有地の貸与、土地取得費用への助成、一般財源化された公立保育所の運営費と建設費への国庫負担を復活させるなど、保育所建設が着実にすすむように国の財政支援をつよめます。

遅れている保育所の耐震診断・耐震化を、期間を区切って一気にすすめる特別な予算と計画を もちます。老朽施設の改修・改築を計画的にすすめます。

保育条件を改善し、子どもの豊かな成長をはぐくみます

公立保育所の運営費を一般財源化したことによって、自治体の保育施策が後退しています。自 治体財政が厳しいもとで、6割の市区が保育所運営費を削減しました。公立保育所の民営化もす すみ、私立保育所の数が公立保育所の数を上回りました。民間保育所への自治体独自の助成も削 減されています。こうしたもとで、保育士の非常勤化、賃金など労働条件の低下と長時間過密労 働も深刻です。予算の削減や保育士の労働条件の悪化は、子どもたちの生活を支える保育の質の 低下につながるものです。

子どもの豊かな発達を支え、国民の多様な保育要求に応えるなど、保育所が果たしている役割にふさわしく、国の財政的支援を抜本的に増やし、公立、私立ともに安定して経営できる運営費を保障します。保育条件を切り下げる公立保育所の民営化・民間委託に反対します。保育士の労働条件の改善をすすめます。

保育所に対する国の最低基準の緩和・撤廃を許さず、ヨーロッパなどと比べて貧弱な保育士の配置基準等を改善します。高すぎる国の保育料徴収基準を見直し、中・低所得家庭や、第2子以降の保育料を軽減します。延長・夜間・休日・一時・病後児保育等の拡充をすすめます。障害児保育、発達障害をもつ子への支援を充実します。

国民の運動と日本共産党の国会議員団の活動などによって、一定の基準をみたした無認可保育 所への消費税非課税措置が実現しました。一定の基準をみたした無認可保育所に対する国の助成 制度をつくるとともに、希望する施設の認可の促進をはかります。

保育制度の改悪に反対し、公的保育制度を守り発展させます

政府は、財界がつよく要求してきた直接契約制度の導入、保育所最低基準の緩和・撤廃などの保育制度改悪をすすめようとしています。国・自治体が保育の実施、公費負担、水準確保に責任をもってきたこれまでの仕組みをなくし、市場原理のもとで営利企業などに保育サービスを競わせようというものです。低所得世帯の子どもや障害児が入所できなくなる、保育士の非正規化や不安定な就労などによる保育の質の低下、保育料負担の増大などが懸念されています。国・自治体がきちんと保育に対する責任を果たしてこそ、安心して子どもを育てることができます。将来に禍根を残す保育制度改悪に反対し、ひろく国民、父母と力をあわせて、公的保育制度を守り発展させます。

学童保育の拡充をすすめます

共働き家庭やひとり親家庭が増えるなかで、小学生の放課後の生活と安全を保障する学童保育の役割はいっそう大きくなっています。学童保育はまだまだ不足しており、希望する子どもが全員入所できるようにします。子どもたちに負担を強いる大規模化を解消し、新・増設をすすめます。

「遊びと生活の場」にふさわしく、適正な規模、施設の広さや設備など、安心して生活できる設置・運営基準を定めます。指導員の半数は、年収 150 万円未満であり、非正規が多く、不安定で働き続けられない劣悪な条件におかれています。指導員の専任・常勤・複数配置と労働条件の改善、研修の充実をはかります。これらにふさわしく国の予算の抜本的な増額・拡充を図ります。「放課後子どもプラン」は、学童保育、放課後子ども教室をそれぞれ拡充します。

3. 子育ての経済的負担の軽減、「子どもの貧困」の克服に力をつくします

希望する数まで子どもを生めない理由のトップは、「子育てや教育にお金がかかりすぎる」(56・3%、内閣府調査)です。不安定雇用の増加、労働者世帯の収入減など国民生活が困難なもとで、親の貧困と格差が、そのまま子どもの貧困と格差につながっています。貧困が子どもの生活と成長に重大な影響を及ぼすのを放置することは許されません。社会全体で子育てを支え、経済的支援を抜本的につよめます。

子ども医療費の無料化へ国の制度をつくります

子どもの医療費助成制度は何らかのかたちで全都道府県・市区町村でおこなわれています。「国の制度」としても、子どもの医療費を所得制限なしで、まず当面は小学校入学前まで無料化する制度を確立します。これによって都道府県市区町村ですすめている制度が上乗せ、底上げされるよう、各地でいっそうの拡充をはかります。

児童手当を増額、支給年齢をひきあげます

フランスやドイツなどヨーロッパ諸国では、子育て世帯に非常に手厚い手当が給付されており、 経済的な心配なしに子育てすることができます。

将来的にそうした水準をめざしつつ、当面、第1子・第2子の児童手当を小学6年生まで月額1万円に増額するとともに、18歳までの支給年齢の引上げをめざします。その際、扶養控除、配偶者控除の廃止などのいわゆるサラリーマン増税との「抱き合わせ」での手当増額はおこないません。

保育所、幼稚園の保育料を軽減します

「私立幼稚園の入園料、教育費、高すぎます」「保育料が高くて負担が大変」など、保育料の軽減を求める声は切実です。幼稚園に通う子どもの親に対する国の助成制度を拡充します。保育所の保育料は、保護者の収入に応じて定める制度を堅持します。各自治体が独自の努力で保育料の減免、負担軽減をすすめていますが、そもそも高すぎる国の保育料基準額を改善することが不可欠です。第2子以降の軽減措置も拡充し、保育料をひきさげます。一定の基準を満たした無認可保育所に通わせている家庭への保育料助成制度をつくります。

高校授業料無償化、大学学費負担の軽減、奨学金の拡充をすすめます

先進国(OECD加盟30ヶ国)で、高校に授業料があるのは、日本を含めて4ヶ国(韓国、イタリア、ポルトガル)にすぎません。公立高校の授業料を無償化します。私立の初年度納付金は公立の6倍に達しており、負担軽減は急務です。入学金などを対象とする「授業料直接助成制度」を創設し、年収500万円未満の世帯は全額助成、800万円未満の世帯は半額助成とします。国立大学の授業料減免を広げ、私立大学の授業料負担を減らす「直接助成制度」を創設します。国の奨学金を以前のようにすべて無利子にするとともに、返済猶予を拡大します。とくに就学が困難な生徒・学生のため、欧米では主流の返済不要の「給付制奨学金制度」を創設します。「給付制奨学金制度」がない国は、先進国では日本、メキシコ、アイスランドの3ヶ国だけです。

妊婦検診、出産費用の軽減、不妊治療への助成拡充をはかります

働く女性が増えて、長時間・過密労働を強いられるなかで、高齢妊娠、ストレスをかかえる妊婦が増加しています。母体や胎児の健康のための妊婦健診はいっそう重要です。経済的負担の心配なく妊婦健診を受診できるように、政府がのぞましい健診回数としている 14 回分を、自治体による格差なく、全国どこでも負担なしに受けられるようにします。

出産育児一時金を増額します。パートなどの非正規雇用や、業者、農業など就労形態を問わず、 安心して産前産後休暇がとれるように、国保に出産手当金制度を創設するなど休業中の所得保障、 社会保険料免除などをすすめます。

高額な費用がかかる不妊治療の助成額の増額、所得制限の緩和をはかるとともに健康保険の適用をめざします。

「子どもの貧困」の克服にむけて、生活保護母子加算の復活、就学援助の拡充など をすすめます

生活保護の母子加算を復活します。生活困窮世帯の子どもに給食費・学用品代・修学旅行費などを援助する「就学援助」も受給者が急増するなど、その役割はますます重要になっています。ところが政府が 2005 年に国庫補助を廃止したために、支給額や基準を切り下げる自治体も増えています。国庫補助を復活し、拡充へと転換します。児童福祉施設の生活と進学保障の充実、児童相談所の体制強化を緊急にすすめます。

母子家庭・父子家庭への支援をつよめます

母子家庭の平均所得は、児童扶養手当などをふくめても年約237万円、一般世帯の4割で、85%が「生活が苦しい」と感じています。自民、公明、民主党などは、児童扶養手当を08年度から最大で半分に減らすという制度改悪を行いましたが、運動と世論の批判を受けて手直しを迫られ「凍結」しています。しかし、「就業が困難な事情」の証明書類の提出など「就業意欲」による線引きの考え方は変えていません。手続きも煩雑です。手続きの簡素化はもとより、受給開始から5年で最大半額に削減という制度改悪そのものを中止し、額の引き上げと対象の拡大をはかります。削減された生活保護の母子加算を復活し、支給対象年齢も18歳の年度末までに戻します。

母子家庭にとって長期の安定した雇用が切実です。母子家庭の母親の 85%が働いていますが、 非正規労働者がふえて常用雇用を上回っています。パートタイム雇用を正規雇用に転換した事業 主にたいする奨励金を増額し、正規雇用への道を拡大します。母子家庭の母親が仕事と子育てを しながら資格取得や技能訓練をするにはその間の経済的保障など支援が必要です。資格取得や技 能訓練費などの国の援助額をひきあげます。安価で良質な公共住宅を供給します。

母子家庭の寡婦控除を受けられないシングル・マザーにも、税控除がうけられるよう、制度を 改善します。

また、父子家庭への支援も必要です。一人で仕事と子育てをする大変さは、父親でも母親でも変わりません。より長時間労働を強いられている父親の場合、子育てのために仕事を変えざるをえない人も少なくありません。年収は一般世帯の75%と母子家庭を上回るものの、就労収入が300万円未満の世帯が37%、200万円未満も16%にのぼっています。父子家庭にも児童扶養手当を支給するようにします。政府に実態・要望調査をもとめ、父子家庭に必要な子育て・生活支援などを強めます。

4. 子どもの命と健康、健やかな成長をはぐくむ社会に

どのような家庭、環境におかれていても、子どもの命と健康、安全と成長が最優先に保障される社会をつくらなければなりません。医療、福祉、教育の充実で安心して子育てでき、一人ひとりの子どもが必要としている専門的な支援が受けられるようにします。

産科、小児科、救急医療体制の確立をはかります

地方でも都市でも、「お産難民」「医療崩壊」ともいえる医師不足による小児科・産科などの病棟の休止、病院の閉院などの事態が進行しています。政府・与党の社会保障切り捨て政策によるものです。出産できる病院・診療所は、2006年までの5年間で6398カ所から3613カ所に激減しました。救急医療施設も1割減少し、国民のあいだに深刻な不安をひろげています。公的病院の産科、小児科切り捨てをやめ、早期復活をはかります。国の責任で医師の養成・確保、診療報酬の改善、予算の増額をすすめ、安心して出産、子育てできる医療体制の整備、小児救急医療体制の確立をはかります。

子育ての不安や虐待などの悩みにこたえます

はじめての出産を迎えるときには、とりわけ不安が大きく、不安定になりがちです。きめ細かな相談体制、個別の訪問活動など、支援体制を拡充します。

格差と貧困のひろがりを背景に、08 年度、児童相談所に寄せられた児童虐待の相談件数は過去最高の4万 2662 件にのぼりました。子育てへの不安や虐待などの悩みにこたえる専門的できめ細かな相談・支援体制を拡充します。児童相談所、保健所、子育て支援センター、児童養護施設など、子どもにかかわる専門機関や施設の増設、職員の増員をはかります。

少人数学級でどの子もわかるきめこまかな教育をすすめます

どの子もていねいに育て、わかる授業をすすめるためには、少人数学級が必要です。今では 46 道府県にまで自治体独自の努力で広がりました。この流れをさらにすすめるために、国として「30 人学級」を実施させるために全力をつくします。子どもたちにストレスと重い負担をもたらしている、ゆきすぎた競争と格差づくりの教育をやめさせます。

特別支援教育・障害児教育を拡充するとともに、学習障害など軽度発達障害をふくめてどの子にもていねいな教育ができるよう、少人数学級、障害児学級、通級指導教室などきめ細かな対応をすすめます。

ストレスなどで傷ついた子どもたちのケアや、学校に行けない子どもの教育権の保障のための公的支援をつよめます。相談しやすい窓口を拡充するとともに、不登校や「ひきこもり」などの「親の会」やフリースクールなどへの公的支援を拡充します。

日本でくらす外国人の子どもたちへの教育を保障するため、日本語教室設置、公立学校への入学資格の改善などをすすめます。

児童養護施設、里親制度などの整備・体制をつよめます

経済的、社会的事情をもった親が子育てできない状況におちいったり、予期せぬ妊娠に悩んだ時に、身近に相談できる体制を整備します。

現在、児童福祉行政の中核的役割を担う児童相談所は全国で 200 カ所足らず、親の事情で育てられない子どもなどが養育されている乳児院は 120 カ所程度しかありません。児童相談所や児童福祉施設、小児病院や保健所、子育て支援センターなどが連携して、親が育てられるような支援をおこなうとともに、それが困難な場合の受け入れ施設の拡充、職員配置や施設整備の改善、里親制度などの拡充・整備をすすめます。

民法の婚外子差別の条項の是正、無戸籍児の解決など、親の事情で子どもが差別されない社会をめざします。

子どもの豊かな成長をはぐくむ文化、スポーツへの支援を拡充します

子どもたちの成長、発達にとって、生きいきとした遊びや豊かな文化・スポーツにふれることは不可欠です。子どもたちの生活圏内に安全で安心して遊べる公園や児童館、プレイパーク、青少年がスケートボード、フットサルなどを楽しめる広場の確保をすすめ、そこでの自主的な活動を支援します。演劇や映画、音楽などさまざまな芸術・文化に親しめるように、文化団体、地域の活動を応援します。学校公演(鑑賞教室)の支援を充実します。

5.子どもの権利条約の立場を政治と社会につらぬきます

日本は子どもの権利条約批准国であるにもかかわらず、子どもたちの権利を守る施策があまり

にも不十分です。自公政府がすすめてきた全国いっせい学力テストのような過度の競争をあおり、 管理をつよめる教育や、子どもたちがストレスをかかえ自己肯定感をもてず、いじめや自殺が多 発している事態に、多くの国民が胸を痛めています。

いまほど、一人ひとりの子どもが真に大切にされる社会へ、子どもの権利条約の立場で、子どもと子育てをめぐる問題を見直すことが求められているときはありません。政府と社会が、「子どもの最善の利益」のために、福祉、教育、文化、子育て支援の充実を最優先にはかることは、国際的には当たり前のことになっています。子どもの権利条約を社会のすみずみに実現するための国民の共同をひろげます。

4 農林漁業·食料

安全・安心な食料の安定供給のために、農林漁業の再生、食料自給率の向上を国政の最優先課題で取り組みます

国民の食を支えるべき国内の農漁業は衰退が続き、食料自給率は40%と先進国で例のない低水準に落ち込んだままです。農山漁村の崩壊が広がり、集落の維持や国土の保全が危ぶまれる事態です。しかも、米価など農産物価格の暴落が続き、肥料などの価格高騰も加わって、政府が「モデル」としてきた大規模農家も「やっていけない」のが現状です。

今日の事態は、歴代の自民党政権が、アメリカや財界のいいなりに、国民の食料を際限なく海外に依存する政策をとり続けてきた結果です。とくに、WTO農業協定を受け入れた95年以降、農産物輸入が30%増加し、農業産出額は2兆円以上(22%)も減りました。小泉内閣以後は、市場原理一辺倒の「構造改革」が推進され、農産物輸入のいっそうの拡大、価格保障対策の放棄、画一的な規模拡大が押しつけられました。09年度の農業予算(当初)は、2000年度とくらべ9300億円削減され、国の一般歳出に占める農業予算の比率が95年度の8%から09年の3.8%にまで低下しています。このような農政を続けては、農業と農村の崩壊に拍車がかかるのは必至です。

昨年前半、世界の穀物需給がかつてなくひっ迫し、穀物価格が史上最高値を更新し、世界的な食料危機に発展しました。その後、国際価格が一時的に低下したとはいえ、今年に入り、再び高騰を始めており、農水省も、穀物価格の中長期的な値上がりは必至と予測しています。世界は、「食料は金さえ出せばいつでも輸入できる」時代ではなくなっているのです。このときに、輸出大企業のもうけを第一に、「食料は安い外国から」という考え方で農政を続けては、国民の生存基盤が根本から脅かされ、日本が立ち行かなくなるのはあきらかです。

農漁業を立て直し、食料自給率 40%という危機的状況から抜け出すことは、わが国にとって「待ったなし」の課題です。 続発する食の安全をゆるがす事態の根本的な解決のためにも、食の海外依存からの脱却は欠かせません。 それは、圧倒的多数の国民の願いであるとともに、食料問題の解決が人類的課題になっている 21 世紀の国際社会にたいする、食料輸入大国・日本の重大な責務でもあります。

自公政権は、世界的な食糧危機に直面して「自給率を50%に」と言い出しています。「水田のフル活用」を強調し、09年度の補正予算では1兆円を上回る規模の農業補助金を盛り込んでいます。しかし、昨年のWTO交渉では、米をふくめ農産物輸入のさらなる拡大が必至の「調整案」を事実上受け入れ、工業分野の輸出拡大の犠牲をまたもや農業に押し付けようとしました。自給率を低下させてきた効率偏重・市場原理一辺倒の農政も一切変えようとはしていません。ここに至っても、大企業の利益を最優先して、旧態依然たる農政路線にしがみつく自公政権に、自給率の向上を実現する能力がないことはあきらかです。

日本には、温暖多雨な自然条件、すぐれた農業技術の蓄積、世界有数の漁場、世界第二位の経済力、安全・安心を求める消費者のニーズなど、農漁業を多面的に発展させる条件は十分にあります。必要なのは、こうした条件を全面的に生かす政治です。

農林漁業と農山漁村の再生は、輸出偏重で内需が冷え込み、脆弱な体質にされてきた日本経済を内需主導、持続可能な方向へ転換するうえでも不可欠の課題です。日本共産党は、農漁業つぶしの政治を大もとから転換し、食料自給率の50%台への引き上げを国政の当面の最優先課題に位置づけ、その達成のためにあらゆる手立てをつくします。

農家が安心して生産に励めるよう、価格保障・所得補償を抜本的に充実します

わが国の農業再生にとっていまもっとも必要なのは、農家が安心して生産にはげめる条件を保障することです。その中心は、生産コストをカバーする農産物の価格保障であり、それを補う適切な所得補償を組み合わせることです。

米価に「不足払い」制度を導入し、当面 1 万 7000 円(60 キロ)を保障する 95 年には 2 万円(60 キロ全国平均)を超えていた生産者米価は、いまや 1 万 3000 円前後。稲作農家の労働報酬は一時間わずか 179 円(07 年産)にすぎません。これでは農家の後継者が育つはずがありません。暴落した米価の回復は、農家の最大の願いであり、最大の担い手支援です。

米価に「不足払い制度」を創設して、過去3年の生産コストの平均を基準として、販売価格がそれを下回った場合、差額を補てんします。当面、全国平均で1俵1万7000円以上にします。最近の生産コストの上昇をうけ、当然、基準は来年以降上昇していきます。

水田 10 アール 1 万円の所得補償を実施する 水田のもつ国土・環境保全の役割を評価し、中山間地に加えて平地にも直接支払いを拡大し、当面 10 アールあたり 1 万円の所得補償を実施します。食の安全や環境に配慮した有機農業などの育成にも、一定の基準で所得補償を実施します。 価格保障とあわせれば、当面、全国平均で 1 俵 1 万 8000 円の米生産による収入を確保します。

米の需給や流通の安定に政府が責任をはたす 備蓄米は最低 150 万トンを確保し、不足時以外の売渡しを中止して、3 年以上経過したものを主食用以外に振り向ける「棚上げ方式」を導入します。それに見合って、生産計画は需要見込みより 50 万トン程度のゆとりをもたせます。

米の流通規制を全面的に自由化した「米改革」(04年)が、米ころがしや悪徳業者をはびこらせ、「汚染米」事件にもつながりました。米流通の規制緩和を見直し、政府の管理責任を果たせるようにします。大手流通企業による買いたたきや、産地・品種・品質の偽装表示など無秩序な流通を規制するルールを確立します。年間を通じて計画的に出荷・販売する業者・団体にたいして、金利・倉庫料など必要な助成をおこないます。

当面、09 年産米の大暴落を防ぐため備蓄米を緊急に買い入れる 大手量販店の買いたたきが横行し、今春以降、08 年産米の取引価格が一段と急落し、09 年産にたいする大暴落の不安

が広がっています。当面、政府備蓄米 100 万 byの計画を満たすまで、不足分の緊急買い入れ(10万 b)を実施し、暴落の回避に努めます。

減反政策を根本から見直し、水田の総合的利用を強める ミニマムアクセス米の輸入や量販店による買いたたきを放置したまま、米価安定を農家の自己責任に転嫁し、米減らしを強要する現行の減反政策はきっぱり中止します。米の生産調整は、棚上げ備蓄を含めたゆとりある需給計画を前提に、未達成者・地域への補助金カットといった強権的なやり方をやめ、転作作物の条件を思い切って有利にし、農家が自主的・自発的に選択できるようにします。水田稲作が適しているわが国の条件を生かして、飼料稲や飼料米、米粉向けの生産・実用化に力を入れます。当面、耕作放棄地や休耕田などでの生産する場合も単位面積あたりで食用米なみの所得を補償します。

麦や大豆、畜産、野菜なども手厚い支援で増産をはかる 自給率の極端に低い麦・大豆・飼料作物の増産は急務です。麦・大豆にも、生産費と販売価格との差額を補てんする交付金制度を復活するとともに、水田での作付け・増産をはかるため、10 アール 5 万円の所得補償を実施します。国産を活用したパンや加工品の学校給食での普及・拡大などを支援し、国産麦や大豆の需要拡大にとりくみます。畜産や野菜・果樹・甘味資源作物にたいしても、生産・流通の条件に応じた価格安定制度や助成制度を改善・拡充し、野放しの輸入を規制するルールづくりもすすめます。

燃油・肥料・飼料価格の高騰対策を強める 燃油・肥料・飼料原料価格を高騰させる重大な要因となっている投機マネーを規制するとともに、異常高騰には政府が補てんするようにします。燃油や飼料への依存度が高く、価格転嫁が難しい施設園芸や畜産などは補てんが不可欠です。加工原料乳、肉用子牛、畑作物をはじめ国の助成対象になっている農畜産物については、コストの上昇に見合った助成単価を引き上げます。現在の飼料供給安定基金への国の支援を強めるとともに、新たに特別の基金を創設して飼料価格の安定をはかります。

農業予算を基幹産業にふさわしく拡充し、価格保障・所得補償を柱に据える 価格保障・所得補償が農業予算に占める割合は、EU 諸国では5割~7割台です。ところが日本は、公共事業が依然として主力で価格保障・所得補償は3割台に過ぎません。農業予算全体も一貫して削減され、かつては軍事費を上回っていたのが、いまや逆転し、半分程度です。農業予算を日本経済の基幹的分野にふさわしい水準に拡大するとともに、農業予算に占める価格保障・所得補償の割合を高めて、農家経営安定に必要な予算を確保します。

家族経営を維持し、大規模経営をふくむ担い手育成で農地を保全します

これまで日本農業の中心を担ってきた多くの高齢者が「現役引退」しつつあります。今後、だれが食料生産と農村を担うかは、農家だけではなく、日本社会全体が真剣にむきあうべき課題です。大企業による大量首切りが横行し、雇用・失業問題が深刻化するなかで、その受け皿という面からも農業に対する関心と注目が高まっていますが、そうした場当たり的対応でなく、本格的に農業の担い手の確保と定着に政治の力を注ぐべきです。

多様な家族経営を維持・発展させる わが国の農業は、大小多様な農家や各種の生産組織によって担われているのが実態です。農地の大小をモノサシに支援農家を選別したり、大規模化の数値だけをおしつけたりするやり方ではうまくいくはずがなく、食料自給率の向上など望むべくもありません。一定規模以上に対象を限定する「水田畑作経営所得安定対策」(「品目横断対策」)をやめ、農業をつづけたい人すべてを応援します。価格保障の充実など営農条件の改善、高齢化や小規模な家族経営の困難をおぎなう機械の共同利用や農作業の受委託、集落営農などの取り組みを応援し、農家の維持に努めます。

地域農業を支えている大規模農家や生産組織を支援する 離農者の農地や農作業を引き受けるなど、地域農業をささえている大規模農家、集落組織を重視し、規模拡大に見合う大型機械などの導入・更新などへの助成、低利融資、負債の利息軽減、土地改良負担の軽減措置などを実施します。

新規就農者の参入・定着を支援する 農家の後継者とともに、近年、増えつつある非農家や他産業からの農業への新規参入者の定着に力をいれ、生活支援や資金、技術、農地の面での総合的な支援体制を整え、新規就農者に月15万円を3年間支給する「就農者支援制度」を確立します。職場定年後の就農者にたいする支援制度をつくります。

株式会社の農地利用を監督・規制する 今年の農地法「改正」で、農業生産法人でない株式会社も、ほとんど制限なしに農地利用ができるようになりました。利潤追求を第一とする株式会社は、もうからなければ農業から撤退して、大規模な荒廃・転用が起こり、地域での秩序ある農地の利用や管理に重大な障害が生じる危険性が高まります。このままではなしくずしに、どんな株式会社にも農地所有が認められるようになる恐れがあり、問題はさらに深刻化します。みずから耕作に従事する者(農家)とその共同組織(農業生産法人)の権利を最優先し、株式会社の農地の進出に厳しい監視と規制を強めます。農業委員会がその役割を十分に担えるよう、必要な体制や予算を確保します。

自由化をストップし、「食料主権」を保障する貿易ルールを追求します

WTO体制は、食料輸入国や途上国の農業に打撃を与え、世界の食料危機を激化させる重大な要因となってきました。いまや、世界の飢餓人口は10億2000万人と史上最高になり、6人に一人が栄養失調状態にあります。自由貿易万能のルールに農業や食料をゆだねることは、わが国にとっても、世界の食料問題の解決にとっても、もはや許されません。

WTO農業協定を根本から見直し、各国の「食料主権」の確立をめざす 昨年 6 月の世界 食料サミットは、各国に資源を最大限生かした食料の増産を求めました。そのためには、輸出の ためでなく自国民のための食料生産を最優先し、実効ある輸入規制や価格保障などの食料・農業 政策を自主的に決定する権利 = 「食料主権」の確立が不可欠です。WTO農業協定を根本から見 直し、各国に「食料主権」を保障する貿易ルールを追求します。

自由化拡大を最優先して、各国の食料増産の権利を制限することがあきらかになっているドー

ハラウンド(多国間貿易交渉)農業交渉の中止を求めます。

自由化をストップし、関税など国境措置を維持・強化する 日本の農産物の平均関税率は 12%、農産物輸出国である E U (20%)やアルゼンチン(33%)、ブラジル(35%)、メキシコ (43%)、タイ(35%)などとくらべて低く、農産物市場は世界でもっとも開放された国となっています。世界のどの国でも、農業をめぐる自然的・社会的条件の違いから生ずる不利を補正するために関税や輸入規制などをとっており、わが国でも、必要な国境措置を維持・強化するのは 当然です。

日本農業に打撃となるFTA・EPAには反対する オーストラリアの農業経営の規模は日本の約 1900 倍。国境措置 = 関税なしには日本の農業は守れません。牛肉・乳製品など 4 品目だけで約 8000 億円という甚大な打撃(農水省試算)をこうむることが明らかな日豪 EPA(経済連携協定)交渉は中止を求めます。

日米財界は、日米自由貿易協定(FTA)・経済連携協定(EPA)の締結を強く求めています。世界最大の農産物輸出国であるアメリカは、牛肉をはじめ農産物の対日輸出の拡大に強い関心を持っています。民主党は、今回のマニフェストで日米FTAの締結を打ち出しましたが、食料自給率の急落をもたらす危険の大きい日米FTA・EPAに反対します。

日本企業の海外での「成長」のために農業に犠牲を強いる自由化の拡大は認めるべきではありません。 F T A (自由貿易協定)・E P A (経済連携協定)交渉では、わが国の農業と食料をはじめ国民の利益に重大な打撃をあたえるものには反対します。

ミニマムアクセス米の「義務」的輸入を中止する わが国はいま、北海道の米生産量(63万 $^{+}$ $_{>}$)をはるかに上回る77万トンものミニマムアクセス米を毎年輸入しています。これが膨大な在庫となって国産米を圧迫し、「汚染米」事件を起こすなど、米をめぐる矛盾を激化させてきました。政府は、77万トンの全量輸入がWTO協定上の「義務」であるかのようにいいますが、本来、輸入は義務ではなく、"輸入機会の提供"にすぎません(99年11月の政府答弁)。米不足で暴動まで起きている国があるときに、日本が、必要ない米を輸入し続けることは犯罪的でさえあります。道理のまったくないこの制度の撤廃を求めるとともに、当面、義務的輸入は中止します。

「食の安全」と地域農業、農山漁村の再生をめざす

近年、頻発する食の安全・安心を揺るがす事件の多くは、食の海外依存と深くかかわっており、 根本的には、「安全な食料を日本の大地から」と結びついてこそ解決できます。食に関する信頼 を高めるため、地産地消など農業者と消費者の共同を広げ、地域農業の再生をめざします。(「14.消費者」参照)

輸入食品の検査体制を強化し、原産国表示の徹底をはかる 膨大な輸入食品の 10%にすぎない水際での検査率を 50%以上に引き上げ、厳格な検疫・検査を実施します。原産国表示を 徹底します。遺伝子組み換え食品の承認検査を厳密にし、遺伝・慢性毒性、環境への影響に関す る厳格な調査・検証・表示を義務づけます。

監視体制を強化し、製造年月日表示を復活する くず米の混合品を「精米」と表示したり、 生産国や産地を偽装したり、消費期限を改ざんするなど、"もうかりさえすればなんでもあり" の事態を一掃するために監視体制を強め、違反者にたいする罰則を強化します。偽装表示を抑制 するため、JAS法の改正によって、直罰方式による厳罰かを全面的に導入します。また、食品 に関する表示制度が各法律によって錯綜している点を一元化するため、統一的な食品表示法を制 定します。製造年月日表示は復活させます。

卸売市場の公正な運営をはかるとともに、相対取引をふくめて、大手スーパーと産地、中小小売が対等な立場で交渉できる協議会を設置するなど、公正な流通ルールの実現をめざします。

BSE対策の全頭検査を維持する アメリカは、わが国が同国産牛肉の輸入を「月齢 20 ヶ月以下」に限っている規制を撤廃するよう、執拗に迫っていますが、この圧力に屈することなく、わが国独自の対策を貫きます。米国産牛肉の輸入は、アメリカ側の安全体制が確立されないならば中止すべきです。自治体のおこなうBSE「全頭検査」への国の補助金を復活します。

鳥インフルエンザなど各種感染症の監視体制を強め、発生の影響を最小限にとどめるよう機敏に対処します。殺処分や移動制限で打撃を受ける農家・業者への補償を万全にすすめ、感染爆発が起こったさいの医薬品等の備蓄、ワクチン緊急生産体制などの備えを抜本的に強化します。

遺伝子組み換え食品、クローン由来食品は安全性を十分に確認する 検証する遺伝子組み換え食品・飼料のほとんどは、急性毒性とアレルギー誘発性の審査しかされず、慢性毒性や発がん性など消費者が確認を望んでいる安全性の審査としては全く不十分です。「全食料品・飼料の GM 表示義務化」のために表示制度を改善します。

クローン技術は、出生率が極端に低く、安全性の検証なども不十分で、未成熟な技術です。クローン家畜由来食品の生産、流通を認めることについては、慎重でなければなりません。海外からの輸入品で、不用意に流通、消費することがないよう監視を徹底します。もし十分安全性が確認されて、生産、流通が認められるようになっても、クローンによって生産された肉などについては、当然、消費者の知る権利を保障するため、クローン由来食品として表示します。

地産地消や食の安全を重視した地域づくりをすすめる 「食の安全都市宣言」「地産地消宣言」などをかかげる自治体が生まれています。直売所や産直がにぎわい、都会の消費者との交流もさかんです。学校給食に地場農産物を供給する取り組みも広がり、高齢者や女性、兼業農家などが元気に参加しています。こうした地域の自主的な取り組みを積極的に支援します。

地場農林水産物を生かした加工や販売を促進する 地元の特産物や資源を生かした農産加工や販売も、農産物の需要を拡大し、地域の雇用を増やすうえで重要です。地元産の小麦や米粉を活用したパンや加工品の学校給食での普及・拡大などを支援します。農産加工への自治体の支援策について国も援助するようにします。

安全で安心の農産物の生産を広げる 「効率化」一辺倒で農薬や化学肥料に過度に依存し

た農業生産のあり方を見直し、有機農業など生態系と調和した環境保全型の農業、「地産地消」 や「スローフード」への取り組み、食文化の継承・発展を支援します。

都市農業を振興し、宅地並み課税の廃止で都市農地をまもる 都市計画のなかに農業を明確に位置づけ、農業関連補助金の対象にするなど積極的に振興策を講じます。都市の農地を守るため、現況農地の固定資産税は農地課税に、相続税の評価は農業投資価格を基本にし、宅地並み課税を廃止します。当面、生産緑地の要件を緩和し、追加指定を広げるとともに、相続税納税猶予の制度を農業用施設用地や市民農園や体験農園の用地、貴重な緑を供給している屋敷林などにも適用を広げ、農家の営農を全体として守れるようにします。直売所、地元農産物を扱う商店、食品加工などへの支援を強めます。

中山間地等直接支払い制度を充実・改善し、恒久化する 耕作放棄の防止や集落の維持に役立っている中山間地域等直接支払い制度を、5年ごとの予算措置でなく、恒久制度として立法化します。対象要件も、高齢化が進んでいる実態を踏まえ、集落協定の要件を緩和し、対象地域の拡大、協定期間の弾力化、事務手続きの簡素化などを進めます。

過疎集落への支援を思い切って強化する 地域資源を生かした特産物や農林水産加工の振興をはかるとともに、「山の駅」(仮称)など地域にあった生活拠点をつくり、集落を結ぶコミュニティバスの運行、高齢者の多い集落への「集落支援員」の配置など、買い物や医療、福祉、教育などの生活に不可欠な最低条件(ライフミニマム)の整備に努めます。こうした対策を講ずる自治体に対し、国の支援を思い切って強めます。

鳥獣害対策を強める 増え続けている有害鳥獣から農作物を保護するため、該当する鳥獣の 生態や繁殖条件の調査を国の責任で行い、防護柵、わななどの設置、捕獲物の利用などにたいす る農家や自治体などの取り組みに国の支援を強めます。

森林・林業を再生し、山村の活性化をはかる

わが国は国土の3分の2を森林が占め、戦後植林した人工林が伐期を迎えているのに、木材自 給率は24%にすぎません。しかも、世界的な丸太の輸出規制や木材の需要増大などから外材依存 が次第に困難になっています。森林・林業を山村の基幹産業として再生し、森林の適切な整備と 国産材の安定的な供給が求められています。

林業労働者の確保と林業技術の継承をはかり、地域に即した流通・加工体制を確立し、林業・木材産業の再建をはかります。木材の生産、水源の涵養、国土保全、生物多様性保全など森林の多面的な機能を発揮させるため、市町村への財政措置を拡充し、森林組合など林業事業体への支援を強めます。作業道の整備、間伐の自己負担の軽減など、小規模所有者もふくめた森林整備をすすめる条件をひろげます。

国産材の需要拡大を図るため、公共事業での国産材・木製品の利用の数値目標設定、新たな木 材加工・利用技術の研究開発の促進、融資や税制上の優遇措置を拡大し、地元材の使用住宅を広 げます。木質バイオマスや森林レクリエーションの推進など山村地域での新たな事業を促進しま す。

国有林を健全に育成し多面的な機能を発揮させるため、事業の分割・民営化を撤回し、現業部門を重視し持続的な経営管理にとりくみます。

漁民が生き続けられ、活力ある漁業・漁村をめざす

燃油高騰はある程度下がりましたが、経費増と産地魚価の低迷が、漁業と漁民経営の存続を深刻に脅かしています。投機マネーの実効ある規制を求めるとともに、政府の責任で燃油価格を安定させ、異常値上がりについては直接補てんを実施します。大スーパーの横暴な買いたたきを抑え、漁業者や産地卸の声が届く公正な取引、国内生産を圧迫する無秩序な輸入の規制などで漁民の労賃を正当に評価する魚価の実現をめざします。

日本は有数の漁場を持ちながら、世界の水産物貿易の4分の1を輸入する世界最大の輸入国であり、水産物の自給率は54%(07年)にすぎません。しかも、国民の生活条件の悪化とともに消費が減少しています。それにも関わらず経済水域内の資源状態も悪化しています。漁業経営の安定のためにも、また、乱獲を防いで資源を保全・回復するためにも、政府の責任で価格安定対策を強化し、調整保管制度を充実させ運用を強め、休漁・減船補償などを実施します。養殖や内水面漁業についても、漁場環境の保全、養殖技術の改善、疾病対策の充実、地域の自然環境を生かした振興策など、取り組みを強めます。後継者の育成のために青年漁業者支援制度を国の制度として創設します。7割が公共事業という突出した公共事業偏重の水産予算を改めれば、財源はあります。大規模な開発による干潟・藻場の破壊や埋め立て、海砂の採取、河川の汚濁などが漁場を荒廃させています。開発にたいするアセスメントの厳格な実施、藻場・干潟の保全・回復など漁場の改善に力を入れます。

漁業は地域の基幹産業であり、漁村は食料の供給とともに、環境・国土保全、生態系の維持、 国民の生命・財産を守るなど多面的な役割をもっています。漁業・漁村の維持・振興は政府の責任です。漁業・水産加工業など産業基盤を強めるとともに、へき地漁村、離島の多面的な役割に ふさわしく交付金の上乗せをはかります。住民の足である航路の確保、ミニバスなど地域にあった公共交通への支援を強めます。

イージス艦による漁船沈没事故など米軍・自衛隊による漁業被害、大型艦船による漁場の航行など、安全侵害が後を絶ちません。海上演習の中止と縮小、漁船の安全を保障する航海秩序の強化を図ります。

5 税制

消費税など庶民増税を許さず、大企業・大資産家優遇の「逆立ち税制」をただします

カジノ資本主義の破たんが明らかになる中で、いま世界では、これまでの大資産家優遇、多国籍企業優遇の税制の見直しがはじまっています。アメリカでは、オバマ政権と民主党が、富裕層への増税(10年間で100兆円以上)と、多国籍企業への課税強化(10年間で20兆円)を提案しています。イギリスでも所得税の最高税率引上げが提案されています。

ところが、日本では、2003年以降の6年間に、庶民には定率減税廃止や配偶者特別控除廃止、高齢者への増税など、年間の税額にして5兆円以上もの増税が行われる一方、大企業や大資産家には、98年以降の10年間に、法人税率や所得税最高税率の引下げ、研究開発減税、証券優遇税制など、総額で7兆円(年間ベース)を超える減税がおこなわれてきました。

そのうえ、政府は、昨年12月に決めた「持続可能な社会保障構築とその安定財源確保に向けた『中期プログラム』」で、2011年度までに消費税増税を行うという計画を打ち出しました。こんなことが実行されたら、ますます国民生活は圧迫されるとともに、日本の税制のゆがみもひどくなってしまいます。

税は「応能負担」が原則です。所得の少ない人には少なく、所得の多い人にはより多く負担してもらう、そして、生活に必要な最低限の所得をも得られないような人は非課税にするのが当然です。「貧困と格差」が大きな問題となっている今こそ、この原則がいっそう大事になっています。

それなのに、政府は、ただでさえ生活が大変な庶民には大増税をかぶせて、史上最高の利益を 謳歌してきた大企業や大資産家に減税をばらまくという、まったく逆立ちした税制をすすめてき たのです。そして、消費税の大増税によって、「逆立ち」をますますひどくしようとしているので す。

日本共産党は、(1)当面する経済の危機的状況から、緊急にくらしと営業をまもるとともに、(2)「逆立ち税制」のゆがみをただすという2つの角度から、次のように税制の改革を進めます。

消費税の増税を許さず、食料品非課税などの減税をすすめます

政府は「景気が底打ちした」といいますが、それは大企業だけの話で、失業者や中小企業の倒産は増えています。くらしも営業も大変なのに、「このうえ消費税の増税なんて、とんでもない」と怒りの声があがっています。イギリスなどでは景気対策として消費税(付加価値税)の減税を実施しており、日本でも増税どころか減税が求められています。

自民党は、マニフェストで、「消費税を含む税制の抜本的改革について、平成 21 年度税制改正 法附則による道筋に沿って、平成 23 年度までに必要な法制上の措置を講じ、経済状況の好転後遅 滞なく実施する」と明記しています。自公政権は「中期プログラム」で "消費税は社会保障の財源に充てる"といいましたが、その化けの皮は、たちまちはがれてしました。「骨太の方針200 9」では、財政赤字の穴埋めも、ばらまき景気対策の財源もツケ回しすることを前提に、「消費税12%」への引き上げ試算を示しています。「社会保障のため」という看板を、政府自ら投げ捨ててしまったといわざるをえません。

収入が10倍違っても、消費額が10倍も違うことはなく、政府統計で見てもせいぜい3~4倍程度です。消費税の負担は消費した額に比例しますから、収入に対する負担率は、低所得者ほど重くなります。「派遣切り」で失業した人にも、「母子加算」を削られた生活保護世帯にも、消費税は容赦なく課税されます。一方、大企業は、「輸出戻し税」制度なども含めて、消費税を1円も負担しなくてすむしくみとなっています。このように不公平性の強い税金である消費税は、「社会保障の財源」にふさわしくない税金です。

民主党は、「4年間は消費税増税の議論を行わない」と言っていましたが、同党の鳩山代表は、「将来に関する消費税の議論を一切行うべきではないと曲解されたことは訂正申し上げたい」と述べ、消費税増税論議を行う姿勢を明らかにしています。

日本共産党は、消費税の増税にきっぱり反対し、国民のみなさんと力を合わせて、増税阻止のためにたたかいます。将来的には消費税の廃止をめざしつつ、当面、次のような改善をすすめます。

食料品など生活必需品の消費税を非課税にします。食料品や水光熱費などの生活必需品は、 所得の多少によって支出額があまり違わないため、所得対比でみた消費税負担率が低所得者ほど 重くなる「逆進性」がとくにひどくなります。こうした品目を非課税にすれば、家計をたすける とともに、税制のゆがみをただすことにもつながります。

消費税の免税点が年間売上3000万円から1000万円に引下げられた結果、零細な業者までが消費税の納税義務を負わされ、税が払えないために廃業を余儀なくされるなど、深刻な事態が広がっています。売上3000万円以下の業者は課税業者の半分にもなりますが、消費税収全体に占める割合は3.6%にすぎません。しかし、1業者あたりの税額は25万円で、零細な業者にとっては大きな金額です。消費税の延納措置を認めるとともに、免税点を引き上げます。

保険診療などの医療費は消費税非課税とされていますが、病院や診療所が仕入れる医薬品や医療機器などには消費税が課税されています。これによって、医療費の負担も増えるとともに、病院などの経営も圧迫されています。医療には「ゼロ税率」を適用し、医薬品などにかかった消費税が還付されるようにします。

課税最低限の引き上げなど、所得課税の減税をはかります

06年7月に発表された経済協力開発機構(OECD)の報告書は、日本の生産年齢人口の相対的貧困率が13.5%と、OECD平均の8.4%を大きく上回り、アメリカに次いで第2位であることを示しました。重大なことは、他のOECD諸国では税制と社会保障によって貧困率

が大きく改善(18.2% 8.4%)されているのに、日本はわずかしか改善せず(16.5% 13.5%) 税制による貧困率の改善度合いが最も少ない国だと指摘されていることです。

ほんらいなら所得格差是正のために役割を果たすべき税制が、日本ではほとんどその役割を果たしていないのです。それは、税を課すべきでないような貧困層にまで、所得税や住民税の負担が及んでいるからです。いま、独身サラリーマンの所得税の課税最低限は、わずか114万円です。これは、生活保護基準額にも満たない水準です。国際的に見ても低すぎる日本の最低賃金(時給703円)で年間2000時間働いた程度の年収しかなくても、所得税が課税されてしまうのです。これは、「生活に不可欠な経費には課税しない」という「生計費非課税」の原則を踏みにじるものです。

日本の課税最低限は、国際的にも異常に低い水準です。6年前に、政府は「日本の課税最低限は高すぎる」と大宣伝して配偶者特別控除を廃止しましたが、この結果、サラリーマン4人世帯の課税最低限は、325万円に低下しました。ところが、今では欧米諸国の課税最低限は、日本よりはるかに高くなっています(アメリカ378万円、イギリス409万円、ドイツ595万円、フランス490万円)。

課税最低限が低い最大の原因は、基礎控除が年間でわずか38万円に抑えられたままになっていることです。月額3万円で、どうして「健康で文化的な最低限度の生活」(憲法25条)ができるというのでしょうか。日本の基礎控除に相当する金額は、イギリスでは114万円、ドイツでは115万円、フランスでは88万円です。日本でも大幅な引き上げが必要です。

基礎控除を現行の2倍に引き上げます。これによって、サラリーマンの所得税の課税最低限は、単身者で156.6万円、4人世帯で384万円に上昇します。

120万円に引き下げられた高齢者の公的年金等控除の最低保障額を140万円に戻します。所得500万円以下の高齢者について、所得税50万円、住民税48万円の老年者控除を復活します。高齢者の住民税の非課税限度額を復活します。

子育て世帯には、児童手当の拡充によって負担軽減をはかるとともに、教育費の控除制度の創設を検討します。民主党は、「子ども手当」の財源として配偶者控除や扶養控除を廃止するとしていますが、これは手当をもらえる中学生以下の子どものいない夫婦世帯や23~69歳の扶養家族のいる世帯には、一方的な増税となります。所得税法上の扶養親族数が減り、所得税が増えることによって、公営住宅家賃や保育料など各種料金の負担増に連動するおそれもあります。このような増税には反対します。

介護保険の要介護認定を受けている人などが、障害者控除の認定を受けやすくするように、 制度運用の改善をはかります。

介護保険や医療保険など、家族の年金などから源泉徴収された社会保険料についても、それを実質的に負担している納税者の所得から社会保険料控除ができるように、改善をはかります。 今年10月から開始されようとしている住民税の年金からの特別徴収(天引き)については、各人の希望で普通徴収に変更できるようにします。 寡婦控除について、死別の場合だけでなく、離婚の場合やいわゆるシングル・マザーにも 適用されるように、制度の改善をはかります。

「住宅は福祉」の観点に立って、家賃に関する税の控除制度の創設をはかります。

中小企業支援税制を強化します

この20年間に、中小企業は100万社以上も減少しました。政府の「構造改革」路線で内需が冷え込まされてきたあげくに、原油など原材料コストの高騰が重なり、ただでさえ経営が大変なうえに、消費税の免税点引き下げなどの増税が加わって、「税金が払えず廃業に追い込まれる」という事態も生まれています。大企業ばかりを優遇する税制をあらため、中小企業や零細な事業者を支援する税制に転換します。

事業主、家族従業者の働き分(自家労賃)を経費に認めます。

同族会社の役員報酬の損金算入の制限は、赤字の中小企業にまで一方的に負担をおしつけるものであり、撤回すべきです。

法人税にも累進制を導入し、中小企業の一定範囲内の所得については、現行より税率を引き下げます。

法人事業税の外形標準課税を資本金1億円以下の小規模企業にまで拡大することは、赤字企業などに過大な負担を負わせることになるので反対します。

事業用資産については、一定期間の事業の承継を条件に、相続税の猶予制度を設けます。

「納税者憲章」を制定し、消費税納税にあたっての仕入税額控除否認、機械類への償却資 産課税の強化、倒産に追い込む差し押さえの乱発など国と地方の過酷な徴税・税務調査をあらた めます。

証券税制をはじめ大資産家優遇の税制をあらためます

この間、大資産家向けの減税が繰り返されてきました。99年には、所得税・住民税の最高税率が、あわせて65%から、50%に引き下げられました。アメリカでもイギリスでも所得税の最高税率を引き上げようとしているのに、日本では引き下げられたままです。自公政府だけでなく、民主党も「最高税率を引き上げることには反対」という態度です。

2003年度には「証券優遇税制」が導入され、上場株式の配当所得や株式譲渡所得の税率は、 わずか10%(所得税7%、住民税3%)に軽減されてしまいました。これは庶民の預貯金の利 子への税率(20%)の半分です。額に汗して働く庶民には、定率減税廃止などで増税をおしつ けながら、カネを右から左に動かしただけで得た所得には、10億円稼ごうと100億円稼ごう と、たった10%の課税。こんな不公平がまかり通っていたのでは「働くのが、ばからしい」と いう風潮を広げてしまいます。

「株主資本主義」と批判されるアメリカでさえ、株のもうけの税率は最高25%(ニューヨー

ク市の場合)です。しかも、オバマ政権は、さらに5%の引き上げを提案しています。フランスでは株のもうけにも医療保険などの財源に充てられる一般社会税が課税され、所得税とあわせて30%の税率です。欧米諸国と比べても、日本の金持ち優遇は際立っています。

「金持ち優遇」と国民の批判が強まっているのを無視して、自公政権はこの優遇税制を2011年まで延長・継続することを決めてしまいました。民主党も優遇税制を当面継続するとしています。

こうした金持ち優遇税制を改めることが、経済危機の中で必要な財源を確保するためにも、格差と貧困の是正に向けて税制による所得再分配機能を再建・強化するためにも、不可欠です。

引き下げられた所得税・住民税の最高税率を引き上げ、累進税制を強化します。税率を98年の水準に戻せば、約7000億円の増収になります。現行では何千万円の給与があっても5%が控除される給与所得控除については、頭打ちを設け、高額所得者優遇にならないようにします。

世界に例を見ない大資産家優遇の配当や株式譲渡所得の税率軽減措置を、ただちに廃止します。配当や譲渡所得などは、勤労所得とあわせた総合課税を原則とし、大資産家には応分の負担を求めます。

2003年に引下げられた相続税の最高税率を引き上げるなど、大資産家への課税を強化して社会的格差を是正します。

大企業優遇税制をあらためます

1986年度には43.3%だった法人税率が、42%(87年度) 40%(89年度) 37.5%(90年度) 34.5%(98年度)と、次々と引き下げられ、99年度以降は30%にまで下げられてしまいました。そのうえ、連結納税制度、研究開発減税、欠損金の繰越期間延長、減価償却制度の見直し、海外子会社からの配当益金不算入などによって、実質的な税率はさらに引き下げられています。

大企業(金融・保険を除く)の経常利益は07年度に32.3兆円に達し、バブル期のピーク(90年度)の18.8兆円の1.7倍に増えましたが、税負担は14%しか増えていません。 減税によって得た利益は溜め込まれ、巨額の内部留保がつくられました。

一方、株主への配当は、バブル期の2.9兆円から07年度の10.3兆円へと3.6倍に増えました。経済危機で大幅減益となった08年度には法人税も大きく落ち込みましたが、株主への配当は溜め込んだ内部留保を使って行われ、わずかしか減っていません。

「三菱東京UFJ」「みずほ」「三井住友」「りそな」などの大銀行グループにいたっては、3兆円近い申告所得があった07年度にも、わずか1169億円、たった4%の税金しか納めていません。何年も前に「不良債権処理」で発生した「欠損金」によって、利益が相殺されるからです。その一方で、株主や親会社には、あわせて1兆5000億円もの株式配当をしていました。「配当を増やすのは、まともに納税義務を果たせるようになってからにしたらどうか」と、多くの国民

が怒るのは当然です。

こうした大企業への優遇税制は、日本経団連などの財界が強く要求してきたものです。自民党はもちろん、民主党も財界の要求にこたえて、競い合って大企業への減税を要求してきました。財界は「日本の法人税は高い」などといいますが、社会保険料の負担もあわせた大企業の公的負担は、ドイツの8割、フランスの6~7割程度にすぎません。大企業にもうけ相応の税負担を求めることは当然です。

景気回復の状況をみながら段階的に、大企業の法人税率を97年度の水準(37.5%)に戻します。法人事業税についても税率を引き上げます。07年度と同程度の利益があがる経済状況になれば、これだけで国・地方あわせて4兆円規模の新たな財源になります。

03年度に大幅拡充された研究開発減税は、研究開発費の10%程度を法人税から減額するというものです。福田前首相は「大企業だけでなく中小企業にも減税となる」(08年通常国会での志位委員長の代表質問への答弁)といいましたが、国税庁の統計でみても、年間4000~500億円の研究開発減税のうち、資本金1億円未満の企業が占める割合は5%足らずしかなく、もっぱら大企業が利益を受けています。こうした大企業優遇にメスを入れます。

グループ内の黒字企業と赤字企業の利益を相殺させることができる連結納税制度によって、年に4200億円もの減税になっています(国税庁の07事務年度)。トヨタ、日産自動車、ホンダ、NTT、日立、ソニー、東芝など、名だたる大企業が連結納税制度の利益を受けています。こうした税金逃れをやめさせます。

海外を含めた企業再編が進められる中で、大企業の利益の中で、グループ企業や海外子会社からの配当が占める割合が増加しています。こうした配当には、「配当益金不算入制度」や「外国税額控除制度」などが適用されるため、税負担が大幅に軽減されています。そのうえ、今年から「海外子会社からの配当非課税制度」が導入され、「海外で稼げば日本の税金はゼロ」という状況になっています。これでは、ますます海外進出の勢いが強まり、国内産業の空洞化を招きかねません。こうした優遇税制を縮減します。

大銀行のほとんどが巨額の利益を上げた年にも「法人税ゼロ」となっているのは、政府が5年前に欠損金の繰越期間を5年から7年に延長し、「01年度の欠損金にさかのぼって適用する」ことにしたからです。01年度に銀行が「不良債権処理」で発生させた欠損金について、この繰越期間延長の効果が、07年度からあらわれたのです。08年度も大銀行のほとんどが「法人税ゼロ」の状況を続けています。大銀行にももうけに応じた税を求めます。

アメリカでも導入されている、法人税の累進制度を導入し、大企業には応分の負担を求めます。

社会情勢の変化に対応した税制改革をすすめます

現行のエネルギー課税を見直し、二酸化炭素の排出量を考慮した環境税の導入をすすめます。

「道路特定財源」とされてきた揮発油税などの暫定税率を廃止するとともに、揮発油税などの税率については、環境税の導入をも考慮して検討します。

投機マネーの暴走を抑え、途上国支援の財源を確保するために、国際連帯税の導入を検討 します。

集合住宅の共用部分の固定資産税を軽減します。

都市計画区域内農地への宅地並み課税の廃止をめざし、当面、生産緑地指定の要件を緩和 し、追加指定を広げます。

芸術・文化団体への寄付税制を充実するとともに、民間劇場や映画館の固定資産税の減免などの支援をすすめます。

税源移譲によって所得税の最低税率が引下げられたため、NPOなどへの寄附金控除の効果が低所得者では削減されてしまいました。住民税でも寄附金控除を認めるなど、改善をはかります。

政府は、「プライバシー保護」を口実として、高額納税者や法人企業についての公示制度を 廃止してしまいましたが、一定以上の金額については、復活します。とくに大企業については「プ ライバシー」は理由にならず、公開は当然です。

6 中小企業

中小企業は日本経済再生の力 緊急対策の実施と中小企業憲章制定で、本格的な支援をおこないます

いま、中小業者のあいだでは、「仕事が蒸発した」「売上げが半減した」との悲鳴があがり、「仕事あるか」があいさつ代わりとなっています。2008年の倒産は1万5千件を超え、この1~6月の倒産は8169件、前年同月比8.2%増となっています。日本の全企業の99%を占め、雇用の7割を担う中小企業・自営業者が"がけっぷち"においやられているいま、その経営の存続と安定をはかることは政治の緊急の課題です。

中小企業への支援は、緊急に必要であるとともに、外需頼みから内需振興へ、財界・大企業の ための経済政策から日本経済のバランスのとれた再生・発展をめざす政策へ、日本経済のあり方 の転換をはかるうえで、カナメをなす重要課題の一つです。

中小企業・自営業者は、雇用と所得を生み出し、多様な需要にこたえるモノづくり・サービスを提供し、地域経済と住民生活をささえ、国民の創意・活力の担い手として、日本経済と社会になくてはならない存在です。自営業者は、自らつくりだした仕事で自らの生計を維持している点では小規模な企業であるとともに、自分自身を労働力とする点では「自己雇用者」でもあり、雇用の拡大のうえでも大きな意義をもっています。

ところが、自民党政治のもと、中小企業は、毎年1万件もの倒産や廃業によって、1986年の532万をピークに2006年までの20年間に100万以上減少しました。開業率は低迷し、廃業率が開業率を上回る状況が続いています。自営商工業者は、OECD諸国のなかでも、ドイツ、イギリス、イタリア、アメリカ、韓国などでは大幅に増えているのに、日本では逆に1980年比で3分の2に減っています。

中小企業の経営難は、農林水産業の衰退とともに、地域経済を疲弊させています。96 年度から 05 年度にかけて 1 人あたりの県民所得が伸びているのは東京などわずか 4 都県に過ぎず、全国的 には、1 割以上落ち込んだ 8 府県をはじめ、軒並み減少、地方経済の落ち込みがきわだっています。

中小企業の経営を困難におとしいれている原因は、積年の自民党政治と 10 年にわたる自公両党の政治にあります。自民党政治は、大企業の利潤極大化のために経済も税制も社会保障もつくりかえる新自由主義の「構造改革」路線を推進し、大企業には都合よく、中小企業や国民生活には過酷な「規制緩和」、消費税の導入と増税などの税制改悪、「不良債権処理」の名目での中小企業つぶし、大型店出退店の容認、地域経済の切捨てと街こわし、国保・介護・年金など社会保障の改悪をすすめてきたのです。

そのうえ、昨年来、中小企業は、未曾有の原油・穀物・原材料高の襲来をうけたうえに、アメ

リカの金融危機を引きがねにした世界的経済危機のもと、外需依存のもろい経済構造と大企業の しわ寄せの直撃を受けて、仕事と売上げの激減、資金繰りの深刻化、倒産と廃業の淵にたたされ ているのです。

中小企業・自営業者の経営を存続させる緊急対策を実施します

「緊急保証」を全業種に拡大し、貸し渋りによる倒産を防止します

現在実施されている「原材料価格高騰対策等緊急保証制度」は、名前のとおり、昨年秋以来の世界的大不況による中小企業の苦境にこたえたものではありません。日本共産党国会議員の質問に首相自身が「影響を受けていない業種はない」と認めながら、いまだに業種を限定しています。銀行の中小企業融資の付け替えなどに利用されるなど、本当に資金を必要とする中小業者に行き渡るものとはなっていません。

3大メガバンクはこの1年間に中小企業向け貸し出しを2.6兆円も減らしています。金融機関の中小企業への「貸し渋り・貸しはがし」をやめさせるとともに、経営の存続を願う中小企業・自営業者が資金繰りのために倒産・廃業を余儀なくされることのないよう、全業種を対象に、「不況対策緊急保証」を実行します。融資は、「返済期間10年、据置期間3年」とし、既往債務の一本化に応ずるなど改善措置をとるともに、税金滞納などを理由にした融資拒否をしないようにします。

大企業の下請や納入業者イジメをやめさせ、中小企業に緊急の休業補償・直接支援 を実施します

大企業の下請切り捨ては目にあまる状況になっています。公正取引委員会が 08 年度摘発しただけでも、下請法違反による返還金額は 29 億円にのぼります。「下請かけこみ寺」などの相談体制を強めるとともに、広く立ち入り検査などを行い、大企業の下請イジメをあらためさせます。

モノづくりを支える町工場は「日本の宝」です。大不況のもと、中小製造業者を倒産の危機から救うため、雇用調整助成金の拡充をはかるとともに、緊急の休業補償・直接支援を実施します。 借り工場への家賃補助をはじめとした固定費への補助、元請企業からの注文に応えるために行った設備投資への助成などをおこないます。

官公需の中小企業発注や生活密着型公共事業の推進など中小企業への仕事を増やします

官公需法にもとづき、中小企業の受注機会の増大に努めるとともに、国と地方自治体の中小企業むけ官公需発注比率を少なくとも7割以上に引き上げます。

特別養護老人ホームや保育所の建設、学校・福祉施設の耐震補強、地域の危険箇所対策、個人宅の耐震補修やバリアフリーなどのリフォーム、太陽光パネル設置を地域工務店の仕事と結びつけるなど、生活密着型公共事業をすすめます。

中小建設業者への負担増となる住宅瑕疵担保保証制度の改善をはかります。

消費税増税をやめ、零細業者イジメの免税点引き下げをもとにもどします

国民生活をささえ、家計をあたためるために、緊急に食料品の消費税を非課税にします。自公政権が強行した 2011 年度の消費税の増税計画は撤回します。

中小業者が転嫁困難で身銭を切らされている消費税の課税義務となる年間売上高、現行 1000 万円を 3000 万円にもどし、簡易課税の適用上限、現行の 5000 万円を 2 億円にもどします。小泉 内閣の税制改悪で、消費税の滞納件数は 3 割増加、毎年 60 万件、4000 億円もの滞納が発生して います。

燃油・材料高などから経営をまもります

世界的不況で、昨年春、高騰した燃油や小麦など穀物の価格が落ち着いてきましたが、金融緩和政策のもと、いま、燃油や穀物、原材料価格がじりじりと上がり始めています。価格高騰の場合、中小企業の苦境を放置することなく、価格の暴騰を抑える措置をとるとともに、直接補填など、速やかに支援を実施します。

中小企業憲章を制定し、中小企業を重視する経済政策に転換します

中小企業・自営業者がその役割を存分に発揮できるよう、中小企業憲章を制定し、中小企業を振興する施策を実行します。

中小企業憲章には、中小企業・自営商工業者が日本経済と社会で果たしている役割を明確にし、 国と自治体に中小企業振興策を推進することを義務づけ、その指針となる諸点を定めます。経済 政策の実施にあたって、中小企業への影響評価をおこない、「中小企業の発展を第一に考える」 (Think small first)ことを原則とし、国政に中小企業者の実情・要望・意見が反映されるよう な措置を講ずるようにします。

ヨーロッパ連合(EU)は、「小企業憲章」をさだめ、従業者が10人から49人の小企業に焦点をあてて、この小企業こそ、「ヨーロッパ経済の背骨」であり、「雇用の主要な源泉」であり、「ビジネス・アイデアを産み育てる大地である」と、ヨーロッパ経済における小企業の地位と役割を明確にしています。EUは、この立場から「小企業が最優先の政策課題に据えられてはじめて、新しい経済の到来を告げようとするヨーロッパの努力は実を結ぶだろう」とし、加盟諸国にたいし、「小企業経営と企業家精神のための最良の環境が創造される必要がある」と訴えています。

国の予算を当面一般歳出の 2%、1 兆円に増やします

09 年度の中小企業予算は 1890 億円で、1 企業あたり 4 万 5 千円にすぎません。他方、米軍への「思いやり」予算は 2879 億円で、米兵 1 人あたり年 811 万円であり、中小企業の 180 倍です。広範な中小企業の要求と地方自治体の中小企業振興策に応えられるよう、中小企業予算をとりあえ

ず一般歳出の2%、1兆円程度に増やします。

下請いじめなど、大企業の横暴をおさえるルールをきびしくします

独禁法・下請関連法を改正し、中小企業との取引・競争における大企業の地位の濫用をきびしく規制します。下請代金法を改正し、違反した企業名や事実の公表、損害賠償支払いの義務化などの措置をとれるようにします。訴えのあるなしにかかわらず、系統的に下請取引に関する実態調査を行うため、下請検査官を抜本的に増員します。公正取引委員会を民主的に改組し、中小企業の代表者も加えます。業界団体、中小業者団体が、大企業ならびに大手の業界団体を相手に、下請取引の改善を求める「団体交渉」を行う権利を保障した「公正取引確保法」(仮称)を制定します。

国と大企業の拠出で「下請中小企業経営安定基金(仮称)」を創設し、発注が変動する場合、補償を行う仕組みをつくります。

労働者の平均賃金に見合う最低加工賃の算定基準を策定します。

フランチャイズ加盟店の経営安定と本部との公正な取引関係を確立するため、本部の優越的地位の濫用として公取から是正を命令された「値引き販売の禁止」をやめさせるとともに、加盟店に本部との交渉権限をあたえ、契約内容やロイヤリティの適正化などを盛り込んだ「フランチャイズ適正化法」を制定します。

中小企業を育てる税制・金融のしくみをつくります

消費税を転嫁できない中小業者は6割にも達し、利益のでていない中小業者にも納税義務の生じる消費税は、零細な中小業者に著しく不利で経営を圧迫する税制となっています。他方、大企業は1円の負担もなく、輸出大企業は輸出にかかわる仕入税額を控除され、還付金を受け取れる税制です。経済主体の力の大小によって税負担に著しい違いが生じる消費税を廃止し、高額な奢侈品中心の間接税方式への転換をめざします。

法人税にも累進税率を導入し、中小企業の一定範囲の所得については現行より税率を引き下げます。所得税法 56 条を廃止し、事業主、家族従業者の働き分(自家労賃)を経費と認めるとともに、事業用資産については、一定期間の事業承継を条件に、相続税の減免を認めるようにします。中小企業の経営を圧迫する外形標準課税の拡大に反対します。同族会社の役員報酬の損金算入の制限をとりやめます。

「納税者憲章」を制定します。G7諸国でも、韓国でも、納税者の権利を保障しており、納税者 憲章をもたないのは日本だけです。消費税納税にあたっての仕入税額控除否認、機械類への償却 資産課税の強化、倒産に追い込む差し押さえの乱発など、国と地方の過酷な徴税・税務調査をあ らためます。

今日の不況は、政府系中小企業金融機関の統廃合・民営化が緊急時の円滑な中小企業融資を妨

げるものであることを明らかにしました。商工中金の完全民営化をやめさせるなど、政策金融全体のあり方を再検討し、円滑な資金供給という本来の役割を果たさせます。無担保・無保証人融資などの制度融資の拡充、借り換えや返済条件の変更など、中小企業への資金繰りを円滑化するよう支援します。ヤミ金の規制を強化するとともに、個人向け、事業者向けの貸出制度を抜本的に拡充します。多重債務の相談窓口を自治体に設置します。

金融機関の地域経済への貢献を義務づける「地域金融活性化法」を制定します。中小企業向け 検査マニュアルを独自につくり、金融機関の円滑な資金供給を促します。

信用保証を縮小するいわゆる「部分保証」をただちに撤回し、信用補完制度に小規模零細業者 の資金繰りの「命綱」としての役割を果たさせます。そのため、信用保証協会や再保険への財政 援助をおこないます。独自の制度融資に取り組む自治体にたいし国の支援をおこないます。

日本では毎年 3000 人を超える中小業者が自殺しています。この痛ましい事態の要因の 1 つが、中小企業融資における個人保証制度です。現在、金融機関が中小企業融資を行う際に、経営者自身や知人に対して保証・連帯保証を求めるケースがほとんどです。この制度のもとでは、会社だけでなく経営者自身も保証人も全財産を失うことになり、家族や保証人に迷惑をかけないようにと生命保険をあてにした自殺が多発しています。欧米では、数十年前に金融機関の個人保証制度は廃止されています。中小企業融資に対する個人保証制度の廃止をめざし、当面、政府系金融機関の融資について、個人保証を廃止します。

病気や事故などに備える「自主共済」は、2006 年施行の保険業法により、保険会社に委託するか少額短期保険業者に移行するか選択が迫られました。しかし、多くの自主共済が、準備金の積み立てや外部監査導入などの負担ができず、制度廃止に追い込まれる事態も生まれています。社会保障の改悪などで国民の不安が増しているいまこそ、自主共済を守り発展させることが必要です。助け合いのためにつくられた自主共済については、保険業法の適用除外とします。

高齢者が利用しやすく、若者に魅力的な商店街の再生をすすめます

「シャッター通り」が各地に広がるなど、商店街の疲弊は深刻です。歩いて暮らせるまちづくりをすすめるためにも商店街を「地域の共通財産」として活性化することが欠かせません。商店街と公営住宅、病院、介護・福祉施設、図書館、郵便局、役場などの公共施設を組み合わせたまちづくりを促進します。生鮮三品の店の確保、空き店舗を活用したチャレンジショップ、高齢者のたまり場づくりなど、高齢者・子ども連れの親子・若者が楽しみながら買い物のできる店づくりや商店街の企画を支援します。市町村合併による行政サービスの低下をあらため、コミュニティバスの運行など公共交通機関の整備をはかり、どこに住む住民も安心してくらせるようにします。

大型店の進出と退出、営業時間などについて、自治体が「まちづくり条例」をつくって規制できるようにします。「商業調整にならない制度とする」と定めている大店立地法・第 13 条を廃止

し、06年改正された「まちづくり3法」を抜本的に強化し、郊外への大規模集客施設の出店を原則禁止します。アメリカでは、大型店の出店にあたり、預託金を取り置く自治体が生まれていますが、大型店に、地域貢献など社会的責任を果たさせます。改定中心市街地活性化法によるまちづくり・商店街支援に関する国の認定制度を、自治体の認定・支援策にあらためます。

食糧·エネルギー·環境·医療·福祉など地域経済をささえる中小企業を支援 します

地域に根ざしている中小企業は、地域住民に雇用を提供し所得を保障することで、地域経済を 支えています。地域経済が発展し、住民の暮らしが向上するには、地域で生み出された付加価値 が地域に還元され、再投資される経済循環が促進されることが必要です。それでこそ、地域で持 続可能な社会が可能となります。最近、このことを自覚した自治体が、中小企業者や住民の要求 にも応え、各地で、中小企業振興基本条例を定め、中小企業振興の取り組みをすすめています。 この取り組みを支援します。地域への再投資を促進し、地域経済循環がすすむよう、地域金融機 関にその役割の発揮を求めます。

農・林・水の第一次産業の振興とむすんだ「農・商・工」連携の中小企業振興をすすめます。 地元農水産物の給食材への供給や地元産の木材を使った公共施設や住宅の建設、消費者と結んだ 直売所や産直センター、地元農林水産物による特産品づくりなどに力を注ぎます。

21 世紀の緊急課題となっている地球温暖化防止・持続可能な地域づくりのためにも、「地産地消」、「地産地商」の循環型の地域経済を発展させます。地球温暖化防止へ、大量生産・大量消費・大量廃棄の経済からの転換をはかる新産業政策、グリーンニューディールを推進し、これにとりくむ中小企業・中小工務店への仕事おこし、技術開発と普及を支援します。太陽光・風力・小型水力・バイオマス・地熱など再生可能エネルギーの開発と普及、静脈型産業、さらに再生医療・個人に合った福祉器具の開発などにとりくむ中小企業への支援をおこないます。

地域の特性である自然と歴史を生かし、伝統・技術が蓄積された地元産業の発展と観光の振興をはかります。モノづくり技術の集積地や産地支援のための自治体ごとの振興計画づくりをすすめます。中小企業製品の開発・モノづくりを支援するとともに、販売への支援として、商品を広く知らせる常設展示場を各地にもうけ、インターネット上のサイトを提供します。

ひも付きの補助金制度をあらため、地方が、生活密着型の公共事業に創意的にとりくめるようにします。公共工事入札は、中小企業の育成につながるようにします。公共事業・官公需の発注・入札は、分離分割発注、「小規模工事登録制度」など随意契約の活用、無制限の一般競争入札ではなくランク制の厳格な実施で、中小企業への発注率を高めます。最低制限価格制度を導入し、ダンピング入札をなくし、工事の品質を確保するなど、公正なルールを確立します。国や自治体の仕事を受注する企業に、人間らしく働ける賃金や下請単価、労働条件を義務づける「公契約法・条例」の制定をすすめます。

地域医療の確保、国保料の減額、生活保護の改善、教育費扶助の増額など医療・福祉・教育を

充実し、住民が安心して生活できる地域をつくります。

中小企業の技術革新と発展、創業に生かすために、教育・研究機関などとの産学連携・人材育成を重視します。

経済の活力 = 中小企業の開業を支援します

経産省の「若者と中小企業とのネットワーク構築事業」の予算を抜本的にふやし、若者の就労・ 社会的自立、開業に役立つ「インターンシップ」、新規開業塾・相談会、大学等での中小企業論講 座など、中小企業の魅力と正確な情報・知識を発信するとりくみを幅広く支援します。

新規開業者が利用できる起業支援制度の拡充とともに、現行の新規開業融資を抜本拡充し、自己資金要件の緩和や低利で返済猶予期間を備えた開業資金融資制度の創設をはかります。

7 環境

持続可能な経済・社会を実現するため、環境問題に真剣にとりくみます

21世紀の世界を持続可能な経済・社会とするためには、温暖化ガスの大幅削減を実現する対策など地球環境の保全の見通しをたてるとともに、国内の公害被害の早急な救済や、アスベスト対策や大気・土壌汚染対策など身の回りの環境対策に真剣にとりくむことが必要です。将来にわたって良好な環境を維持していくために、環境汚染を規制し、生態系を守るとりくみを強化します。そのためにも環境汚染問題の解決には、少なくとも、(1)汚染者負担の原則、(2)予防原則、(3)国民・住民の参加、(4)徹底した情報公開の視点が欠かせません。その立場で次のようなとりくみを強めます。

地球温暖化対策の深刻な遅れを克服し、「人にやさしく環境を大事にする社会」をめざします

今年 12 月にコペンハーゲン (デンマーク)で開かれる温暖化に関する国際会議では、2013 年以降の新たな国際的取り組みを具体的に決定します。それに向けて、6月にドイツのボンで開かれた国際会議や、7月にイタリアで開かれたラクイラ・サミットでは、2020 年までの温室効果ガスの削減目標をどうするのかが話し合われました。ラクイラ・サミットでは、産業革命前に比べて、地球の平均気温の上昇幅を2度以内に抑えることの必要性が確認され、基準年の扱いには幅があるものの、先進国全体で「2050 年までに80%またはそれ以上削減する目標を支持する」ことを宣言しました。

自公政権がボン会議を前にようやく発表した日本の中期目標は、2020年に、温室効果ガスの排出量を 2005年比で 15%削減するというものです。国際的に基準とされている 1990年比に直すならば、わずか 8 %の削減にすぎません。これでは、京都議定書で削減すると約束した第 1 約束期間 (2008年~12年)の目標である、1990年比6%削減とたいして変わりません。基準年を 2005年に移すことで、日本が削減するどころか 2005年までに 1990年比で 7.6%も増加させたという都合の悪い事実を隠蔽するものです。基準年の変更を主張しているのは、アメリカ、カナダ、オーストラリアなど温室効果ガスを増加させてきた国であって、圧倒的に多数の国は、90年を基準にしており、自公政権が掲げる中期目標では、国際的な取り組みをリードすることはできません。すでに京都議定書の目標を超過達成し、中長期の野心的な削減目標を決定している E U 諸国に比べ、明らかに遅れを取っています。これは、京都議定書の締結から 1 1年も時間があったにもかかわらず、京都議定書から離脱したブッシュ米前政権に自公政権が追随し、EU の温暖化対策を「統制経済」と呼んできた財界のいいなりになって、効果的で具体的な削減のための施策をとろうとしなかった結果です。

日本共産党は昨年3月に欧州調査団を派遣し、同6月には温暖化の抑制にかんする日本共産党の見解を発表しました。そのなかで明らかにしたように、温暖化の被害が取り返しのつかないレベルになるのを避けるには、産業革命前にくらべて2度以内の気温上昇(すでに今で0.76度上昇)にとどめることがカギです。そのために以下のような施策の早急な実現をめざします。

(1) ただちに温室効果ガス削減の中長期目標を示し、取り組む姿勢を明らかにします

日本に課せられた「先進国」としての国際的義務をはたすために、2012 年までに温室効果ガスの 90 年比 6%削減という、京都議定書での約束を達成するとともに、わが国として 2020 年までに 30%削減することを明確にした中期目標を確立し、2050 年までに 80%削減するという長期目標をすえて、それにむけて着実に実現していくための通過点を明示すべきです。

(2) 最大の排出源である産業界の削減のため、公的削減協定など実効ある施策を実施します

日本の温室効果ガスの削減対策が言葉だけのものとなっているのは、総排出量の8割を占める産業界、しかもわずか166事業所で日本全体の排出量の50%に達するほど極端に排出が集中している産業界の削減について、もっぱら財界の"自主努力"まかせにしているからです。EU諸国ですでに実績を上げている施策によく学んで、政府と産業界の間で削減目標を明記した公的な削減協定を義務づける必要があります。企業の削減目標達成のための補助的手段として、「国内排出量取引制度」(キャップ・アンド・トレード方式)や、二酸化炭素の排出量などに着目した環境税を導入すべきです。

(3) 原発優先から自然エネルギー重視に転換し、目標を拡大し促進の制度を整備します

二酸化炭素の排出量の 9 割がエネルギーに由来し、エネルギー対策は温暖化抑制のかなめです。現在、自然エネルギーは一次エネルギーのわずか 2 % (大規模水力発電分 3 %を除く)にとどまっています。2020 年までにその比率を 20%に引き上げることを明記した「自然エネルギー開発・利用計画」を策定します。自然エネルギー発電の普及には、長期的な採算の見通しが重要であるため、電力の固定価格買い取り制度を導入します。自然エネルギーから得られる電気やガス、木質チップなどの販売で、その地域には新たな収入が生まれ、地域経済対策としても有効です。自公政権は、原発を「温暖化対策の切り札」とし、長期的にも電力供給の約半分を原発でまかなおうとしています。事故や災害、データ捏造などによって、原発の停止があいついでいるように、原発は決して安定的な電源でもありません。事故や廃棄物による放射能汚染という新たな環境破壊も懸念されており、安全上も、技術的にも未確立な原発を優先にするエネルギー政策は、やめるべきです。

(4) 国の将来戦略に温暖化対策を位置づけ、政府の取り組みを義務付ける「気候保護法」(仮称)を制定します

地球温暖化対策は、将来の日本社会のあり方を探求する総合的な戦略・政策の重要な一環に位置づけ、エネルギー・地域振興・雇用・福祉・交通・農業・税制など各分野の政策と有機的に結びつけて着実にすすめてゆくべきです。そのために、国の将来に関わる総合的な戦略・政策のなかに地球温暖化対策をしっかり位置づけ、政府の取り組みを義務づける法律(気候保護法=仮称)を制定します。生産から流通、消費、廃棄までのすべての段階について、温室効果ガスを削減し、将来にわたって「持続可能な経済・社会」「人にやさしく環境を大事にする社会」を社会全体の努力でつくりあげるという視点から、「24時間社会」など大胆に見直すことが必要です。(温暖化対策の全体・詳細については、2008年6月25日発表の「地球温暖化の抑止に、日本はどのようにして国際的責任をはたすべきか日本共産党の見解」を参照)

水俣病被害者の全面的な救済を急ぎます

公式認定から 52 年になる水俣病にかんして、最高裁が国の責任と判断基準や認定制度・検診の 見直しを認めたこと(2004年10月)をうけ、6100名をこえる被害者が国の認定を求めています。 新潟水俣病でも、昨年、新たな申請者による阿賀野患者会が結成され、被害者が新たに提訴をお こないました。ところが、自公政権は7月に、被害者を切り捨て、加害企業のチッソを免罪する 「水俣病特別措置法」を制定しました。

この法律は、わずかばかりの「解決金」で水俣病に幕引きを図ろうとするもので、 チッソを分社化して補償会社を消滅させる、 公害健康被害補償法に基づく「判断条件を満たさないもの」を救済する、 対象者の認定方法、 対象者を三年以内に確定し救済を終了する という内容で、「被害者すべての公平な救済」という患者らの願いとはかけ離れた内容です。チッソの事業部門を水俣病の補償にあたる親会社と切り離して「身軽」にするという「分社化」を認めるものです。分社化すれば、最終的には水俣病に責任を負う会社が無くなり、新しい被害者が出てきた場合、救済の道も閉ざされ、加害企業を免罪してしまうことになります。「分社化は凍結」といっていた民主党も、与党との協議で分社化容認にあっさり転換し、衆院では審議なし、参院もわずか3時間の委員会質疑だけで採決してしまいました。日本共産党は修正案で示したように、司法の判断にもとづく水俣病認定基準の見直しや、不知火海沿岸47万人の健康・環境調査などの被害の実態調査、加害企業と国、県の責任に応じた補償を行うよう求め、すべての水俣病被害者が「救われた」といえる対策の実現をめざします。

大気汚染被害者を救済し、自動車メーカーに社会的責任をはたさせます

自動車排ガスと健康被害との因果関係を、あいついで司法が認め、国・都・道路公団に被害者への賠償を命じました。原告はメーカーの責任も追及し、判決は、健康被害を予見できたにもかかわらず、乗用車にまでディーゼル化をすすめたことなど、自動車メーカーの対応に社会的責任上、問題があったと指摘しました。公害健康被害補償法(公健法)で認定されていなかった被害者の健康被害が司法で認められ、東京都では都・自動車メーカー・国・首都高速道路株式会社の負担で、都内に1年以上居住する気管支ぜん息患者の医療費の自己負担分が昨年8月から無料と

なりました。国は、こうした無料化を全国で実施すべきです。

政府が1978年に、公害被害者の反対を押し切って環境基準を緩和した二酸化窒素については、その緩和された環境基準すら、大都市部を中心にいまだに達成できずにいます。また、浮遊粒子物質(SPM)についても、環境基準が設定されて以来38年も経つのに、未達成率が増えています。大気汚染の対策を、根本的に強化することが必要です。

大気汚染公害の患者団体は、ぜん息などを引き起こす空気中のごく微小な粒子状物質「PM2・5」(微小粒子状物質。直径が2・5マイクロメートルの粒子。1マイクロメートルは1ミリメートルの千分の1)以下の微小粒子について環境基準設定を求めてきました。ようやく環境省の検討会も、昨年4月、PM2・5がぜん息や心筋梗塞(こうそく)、肺がんに影響を与えているという報告書を発表しました。ディーゼル車からの排出が多い「PM2・5」について、アメリカやWHO(世界保健機関)の環境基準にてらしても、日本ははるかに高濃度の汚染状況となっています。東京高裁の和解条項にもあるように、一刻も早く環境基準を設定して、住民の健康被害をなくす対策が必要です。2007年の自動車 NOx・PM 法の改正で、局地的な汚染が継続している地区内への流入車対策がようやく導入されました。しかし、大幅な削減効果をあげるには、大都市部への基準不適合車の流入を抑え、幹線道路における汚染状況のひどい地域での走行規制など、総量規制による汚染対策をすすめます。くるま優先で自動車道路の建設を促進して公害を悪化させる行政の姿勢の転換を求め、行政・メーカーに必要な情報公開を義務づけ、環境・製品アセスメントを強化します。

アスベストなど、身近にある有害性物質への規制を強め、化学物質政策基本法を制定します

化学物質の安全性にかかわる規制は、分野ごとに設けられ、統一性がありません。2002 年に南アフリカのヨハネスブルクで開かれた環境サミットでは、2020 年までに、予防的取り組みに留意しながら、科学的根拠にもとづくリスク評価を使って、化学物質が、人間の健康と環境にもたらす著しい悪影響を最小化する方法で、使用・生産されることをめざすという目標が合意されました。

しかし政府の対応は、化学物質の環境リスクを 2025 年までに低減するという政府の第三次環境 基本計画や、化学物質審査製造等規制法「改正」によるものであり、不十分です。同計画を前倒 しして 2020 年に間に合わせることや、予防的原則を明文化し、化学物質の製造や使用量の削減、 安全性のデータがない化学物質は市場での流通・使用を認めないなどの理念をもりこんだ化学物質基本法を制定します。

化学物質審査製造等規制法で新たに禁止された物質については、本来使用すべきではありません。代替物質への転換を政府が責任をもって促すべきです。産業界の負担を軽減することを理由に、リスク評価の対象を約 1000 種の物質に絞った「スクリーニング型評価」ではなく、危険性評価が必要な全化学物質(約 7000 種)に対する網羅型評価を 2020 年までに終えるよう、取り組むべきです。また 10 億分の 1 メートル単位の微細粒子であるナノ物質については、健康被害を拡大

したアスベストの苦い教訓を踏まえて、健康への影響について対策をとります。

アスベスト(石綿)は、吸いこんでから 20~30 年以上も後に悪性腫瘍(がん)をひきおこします。その一種である中皮腫(ちゅうひしゅ)などの被害が続々と明らかになり、その影響は事業者・従業員だけでなく、家族、周辺住民にも及んでいます。政府が、ILO 条約の批准を先延ばしにした結果、WHO 基準の 200 倍も緩い基準(76 年の通達)を 05 年まで放置してきました。関連業界と政府の責任は重大です。

石綿関連企業の労働者や事業所周辺住民などの健康診断調査を継続して実施するために、費用を原因企業と国が負担するよう求めます。アスベスト対策法の施行後も、認定対象が狭く、救済数が余りにも少ないため、被害者の実態に合わせて拡充します。石綿の労災認定も抜本的に見直すとともに、被災者の見つけ出しをすすめ、建設労働者や「一人親方」も含めすべての健康被害者を救済し、周辺住民の被害認定でも、石綿肺や良性石綿胸水などを労災同様、対象に含めるべきです。被害に対する補償水準を引き上げるなど、救済制度を早急に改善するよう政府に求めます。汚染者負担にもとづいて製造・使用企業の責任による基金創設を実現し、救済制度を強化します。石綿の特例使用が認められている分野を含め、早急に全面的な使用禁止を目指すとともに、石綿除去や解体に伴う二次被害を阻止するために、自治体の指導・監督を強め、国の補助の拡充を求めます。

化学物質による環境汚染がひきおこすとされているアトピーや化学物質過敏症、ダイオキシンをはじめとする環境ホルモンの悪影響、シックスクールやシックハウスなどへの健康被害の調査と安全対策を強化し、地球環境サミットでも確認された予防原則にたって、遅れている化学物質の有害性にかんする研究と規制を促進します。工場跡地や不法投棄が原因とみられる地下水の汚染などの環境汚染にたいして、住民の健康被害に関する調査と情報公開、新たな被害補償制度などを求めます。

電磁波による健康への影響について、WHO(世界保健機関)は、昨年6月、新たな環境保健基準を公表しました。各国での医学的調査を基に、平均3~4ミリガウス(ガウスは磁界の強さの単位)以上の磁界に日常的にさらされる子どもは、もっと弱い磁界で暮らす子どもに比べ、小児白血病にかかる確率が2倍程度に高まる可能性を認めています。新基準は電磁波のうち、1秒間に50回または60回変動する送電線の電磁波など、強さが比較的ゆっくり変動する「超低周波」が対象です。動物や細胞の実験では発がんが立証されず、電磁波と発がんに因果関係があるとまでは言えないと指摘したものの、予防的考え方に基づいて磁界の強さについての安全指針作り、予防のための磁界測定などの対策をとるよう各国に勧告しました。日本でも、この勧告にもとづいて、電磁波に関する環境基準を早急に設定すべきです。携帯電話用の無線基地の建設など電磁波の発生源が急増しているなかで、国民の不安にこたえるためにも、電磁波の健康への影響にかんする研究・調査を積極的にすすめるよう求めます。

高速道路や米軍基地のヘリ、大型風力発電機、家庭にあるコンプレッサーなどから発生した低 周波騒音・振動によって、不眠、頭痛、めまい、吐き気、耳鳴りなど住民の健康被害が出ていま す。高速道路床全体の振動を抑える制振装置の設置、早朝夜間の軍事訓練の中止などは、住民の 当然の要求です。低周波振動の健康への影響について、ただちに調査・研究を行い、環境アセスメントでの影響調査を義務付けるなど、本格的な対応が必要です。

ごみの"焼却中心主義"から脱却し、ごみを出さないシステムを製造段階から確立します

大型焼却炉によるごみの "焼却中心主義"からの脱却をはかります。ごみの発生を設計・生産 段階から削減するためには、自治体と住民に負担を押しつける現行制度を、OECD も勧告している 「拡大生産者責任」の立場で抜本的に見直すことが必要です。政府がダイオキシン対策として導 入を急いだ大型廃棄物処理施設の建設・運営の高コスト負担や、処理施設の爆発事故やトラブル に、自治体は頭を痛めています。自治体は、国の誘導策にのって大規模施設の建設に走ることを やめ、事故やトラブルについてはプラントメーカーに改善と補償を要求するとともに、国の指導 を求めます。家電製品のリサイクル費用については、廃棄時の不法投棄をなくし、ごみになる部 分を減らすために、商品の販売時に徴収すべきです。

不正軽油の生成から大量に発生する硫酸ピッチや、地下水から法定基準値を超えて検出された ヒ素やセレンなどの有害物質など、廃棄物の不法投棄とそれによる環境汚染に歯止めをかけます。 違法行為の「やり得」を許さないために、都道府県が徹底した立ち入り検査を実施し、違反者へ の厳格な指導と監督をおこないます。不法投棄のルートと関与者の解明、違反者など排出者の責 任による撤去を実施させます。

全国150箇所以上あると言われる不法投棄産廃処理は、産廃特措法による処理が10箇所たらずに止まっています。この10箇所の処理費用が約1160億円と、当初の10年間で1000億円という見込みをオーバーして新たな処理ができない状態になっています。滋賀県栗東市の産廃処分場でも全量撤去の要求が圧倒的多数にもかかわらず、知事は費用負担が少ない遮水壁の採用を表明する状況です。財源確保のための制度見直しを行い早期処理を進めます。

容器包装リサイクル法によるペットボトルリサイクルも、自治体負担の軽減措置など制度見直しを求めます。家電リサイクルでは、大手量販店などによる不適正な引取・引渡が問題になっており、早急に小売業者が遵守すべき基準の設定などの規制強化や、回収・リサイクル料金の見直しを求めます。

各地で家庭ごみの有料化が行政の側から提案されていますが、住民への有料化の押し付けでは、 ごみ問題は解決しません。すでに有料化した自治体でも、当初はごみの量が減り、"減量効果"が あるといわれましたが、その後はまた増えだし、"お金を出せば、ごみをいくら出しても自治体が 処理するのは当然だ"という意識が生まれたりするなど、ごみの減量が進まない例も出ています。 ごみの有料化だのみでは、ごみ削減への住民の意識の形成とはなりません。住民がごみになるも のを買わない、使わない、出さない、分別を徹底するなど、住民の意識・取り組みの向上、自治 体と住民の協力が欠かせません。ごみの有料化問題は、一方的な住民への押し付けでなく、住民 も参加して十分な論議を行うべきです。 産業からの廃棄物の投棄によって引き起こされた土壌汚染の問題も深刻です。東京の石原都政が進める築地市場(東京都中央区)の移転計画で、移転先の江東区豊洲の東京ガス工場跡地が高濃度の有害物質で汚染され、環境基準の4万3千倍の発がん性物質・ベンゼンや930倍の猛毒・シアン化合物が検出されて大問題となっています。大阪市の工場跡地を再開発し、汚染を知りながら隠してマンションが販売された「大阪アメニティーパーク」で、環境基準をこえるセレン、ヒ素などが検出された土壌汚染事件も起きました。全国各地で土壌や地下水の汚染が発見されています。

2009年に改正された土壌汚染対策法では、3000平方メートル以上の土地を改変する場合に調査を義務づけることなどが盛り込まれましたが、依然として、法改正以前に廃止された事業所には適用されないなど不十分なものになっています。操業中の工場敷地や、工場敷地を別の工場に売却した場合にも、調査を義務づけるよう改正すべきです。

大型開発による環境破壊をやめさせ、生物多様性をまもります

湿地も森林と同様、温室効果ガスである二酸化炭素(CO2)の吸収に重要な役割を果たしています。湿原では、植物の死がいが積み重なり、炭素が泥炭の形で蓄積されます。 しかし温暖化がすすめば、湿地の乾燥と分解がすすみ、CO2やメタンといった温室効果ガスが排出され、いっそう温暖化が促進されるという悪循環に陥る可能性があります。

昨年の洞爺湖サミット開催にあわせ、国連訓練調査研究所(UNITAR)が釧路市で開いた「生物多様性と気候変動についての研修ワークショップ」で示されたように、ラムサール条約(1971年採択)と気候変動枠組条約(1992年)、生物多様性条約(同)の3つは、不可分の関係にあります。これまで開発の対象と思われてきた湿地は、水の浄化など、自然の恵みをもたらすものだと再認識されるようになり、地球温暖化対策のうえでも、その保全が重視されてきています。登録ずみの湿地の保全にとどまらず、ラムサール条約を通して広い視野で、環境について考えることが求められています。諫早干拓計画を撤回し、水門の開放で有明海の豊かな海を回復するよう、政府はただちに実行すべきです。沖縄の泡瀬干潟や辺野古沖など貴重な干潟の保全のために力をつくします。

2010 年には、生物多様性条約の締約国会議が名古屋で開かれることになっており、日本の環境対策でのイニシアチブが問われます。人類生存の基盤である生態系を守るため、環境破壊をひきおこすような大規模開発をやめさせるとともに、環境アセスメント制度を改善し、住民参加と情報公開、代替案の検討を義務づけ、事後評価を実施させます。さらに欧米で導入されている「政策の検討段階からの環境アセスメント(戦略的アセスメント)」の早急な実施を求めます。電力業界の圧力に屈して、発電所を戦略アセスメントの対象からはずすべきではありません。干潟などの保全法をつくるとともに、環境NGOが求めている「野生生物保護基本法」の制定を目指します。 諫早湾や長良川などの水門をあけ、自然の維持と回復をはかるべきです。八ツ場ダムや川辺川ダム、設楽ダム、サンルダム、淀川水系ダムなど、あいかわらず必要のないダムの建設を政府は推進しようとしています。首都圏に残る貴重な自然である高尾山に高速道路のトンネルを通そうと

するなど、大型開発による環境破壊をきっぱりとやめるべきです。

国土の3分の2を森林が占める日本は、世界でも有数の「森」の国ですが、その荒廃が進んでいます。絶滅が心配されているオオワシ、イヌワシ、ツキノワグマ、サンショウウオや北海道のナキウサギ、ヒグマなどを、開発から守り保護に力をつくします。森林の荒廃や気候の変動によって、野生の熊やイノシシ、シカなどが森から里に近づいて人間に捕殺されるケースが急増しています。捕殺だけの対応ではなく、野生動物との共存のために生息する頭数や状況の把握、森林の保護・管理、野生動物による被害の防止と救済に総合的にとりくみます。

神奈川県内の野生のウシガエルから国内の野生カエルで初めてのツボカビ感染が確認されました。ツボカビは、過去30年間に中南米やオーストラリアの両生類を激減させたカビです。日本の両生類への壊滅的打撃と生態系全体への影響が危惧されます。日本は外来種生物の大量輸入国であり、それが自然界に出て日本の固有種の生息を脅かしています。動植物の輸出入検疫を強化するとともに、内外の知見にもとづくリストを作成し輸入を規制すべきです。輸入業者の立入り検査の強化も必要です。米軍の岩国基地で繁殖した毒グモが基地外にまで広がったように、港湾や空港、基地などでは意図せず付着などで入り込む外来種があり、こうした施設の周辺の監視を強めるとともに、固有種を脅かす外来種の除去をいっそう積極的におこなうべきです。

ペットの殺処分をへらすため、不妊手術や譲渡促進を支援します

犬や猫などのペットは、こんにちでは単なる愛玩動物としてだけでなく、コンパニオン・アニマル=「伴侶動物」と考えて飼育する人も少なくありません。ところが、最近では、さまざまな事情からペットの飼育を途中で放棄する人も少なくなく、心ない人たちによる動物虐待もしばしば報道されます。一部の無責任な飼い主のために、近隣の住民が迷惑に感じ、ペットとなっている動物を快く思わなくなってしまう人たちもおり、人間社会で暮らす動物たちを取り巻く状況はきびしくなっています。保健所への持ち込みや捕獲による犬や猫の殺処分数は年間36万件にもなるといわれています。

殺処分を減らすためには、なによりも飼い主の責任として、ペットが死ぬまで飼いつづけることが基本です。同時に、引き取り手の見つからないまま子猫・子犬が処分されることがないよう、里親を探すなど譲渡する数をふやすことが重要です。場合によっては犬猫の不妊手術をすることも求められます。子犬は引き取り手が見つかりやすいのに比べ、成犬はみつけにくく処分されることが多いといわれています。人をかむなど矯正できない問題がある場合をのぞき、譲渡の可能性を広げるためには、性格を知り、必要な矯正をし、一定期間の健康管理をするなど手間と時間が必要です。行政だけでこうした措置をカバーすることは困難ですが、愛護団体や NPO、地域の住民の協力なども得られる仕組みをつくります。政府は、市町村による動物との共生の地域ビジョンの作成を支援したり、不妊手術への助成制度を創設や、譲渡促進のとりくみへの支援などに乗り出すべきです。

日本にも影響が及んでいる東アジアの環境保全のために協力します

日本海や東シナ海を越えてくる黄砂や窒素酸化物が、日本の国民ののどや鼻に影響をあたえ、酸性雨や光化学スモッグの原因になっています。モンゴルや華北地域の砂漠化がすすんでいることや、急速な経済発展をすすめる中国での大気汚染の悪化が、国境を越えて日本にも影響を与えているといわれています。

東アジア全体の環境を保全するために、政府は、公害防止の経験や研究の成果を生かし、緑化 事業や東アジア諸国の人びとの健康を守るとりくみを提起し、積極的に協力を広げるべきです。 東アジア諸国に進出して活動している日本企業も、その国の環境にかかわる規制を遵守するだけ でなく、適正な環境基準の設定に積極的に応じることで、社会的に貢献すべきです。

8 エネルギー

自然エネルギーの開発・利用を広げ、原発依存のエネルギー政策 を転換します

エネルギーは食料とともに経済・社会の存立の基盤であるにもかかわらず、日本のエネルギー 自給率はわずか 4 % (2006 年。エネルギー白書)にすぎません。

昨年は、先物取引などによる異常な投機、イラク、イランなど中東情勢の緊張や、中国やインドなど発展を続ける途上国のエネルギー需要の増加によって、原油などエネルギー価格が高騰しました。需給ベースでは1バレル60ドル程度のはずの原油が、147ドル(08年7月11日)と史上最高値を記録し、日本の経済・社会に打撃を与えました。エネルギーの値上がりは今後も起きる可能性があると懸念されています。

エネルギー問題は、地球の温暖化対策とも密接な関係があります。日本は、京都議定書にもとづいて、その第一約束期間内(2008~12年)に二酸化炭素などの温暖化ガスの排出量を、1990年比で 6%削減する義務があります。しかし日本の目標達成は危機的状況にあります。政府は原発の新増設を"頼みの綱"としていますが、原発は安全性に問題があり、原発に依存するのではなく自然エネルギーの導入に本腰を入れるべきです(温暖化対策全般については、2008年6月25日発表の「地球温暖化の抑止に、日本はどのようにして国際的責任をはたすべきか 日本共産党の見解」を参照)

省エネの徹底やエネルギー効率の引き上げによって低エネルギー社会を目指すとともに、日本の条件にあった自然エネルギーの開発・利用を計画的に拡大することで、エネルギーの自給率の引き上げをはかります。

エネルギー政策の重点を自然エネルギーの開発・利用へ転換します

二酸化炭素の排出量の 9 割がエネルギー由来であることからみても、エネルギー対策は温暖化対策の要です。エネルギーの自給率を引き上げ、また地球温暖化対策をすすめるためには、エネルギー効率の徹底した向上とともに、環境に配慮した自然エネルギー源の開発・利用に本格的にとりくむ必要があります。風力や太陽光・熱、地熱、小水力、波力や、あるいは畜産や林業など地域の産業とむすんだバイオマス・エネルギーなどは、まさに地域に固有のエネルギー源です。そこから得られる電気やガスを販売することで地域に新たな収入が生まれます。事業の成果や副産物を地元に還元したり、雇用や技術、資金の流れを地元に生み出すことで、地域経済の活性化に役立ちます。

ところが政府は、化石燃料偏重から自然エネルギー重視に転換する明確な展望ももたず、自然 エネルギーの利用拡大のカギとなる自然エネルギー発電に関する固定価格買い取り制度の導入を 長らく拒否してきました。そればかりか、サミット前に発表された「福田ビジョン」では、原発の新増設を今後のエネルギー対策の優先課題としています。日本の自然エネルギー利用の現状は、国際的にも大きく立ち遅れ、電力供給にしめる比率で EU を下回り、太陽光発電の導入量でドイツに首位の座を奪われスペインにも抜かれました。風力発電では、アメリカ、中国からも立ち遅れています。日本にとって、自然エネルギーの普及は急務です。原油・石炭など輸入エネルギーの需要増・高騰が予測されるもとで、経済基盤の安定のためにもエネルギー自給率の引き上げが求められているからです。

化石燃料偏重・原発だのみから脱却し、自然エネルギー重視へと、エネルギー政策の抜本的転換が必要です。

(1) 自然エネルギーの割合を 2020 年までに 20%とする導入目標を明らかにします

E Uが2020年までに一次エネルギーの20%を自然エネルギーでまかなう目標を決定したのをはじめ、世界的に見ても、太陽光・熱、風力、小水力、地熱、バイオマスなど自然エネルギーの普及が本格的な流れになっています。こうしたなかで、日本だけが自然エネルギーの普及に背をむけ、一次エネルギーのわずか2%(大規模水力発電分3%を除く)をまかなうだけにとどまっています。2020年までにエネルギー(一次)の20%、2030年までに30%を自然エネルギーでまかなう「自然エネルギー開発・利用計画」を策定し、着実に実行していきます。

自然エネルギーから得られる電気やガス、将来的には水素などを販売することで、その地域には新たな収入が生まれます。ドイツでは、自然エネルギーの普及によって年間 1 億トンの二酸化炭素を削減するとともに、21.4万人の雇用と年間 3.7 兆円の売り上げなど、雇用や技術、資金の流れを地元に生み出し、事業の成果や副産物を地元に還元しています。自然エネルギーの拡大は地域経済への波及効果も大きく、雇用創出や内需拡大にもつながります。ドイツなどでの実績に照らせば、日本でも数年間で約 6 万人の雇用を増やし、2030 年には約 70 万人の雇用をもつ産業となる可能性を持っています。

(2) 自然エネルギーによる電力を固定価格で買い取る制度を早急に導入します

自然エネルギー発電の普及には、長期的な採算の見通しが重要であるため、電力の固定価格買い取り制度の導入がカギです。固定価格買い取り制度は、再生可能エネルギーの設備を導入した時点で、その設備から供給される電力の買い上げ価格を市場まかせにせず、中長期にわたって保障する方式です。 E U のなかでも固定価格買い取り制度が導入されたドイツ、デンマーク、スペインでは、自然エネルギーの普及が急速にすすみ、世界をリードしています。

政府は、太陽光発電についてのみ、自家消費分を除いた余剰電力に限定して、従来の倍の価格で電力会社が購入する制度を導入しようとしています。しかし、二酸化炭素の排出量を大幅な削減をめざして急速に自然エネルギーの普及を図るには、太陽光発電だけでは不十分です。すでに党国会議員団が国会で提案したように、電力会社が、太陽光だけでなく自然エネルギーによる電力全般を、10年程度で初期投資の費用を回収できる価格で、全量買い入れる「固定価格義務的買

取制度」に転換します。初期投資を回収したあとは余剰電力の買い取りに切り替えます。そのさい、いま電気料金に含まれ主に原発用に使われている電源開発促進税(年間 3510 億円)や、温室効果ガスの削減目標に達しない分の穴埋めに海外から排出権を買い取るのにも使われている石油石炭税(同 5100 億円)などの使い方を見直し、ユーザーへの負担を抑制するようにします。

さらに、自然エネルギーの普及促進のために、家庭用の太陽光発電に対する国の補助を抜本的に引き上げ、公的助成を半分まで高めます。国、自治体の施設や、一定規模以上の建物については、自然エネルギーの利用、熱効率の改善を義務づけます。

また、排熱を熱供給に利用すること(コジェネレーション=電気・熱併給システム)で、エネルギーの利用率を 40%程度から 70%台まで引き上げることができます。小規模・分散型利用を促進する制度を整備し、コジェネレーションの導入を積極的に支援すべきです。

バイオ燃料は、食料と競合しない植物資源を使い、国内産・地域産の資源を 優先活用します

近年、原油価格の高騰などを背景に、世界各国でバイオエタノールの生産が急増しています。この動きは、トウモロコシの需給をひっ迫させ、国際価格をこの1年で倍近くに高騰させました。たとえばメキシコでは庶民の食生活を直撃するなど、バイオエタノールの開発が、途上国や低所得者の食料を脅かしています。日本でも、トウモロコシの輸入価格が大幅に上昇し、飼料や多くの食品に影響が出ています。

バイオエタノールは、地球温暖化対策に役立ちますが、原料となるサトウキビ生産の拡大やパーム油生産のためのヤシ農園の建設による熱帯林の破壊が、各国で新たな環境破壊として問題になっています。

日本政府は、エタノールを含むバイオ燃料の利用促進を打ち出していますが、その大部分は輸入を見込んでいます。二酸化炭素の排出削減をいいながら、二酸化炭素の吸収源である森林を破壊するのでは、地球環境にやさしいエネルギー開発とはいえません。

日本共産党は、バイオ燃料の開発・導入を自然エネルギーの重要な柱であると考えています。 その具体化にあたっては、食料需要と競合しない植物資源などに限定する、国内産・地域産の資源を優先的に活用する(「地産地消」)、生産・加工・流通・消費のすべての段階で環境を悪化させない持続可能な方法を採用するなど、新たな環境破壊をひきおこさないためのガイドラインをもうけるよう政府に要求します。

プルトニウム利用をやめ、原発からの段階的な撤退をすすめます

政府と電力会社が温暖化対策を口実に新増設を図っている原発は、十分な安全の保証がなく技術的に未確立です。磨耗した配管の破裂で死傷者を出した美浜原発の事故(2004年)にひきつづき、冷却用海水の温度データのねつ造、志賀・福島の各原発の臨界事故隠しなどが次々と発覚し

ました。経済産業省の指示で電力会社が行った調査の結果報告(07年3月)によれば、問題事例が全体で1万件をこえ、うち原子力関係が455件もあるという驚くべき数に上りました。その事例で明らかになった、基準や手続を無視したルール違反の横行とずさんな検査体制や経営・管理の実態は深刻です。国民の安全に責任を持つ規制行政を確立するうえで、原発を規制・監督する原子力安全・保安院を、促進官庁である経済産業省から独立させることは、国際的なルールに照らしても最低限やるべきことです。

昨年の新潟県中越沖地震を契機に、柏崎刈羽原発や高速増殖原型炉「もんじゅ」などの地下に活断層があることが明らかとなりました。六ケ所村の核燃料サイクル施設の地下にも活断層があると指摘されています。すべての原発について活断層調査を実施し、また耐震基準の見直しを行って、原発の耐震性の総点検を実施します。東海地震の想定震源域の真上には浜岡原発があります。このような政府・電力会社による原発立地のあり方は、無謀としかいいようがありません。今の原発では他にも、放射性廃棄物の処理と万年単位の管理の問題、莫大な費用がかかる問題など、多くの問題が解決されないままです。

こうした問題を抱えた原発からは、計画的に撤退すべきです。原発の危険性を増幅するだけの プルサーマル計画や「もんじゅ」の運転再開計画は撤回し、六ヶ所再処理工場をはじめ核燃料サイクル施設の総点検を実施し、計画は中止すべきです。原発の総点検をおこない、老朽原発をは じめ安全が危ぶまれる原発については、運転停止を含めた必要な措置をとらせます。

政府は、自治体にプルサーマル実施の受け入れや、高レベル放射性廃棄物の最終処分場への応募をうながし、受け入れれば手厚い補助金を出すとしてきましたが、補助金と引き換えに住民に 危険を押しつけるようなやり方はやめるべきです。

自公政権は、「原子力立国」をかかげて原発の輸出や技術協力を目指していますが、国内外で、 安全を軽視した原発の新増設をすすめることはやめるべきです。

エネルギー高騰を許さないため、投機規制に取り組みます

昨年の原油高騰では、中小企業、農林漁業、運輸業などが、燃料の値上がりで深刻な打撃を受けました。

投機マネーに関しては、国連や各国政府が今検討している投機マネー規制を強化することが重要です。「投機マネーの暴走を抑える」という強い政治的意思を打ち出して、国際社会とも協力しながら、 (1)原油や穀物など人類の生存の土台となる商品に対する投機の規制を具体化する、(2)ヘッジファンドに対して、直接の情報開示を求めるなど抜本的な規制強化にふみだす、(3)国際連帯税など、投機マネーの暴走を抑えるための適正な課税を本格的に検討する こうした規制策を早急に具体化すべきです。

9 金融

破たんしたアメリカ型の金融自由化路線を転換し、国民の〈らしと営業に役立つ金融を応援します

1.中小企業と地域経済を応援する金融行政に転換します

「構造改革」路線による内需の冷え込みに加えて、アメリカ発の金融危機による外需の激減、民間金融機関の貸し渋り・貸しはがしなど、中小企業は二重三重に痛めつけられています。民間金融機関による中小企業向け貸出残高は、2001年3月の約293兆円から、2008年12月には236兆円へと57兆円も減少しています(『中小企業白書2009年版』)。とくに、三大メガバンクは、昨年3月からの1年間で中小企業向け貸出を約2.6兆円も減らしており、貸し渋り・貸しはがしの先頭に立っています。

自公政権の「構造改革」路線は、金融機関に対して、短期的な「効率化」の達成をおしつけました。この結果、金融機関は、短期的な収益目標に追われ、直近決算期の売上など限られた数値だけをモノサシに、融資の可否を機械的に決定するようになっています。金融機関の「目利き」能力、審査能力の喪失は深刻です。

「頼みの綱」となるべき政府系金融機関も、「構造改革」路線のもとで、短期的な「効率化」を 迫られて審査基準を厳格化するなど、公的金融本来の役割を果たせていません。信用保証制度で は、部分保証(責任共有制)導入によって、貸出金の2割について民間金融機関が責任を負うこ とになったため、民間金融機関による貸し渋りに拍車をかけています。保証料率も、中小企業の 経営状況に応じて9段階の格差がつけられました。さらに、政府が新設した「緊急保証」制度は、 全業種を対象にしていないだけでなく、拒否が8%、減額要求が24%(帝国データバンク調査) にのぼるなど、保証が受けにくい実態があります。

いま必要なことは、「構造改革」路線を見直し、民間金融、公的金融ともに、その本来の役割を 発揮できるように金融行政をおおもとから転換することです。日本共産党は、企業の 99%、雇用 の7割を支える中小企業を支え、地域経済に円滑に資金が供給されるよう金融行政を転換します。

金融機関、とりわけメガバンクによる貸し渋り・貸しはがしをやめさせます。

金融機関の「目利き」能力を回復し、社会的責任を果たすことのできる仕組みをつくります。「地域金融活性化法」を制定し、金融機能の再生と活性化に関する国、自治体、金融機関の責務を明らかにします。中小企業向け融資について、独自の検査マニュアルや監督行政のしくみをつくります。国による地域金融機関への合併押しつけをやめさせます。信金・信組などの協同組織性を変質させる動きを許さず、協同組織金融機関が本来の役割を発揮できるよう支援を強めます。

商工中金の完全民営化をやめさせるなど、政策金融全体のあり方を総合的に見直します。 公的金融にふさわしい融資基準をつくるとともに、予算、人材を含め、中小企業向け政策金融を 抜本的に充実させます。

「緊急保証」制度について全業種を対象とするほか、融資条件を緩和します。また、「一般保証」制度に導入された「部分保証」制度を廃止し、全額保証に戻します。小規模企業への保証料の差別的な引上げをやめさせます。信用保証協会への財政援助をおこなうなど、信用保証制度を抜本的に強化します。

日本では、毎年3000人を超える中小業者が自殺しています。この痛ましい事態の要因の1つが、中小企業融資における個人保証制度です。現在、金融機関が中小企業融資を行う際に、経営者自身や知人に対して保証・連帯保証を求めるケースがほとんどです。この制度のもとでは、会社だけでなく経営者自身も保証人も全財産を失うことになり、家族や保証人に迷惑をかけないようにと生命保険をあてにした自殺が多発しています。欧米では、数十年前に金融機関の個人保証制度は廃止されています。中小企業融資に対する個人保証制度の廃止をめざし、当面、政府系金融機関の融資について、個人保証を廃止します。

病気や事故などに備える「自主共済」は、2006 年施行の保険業法により、保険会社に委託するか少額短期保険業者に移行するか選択が迫られました。しかし、多くの自主共済が、準備金の積み立てや外部監査導入などの負担ができず、制度廃止に追い込まれる事態も生まれています。社会保障の改悪などで国民の不安が増しているいまこそ、自主共済を守り発展させることが必要です。助け合いのためにつくられた自主共済については、保険業法の適用除外とします。

2.金融被害を根絶し、貧困をなくすセーフティーネット貸出を抜本的に拡充します

リストラや急な事故・病気など、誰の身にも起こりうる要因による生活苦や、売上不振や物価 高騰などによる経営難などを理由に、高金利のサラ金に手を出す人が後をたちません。高金利と 過剰融資を是正した貸金業法の改正を受けて、政府も各種の対策を打ち出していますが、未だに 多くの人々が多重債務と貧困問題で苦しんでいます。本当に資金を必要とする人が、安心してお 金を借りることのできるセーフティーネット貸出制度を緊急に拡充・強化することが必要です。

また、個人年金保険や外国為替証拠金取引(FX)などの金融商品で被害を受ける人が続出しています。郵便局での投資信託などのリスク商品による被害も増えています。FX業者による証拠金の流用や詐欺的勧誘も相次いでいます。高齢者などをねらった「振り込め詐欺」や「振り込め恐喝」による被害も、史上最悪の件数にのぼっています。こうした金融被害もただちに根絶すべきです。

改正貸金業法について、09年12月を目処に完全施行します。ヤミ金に対する取締りを 抜本的に強化します。「振り込め詐欺」などの犯罪をなくすために、警察、金融庁、金融機関など による総合的なとりくみをすすめます。 だれでも利用できる身近な金融相談窓口を整備します。低利の生活福祉資金貸付制度や緊急小口資金貸付制度を抜本的に拡充するなど、個人向け、離職者向け、個人事業者向けのセーフティーネット貸出制度を拡充・強化します。その際、生活再建のためのカウンセリングと組み合わせるなど制度の運用改善をすすめます。

銀行、証券、保険などすべての金融商品について、「不招請勧誘」(望まない人への勧誘)の禁止と「適合性原則」(消費者の財産、知識や目的などに合わない取引の禁止)の徹底など、国民が不当な金融被害を受けないような仕組みをつくります。金融被害の温床となっている金融商品販売担当者に対する過大なノルマのおしつけをやめさせます。

FXや商品先物を組み合わせた投資信託など、個人の資産運用に適さないハイリスクな金融商品について、総合的・抜本的に規制を強化します。

裁判外の苦情・紛争解決支援制度(金融ADR)の更なる充実や、被害回復給付金支給法の改善など、金融被害を受けた方への救済制度を拡充します。

3.金融自由化路線を改め、「地域金融活性化法」など金融機関に社会的責任を果たさせるためのルールをつくります

自民・公明政権は、「金融を自由化し投資を促進すれば、日本経済も活性化する」といって、アメリカを"お手本"にした金融自由化・規制緩和万能路線をおしすすめてきました。また、「貯蓄から投資へ」の大宣伝をおこない、1500兆円の国民の大切な金融資産をマネーゲームに誘導してきました。

しかし、"お手本"としてきたアメリカ型の金融自由化・規制緩和万能路線は、アメリカ発の金融危機で劇的に破たんしました。いま、国連やG20などでは、金融自由化路線の見直しがすすめられ、投機マネーへの規制強化など経済と金融に関する新たなルールづくりがすすんでいます。

ところが、自民党・公明党は、いまだに金融自由化路線に固執しています。今年も、金融市場 や商品市場の自由化・投機化をすすめる法案を提出し、これには民主党も賛成して成立していま す。民主党は、今回の総選挙マニフェストでも、「貯蓄から投資へ」をかかげています。こんな"周 回遅れ"の金融自由化路線に固執したままでは、日本企業や経済のまともな発展はのぞめません。

日本共産党は、アメリカを「お手本」にした金融自由化路線を見直し、実需に貢献する金融へ 転換します。また、原油や穀物などの価格が投機でつり上げられることを許さないために、国際 社会と共同して投機マネーを規制します。

金融自由化万能路線・規制緩和万能路線をきっぱり転換します。日本共産党が提案している「地域金融活性化法」をはじめとして、金融機関に社会的責任を果たさせるルールをつくります。「貯蓄から投資へ」といって、国民の大切な財産をマネーゲームに誘導する政策を転換します。

国連や G20 などですすめられている投機マネー規制改革で、積極的なイニシアチブを発揮 します。原油・穀物市場での投機を規制するなど、生活を脅かす投機マネーへの規制を抜本的に 強化します。ヘッジファンドなどの情報開示をすすめます。国際連帯税など、投機マネーの暴走 を制限するための適切な課税を本格的に検討します。

大資産家優遇の証券税制を改めます

自民・公明政権は、1500兆円にのぼる国民の大切な資産をマネーゲームに誘導するために、2003年度に「証券優遇税制」を導入しました。これは、庶民の預貯金(税率20%)よりも、マネーゲームでの利益(同10%)を税制上優遇するものです。アメリカの25%、フランスの30%からみても低すぎます。日本の制度は、世界に例をみない証券優遇税制であり、きっぱり改めるべきです(くわしくは、税制の項をご参照ください)。

世界に例を見ない大資産家優遇の配当・譲渡所得の税率軽減措置を、ただちに廃止します。 配当や譲渡所得などは、アメリカやイギリスも総合課税です。勤労所得とあわせた総合課税を原 則とし、大資産家には応分の負担を求めます。

10 高齢者

高齢者が安心してくらせる社会をつくります

高齢者が安心して暮らせる社会をつくることは、政治の重要な責任です。

ところがいま、自公政権のもとで、高齢者を"じゃまもの"あつかいする悪政が横行しています。お年寄りを差別し、際限のない負担増をおしつける後期高齢者医療制度に、全国の高齢者が怒りの声があげています。国保料(税)、介護保険料の相次ぐ値上げが家計を圧迫し、療養病床の削減、介護施設の経営危機・人手不足は、「介護崩壊」ともいうべき深刻な事態を引き起こしています。くわえて、「消えた年金」「消された年金」問題です。自公政権の高齢者いじめ、無責任政治はひどすぎます。

高齢者世帯は年所得200万円以下が42.8%、年100万円未満も15.7%にのぼるなど(06年「国民生活基礎調査」)貧困で厳しい生活を余儀なくされている人が数多くいます。高齢者に、「自助努力」、「自己責任」を強要し、負担増と福祉のきりすてをすすめる政治では、生活破壊と貧困化がますます深刻化し、老後不安はつのるばかりです。

日本の 70 歳以上の高齢者は 2017 万人となり、初めて 2000 万人を突破しました (08 年 9 月 15 日現在の推計)。戦前、戦中、戦後の苦難の時代に身を粉にして働きつづけ、家族と社会のためにつくしてきた人たちです。

日本共産党は、高齢者が大切にされ、安心して老後をおくれる社会の実現をめざして全力をあ げます。

後期高齢者医療制度は廃止します 「長生きは罪なのですか」・・・自公政権が 08 年 4 月 実施を強行した「後期高齢者医療制度」に、全国の高齢者が不満をつのらせ怒りの声をあげています。 7 5 歳という年齢をかさねただけで、今まで入っていた国保や健保から追い出されるという差別医療は世界に例がありません。しかも、年金からの天引きで、2年ごとに際限なく保険料が引きあげられ、受けられる医療内容も別建てで制限します。まさに「うば捨ての制度」です。政府は、「抜本見直し」を言い出していますが、後期高齢者医療制度はきっぱり廃止すべきです。療養病床の削減計画をストップさせ、安心して入院治療・療養ができるよう体制をととのえます。

高齢者の医療費を無料にします 日本共産党は、"窓口負担ゼロ"をめざして負担軽減に踏み出します。その第一歩として、75歳以上の高齢者の医療費は無料にすることを提案します。自公政権が来年度からの実施を決めた70~74歳の窓口1割から2割負担への2倍の値上げを撤回させます。69歳以下は2割に引き下げます。

国民健康保険の高い保険料(税)が、高齢者世帯の家計を圧迫しています。日本共産党は、国の責任で、国保料(税)を一人当たり年1万円引き下げる緊急提案をおこなっています。これは、この間、国が減らしてきた市町村国保への財政支出のごく一部を元にもどすだけで実現できます。

年金を充実させます 公的年金は、老後の暮らしをささえる柱です。ところが、国民年金しか受けていな高齢者は910万人、その受給額は平均で月額約4万7000円にすぎません(05年)。月2万円、3万円という低額年金、また無年金の人々も膨大な数にのぼるなど、きわめて劣悪な水準です。抜本的な改革が必要です。

日本共産党は、安心できる年金制度改革として、掛け金なしでも、一人で月額5万円、夫婦で月額10万円の年金がうけとれる最低保障年金制度の創設を提案しています。全額国庫負担によるこの最低保障額の上に、それぞれの掛け金に応じて、給付を上乗せするようにします。そうして、国民年金満額の人なら、現在の月6万6千円を月8万3千円まで底上げします。

「消えた年金」「消された年金」問題は、6万 9000 件を超す年金記録の改ざんに社会保険庁の職員が関与していることがあきらかになりました。まさに、国家による詐欺にひとしいものです。一人も被害者をださず、一日も早く解決するという立場で、国が解決に責任を果たすことを求めます。国が管理・保有している情報をきちんと提供すること、相談・問い合わせ、未払い金の支払いなどに対応できる体制を抜本的に強化すべきです。

公的年金等控除など高齢者増税を見直し、「天引き」をやめさせます この間に行われた高齢者の所得税・住民税の増税について、公的年金等控除の最低保障額を140万円に戻すとともに、所得500万円以下の高齢者には老年者控除を復活します。

介護保険料や今年10月から開始されようとしている住民税の年金からの特別徴収(天引き)については、「天引き」の強制をやめさせ、各人の希望で普通徴収に変更できるようにします。

介護保険制度を改善します 「老老介護」に疲れ果てた、高齢者夫婦の痛ましい無理心中 事件が後を絶ちません。著しく不足している介護施設・在宅サービス、高い保険料・利用料負担 など、「保険あって介護なし」の深刻な事態を改善することが急務です。

介護保険財政にたいする国庫負担割合を 5%引き上げ、介護保険料の値上げを抑え、保険料、利用料の減免制度の拡充をすすめます。所得の少ない高齢者は、介護保険料・利用料を免除します。また要介護度が実態より下がる新認定制度は中止し、ホームヘルプサービスなど給付の制限をやめさせ、改善をすすめます。

介護の人材不足を打開するために、事業所にたいする介護報酬を大幅に引き上げ、国の責任で 職員の賃金を月額3万円ひきあげる緊急措置を実現します。

特別養護老人ホームを大幅にふやし、一日も早く待機者を解消します。小規模・多機能宅老所、 グループホームなどが地域にきめこまかくととのえられるよう、行政の支援をつよめます。

高齢者むけ住宅を増設します 高齢者で、現在、居住している住宅で困っている人は4割を超えます。一方、特別養護老人ホームやケア付住宅などへの入居希望者も増えています。(内閣府「高齢者の住宅と生活環境に関する調査」06年)。

住宅のリフォームがすすめられるよう、介護保険の住宅改造費を拡充するとともに、自治体の 住宅改造助成制度の新設・拡充をはかります。高齢者むけケア付住宅・施設の整備を急ぎます。 公営住宅やUR(住宅都市再生機構)の賃貸住宅の建設をふやし、高齢者むけ家賃減免制度の拡充をはかります。

民間賃貸住宅に暮らす高齢者への自治体の家賃補助制度の普及をすすめます。

就業・雇用を保障します 働く意欲と能力がありながら、まっさきにリストラの対象となるのは高齢者です。ハローワークに通っても、希望どおりの仕事につけるのは皆無に近く、中高年齢者の再雇用はきわめて厳しいのが実情です。

高年齢者雇用安定法が改正され、年金の支給開始年齢の繰り延べにあわせて、65 歳までの段階的な雇用延長がすべての事業主に義務づけられました(06年4月)。事業主は、「定年の引き上げ」「継続雇用制度の採用」「定年の定めの廃止」のいずれかの措置を講じなければなりません。「継続雇用制度」については、法の趣旨からも、希望者は全員再雇用となるよう、国は企業に指導・監督をつよめるべきです。年齢による賃金差別はやめさせるべきです。アメリカやEUなどで実施されているような、「年齢による差別を禁止する法」(仮称)を制定することも必要です。

地域の実情におうじて、高齢者の就労・社会参加の場をひろげることも大切な課題です。シルバー人材センターについて、賃金や労働条件、災害補償など改善をはかります。また高齢者の就労の場の確保のために活動している団体にたいして、行政が支援をおこなうようにすべきです。

安心・安全のネットワークをつくります 一人暮らしの高齢者(65歳以上)は年々増えつづけ 430 万人にのぼります(2010年)。誰にもみとられず亡くなるという痛ましい孤独死が各地でふえています。貧困と格差の象徴です。医療制度の改悪や冷たい生活保護行政、介護保険の導入を機に高齢者福祉にたいする行政の責任が大幅に後退したことも背景にあります。

行政が責任をもって、地域住民と協力しあい、高齢者を地域でささえる安心のネットワークを つくることが急務です。

自治体やNPOなどがとりくんでいる、高齢者への配食サービス、見守り活動、緊急通報システムなどの普及・拡充をはかります。高齢者が積極的に外出し、住民同士で会食や交流などができるミニ集会所をきめこまかにととのえることも必要です。

自治体と地域包括支援センターが、介護保険の対象者だけでなく、広く地域のお年よりの実態を把握し、安心のネットワークをつくりあげていくうえで役割を果たすことが必要です。そのためにも、国が地域包括支援センター、在宅支援センターへの職員の増配置や財政保障をつよめるようにすべきです。

11 障害者·<u>障害児</u>

障害者・障害児の全面参加と平等を実現します

1、 障害者自立支援法は廃止し、総合的な「障害者福祉法」を制定します

自公政権が強行した障害者自立支援法の施行(06年4月)から3年が経過しました。09年は附則に書かれた見直しの年にあたります。福祉サービスや自立支援医療(更生、育成、精神通院医療)に導入された原則1割の「応益負担」が、この制度の根本的な矛盾・欠陥であることが、ますます明らかになっています。障害者が人間としてあたりまえの生活をするために必要な支援を「益」などとして負担を課すという「応益負担」は、憲法や福祉の理念に反します。重い負担のために、サービスの利用を抑制せざるをえなくなった障害者も出ています。

事業所に対する報酬単価の引き下げや日払い化で施設・事業所の経営は苦しくなり、廃園に追い込まれた施設もあります。「福祉は人」なのに、福祉労働者の離職や労働条件の悪化が深刻になっています。このままでは、障害者福祉の基盤が崩壊しかねない深刻な事態です。

こうした現状にたいして、史上空前の運動で "障害者自立支援法を見直せ" と立ち上がった障害者団体の努力などにより、政府も利用料軽減等を含む「特別対策」や「緊急措置」を実施せざるをえなくなりました。政府・与党は3月に「改正」障害者自立支援法案を提出しましたが、本格的な審議のないまま、廃案になりました。「改正」法案では、「応益負担」の強い批判を受け、実態は現状のしくみを踏襲するものの、法律の条文を「応能負担」に変えざるをえませんでした。

いま、全国で障害者やその家族 62 人(09 年 6 月現在)が、自立支援法の「応益負担」は憲法 に反するなどと 12 地裁で訴訟を起こしています。そもそも障害者福祉や医療に負担を課すことは、 障害を自己責任にしてしまうことです。いくら負担軽減をおこなっても、障害者やその家族の不 安をとりのぞくことはできません。

日本共産党国会議員団は06年から毎年、全国障害児者施設・事業所の協力でアンケート調査を 実施し、3回にわたる「緊急要求」を発表しました。国会議員団の調査(08年)でも、利用料や 給食代を滞納する障害者のいる事業所は45%にのぼります。さらに、日本共産党は、昨年12月 に自立支援法の3年後の見直しにあたっての抜本的な提言をおこないました。

障害者自立支援法は、「構造改革」路線にもとづき、財政抑制を最大のねらいとしてつくられたものであることが、自民党の障害者問題の責任者の最近の発言からも、あらためて裏づけられています。日本共産党は、障害者の"自立支援" どころか"自立破壊"である自立支援法を廃止し、憲法と国連「障害者権利条約」の趣旨にそった、すべての障害者が人間らしく生活できる権利を保障する、総合的な「障害者福祉法」の確立をめざします。

すべての障害者を対象に「福祉法」のもとで重大問題の解決を

「福祉法」では、すべての障害者を対象とし、現行の縦割り制度の矛盾である「制度の谷間」におかれている難病・発達障害・高次脳機能障害をはじめとするあらゆる障害者を対象とします。「障害者」の範囲を、ICF(国際生活機能分類)の障害概念にもとづいて、あらためることも必要です。当事者や現場の声にもとづいて「福祉法」の検討をすすめることを強く求めつつ、以下の重大問題の解決をはかります。

利用料は無料に、「応益負担」の廃止

憲法 25 条の生存権理念に照らせば、本来、障害者福祉や医療に対して負担を求めるべきではありません。世界の障害者福祉にも例のない「応益負担」制度は廃止します。障害者福祉の利用料の無料化をめざし、当面、「応能負担」制度に戻し、住民税非課税世帯等の低所得者は無料にします。給食費やホテルコストの実費負担はなくします。親兄弟・夫婦の扶養義務をはずします。

事業所の報酬の引き上げ

今年の4月から施設・事業所に対する報酬単価が平均5・1%引き上げられましたが、基準より職員を多く配置すれば加算されるなど、いっそう成果主義が濃厚になっており、困難な経営を改善するものになっていません。根本的な解決のためには日額払いを月額払いに戻し、正規職員の配置を中心とした雇用形態ができるよう、報酬を適切に引き上げます。福祉労働者の賃金を、全額公費措置により、月3万円の引き上げをはかります。給食・事務・施設長など削減された職員配置基準を復活させるとともに、グループホームやケアホームの夜勤体制の改善をすすめます。

就労支援、「くらしの場」の保障

すべての施設・事業所が 2012 年 3 月末までに新事業体系への移行をせまられていますが、厚生 労働省の調査でも全体で 42%しか移行していないなど(09 年 4 月)、「就労第一主義」や報酬の減額などによって、移行をためらう施設が少なくありません。就労が強調されても、障害者の就職を受け入れる企業は依然として乏しく、不況下では真っ先に障害者が解雇されているのが現実です。障害者が働く意義は多様で豊かであり、就労保障とともに日常生活の支援も拡充する事業体系の再検討を強く求めます。入所型の施設や「医療的ケア」を必要とする人たちへの支援策を含め、グループホームなど暮らしを支える多様な選択肢を整えます。小規模作業所を義務的経費の事業とし、十分な財政保障をおこないます。

障害のある子どもの発達を保障する

障害のある子どもの福祉を、児童福祉法にもとづく施設やサービスとして、だれもが気軽に療育を受けられる環境のもと、障害が確定していないグレーゾーンの子どもたちも含めて、発達を保障するよう改めます。給食も療育の一環であり、給食費の実費負担をなくします。障害のある子どもに障害程度区分の導入はやめるべきです。

福祉サービスを利用するにあたっての契約制度は、子どもの成長や発達にたいする責任を保護者にすべて負わせるしくみです。契約制度をやめ、公的責任で適切な福祉サービスが利用できる

ように改めます。入所施設では、措置と契約制度の世帯の子どもが混在し、措置率の地域間格差も生じており、契約制度の矛盾が顕著になっています。障害による行動の問題、保護者の経済的・精神的な負担、虐待など緊急に対応すべき課題を抱えています。30年間変わらない入所施設の職員配置基準を早急に改め、行政の責任で手厚い生活の場がすみやかに保障されることを求めます。

学齢期の障害のある子どもたちの放課後生活を保障するよう法制化します。長期休業中の生活を豊かに保障する制度を早急に確立します。

自立支援医療は元に戻し拡充する

自立支援医療の「応益負担」制度を廃止し、原則無料の公費負担医療制度とします。育成医療、 更生医療は受けられる治療範囲を拡大するなど、制度の改善をはかります。更生医療制度はリハ ビリテーション医療の観点から身体障害者手帳所持を条件からはずし、障害の除去・軽減のみで なく悪化を防ぐための治療や予防も含めた医療も受けられるよう対象を拡大します。育成医療は 児童福祉法に戻し、障害のある子どもとともに、「放置すれば将来障害が残ると予想される子ども」 を今後とも対象に含むようにします。自治体で実施している重度心身障害者(児)医療費助成制 度を国の制度として確立します。

障害程度区分認定を見直す

障害程度区分認定は、生活実態や支援ニーズに見合ったものに改善し、真に必要な支援を保障するものとして再構築を求めます。

地域生活支援事業へ国の財政保障を十分に

日本共産党国会議員団の調査では、障害者の外出などに必要な移動支援事業に対し、利用制限をおこなっている自治体が6割を超えていることが明らかになりました。自治体の姿勢も問われますが、もともと国が補助金を抑制していることが原因です。国は補助金を大幅に増やすとともに、移動支援事業、コミュニケーション事業などの地域生活支援事業の必須5事業は、義務的経費である個別給付事業へ移行させるべきです。

障害者予算を抜本的に拡充する

障害者施策のために、消費税増税はまったく必要ありません。予算のムダを見直し、軍事費に メスを入れることや、大企業・大資産家に対するゆきすぎた減税をただすなどで、諸外国に比べ てGDP比できわめて低い(ドイツの3分の1、スウェーデンの7分の1)障害者予算を抜本的に 増額します。

在宅や施設サービスを大幅にふやすなど、地域生活の基盤整備を集中的にすすめるため、「障害 福祉基盤の緊急整備5カ年計画」を策定し、特別立法を制定します。

介護保険と障害者福祉の「統合」は障害者の実態を無視したもので、また、介護保険料の徴収年齢を引き下げて、国民に負担増を求めることにねらいがあり、反対です。

真に施設・病院からの地域への移行がすすむように、「精神障害者退院支援施設」の撤回を求めます。精神障害者の相談支援活動や住まいの確保をすすめます。

2、「障害者権利条約」を一刻も早く批准し、国内関連法の見直しを

国連の「障害者権利条約」は、08年5月に正式に発効しました。日本でも、早急の批准が求められています。同時に、条約を批准するためにも、障害者の平等と完全参加の保障をうたった「障害者権利条約」の趣旨にてらして、国内関連法を抜本的に見直すことが不可欠です。日本共産党は、自立支援法をはじめ、以下のような関連法を見直しながら、障害者の声を十分に反映させて、条約を早期に批准するよう求めます。

障害者差別禁止法・障害者虐待防止法の制定をすすめる

「障害者差別禁止法」(仮称)を制定し、雇用・労働・交通・教育などあらゆる分野で障害を理由とした不当な差別をなくします。裁判規範性をもち、権利侵害などへの具体的な救済策をもりこんだ、実効性のある差別禁止法の制定をめざします。障害者に対する差別をなくし、実質的な平等を保障するためにも、「障害者福祉法」の制定があわせて重要な課題です。

すべての障害者を対象にした「障害者虐待防止法」(仮称)を制定します。権限ある虐待防止機関を自治体に設置することや、虐待被害回復のしくみの構築など、虐待を許さない実効性あるしくみをつくります。障害者団体などと協力し、実際の虐待事例をふまえて、法律を具体化します。

障害基礎年金の引き上げを

障害基礎年金の支給額を 1 級・2 級ともに大幅に引き上げ、加算対象の子・配偶者の範囲を拡大し、所得保障を抜本的に拡充します。地域で自立した生活ができるよう、「住宅手当」を創設します。無年金障害者への特別給付制度が 05 年 4 月から開始されていますが、障害基礎年金と同額に引き上げるとともに、国籍要件のために加入できなかった在日外国人など、支給対象をさらに広げるよう改善をすすめます。特別給付金制度はあくまでも福祉的措置であり、年金制度の枠内での根本的な解決が必要です。国の不作為や年金制度の不備を認めて、障害基礎年金の支給を行うべきです。初診日認定についても、実態に即した運用をすべきです。

雇用、教育、バリアフリー、参政権の保障を

「障害者雇用促進法」の法定雇用率の厳守を徹底し、一般就労が困難な人のためにヨーロッパ 諸国で実施されているような保護雇用制度を創設します。

「インクルーシブ(包括的:障害のある人もない人もともに)教育」を真に実現するために、 教職員の配置の充実など十分な教育予算をとり、環境をととのえます。あらゆる段階で、障害の ある子どもの教育の権利を保障し、必要に応じたサポートをおこないます。

鉄道駅の安全確保のためのホームドア、可動式ホーム柵の普及などをはじめ、交通や建物など

のいっそうのバリアフリー化をすすめます。精神障害者に鉄道運賃割引制度を適用拡大します。 障害者や高齢者にも使いやすい金融機関にするために、障害者対応のATMの拡充や、窓口対応 の改善をすすめます。

障害者にも選挙情報が確実に届くようにし、障害者の参政権を保障します。手話や字幕をすべての政見放送に義務づけるとともに、広報などの改善、在宅投票制度の拡充、投票所の整備などをすすめます。

障害があることによる情報格差の解消をすすめます。

12 女性

世界でも異常な女性への差別をなくし、「両性の平等」を社会に徹底します

国連女性差別撤廃条約が採択されて30年、日本では、いまなお異常な女性差別がつづいています。

女性雇用労働者の半数以上が非正規雇用であり、賃金は正社員で男性の 68%、非正規をふくめると 53%です。妊娠・出産、育児休業取得を理由とする解雇など違法な差別も横行しています。働きたくても保育所に入れない深刻な事態もひろがっています。女性の長時間労働もひろがり、健康破壊・母性破壊がすすんでいます。1人目の子の妊娠・出産で7割が退職し、30歳代の労働力率は資本主義国 24 カ国中 23 位、女性が最も働きにくい国となっています。女性の地位の低さは、老後の低年金にも影響を与えています。

ヨーロッパでは、母性の社会的役割を重視し、子育では男女と社会全体の共同責任である、という女性差別撤廃条約の原則にたったルールが確立されています。パートと正規社員の均等待遇、家族政策の充実、育児休業制度の改善、保育所整備などがすすめられています。その結果、家族支援の公的支出は日本の3~4倍です。

財界・大企業いいなりで、労働法制の改悪、社会保障のきりすてなどをすすめる日本の「ルールなき資本主義」が、世界でも異常な女性差別の大もとになっています。戦前の日本社会を「理想」とし、民法改正などに反対する勢力が政界で大手をふるっていることも異常です。

女性への差別は人間の平等と尊重の原則に反し、人類の発展に貢献すべき女性の能力の発揮を 困難にし、その国の発展をもそこなうものです。日本共産党は、女性への差別をなくし、国際的 な基準にたったヨーロッパ並みの「ルールある経済社会」をつくるために力をつくします。

そのためにも、日本が女性差別撤廃条約やILO条約の批准国にふさわしい国際的基準にもとづくルールを確立・強化するようもとめます。また、パートの均等待遇を求めたILOパートタイム労働条約や8時間労働条約、権利侵害を国連に通報できる制度を定めた女性差別撤廃条約の選択議定書などを早急に批准するようもとめていきます。

1.企業の女性差別や不利益扱いを許さず、実効ある法改正をすすめ、雇用・労働の場での差別是正をはかります

先進国で、日本ほど働く女性の地位の低い国はありません。企業が、女性を「安上がりの労働力」として働かせ、自民・公明政権がこの企業のやり方を応援し続けてきたからです。国際的基準にもとづくルールの確立・強化をはかり、雇用・労働の場での男女差別の是正をはかります。

派遣、パート、有期雇用労働者の均等待遇の権利を確立します

女性雇用労働者の半数以上が、パートや派遣社員などの非正規雇用労働者であり、900 万人をこえる女性パート労働者の平均賃金は時給 975 円、正規雇用の男性の 5 割以下、女性の 7 割という低賃金です。派遣労働者の半数が女性であり、日々の生活の展望も見えない不安をあたえている日雇い派遣労働者のなかの女性の比率も 43%にまでひろがっています。

派遣労働を臨時的・一時的な業務に限定し、常用雇用の代替にしてはならないことを明記するとともに、もっとも不安定な働かせ方となっている登録型派遣を原則禁止し、専門業務に厳しく限定します。製造業への派遣を禁止します。派遣期間違反、偽装請負など違法行為があった場合には派遣先企業が直接雇用していたものとみなす「みなし雇用」の導入など、労働者派遣法を派遣労働者の雇用と権利をまもる派遣労働者保護法に抜本改正します。数ヶ月単位の雇用契約を繰り返す「細切れ雇用」をなくすために、期限の定めのある雇用契約を合理的な理由のある場合に限定するなど、非正規労働者の雇用と権利を守ります。「同一価値労働同一賃金」の原則に基づいた均等待遇の法制化をすすめます。

パート労働法も、雇用管理の改善のための法律であり、パート労働者の権利を保護するうえではきわめて不十分です。パート労働法の抜本的な改正をはかり、法の対象に公務労働者や有期労働者を加えるととともに、正規労働者との均等待遇の確保をはかり、事業主が、賃金、休暇、教育訓練、福利厚生、解雇、退職その他の労働条件について正規労働者との差別的取り扱いをすることを禁止します。正規労働者の募集・採用の際には、その業務に現についているパート労働者、有期労働者で正規労働者になることを希望する人を、他の応募者への配慮もしながら、優先的に雇い入れることを努力義務とします。事業者への規制の強化をはかり、事業主が、パート労働や有期労働を理由に正規労働者との差別的取り扱いをおこなった場合や正規労働者への優先的応募の機会を与えない場合、厚生労働大臣の勧告に従わない場合は、これを公表し、勧告に従うよう命令できるようにします。

最低賃金を時給 1000 円以上に引き上げ、全国最低一律最低賃金制をつくり、あまりにも低い女性の賃金の底上げをはかります。

男女賃金格差是正、昇進・昇格差別是正をはかります

男女雇用機会均等法制定から20年余、男女の賃金格差是正も昇進昇格差別の改善も遅々として進んでいません。

男女雇用会均等法改正法をいかし、企業への指導を徹底するとともに、法律の見直しをはかり、 間接差別の禁止規定を実効性あるものに改善し、強力な救済機関の設置や罰則の強化などをすす め、事実上の差別の禁止、是正をすすめます。

男女賃金格差是正をはかります。(1)仕事の内容、熟練度、労働時間、勤務形態が男性と同一の場合、あらゆる賃金格差を抜本的に是正する。(2)同期同年齢男性との同一昇格をはかる。(3)昇進・昇格は、仕事内容に即した試験などだれもが納得できる客観的で透明な制度にし、結果の本人

への開示原則を確立する。(4)出産や子育てで退職し再就職した場合は、資格や専門性、経験や熟練度を性差別なく正当に評価する。(5)同一労働のパートなどの賃金は、正社員との時間比例をめざし、少なくとも判例のある8割まで引き上げさせる、など、男女賃金格差是正のための正当な要求を支持し、その実現のためにともに力をつくします

企業による妊娠・出産の不利益扱いをやめさせ解雇、退職勧奨を根絶します

妊娠・出産による不利益扱いがますます横行しています。妊娠・出産による不利益扱いを禁止した均等法による企業への指導を強め、違反企業への指導の徹底、罰則の強化をはかります。均等法は、産前産後休業を取得した場合、休業中は「業績ゼロ」として評価が下がっても不利益取り扱いにはあたらないなど禁止の範囲が狭いことが問題です。これでは、妊娠・出産による不利益、格差の拡大は改善されません。女性労働者が妊娠・出産をすることで賃金や昇進・昇格が不利にならないようにします。欧州などでは、産前産後休業は有給休暇などと同様に、出勤したものとみなしている国が少なくありません。少なくとも産前産後休業は、人事評価やボーナス・退職金の算定でマイナスにならないようにします。

出産・育児等で退職した女性の経験や実績を生かせるよう、再就職への支援、職業訓練への助 成拡充、正規雇用での再就職を促進し、不利益や差別をなくします。

自営業・農業女性の労働を正当に評価し、支援します

ヨーロッパなどでは、自営業・農業の女性の働き分を評価するのがあたり前になっています。妻など家族従業者の労賃を認めない所得税法 56 条を廃止します。

自営業や農家の多くが加入している国民健康保険には、妊娠・出産や病気・ケガの休業補償がありません。安心して休めるように、出産や病気の時の出産・傷病手当金の制度をつくります。 「出産ヘルパー」「酪農・農業ヘルパー」の実施などで、安心して休めるようにします。

起業を望んでも、資金不足や家庭・子育てとの両立の問題など女性ならではの困難を理由に断念したり、せっかく起業しても廃業せざるをえない場合も少なくありません。起業に関する知識、情報提供、相談窓口や低利融資の拡充、子育てとの両立支援をすすめます。農産物加工技術の研修や販路の拡大などを支援します。

自営業・農業の女性は、仕事をにないながら、家事や育児、介護の重い負担も背負っています。 そうした実態や地位の現状を改善する上でも、自営業・農業女性の仕事と健康など総合的な実態 調査をおこないます。

2.女性も男性も仕事と家庭の責任をはたせるよう条件整備をはかります

「子どもができても働き続けたい」という女性が増えているにもかかわらず、実際には、仕事と子育ての両立が困難なのは、社会にも政治にも、妊娠・出産を社会的に保障するという考え方が不十分であり、社会的条件や子育て環境の整備がきわめて遅れているからです。妊娠・出産を社

会的に保護し支えてこそ、女性がいきいきと働くことのできる条件がつくられます。だれもが安心して仕事も子育てもできるあたりまえの社会をめざすとともに条件整備をすすめます。

男女ともに労働時間の短縮をはかります

30 代男性の 22%が週 60 時間以上働き、40%が夜 9 時以降に帰宅しています。労働基準法の女子保護規定撤廃によって、女性の労働時間も拡大し、妊娠・出産で働き続けられない理由のトップは「残業が多い」という調査結果もだされています。健康破壊・母性破壊も深刻です。生理に問題がある、婦人科系の障害がある、流産しやすいなど、4人に1人が妊娠・出産にかかわる健康問題をかかえており、とりわけ長時間労働している女性に障害のある割合が高いと指摘する調査もあります。これでは、妊娠・出産も、男女が協力して子育てをすることの困難も拡大するばかりです。

異常な長時間労働を改善し、男女ともに労働時間を短縮します。残業時間をただちに年間 360 時間以内とする上限規制の法制化をはかり、違法なサービス残業を根絶します。子育て中の変則 勤務、夜間・休日出勤、単身赴任などを制限します。

育児介護休業を、男女・正規非正規の区別なく安心して取得できるようにします

育児介護休業制度は、改善をもとめる声の高まりを背景に一歩ずつ前進しています。09年の国会でも、3歳までの子を持つ労働者の短時間勤務制度・残業免除制度、介護のための短期休暇制度がとれるなどの改善が行われています。働き続けている女性の中での育児休業取得率は9割近くになっています。しかし、一方では、取得すると昇進・昇格にひびく、それどころか解雇されるなどの不利益扱いが横行しています。男性の取得率はいまだに1%台です。

男性も女性も、正規雇用も非正規雇用も、だれもが育児休業をとりやすい制度にさらに改善することが必要です。所得保障6割への改善、中小企業への助成や代替要員の確保、男性の取得促進のための「パパクオータ制」の導入などで、企業の大小の別なく、男女ともに、取得しやすくします。勤務時間短縮や時間外・深夜労働免除制度、子どもが病気のときの「子ども看護休暇」を学校行事への参加などにもつかえる「家族休暇」制度の拡充など、仕事と育児の両立がしやすい制度への拡充をはかります。取得したことによる不利益扱いを禁止します。派遣やパートなど有期雇用労働者の育児休業制度取得の厳しい条件を抜本的に見直します。

国と自治体の責任で公立・認可保育所を新・増設し、学童保育を充実します

入所を希望して入れない待機児童の数は 08 年 4 月で 2 万人、09 年春には、東京 23 区は昨年の 1・4 倍、横浜市は 1・8 倍をはじめ、各地で、申し込んでも入れない事態が急増しました。待機児 章数は潜在的には 100 万人ともいわれています。

自治体の責任で、臨時保育所をつくるなど緊急対策をとるとともに、「保育所整備計画」をつく り、保育予算を抜本的に増額し、計画的に公立・認可保育所の新・増設をすすめます。延長・夜間・ 休日・一時・病後児保育等を拡充します。保育料、幼稚園教育費の父母負担の軽減をはかります。 政府は、「少子化対策」と称して、公的保育制度を改悪し、国と自治体による保育の実施と水準の確保、公費負担の責任をなくし、企業まかせの安上がり保育をすすめる制度への改変を急いでいます。国や自治体の責任を後退させる保育所直接入所方式の導入や最低基準の切り下げ、保育条件を切り下げる公立保育所の民営化・民間委託に反対します。

学童保育は、子どもたちが「遊びと生活の場」にふさわしく安心して生活できるよう量質ともに整備します。放課後児童クラブガイドラインにとどまらず、設置・運営基準を定め、大規模化の解消、専任の指導員の常勤・複数配置・働く条件の改善などをすすめます。

3. 母子家庭・父子家庭への支援をつよめます

母子家庭があたり前の生活を営めるようにします

母子家庭の平均所得は、児童扶養手当などをふくめても年約237万円、一般世帯の4割で、85%が「生活が苦しい」と感じています。自民、公明、民主党などは、児童扶養手当を08年度から最大で半分に減らすという制度改悪を行いましたが、運動と世論の批判を受けて手直しを迫られ「凍結」しています。しかし、「就業が困難な事情」の証明書類の提出など「就業意欲」による線引きの考え方は変えていません。手続きも煩雑です。手続きの簡素化はもとより、受給開始から5年で最大半額に削減という制度改悪そのものを中止し、額の引き上げと対象の拡大をはかります。削減された生活保護の母子加算を復活し、支給対象年齢も18歳の年度末までに戻します。

母子家庭にとって長期の安定した雇用が切実です。母子家庭の母親の 85%が働いていますが、非正規労働者がふえて常用雇用を上回っています。パートタイム雇用を正規雇用に転換した事業主にたいする奨励金を増額し、正規雇用への道を拡大します。母子家庭の母親が仕事と子育てをしながら資格取得や技能訓練をするにはその間の経済的保障など支援が必要です。資格取得や技能訓練費などの国の援助額をひきあげます。安価で良質な公共住宅を供給します。

母子家庭の寡婦控除を受けられないシングル・マザーにも、税控除がうけられるよう、制度を 改善します。

父子家庭への支援をつよめます。

一人で仕事と子育てをする大変さは、父親でも母親でも変わりません。より長時間労働を強いられている父親の場合、子育てのために仕事を変えざるをえない人も少なくありません。年収は一般世帯の75%と母子家庭を上回るものの、就労収入が300万円未満の世帯が37%、200万円未満も16%にのぼっています。父子家庭にも児童扶養手当を支給するようにします。政府に実態・要望調査をもとめ、父子家庭に必要な子育て・生活支援などを強めます。

4. 女性が健康に生涯をおくるために社会保障を拡充します

性と健康にかんする権利、産む・産まない権利をカップルと個人がもち、とりわけ妊娠・出産の可能性のある女性の健康は大事な問題であることが「性と生殖、健康にかんする権利」(リプロダ

クティブヘルス・ライツ)として国際的にも確認されています。長時間労働などによる健康破壊、「お産難民」といわれるような産科医不足、若い世代への性や体にかんする教育の不十分さなど、 日本では、その大事な権利をまもることができない事態がひろがっています。

妊婦健診を充実し、出産費用の軽減をはかります

高齢妊娠、ストレスをかかえる妊婦なども増加しており、母体や胎児の健康のための妊婦健診はいっそう重要になっています。女性たちの運動と世論の高まりのもとで自治体の公費負担の全国平均は、国が望ましいとする14回に近づいています。出産育児一時金も増額されています。しかし、無料になる健診回数も公費負担額も自治体によって格差があり、それぞれ2年間の時限措置です。イギリス、ドイツなどでは、健診も出産費用も無料です。国の責任で、妊婦健診、出産費用の軽減をはかり、無料化をめざします。

パートなど非正規、業者、農業などを問わず産休中の所得を保障できるよう拡充をはかります。 高額な費用がかかる不妊治療の助成額の増額、所得制限の緩和をはかるとともに健康保険の適用 をめざします。

産科医不足を解決します

都市でも地方でも産科医のいない地域が急増し、全国で「お産難民」が発生し、救急車を呼んだ妊産婦が搬送先を見つけられずに死亡するなどの痛ましい事件も続発しています。こうした事態を引き起こした最大の原因は、「医療費削減」の名で医師数を抑制しつづけてきた歴代政権の失政です。この 15 年間に日本の産婦人科医師数は 22%も減りました。医師が絶対的に不足するもと、200 床以下の病院では産科医の当直が平均で月 7 回をこえるなど、労働条件はますます過酷になり、産科医の退職があいついでいます。また、自公政権は、診療報酬の抑制・削減で多くの産科医療機関を経営難に追いやり、「不採算」を理由に国公立病院の産科を切り捨ててきました。その結果、1990 年代には 5000 施設あった分娩施設が、2005 年には 3000 施設に激減しています。産科医療の崩壊をくい止め、妊産婦や子どもの命と健康をまもるには、「医療費削減」路線を転換し、国の責任で計画的な打開策をこうじることが必要です。

日本共産党は、医師の養成数を抜本的に増やし、国の責任で産科医の育成・研修などをすすめます。地域の産院・産科病院への公的支援を強め、産科・小児科・救急医療などにかかわる診療報酬を引き上げます。国公立病院における産科切り捨てをやめ、周産期医療をまもる拠点として支援します。産科医の過酷な労働条件の改善をすすめます。とくに、30歳代半ば以下の産科医では過半数を占めるなど、産科医療を支える大きな力となっている女性医師に対し、妊娠中の当直免除、産休・育休中の身分保障や代替要員の確保、職場内保育所の設置など、家庭生活との両立支援をすすめます。

産科医療の崩壊が進行するなか、助産師・助産院の役割はますます重要です。みんなが安心してお産のできる環境を確立し、助産院ならではの「良いお産」を普及・発展させるため、助産院に対する手厚い公的支援をすすめます。助産師の養成数を増やし、「院内助産所」の設置など医師

と助産師の連携を国の責任で推進します。

乳がん・子宮がん検診、健康診断の充実などをすすめます

乳がんや子宮がんの予防・早期発見は、女性の命と健康をまもるうえで重要です。ところが、自民党政府が、がん検診への国庫補助を廃止したために、自治体の「財政難」を理由とした、検診の有料化や利用料値上げ、受診者のふるいわけ、検診内容の縮小や検査機器の老朽化が問題となっています。イギリスでは、1987年まで任意だった子宮頸がん健診を定期健診にきりかえ、検診料を無料にしたことで、受診率が4割から8割にアップし、死亡率も減少しました。検診の充実を求める世論を受け、政府も09年度、該当年齢の人について一回だけ無料検診をおこなう措置を実施しましたが、抜本的な改善が必要です。国の財政を投入し、乳がん・子宮がん検診の自己負担の軽減・無料化をはかります。マンモグラフィー検査など最新技術による検診を促進し、企業の定期健診に女性関連項目を加えます。骨粗しょう症や甲状腺障害など、女性に多い疾病の予防・健診の充実をはかります。

特定健診(メタボ健診)の導入により、40歳以上の妻で、夫が加入する組合健保の扶養家族となっている人は、健保が指定する医療機関で健診を受けなければならなくなり、受診しにくくなっています。これらの人たちに対し、居住する市町村の健診や、近隣の医療機関での健診を受けられるようにする措置をこうじます。特定健診には、「メタボ改善率」を理由にしたペナルティ、健診項目の切り捨て、住民・労働者への費用転嫁など、さまざまな問題があります。健診の縮小や負担増を許さず、病気の予防・早期発見という本来の主旨に立って、健診の充実をはかります。

長時間の残業や深夜労働による過労・ストレスで体調を崩す女性が増え、精神疾患の労災認定 も急増しています。生理休暇取得率は1・6%まで低下し、月経障害や不妊に悩む女性も少なくあ りません。男女ともに長時間労働を規制し、生理休暇なども気兼ねなく取得できる職場環境をつ くるよう、企業への指導を強化します。働く女性の長時間労働、深夜労働の実態・健康影響調査 をすすめます。

乳がんや子宮がんなどの術後のリンパ浮腫治療における弾性スリーブ・ストッキングが保険適用になりました。保険適用の対象を、その他の病気によるリンパ浮腫とマッサージ治療に広げます。

女性の体、性差を考慮した医療の発展をはかり、公的医療機関に女性専用外来の開設を促進します。若年層を対象にした性教育、性感染症予防教育、医療関係者による相談活動などを強めます。

女性が老後を安心して生きることができる公平な、年金をめざします

女性は男性よりも平均寿命が長く、65歳以上では6割弱をしめています。2人に1人は配偶者なしとなっています。また、一人暮らしの女性の約半数は年収180万円未満、離別で一人暮らしになった女性の12%強が年収60万円未満という調査結果もあります。高齢期のこうした生活実態は、女性の地位の低さがそのまま影響したものであり、多くの女性が低額年金、無年金の状態

におかれています。女性の厚生年金平均受給額は約 106000 円、男性の 6 割以下です。女性の国民 年金平均受給額は 46000 円です。

男女賃金格差の改善、パート労働者と正規労働者の均等待遇の改善は、公平な年金実現にとっても重要です。パート労働者の社会保険加入の権利を保障し、企業による保険料負担逃れのための未加入の解決をはかります。二つ以上の職場をかけもちするパート労働者の社会保険加入の権利を保障します。サラリーマン世帯の専業主婦の保険料は「応能負担の原則」で、夫が高額所得の場合には応分の負担をもとめるしくみにします。厚生年金の遺族年金を女性が働き納めた保険料が受給額に反映できるよう改善をはかることなど、どんな生き方を選択しても公平な年金制度の方向を検討します。全額国庫負担の最低保障年金制度の確立で低額年金の底上げをはかります。

5.男女平等、民主主義を法的にも社会的にもつらぬき、あらゆる分野で女性の人権を尊重する社会にします

女性の人間としての尊厳、人権を侵害する制度が残され、セクハラや暴力によって苦しむ女性はあとをたちません。女性の尊厳、人権をまもることは、民主主義の前進にとって欠かすことのできない大切な課題です。家庭、社会のすみずみまで男女平等、個人の尊厳の徹底をはかり、女性の人権を尊重する社会にします。「選択的夫婦別姓やDV防止法は家庭を破壊する」などの「靖国」派の攻撃を許しません。

民法改正を実現します

民法には、いまだに夫婦同姓を強制する制度や女性のみの再婚禁止期間、男女別の婚姻最低年齢、婚外子への相続差別など、男女平等と人権尊重に反する遅れた制度やしくみが残されています。これらの条項については、国連からくりかえし改善勧告などが寄せられています。こうした問題を、憲法や国連女性差別撤廃条約の精神にそって改め、男女平等、個人の尊厳の徹底をはかります。協議離婚の際には、子の養育者、父又は母と子の面会や交流、養育費の分担のとりきめを、子の利益を最優先して考える立場からすすめるようにします。離婚後300日以内に出生した子の無戸籍の問題は、前夫が父でないことが明らかな場合は、「現夫の子」または「嫡出でない子」とする出生届を受理できるようにしするとともに、民法の規定の見直し、検討もすすめます。

セクシャルハラスメント防止をはかります

女性労働者から雇用均等室によせられたセクハラの相談は年々増加し、08 年度には 1 万 3500件をこえています。均等法は、事業主にセクハラ防止義務を課しています。行政による企業のセクハラ防止対策の強化・指導、改善命令をだせる機関の設置、被害者の保護、相談窓口の拡充などをすすめます。

06年におこった自衛隊でのセクハラ・わいせつ暴行問題は、重大な人権侵害であるセクハラへの国の認識の低さを露呈しています。学校や大学などでもセクハラ事件があとをたちません。政府みずからがセクハラ問題の重要性を認識し、社会からセクハラをなくす先頭にたつべきです。

人身売買被害者の保護・人権擁護の体制を拡充します。雑誌やインターネット、メディアなどには性を商品化するような写真、記事、動画などが氾濫しています。女性を蔑視し、人格をふみにじる文化的退廃を許さず、人権尊重の世論と運動をひろげます。

DV被害の防止・自立支援を充実させます

08 年度に全国の配偶者暴力相談支援センターに寄せられた D V 相談は、約6万8000件で過去最高です。しかし、増加する D V 被害の訴えに、相談窓口・一時保護・自立支援施設など必要な体制が追いついていません。国の予算を大幅に増やし、配偶者暴力相談支援センターの増設と施設条件の改善、民間シェルターへの委託費の増額と運営費への財政的支援、被害者が自立の準備をするためのステップハウスへの助成をはかります。公営住宅優先入居や自立に要する費用援助をすすめます。子どもの心身のケア、加害者更生についての調査研究と対策強化をすすめます。暴力を許さない社会的合意をつくります。

「慰安婦」問題の解決をはかります

「慰安婦」問題は、日本がおこした侵略戦争のさなか、植民地にしていた台湾、朝鮮、軍事侵略していた中国などで、8万人から 20 万人以上ともいわれる女性たちを集め、組織的継続的に性行為を強制するという非人道的行為です。1993 年の河野官房長官談話、1995 年の村山首相談話などで強制連行の事実を認め、謝罪はしたものの、国による賠償はおこなわれておらず未解決です。安倍首相(当時)が「強制連行の証拠はなかった」と事実を否定するなど、この非人道的行為の清算をまともにおこなおうとしない態度は、国際的にも大きな批判をあびています。米下院、欧州議会など各国議会や国連自由権規約委員会、ILO は、日本政府による被害女性への公的な謝罪や国による賠償などを求めています。

日本政府に「慰安婦」問題の真の解決と、国による謝罪・賠償、教科書への記載を一刻も早くおこなうことをもとめます。国会の責任として、これを促す「戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律」の成立のために力をつくします。

6.政策・意思決定機関への女性の参加を促進します

女性の高校進学率は男性を上回り、大学・大学院への進学率も高まっています。社会のあらゆる分野で女性の活躍がひろがっています。しかし、政策・意思決定機関への参加は著しくおくれています。女性がはたしている役割にふさわしい役員構成などがあたり前になる社会をめざします。

政府に指導的地位の女性割合 30%目標の達成をもとめます

政府は、男女共同参画基本計画で 2020 年までにあらゆる分野で指導的地位に占める女性の割合を少なくとも 30%にするという目標をかかげています。政府がその目標の実現に直接責任をもつ女性国家公務員の管理職への登用をすすめ、民間企業への指導の徹底など、目標達成をはかることを求めます。

あらゆる分野で女性が生きいき活躍できる社会にします

審議会などでの女性の登用で、民主的で公正な人選をもとめます。人口の半数をしめる女性の意見が、審議会などに公平に反映することができる適切な構成にすることが大切であり、そうした立場にたった女性の積極的な選任をはかることをもとめます。業界や大企業など特定の団体や特定の個人の比重が高く、民間の団体も同じ団体からの人選が多いという偏りをただし、国民のあらゆる層の意見が反映する民主的で公正な人選と運営をもとめ、極端な兼任、政府の施策立案に都合のよい委員の登用はやめさせます。

研究者にしめる女性の割合も、大学、大学院にかよう女性比率、約40%、30%から大きく低下し、13%です。講師、准教授、教授となるにしたがって女性割合が低くなっています。出産や育児、介護等で継続が難しいこと、昇進差別など、女性研究者をとりまく条件は劣悪です。昇進差別やセクハラをなくし、出産・育児における休職・復帰支援策の拡充、大学内保育施設の充実など研究者としての能力を十分に発揮できる環境づくりなどをすすめます。

13 若い世代

若者が人間らしく働き成長できる社会をめざします

「派遣切り」「ワーキング・プア」という言葉が日常化するなど、いま、若者は、働き方やくらしをめぐる諸条件の急速な悪化のもと、異常な大企業中心政治の最大の犠牲者というべき状況におかれています。若者に生きづらさを強いるこの社会の現実を打開することは、若者にとってはもちろん、日本社会の活力ある発展にとっても重要です。日本共産党は、全力でこの問題にとりくみます。

若者が"人間らし〈働けるルール"を確立します

若者の完全失業率は、全世代平均の 2 倍以上(34 歳以下)、安い給料で生活設計もままならない派遣やアルバイト、契約社員など非正社員は、24 歳以下で 2 人に 1 人に達します。派遣労働者の労災も跡をたちません。正社員の働かされ方も劣悪です。長時間労働がはびこり、仕事が原因のうつ病も相次ぐ 若者の雇用問題は深刻です。

これらは自然現象ではなく、若者 1 人ひとりに責任があるのでもありません。財界の要望にこたえ、「派遣労働の自由化」「裁量労働制の導入」など、政府が「労働法制の規制緩和」をすすめてきた結果です。

いま、こうした現実を前に、若者が、「人間らしく働きたい」など切実な願いを掲げ、連帯し、 労働組合に加入するなどの流れが広がっています。若者の「使い捨て」労働を広げた 1999 年の派 遣法大改悪に、反対を貫いたのは日本共産党だけでした。国会でも草の根のたたかいでも若者の 利益をまもる立場で政治を動かしてきた党として、「人間らしく働けるルール」を確立するため、 力をつくします。

若者を「使い捨て」にする働かせ方をやめさせ、非正規で働く若者の雇用と権利をま もり、正社員化をすすめる政策へ転換させます。

違法な「派遣切り」を許しません。派遣労働を臨時的・一時的な業務に限定し、常用雇用の代替にしてはならないことを明記するとともに、もっとも不安定な働かせ方となっている登録型派遣を原則禁止し、専門業務に厳しく限定します。製造業への派遣を禁止します。派遣期間違反、偽装請負など違法行為があった場合には派遣先企業が直接雇用していたものとみなず、みなし雇用」の導入など、労働者派遣法を派遣労働者の雇用と権利をまもる派遣労働者保護法に抜本改正します。数ヶ月単位の雇用契約を繰り返す「細切れ雇用」をなくすために、期限の定めのある雇用契約を合理的な理由のある場合に限定するなど、非正規労働者の雇用と権利を守ります。「同一価値労働同一賃金」の原則に基づいた均等待遇の法制化をすすめます。

若者の貧困化の打開へ、最低賃金を大幅に引き上げます。全国一律最低賃金制度をつ

くり、時給1000円以上を目標に引き上げます。

若者の異常な長時間労働をただします。「サービス残業」「名ばかり管理職」など、違法な長時間労働を根絶します。

職業訓練を充実・強化し、新しい仕事に就けるように相談体制の整備など再就職支援を強化します。介護、医療、保育などの社会保障を充実させ、新しい雇用をつくります。自然エネルギーをはじめ環境での雇用創出をすすめます。

働くルールについてのわかりやすいリーフレットの作成・配布、相談窓口やサポート センターの拡充、労働基準監督官の増員などに、政府が責任をもってとりくみます。

「内定取り消し」を許さず、就職活動の早期化・長期化を改めるため、実効性のあるルールをつくります。

若者が安心してくらし、結婚・子育てできる環境を整えます

雇用破壊や貧困が広がるもとで、経済的に自立できず、結婚や子育てなど将来の見通しをもてない若者が少なくありません。

若者にとって住居費は重い負担です。家賃補助、公共住宅建設や生活資金貸与など、生活支援を強めます。1 泊千数百円のネットカフェで寝泊りしながら働いている若者が、そうした環境から脱出できるよう、家賃補助など緊急策を含め、国や自治体が本腰を入れてのり出すことをもとめます。法外な寮費をとって働かせるなどの行為をやめさせます。

働きながら出産・子育てできる環境をととのえます。妊娠を口実にした契約更新うちきりなどをやめさせ、派遣やアルバイト、パートでも、「産休」「育休」をとりやすくします。保育所を増やし待機児童をなくし、保育料の負担軽減をはかります。出産費用を軽減し、国の制度として子どもの医療費無料化をすすめます。

社会保険への加入は、若者の一生にとっても、社会保障制度の存続にとっても大切な問題です。 使用者による脱法的な未加入をなくします。国保料減免制度を拡充します。

「世界一高い学費」を軽減し、教育の機会均等を保障します

「世界一高い学費」は、生徒や学生、その家庭に重くのしかかっています。高校入学から大学卒業までにかかる費用は一人平均1045万円、わが子のための教育費は年収の34パーセントに達しています。とりわけ見過ごせないことは、「貧困と格差」の拡大の中で、学費を捻出するために毎日深夜までアルバイトをして体を壊したり、学校をあきらめる若者がふえていることです。

憲法は国民に「ひとしく教育を受ける権利」(第26条)を保障し、教育基本法は「すべて国民は……経済的地位……によって、教育上差別されない」(第4条)と明記しています。いま起きていることは、憲法と法律が禁じている「経済的な地位による教育上の差別」そのものです。

こうした事態を招いた最大の原因は、自公政権の極度に貧困な教育対策です。高等教育予算の

水準(国内総生産にしめる割合)は、OECD(経済協力開発機構)加盟全体の平均1.1%に対して日本は0.5%にすぎず、加盟国中で最下位です。

国際人権規約(1966年に国連総会で採択)は「高校や大学の教育を段階的に無償にする」と定めており、欧米のほとんどの国では高校の学費はなく、大学も多くの国で学費を徴収していません。

貧困な教育政策を転換し、高校教育、大学教育等の無償化をめざします。当面、経済的理由で 学業を断念する若者をこれ以上出さないために、次の四つの緊急策を実施します。

高校授業料の無償化をすすめます……高校は進学率97%を超えた国民的教育機関です。先進国(OECD加盟30ヶ国)で、高校に授業料があるのは、日本を含めて4ヶ国(韓国、イタリア、ポルトガル)にすぎません。公立高校の授業料を無償化します。私立の初年度納付金は公立の6倍に達しており、負担軽減は急務です。入学金などを対象とする「授業料直接助成制度」を創設し、年収500万円未満の世帯は全額助成、800万円未満の世帯は半額助成とするなど、無償化をめざして負担を軽減していきます。専修学校・各種学校(高校に準じるもの)も同様とします。

国公大学の授業料減免を広げる・私立大学の授業料負担を減らす「直接助成制度」をつくります……国立大学では1982年に学生比12.5%だった減免予算の枠は、いまや5.8%に削られています。国公立大学・高専については国及び地方の減免予算枠を引き上げ、東京大学ではじめたような世帯年収400万以下は全員免除などの制度が全国でおこなえるようにします。私立大学にいたっては国の予算枠は学生比わずか0.1%にすぎません。一定額が減額となるような授業料直接助成制度をつくります。

国の奨学金をすべて無利子に戻し、返済猶予を拡大します。経済的困難をかかえる生徒・学生への「給付制奨学金制度」をつくります……国の奨学金を以前のようにすべて無利子にするとともに、返済猶予を拡大します。とくに就学が困難な生徒・学生のため、欧米では主流の返済不要の「給付制奨学金制度」を創設します。「給付制奨学金制度」がない国は、先進国では日本、メキシコ、アイスランドの3ヶ国だけです。

「学費の段階的無償化」を定めた国際人権規約への留保を撤回します……日本政府は、国際人権規約に加わりながら、無償化条項を留保したままです。そういう国は日本、マダガスカルの二ヶ国のみです。留保を撤回し、国の姿勢を転換し、「世界一高い学費」を計画的に引き下げるようにします。

18 歳選挙権を実現します

世界では 18 歳選挙権が常識です。日本でも地方自治体の住民投票などで認められています。若者の声や願いを政治に生かす立場で、18 歳選挙権を実現します。18 歳以上の若者が、社会を構成する「成人」として一人前の法的・社会的な権利と責任を果たせるよう、必要な改革をすすめます。

14 消費者

「消費者の権利」を実現するために、消費者行政の抜本的拡充をはかります

消費者センターなどによせられる消費者被害の相談は、5年連続100万件を超えています。「通信販売」「訪問販売」「電話勧誘」とともに「マルチ取引」をめぐる被害が増え、保険会社による保険金の未払い問題、架空請求や高齢者・障害者をねらった悪質商法も後をたちません。餃子事件、汚染米、食品偽装問題をはじめとした「食の安全」が脅かされ、石油温風器や湯沸かし器などによる製品事故では、命が奪われる事態も生じています。

こうした消費者被害の背景には、政府が企業のもうけのために「規制緩和」をすすめ、従来の「事前」規制をやめて、問題が起きてからの対処に重点を置いた「事後」チェックへ切りかえたことがあります。" 汚染米 "問題でも、自民、公明が 2 0 0 3 年に、「米ビジネスの発展」と称して、米の取り扱い業者を登録制から届出制に「規制緩和」し、政府の米流通の管理責任を完全に放棄してしまったことが原因の一つです。しかも「事前」規制にかわるとされた「事後」チェックは、「消費者の自己責任」を強調するもので、結局、消費者の救済に実効ある対策をとられてきませんでした。

日本共産党は、消費者の安全・安心よりも、企業のもうけを優先する政治をきりかえ、国、地方自治体、企業の責任で、「事前」の規制も「事後」の規制もきちんと実施させて実効ある措置をめざし、安全・安心をはじめとした「消費者の権利」をまもります。

1、「消費者庁」「国民生活センター」の機能強化をはかります

「消費者庁」「消費者委員会」を真に実効あるものに- 消費者団体や消費者運動の悲願のひとつであった「消費者庁」「消費者委員会」が9月にも発足します。「消費者庁」が消費者問題についての司令塔的機能を、「消費者委員会」が全省庁を監督する機能を、それぞれ効果的に発揮するために、体制や人選を適切なものにします。また、消費者被害救済の最前線で奮闘している消費生活相談員の体制を強化し、待遇を改善するために、十分な補助をおこないます。

国民生活センターの拡充 情報提供や相談助言活動を強化し、商品検査業務の強化・拡充、 紛争処理権限の付与などで、国民生活センターの拡充をはかります。そのための人員の配置、予 算の増額を求めます。

2、「規制緩和」路線にストップをかけて「消費者の権利」をまもります

食品衛生法の抜本的改善輸入食品の検査を強化し、総合衛生管理製造過程(ハサップ) 制度の是正や、子ども・妊婦・病弱者への影響を最大限配慮した安全基準の設定、消費者へのす ばやい情報の提供など、食品衛生法を抜本的に改定します。

牛肉輸入では牛海綿状脳症(BSE)対策として、全頭検査、危険部位である脊髄など神経組織の 完全な除去、トレーサビリティが不可欠です。政府が求めた条件でさえ違反を繰り返す米国産牛 肉は、輸入すべきではありません。

「食の安全」のために食料自給率向上のための取り組みに本腰を入れ、さしあたり50%台にのせます。

食品の表示の徹底 消費者を守るために、安全を求め正確な情報を知る「消費者の権利」を確立し、「消費者のための表示」という考え方にたって表示制度を改革します。食品表示について、JAS 法、食品衛生法、景品表示法など複数の法律がかかわって錯綜している点を一元化するため、統一的な食品表示法を制定します。

消費者への情報公開を進め、食品材料のトレーサビリレティを向上させるためにも、消費者の選択を保障する見地から、全ての加工食品の原料原産地表示を実施するために制度改正を行います。製造年月日表示を導入し、遺伝子組み換え食品については、表示の義務付けを、重量割合で上位3位で同時に5%以上の「主な原材料」に限定している現行制度を改め、全面的に表示するようルールを改善すべきです。加工食品で原産地の表示義務があるのは、限られた品目で原材料にしめる重量割合が50%以上のものだけであり、表示対象を抜本的に拡大します。

遺伝子組み換え食品・飼料のほとんどは、急性毒性とアレルギー誘発性の審査しかされず、慢性毒性や発がん性など消費者が確認を望んでいる安全性の審査としては全く不十分です。「全食料品・飼料のGM表示義務化」のために表示制度を改善します。

偽装表示を抑制するために、JAS 法の改正によって、直罰方式による厳罰化を全面的に導入します。

クローン技術は、出生率が極端に低く、安全性の検証なども不十分で、未成熟な技術です。クローン家畜由来食品の生産、流通を認めることについては、慎重でなければなりません。海外からの輸入品で、不用意に流通、消費することがないよう監視を徹底します。もし十分安全性が確認されて、生産、流通が認められるようになっても、クローンによって生産された肉などについては、当然、消費者の知る権利を保障するため、クローン由来食品として表示します。

食品の検査体制の強化 表示制度を確立するには、表示内容を検証するための検査体制の確立が不可欠です。

輸入食品の検疫体制の現状では、加工食品が無検査で輸入され、輸入食品全体の検査率でみて も、わずか10%にすぎず、食の安全・安心を確立することはできません。食品衛生監視員を大幅に増員し、加工食品の残留農薬検査を実施して、検査率をせめて50%までに早急に引き上げるべきです。農林水産省、都道府県、保健所との連携を強め、偽装表示の摘発をすすめます。

製造物責任法(PL法)の抜本的改定 欠陥製品による被害者の救済は不十分です。PL法での企業責任を追及しやすくするために、欠陥や因果関係の推定規定の導入、企業側による立証

責任、リコール隠しをするような悪質企業には懲罰的賠償を命じるなどの改善をおこないます。

消費者契約法の抜本的拡充など 事業者の情報提供義務の明記、「適合性の原則」(消費者の知識・経験・財産の状況を事業者が配慮する)の導入、契約取り消し期間の延期、誤認して結んだ契約の取り消し範囲の拡大など、消費者契約法の改正を求めます。改正貸金業法の完全施行を早期に実現します。

日常生活用品や遊具・建造物などの安全確保 日常の生活用品での死傷事故、エレベーター、エスカレーター、プール、ジェットコースターなどの設備による事故や建物の耐震強度の偽装、原発のトラブル隠しなどが相次いでいます。「ヒヤリ」・「ハット」情報もふくめた事故情報の一元的な収集・公開、事故分析体制の充実、行政と企業の責任による安全基準のいっそうの厳格化、消費生活用製品安全法の抜本的拡充をはかります。リコール制度の拡充、被害救済の充実、社告の改善などをすすめ、虚偽報告・リコール隠しなどの悪質な不正行為を防止するため、行政の監督を強めます。

3、消費者支援をつよめます

消費者団体訴訟制度の改善消費者団体訴訟制度が施行されて2年が過ぎました。消費者 団体が使いやすい制度に改善します。受け皿団体への行政のもっている情報の提供や財政的援助 の強化、不当な事業者利得を吐き出させる制度の導入などをすすめます。

NPOへの支援の強化 NPOの自主的な活動は、国民生活を豊かにする上でも、社会全体の発展のためにも重要な役割をもっています。NPOの自主性を尊重し、行政との対等の関係を保ちつつ、活動資金の助成や活動に必要な施設・設備の提供、公的機関への寄付窓口の設置など柔軟な支援を強めます。税制の優遇措置をうけやすくするための改善をおこないます。

消費者教育の充実 学校での体系的な消費者教育をすすめます。公的機関による消費者教育の充実はもちろん、社会教育活動として、地域の住民や団体を対象にした、自主的な消費者教育運動への支援を強化するよう要求します。

15 NPO·NGO

NPO・NGO の社会的役割を評価し、支援を強化します

NPO・NGO は、国内外で、社会や地域の課題を解決するために、政府ではできない仕事を行っています。そして、その活動をつうじて、政府の監視役になったり、政府や行政が把握できない情報にもとづいて政策提言をするなど、非常に大切な社会的役割を果たしています。こうした自主的な活動は、国民生活を豊かにするうえでも、社会全体の発展のためにも積極的な意義をもっています。

NPO・NGO の社会的役割を認め、行政と対等・平等の立場で多面的な協力関係を確立することが必要です。

そのためにも、人材や資金の確保に四苦八苦している NGO・NPO にたいして、自主性を尊重し、 行政からの不当な介入を排除しつつ、次のように必要な支援を強化します。

税制の優遇措置を受けやすくするための改善をおこないます。

自由度・柔軟度の高い補助・助成を拡充します。

金融機関からの借り入れがしやすくなるようにします。

全国の自治体に寄付金の窓口おくなど、市民からの寄付を受けやすくします。

地域社会や福祉、環境保全などの活動を行う NPO に対し、市民の自発的な出資に基づく融資を行う場合の法制度を新たに確立します。

NGO・NPO 認知度をあげるために、広報などをつかっての紹介活動を強めます。

16 教育

憲法と子どもの権利条約を生かし、子どもの成長・発達を中心にすえた教育に転換します

教育は、すべての子どもが持っている成長・発達する権利を保障するための社会の営みです。 とりわけ学校教育は、すべての子どもに基礎的な学力を保障し、子どもたちが社会の主人公とし て行動できる能力の基本を身につけることを助ける責任をおっています。私たちは学校がその責 任をきちんと果たすことを重視します。

ところが歴代の自民党政府は、教育予算を先進諸国のなかで最低の水準に落ちこませ、教育を 粗末にしてきました。また、改悪された教育基本法にそって「競争と管理」を今まで以上につよ め、学校を息苦しい場にしてきました。さらに、この間の「構造改革」により「子どもの貧困」 をひろげ、少なくない子どもたちの生活を破壊し、子どもらしい希望や進学の夢を奪っているこ とは、座視できない問題です。

私たちは、こうした政治による歪みを是正し、憲法と子どもの権利条約を生かし、すべての子 どもが安心して学び、成長できる教育をめざします。

OECD最下位の教育予算を大幅に引き上げ、30人学級を実現し、私学助成を拡充します

教育予算をOECD平均並みまで引き上げます……日本の教育予算の水準はGDP比3.4%でOECD諸国最下位、諸国平均の7割にも達していません。そのため日本はヨーロッパとくらべて教育条件が大きく立ち遅れています。財界が「もっと教育予算を削れ」と圧力をかけ、自公政権はその言いなりに、予算を抑制してきた結果です。いま圧倒的多数の教育関係者は一致して教育予算の増額を求めています。財界の妨害をはねのけて、教育予算についてOECD平均をめざして計画的に引き上げます。

国として「30人以下学級」を実現させます……少人数学級は子どもをていねいに育てるために必要な条件であり、国民のつよい要求です。自公政権が少人数学級の実施をかたくなに拒むなか、日本共産党は住民のみなさんとともに自治体独自の少人数学級をすすめ、今では46道府県にまで広がりました。この流れをさらにすすめるには、国による教職員の増員が必要です。教職員の純減を決めている行政改革推進法を凍結し、政府の「教職員一万人削減計画」をやめさせ、教職員定数増をはかり常勤教員を増やして、国として「30人学級」を実施させるために全力をつくします。

私学助成を増額します......私学教育は公教育の大切な一翼を担っています。公私間格差を是正し、私学の教育条件をきちんと保障するため、当面、経常費2分の1助成の早期実現、授業料直接補助、施設助成の拡充をすすめます。

私学の自主性を守ります……「私学の自由」は、国民の教育の自由を保障する上できわめて大切なものです。一昨年、自公政権が強行した「教育三法」は、私学にたいする権力統制に道をひらく危険があります。日本共産党の国会質問にたいして、政府は「私学の建学の精神尊重」を認めるとともに、教員評価・学校評価を私学助成の交付要件にすることを「考えていない」と答弁しました。こうしたことをふまえ、私学の自主性を守るために全力をあげます。

教育費の家計負担を抜本的に軽減します

乳幼児教育の負担軽減を進めます......乳幼児は人格の土台をつくる大切な時期です。ところが、日本の乳幼児教育の予算はOECDの半分しかなく、足りない保育園、保育園の民営化など量質ともに貧弱で、負担の重さに若い保護者は改善をつよく求めています。すべての乳幼児が豊かな保育がうけられる体制を整えるとともに、無償化をめざして、保育料、幼稚園授業料の軽減を進めます。

義務教育段階の家計負担の解消を進めます……義務教育無償の原則にも関わらず、無償の対象は授業料や教科書代などに限られ、制服代、ドリル代、修学旅行積み立てなど義務教育段階の家計負担はあまりに重すぎます。義務教育にふさわしく家計負担の解消をめざし、段階的に負担の引き下げを進めます。

高校教育の無償化を進めます……高校は進学率97%を超えた「準義務教育」ともいうべき教育機関です。先進諸国でほとんど高校学費が無償になっているにもかかわらず、日本では高額な負担が強いられています。とくにこの間の経済不況の中で、高校から経済的な理由で排除される若者が生まれていることは、憲法と法律が禁じている「経済的な地位による教育上の差別」そのものです。

以下の無償化政策を実行に移し、経済的な理由で高校から排除される子どもを一人も出さないようにします(高等専門学校の高校相当部分も同様にします)。

《公立高校》授業料を無償とします。

《私立高校》私立の初年度納付金は公立の六倍に達し、負担軽減は急務です。私立高校授業料を減額する「直接助成制度」をつくり、年収500万円以下の世帯を授業料(入学金、施設整備費を含む)全額助成、800万円以下の世帯を授業料半額助成とします。専修学校・各種学校(高校に準じるもの)も同様とします。

《共通》学費支払いが困難な場合の無保証人・無利子・返済猶予付の緊急貸し付け制度をつくります。高校通学費補助制度をつくります。高校奨学金制度を無保証人・無利子・返済猶予付とし、成績要件を撤廃します。経済的困難な高校生への給付制奨学金制度を創設します。

大学学費の負担軽減を進めます……「世界一高い学費」は、学生とその家庭に重くのしかかっています。高校入学から大学卒業までにかかる費用は一人平均1045万円、わが子のための教育費は年収の34パーセントに達しています。しかも、「貧困と格差」の拡大の中で、学費を捻出するために毎日深夜までアルバイトをして体を壊したり、学校をあきらめる若者がふえていま

す。ヨーロッパでは大学学費を無償としている国は少なくありません。

緊急に次の政策を実行し、経済的な理由で大学・大学院を諦める若者を一人も出さないように します。

《国公立大学》国立大学では1982年に学生比12.5%だった減免予算の枠は、いまや5.8%に削られています。国公立大学・高専については国及び地方の減免予算枠を引き上げ、東京大学がはじめた「世帯年収400万以下は全員免除」などの制度を全国でおこなえるようにします。

《私立大学》私立大学にいたっては国の予算枠は学生比わずか0.1%にすぎません。私立大学の授業料負担を減らす「直接助成制度」をつくります。年収400万以下の場合に一定額が減額となるような授業料直接助成制度をつくります。

《奨学金制度》国の奨学金をすべて無利子に戻し、イギリスのように一定の収入(年300万円)に達するまで返済猶予とします。欧米で主流である、返済なしの「給付制奨学金制度」を創設し、当面、経済的困難をかかえる学生に支給します。

「学費の段階的無償化」を定めた国際人権規約への留保を撤回します……日本政府は、国際人権規約に加わりながら、無償化条項を留保したままです。そういう国は今や日本、マダガスカルの2ヶ国のみです。留保を撤回し、国の姿勢を転換し、「世界一高い学費」を計画的に引き下げるようにします。

「子どもの貧困」を克服します

国として「子どもの貧困」対策に本腰をいれます……小泉政権以来の「構造改革」、アメリカ発の金融危機は家庭を直撃しています。日本の子どもの貧困率は14.7%と0ECD平均をうわまわり、年々深刻になっています。しかも、日本は0ECD諸国で唯一、社会保障などの所得の再配分によって、子どもの貧困率をかえって上昇させている国です。専門家会議を設置し、実態調査をふまえて、貧困削減について国としての目標を定め、対策に本腰をいれます。児童手当の拡充、各段階の教育費負担軽減、子どもの医療費の無料化、児童福祉施設の充実と進学保障、児童相談所の体制強化などの幅広い対策を進めます。

就学援助を拡充します……就学援助は義務教育に通う子どもの命綱です。ところが、「子どもの貧困」が広がり就学援助を強めなければならない時に、自公政権が就学援助の国庫負担制度を廃止し、各地で就学援助の縮小がはじまっています。国庫負担制度をもとに戻し、対象を少なくとも生活保護基準×1.5倍となるように引き上げ、支給額も実態にみあってひきあげ、利用しやすい制度にします。教育扶助の額も同様に引き上げます。学校給食費の未払いをすべて保護者の責任にするのではなく、無償化の方向を検討するとともに、生活の実態に応じて、必要な免除措置をすすめるようにします。

ひとり親家庭への支援強化、生活保護の母子加算削減・廃止の撤回……「構造改革」のもとで、ひとり親家庭、とりわけ母子家庭の労働条件が悪化し、平均年収は237万円強と、全世帯平均

の四割未満しかありません。そのもとで「高校進学の夢も見られないのか」という悲痛な声があがっています。自公政権による生活保護の母子加算の削減・廃止を中止させるとともに、児童扶養手当の拡充、子どもの病気や保育などへの手当てなど支援をつよめます。

競争教育、ふるいわけ教育を是正します

全国いっせい学力テストの中止、学区自由化の見直し……「全国いっせい学力テスト」が三年連続おこなわれました。各地で「点を上げるため先生が正解を教える」「ドリルばかりでほんらいの知育がおろそかになる」「テスト対策のため文化祭や林間学校を縮小・廃止」「個人情報が塾産業に流れているのではないか」など深刻な問題が噴出しています。学力の全国的調査は、抽出調査で十分です。一回で数十億円の税金を浪費する「全国いっせいテスト」をやめさせます。大阪などで首長が市町村教育委員会にデータ公表の圧力をかけていますが、序列化競争により教育をゆがめる最悪の政治介入であり、つよく反対します。子どもと教員を不毛な形で競い合わせ、地域の教育力を弱め、入学者ゼロの学校をつくりだすなど教育を歪める学区自由化の強制に反対します。

学校予算の差別化に反対します……政府主導の「一貫校」構想などは、一部の「エリート」の ための教育に公立学校予算を重点的につぎこむもので、教育格差を助長しかねません。学校評価 による予算の格差配分に反対し、すべての学校の教育条件の向上を重視します。

競争的教育制度の見直しに着手します……高校学区の拡大などにより、偏差値による高校の輪切りなど「選別の教育」はますます強まっています。そのことが子どもや青年をどれほど傷つけているか知れません。ヨーロッパでは基本的に高校入試を課さないなど、過度な競争から子どもの成長を守るしくみがあります。高校、大学の入試制度を抜本的に改革するための専門家、国民の検討の場をもうけ、改革に着手します。

教育の自主性を保障します

権力的で硬直した教育行政を抜本的に改革します……政府・文部科学省の教育への権力的な介入の結果、多くの自治体の教育委員会は、学校現場の意見や住民の声をまともに聞かず、国等の意向を学校に押しつける、権力的で硬直した組織になっています。そのもとで学校では、職員会議での意思表示が禁じられるなど息苦しい場になっています。文部科学省による教育統制をやめ、教育委員会については、教育条件を整備し、教育の自主性を守るための民主主義的な機関へと抜本的に改革します。そのために、教育委員会の会議公開の実質化、子ども・保護者・教職員らの意見反映、事務局職員の専門性向上などをすすめます。国による教育委員会への「指示」「是正」など、地方分権にも逆行した国家統制に反対します。かつて自民党政権が廃止した教育委員の公選制や予算の編成権を復活させます。

学校の自主的な運営を保障します……教育行政や政治による学校への不当な介入・干渉に反対し、憲法が保障する教育の自由、自主性を尊重します。職員会議の形骸化などに反対し、教職員、子ども、保護者らの参加と協同による子どもの成長を中心にすえた学校運営を奨励します。学校

評議員制度や地域運営学校はその立場で改善します。学校の教育活動を、行政のきめた数値目標 に従属させてゆがめる「PDCAサイクル」などの押しつけに反対します。

「多忙化」解消など、教員を専門家として尊重し、支援します……教職員は、残業月平均81時間・国の過労死ラインを上回る労働時間で働き、かつ、授業準備や子どもと触れ合う時間が取れずに悩んでいます。こうした「多忙化」を解消するために、現状を無視した行政による「改革」の押しつけをやめさせるとともに、教職員の増員をはかります。

「ILOユネスコ・教員の地位に関する勧告」をふまえ、教員を教育の専門家として尊重し、学校 運営のみならず教育政策の決定でも重要な役割を果たせるようにします。教員の自主的研修を保 障します。新任の先生を長時間子どもから引き離す、官製の「初任者研修」を抜本的に見直しま す。教員の専門職性を弱め、教員組織を上意下達のピラミッド型組織に変質させる主幹制、主幹 教諭制度を見直します。管理職による「パワー・ハラスメント」の予防、対策をつよめます。

恣意的な「教員評価」「不適格教員」制度や「教員給与の格差付け」に反対します……行政がおこなう「教員評価」制度は、教員の目を子どもから管理職や行政に向けさせ、教育を歪める有害なものです。教員評価というなら、子ども、保護者、同僚、専門家などの関与のもとで、教員が納得し、教員の努力を励ます、教育活動へのていねいな評価であるべきです。「不適格教員」のレッテル貼りや「草むしり」「密室に座らせ続ける」などの「指導力改善研修」も、教員を追いつめるだけです。子どもを傷つける教員には、子どもの成長する権利を保障する立場から毅然と対処するとともに、問題をかかえる教員の人間的な立ち直りを促す支援を重視し、そのための人員配置などの支援策をとります。行政が教員の優劣をきめて、給与に格差をつけることは、教員のあり方を歪めるもので、教員どうしの協力や連携を困難にし、子どもの教育に悪影響をおよぼすものです。つよく反対し、専門職にふさわしい処遇の改善をもとめます。

「教員免許更新制」を中止します……今年度から本格実施となった「教員免許更新制」は、中央教育審議会でさえ「導入には無理がある」としてきたものを、時の安倍首相が強引に法律を通して具体化させたものです。そのねらいは、教員の身分を不安定にして、政府言いなりの「物言わぬ教師」づくりをすすめることです。しかも、大量の教員の「講習」が義務づけられるのに講習の開設義務が誰にもない、講習中の代替要員もないなど制度的にも破綻しています。同制度は中止すべきです。

臨時教員制度を抜本的に改善します……いま、教育予算削減のもとで、学校に臨時教員など非正規雇用の教員がふえ、「子どもがなついていた先生が学期途中でいなくなってしまった」など教育を不安定にしています。定数をふやし正規雇用とする道をひらくべきです。夏休みなどの間は賃金保障もないなどの劣悪な処遇の改善をすすめます。

教員採用、管理職昇任を公正なものにします……教員人事の不正を根絶するため徹底してメスをいれ、公正な採用・昇任がおこなわれるようにします。採点者、選考者に受験者が特定できないようするなどの公正性、透明性の確保とともに、採点基準や解答、試験結果を公表し、採用を受験者の側からもチェックできるようにします。採用時の思想チェックはあってはならないことです。管理職試験への「推薦制」などもやめさせます。

子どもの豊かな成長を保障します

学力保障をすすめます……すべての子どもに基礎的な学力を保障することを学校教育の基本的な任務として重視します。暗記ではない自然や社会のしくみがわかる知育、体育、情操教育などバランスのとれた教育をめざします。学習が遅れがちな子どもへの支援を手厚くします。「授業時数確保」の名のもとで、夏休み短縮などゆとりのない学校生活にしては、知育をふくむ人間的成長全体にマイナスです。学力保障に一番有効な施策である少人数学級こそ実現すべきです。学習指導要領は、研究者や教職員、保護者など国民参加で抜本的に見直すとともに、その強制性をあらため、戦後直後のように「試案」と明示し、子どもの状況や学校・地域の実情に即した教育課程を自主的につくれるようにします。子どもをふるいわけ、人間として傷つける危険のつよい習熟度別学習の強制に反対します。

市民道徳の教育を重視します……市民道徳の教育を、憲法にもとづき、基本的人権の尊重を中心にする、子どもたちが自らモラルを形成できるようにします。改悪教育基本法にそって、特定の愛国心などの「徳目」を上から与え、それを子どもたちに植え付けるようなやり方は、憲法が保障する「思想・良心の自由」を侵害するもので、許されるものではありません。「心のノート」などの官製教材の強制、「伝統文化」に名をかりた「靖国参拝」の押しつけ、「道徳の教科化」につよく反対します。

いじめ問題の解決にとりくみます……いじめの実態を見えなくする「いじめの数値目標化」は、 国民の非難をあび、私たちの追及とあいまって、政府の「教育振興基本計画」には入りませんで した。いじめを多発・深刻化させている要因である過度の競争と管理の教育をあらため、子ども の声をききとり、子どもを人間として大切にする学校をつくることを重視します。そのために、 子どもの権利条約の普及、いじめ問題についての理解促進、教員の多忙の解消、保健室やカウン セラーの充実などにとりくみます。子どもの命、安全を最優先に、安全配慮義務を徹底します。 いじめ問題の解決のためにも、いじめ被害者と家族の「知る権利」を尊重します。

不登校、非行など個々の子どもへの支援をすすめます……「不登校ゼロ作戦」など子どもや親をおいつめる施策をやめさせ、子どもの「最善の利益」の立場から、多様な選択への公的支援をすすめます。親の会、フリースクールなどへの支援をつよめます。子どもたちを追いつめ、ストレスを強いている、ゆきすぎた競争と管理の教育をやめさせます。相談しやすい窓口を拡充するとともに、支援団体や家庭への公的支援をつよめます。

学校の安全対策をすすめます……「学校災害給付」件数は年間200万件に増加し、学校での事故や犯罪から子ども、教職員らの生命を守る仕事は急務です。ところが国の施策は、通達を出すだけの「通達行政」「手引き行政」の枠をでず、学校安全対策はきわめて不十分です。子どもの「安全に教育を受ける権利」を保障する立場にたった「学校安全法」「学校安全条例」の制定を支持するとともに、不審者対応を含めた安全対策のための専門職員配置や施設の改善をすすめ、住民の自主的なとりくみを支援します。

性教育への政治介入に反対します......性教育は、子どもを人間として大切にしようと、専門家

や保護者らの努力ですすめられてきました。ところが、自民党や民主党などの国会・地方議員が、 性教育の実践をゆがめて描き、一方的な攻撃をおこない、行政が教材を奪う、処分するなどの事態がひきおこされています。ついに東京地裁は昨年、自民党、民主党の都議会議員による介入にたいし、「教育への不当な支配」だとして有罪判決を下しました。政治介入に反対し、子どもたちに体や心の仕組みや発達、性の多様性などを伝え、自己肯定感情をはぐくむ、自主的な性教育を尊重します。

教育諸条件を整備します

特別支援教育・障害児教育を拡充します……一昨年の4月から、学習障害(LD)、注意欠陥/多動性障害(ADHD)、高機能自閉症など軽度発達障害の子どもへの支援をふくむ「特別支援教育」が本格化しました。ところが、軽度発達障害の子どもは数十万人(6.3%、文科省推計)とされているにもかかわらず、「既存の人的・物的資源」で対応しているため、「障害児学校の多くの教職員が特別支援にまわされ、在籍する障害児の教育が手薄になった」、「普通学級で学ぶ軽度発達障害の子どもへの支援体制が組めないままになっている」など多くの矛盾がうまれています。さらに、障害児教育への需要が高まり、学校施設が慢性的に足りなくなり、廊下で授業を行うなど深刻な実態が広がっています。この事態を打開するため、教員と「支援員」の増員・待遇改善、学校施設の拡充に力をつくします。特別支援教育の実施に必要な教職員の定数基準を各学校種でさだめることを求めます。軽度発達障害をふくめどの子にもていねいな教育ができるよう、少人数学級などをすすめます。障害児学級をまもり、通級指導教室をふやします。「支援地域」の中心と位置づけられる特別支援学校は統廃合でなく、小規模分散の地域密着型をめざし拡充します。寄宿舎の統廃合をやめさせ、拡充をはかります。教員をふやして地域支援がおこなえる体制をととのえます。医療・福祉など専門機関とのネットワーク、巡回相談など地域全体の支援体制をつよめます。

学校耐震化をすすめます……昨年6月、日本共産党をはじめ5会派共同の「学校耐震化促進法」が成立し、市町村が行なう耐震補強工事への国庫補助率を現行の二分の一から三分の二に引き上げるなどが決まりました。これは長年の国民運動の成果です。しかし、自公政権による「三位一体」改革で財政が疲弊し、地方自治体によっては診断調査さえ手がつかない状況にあります。さらに、現在の補助事業は耐震性のない建物4万1000棟のうちで倒壊の危険性が高いとされる7300棟が対象のため、残りの建物の耐震化が後回しになる危険もあります。予算をさらに増額して、全ての耐震調査・耐震化工事への補助率と補助単価をひきあげ、保育園や幼稚園も含めて遅れた耐震化を確実に進めるようにします。

学校の一方的統廃合に反対します……政府は、教育予算削減のために学校統廃合の推進を打ちだしました。しかし、小規模な学校は子ども一人ひとりに目が行き届くなどの優れた面があります。そうした条件をこわし、子どもの通学を困難にし、地域の教育力を弱めるなど子どもの学習権を後退させ、地域の文化、コミュニティーの拠点を奪う、学校の一方的統廃合に反対します。

公立図書館、学校図書館を拡充します.....公立図書館、学校図書館の整備を図るため、国の財政措置を充実させます。日常の生活圏域に図書館を設置し、司書の配置、資料費の増額を図り、

住民の知る権利の保障と地域の振興に資する公立図書館を整備します。学校図書館に専任の学校 司書を配置し、所蔵資料を充実させます。子どもの読書推進計画は、公立図書館や学校図書館な どの整備推進をはかる目的で策定し、「読書冊数」を競わせることがないようにします。図書館 サービスと機能の変質につながる、公立図書館への指定管理者制度導入、学校図書館運営の民間 企業への委託に反対します。

学校給食を拡充します......安全で豊かな学校給食のために、地産地消、自校方式、直営方式などをすすめます。中学校給食、高校給食をひろげます。学校給食費の未払いをすべて保護者の責任にするのではなく、無償化の方向を検討するとともに、生活の実態に応じて、必要な免除措置をすすめるようにします。

保健室を充実させます……学校の保健室は、医師、カウンセラーなどの専門家と連携して、子どもの心身を支える、多様でかけがえのない役割を果たしています。養護教諭の複数配置をすすめるなど拡充をすすめます。

学童保育などの拡充をすすめます……共働き家庭やひとり親家庭が増えるなかで、小学生の放課後の生活と安全を保障する学童保育の役割はいっそう大きくなっています。学童保育はまだまだ不足しており、希望する子どもが全員入所できるようにします。子どもたちに負担を強いる大規模化を解消し、新・増設をすすめます。「遊びと生活の場」にふさわしく、適正な規模、施設の広さや設備など、安心して生活できる設置・運営基準を定めます。指導員の半数は、年収150万円未満であり、非正規が多く、不安定で働き続けられない劣悪な条件におかれています。指導員の専任・常勤・複数配置と労働条件の改善、研修の充実をはかります。これらにふさわしく国の予算の抜本的な増額・拡充を図ります。「放課後子どもプラン」は、学童保育、放課後子ども教室をそれぞれ拡充します。

外国人教育、夜間中学開設を推進します……日本に居住する外国人登録者は200万人を超え、新たに結婚する20組のうち1組は外国籍の人との結婚といわれています。内外人平等を保障した国際人権規約、子どもの権利条約にもとづき、日本語教室設置、公立学校への入学資格の改善など在日外国人の子どもの教育を保障します。夜間中学は、戦争の混乱や経済的な理由により教育を受けられなかった多くの人、不登校の子ども、障害者、中国帰国者・在日外国人らにとってかけがえのない義務教育の場となっています。ところが全国にわずか35校しかなく、06年には日弁連からも夜間中学増設の意見書が提出されました。今ある中学校の二部授業として夜間中学の開設を全国ですすめます。外国人の賃金未払いや劣悪な労働条件の改善、福祉・医療を受けやすくするとともに、地域での共生をすすめます。

社会教育、文化、スポーツ施策を拡充します……一昨年、改悪教育基本法の具体化として、社会教育関連法の改悪がおこなわれました。とりわけ、社会教育の自由、自律性が損なわれる危険は重大です。私たちは、そうしたことのないようとりくみをつよめます。同時に、公民館の増設や専門家の増員など社会教育施設の拡充をはかります。児童館、公園、スポーツ施設などの増設、拡充をすすめます。子どもの安全や文化環境を貧しくする民間委託に反対します。スポーツ・文化活動への公的援助をつよめます。学校などでの文化芸術鑑賞などを拡充します。青少年に有害

なサッカーくじの廃止を求めます。

憲法の平和・人権・民主の原理にそった教育をすすめます

憲法と教育の条理に基づいた教育を追求します……2006年、教育基本法が改悪されました。しかし、国会審議を通じて、特定の愛国心の強制などは憲法の「思想、良心の自由」に違反すること、憲法の立場から教育への権力的介入は可能な限り抑制的でなければならないことが明らかにされました。こうした憲法の立場と教育の条理を、教育政策の根底として大切にします。「教育振興基本計画」は、政府のおこなうべき条件整備に限定し、教育内容・方法に介入したり、教育の自主性をおかすことのないよう、つよく要求します。憲法の立場に反する、侵略戦争の美化・肯定の公教育へのもち込みを許しません。

「内心の自由」を守ります……憲法19条(思想、良心、内心の自由)に違反する、「日の丸・君が代」の強制に反対します。入学式・卒業式は、子どもにとって最善のものにするため、教職員、子ども、保護者で話し合って行なえるようにします。

子どもの権利条約を教育に生かします……子どもの権利条約は、日本政府も批准しており、その精神と各条項を、政府、自治体ともに遵守することは当然のことです。「意見表明権」「余暇・休息、遊び、文化の権利」など子どもの権利を学校などあらゆる教育の場で生かします。そのために、子どもと教育関係者をはじめとするおとなへの権利条約の普及、子どもに関する施策への子どもの意見反映をすすめます。

17 大学改革、科学·技術

国民の立場から大学改革を実現し、科学・技術の調和のとれた振興をはかります

1.「構造改革」による大学再編をやめ、国民の立場からの大学改革を実現します

自民・公明政権が、「世界最高水準の大学をつくる」といいながら、「効率化と競争」に拍車をかける「大学の構造改革」をすすめた結果、大学の教育・研究現場に深刻なゆがみと疲弊がひろがっています。

国立大学は、法人化によって運営費交付金が毎年 1%削減され、財政ひっ迫による教育・研究基盤の弱体化、基礎研究の衰退、大学間格差の拡大と地方大学、人文系、教育系大学の経営危機をもたらすなど、極めて深刻な事態に陥っています。私立大学でも国庫助成が削減され、定員割れした私学は「不要だ」とばかりに補助金がカットされています。私立大学の経常費に対する補助割合が 11%に低下し、学生の学費負担の増大、教育・研究条件の国公私間格差の拡大、中小私大・短大での経営困難をもたらしました。その一方で、政府は、競争的資金(評価によって配分する研究費)を旧帝大系大学や一部の大手私大に集中させました。まさに「弱肉強食」の大学政策です。そのもとで、「学問の自由」を保障する「大学の自治」が脅かされるとともに、多くの大学教員が研究費獲得とそのための業績競争にかりたてられ、大学で長期的視野にたって自由に、腰をすえた研究や教育にとりくむことは困難になっています。

自公政権は、教育・研究現場のこうした現状を無視して「大学の構造改革」をさらにすすめようとしています。国立大学の運営費交付金の1%削減をつづけるとともに、教職員数に応じた配分から競争的な配分に変えることを検討しています。これでは、多くの大学で教育・研究の基盤が崩れてしまい、財政力の弱い中小の国立大学は存亡の危機にさらされます。新しい産業拠点をつくるために大学の大規模な再編統合がくわだてられていることとあわせ、国民にとって重大な問題です。私立大学の経常費補助についても、増額要求を無視する一方で、競争的な性格をいっそう強めようとしています。また、「経営困難」と評価した法人に対して、「経営指導」と称して介入を強めようとしていることは、私学の自主性を脅かすものです。

わが国の大学・大学院は、学術の中心を担い、地域の教育、文化、産業の基盤をささえるという大事な役割をはたしている、国民の大切な共通財産です。大学改革はこうした大学の役割を尊重し、その発展を応援する方向ですすめるべきです。日本共産党は、大学の公共的役割をまもるため、大学を疲弊させる「構造改革」路線から脱却し、「学問の府」にふさわしいやり方で、国民の立場に立った大学改革をすすめます。

大学予算を大幅に増やし、基盤的経費の充実、大学間格差、国公私間格差の是正を はかります

国立大学法人の運営費交付金を充実する……運営費交付金を毎年削減する方針を廃止し、基盤的経費として十分に保障します。法人化後に削減した720億円は直ちに復活させます。政府が検討している競争的資金化を中止し、財政力の弱い中小の大学に厚く配分するなど、大学間格差を是正する調整機能をもった算定ルールに改めます。国立大学法人の施設整備補助金を大幅に増やし、老朽施設を改修します。また、国立大学の地域貢献をきめ細かく支援するとともに、国による一方的な再編・統合に反対します。地方交付税における大学運営費を増やし、公立大学・公立大学法人の予算を増額します。

私立大学の経常費二分の一補助を実現する……私立大学が高等教育において果たす役割を重視し、私立大学への財政支援の拡大、学費負担の軽減など、国公私間の格差を是正します。私大収入の七割以上を学費にたよる経営のあり方を改善するため、年次計画をもって経常費二分の一補助を実現し、国庫負担の割合を大幅に高めます。定員割れした大学への助成金を削減するペナルティを直ちにやめるとともに、定員確保の努力を支援する助成事業を私学の自主性を尊重しつつ抜本的に拡充するなど、私立大学の二極化の是正をめざします。「経営困難」法人への指導と称して私立大学の運営に国が介入することに反対します。

財政負担への国の責任をはたす……わが国の大学がかかえる最大の問題は、大学関係予算がGDP(国内総生産)比で欧米諸国の半分の水準にすぎず、そのことが主な原因となって、教育研究条件が劣悪で、学生の負担が世界に例をみないほど重いことです。教育研究条件の整備をはかることは国の責任であり、大学関係予算を大幅に引き上げます。

「大学の自治」を尊重するルールを確立し、大学の自主的改革を支援します

「大学の自治」を尊重するルールを確立する……世界で形成されてきた「大学改革の原則」は、「支援すれども統制せず(サポート・バット・ノットコントロール)」であり、「大学の自治」を尊重して大学への財政支援を行うことです。わが国でも、国公私立の違いを問わず、大学に資金を提供する側と、教育・研究をになう大学との関係を律する基本的なルールとして、この原則を確立すべきです。

国立大学法人制度を根本的に見直す……国が各大学の目標を定め、その達成度を評価し、組織を再編するなど、大学の国家統制を強めるしくみを廃止し、大学の自主性を尊重した制度に改めます。教授会を基礎にした大学運営と教職員による学長選挙を尊重する制度を確立します。

独立した配分機関を確立する……一部の大学や大学院に多額の資金を投入するCOE(センター・オブ・エクセレンス、卓越した拠点)予算やGP(グッド・プラクティス、優れた取り組み)予算など、大学・大学院を単位に国が交付する競争的資金は、国の財政誘導による大学間競争、大学統制を強めるものです。これを見直し、大学の自主性を尊重するものへ切り替えます。そのため、大学関係者、学術関係者などからなる独立した配分機関の確立と審査内容の公開をはかり、公正に資金配分を決めるようにします。

私立大学の公共性を高める……私立大学の設置審査を厳正な基準で行うようにし、私学のもつ公共性を高めます。安易な廃校によるリストラを防止するため、私学の「募集停止」も報告事項にせず審査の対象にします。私立大学の財政公開を促進し、教職員によるチェック機能を高めます。まともな教育条件を保障できない株式会社立大学の制度は廃止し、私立大学(学校法人)として再出発できる環境を整備します。

だれもが安心して学べる大学、じっくりと教育・研究できる大学をつくります

世界一高い学費負担を軽減する……国際人権規約(A規約=経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約)の高校と大学を段階的に無償化する条項(第 13 条 B、C 項)の留保を撤回し、国立大学費の標準額を引き下げるなど、学費負担の軽減にふみだします。経済的理由による教育格差をなくし、だれもが安心して学べるために、(1)国公立大学の授業料減免を広げる、(2)私立大学の授業料減免への国庫補助を増額するとともに、私立大学生の授業料負担を大幅に減らず「直接助成制度」をつくる、(3)国の奨学金をすべて無利子に戻すとともに、返済滞納者の「ブラックリスト化」を中止し、返済猶予を拡大する、(4)経済的困難をかかえる生徒・学生への「給付制奨学金制度」をつくる、などの緊急策をただちに実行します。

少人数授業をふやし、教養教育を充実する……学生の人間形成や学問の基礎をつちかう教養教育の充実や、わかりやすく学びがいある授業づくりへの改善努力を励ます支援策を抜本的に強めます。少人数教育の本格的な導入や勉学条件の充実のために、教職員の増員をはかり、非常勤講師の劣悪な待遇を改善します。

任期制教員の無限定な導入や成果主義賃金に反対する……任期制教員の無限定な導入や成果主義賃金は、じっくりと教育研究にうちこむことを妨げ、学問の発展を損なうため、導入に反対し、国による誘導策をやめさせます。大学における教育・研究の公共的役割にふさわしく、教員の安定した身分を保障します。

留学生に魅力ある環境を整備する……留学生が安心して勉学できるよう、低廉な宿舎の確保、 奨学金の拡充、日本語教育の充実、就職支援などの体制を国の責任で整備します。

2.経済効率最優先の科学技術政策から、学術発展へ調和のとれた振興策に切り替えます

科学、技術は、その多面的な発展をうながす見地から、研究の自由を保障し、長期的視野からのつりあいのとれた振興をはかってこそ、社会の進歩に貢献できます。とりわけ、基礎研究は、ただちに経済的価値を生まなくとも、科学、技術の全体が発展する土台であり、国の十分な支援が必要です。

ところが、自民・公明政権による科学技術政策は、大企業が求める技術開発につながる分野に 重点的に投資し、それ以外の分野、とりわけ基礎科学への支援を弱めてきました。そのため、わ が国の研究開発費(民間を含む)にしめる基礎研究の割合は12.7%と、欧米諸国に比べてもかな り低く、しかも低下傾向をつづけています。また、業績至上主義による競争を研究現場に押し付けたことから、ただちに成果のあがる研究や外部資金をとれる研究が偏重されようになり、基礎研究の基盤が崩れるなど、少なくない分野で学問の継承さえ危ぶまれる事態がうまれています。

日本共産党は、こうした経済効率優先の科学技術政策を転換し、科学、技術の多面的な発展を うながすための振興策と、研究者が自由な発想でじっくりと研究にとりくめる環境づくりのため に力をつくします。

基礎研究を重視し、科学、技術の調和のとれた発展と国民本位の利用をはかります

科学・技術の総合的な振興計画を確立する…国の科学技術関係予算の配分を全面的に見直し、 人文・社会科学の役割を重視するとともに、基礎研究への支援を抜本的に強めます。また、大企 業への技術開発補助金や防衛省の軍事研究費など、不要・不急の予算を削減します。

研究者が自由に使える研究費(大学・研究機関が研究者に支給する経常的な研究費)を十分に保障するとともに、任期制の導入を抑え、安定した雇用を保障する制度を確立するなど、研究者の地位を向上させ、権利を保障します。欧米に比べても少ない研究支援者を増員するとともに、劣悪な待遇を改善します。国立大学法人・独法研究機関への人件費削減の義務づけをやめさせます。

科学技術基本計画を政府がトップダウンで策定するやり方をあらため、日本学術会議をはじめ ひろく学術団体の意見を尊重して、科学、技術の調和のとれた発展をはかる総合的な振興計画を 確立します。

科学・技術の利用は平和と「公開、自主、民主」の原則で…科学、技術の研究、開発、利用への国の支援は、「公開、自主、民主」の原則にたっておこなうとともに、大企業優遇ではなく、平和と福祉、安全、環境保全、地域振興など、ひろく国民の利益のためになされるべきです。

憲法の平和原則に反する科学、技術の軍事利用、とりわけ、宇宙基本法の具体化による宇宙の 軍事利用をやめさせます。政府が検討している軍事に転用できる技術の公開制限や秘密特許の導 入に反対します。

競争的研究費の民主的改革をすすめ、研究における不正行為の根絶をはかります

競争的研究費の民主的改革をすすめる…個々の研究者に対して交付される各種の競争的研究費については、科学研究費補助金を大幅に増額し、採択率を抜本的に引きあげるとともに、次の方向で改革します。(1)特定分野や旧帝大系大学に集中するのでなく幅広く大学・研究機関の研究者に配分する。(2)業績至上主義の審査ではなく、研究計画も十分考慮した審査に改める。(3)そのために、科学者による専任の審査官の大幅増員や日本学術会議との連携強化をはかるなど、専門家による十分な審査体制を確立し、審査内容を公開する。

過度の競争を是正し、研究における不正行為を根絶する...研究における不正行為は、科学への 社会の信頼を裏切る行為であり、根絶をはかります。そのため、不正の温床となっている業績至 上主義による過度の競争を是正するとともに、科学者としての倫理規範を確立します。大学における外部資金の管理を厳格におこなうとともに、研究機関や学術団体が不正防止への自律的機能を強めるよう支援します。

産学連携の健全な発展をうながします

産業と学術が連携し、協力しあうことは、互いの発展にとって有益なことです。同時に、大企業の利潤追求に大学が追随するような連携では、大学本来の役割が弱められ、研究成果の秘匿や企業との癒着がうまれるなど、学術の発展に支障をきたす弊害をひろげます。

産学連携の健全な発展のために、国からの一方的な産学連携のおしつけでなく、大学の自主性を尊重し、基礎研究や教育など大学の本来の役割が犠牲にされないようにします。また、産学連携を推進する国の事業(共同研究への補助など)は、地域や地場産業の振興にも力を入れ、中小企業の技術力向上への支援を拡充します。

大学と企業との健全な関係をむすぶため、以下の点で国のきちんとしたガイドラインを作成します。(1)企業との共同研究の際、学会などでの研究成果の公開が原則として保障され、だれでもひろく使えるようにする。(2)共同研究や委託研究での相当額の間接経費や、共有特許での大学の「不実施補償」を、企業側が負うようにする。(3)企業から受け入れた資金は、大学の責任で管理、配分することを原則とし、研究者と企業との金銭上の癒着をつくらない。

女性研究者の地位向上、研究条件の改善をはかります

研究者のなかで女性の比率は 13.0%、大学教員では18.9%(国立大学は 13.4%)と世界的にみても低く、他方で大学の専業非常勤講師のような不安定雇用では 5割以上をしめるなど、女性研究者の地位向上、男女共同参画のいっそうの推進が期待されています。大学・研究機関が男女共同参画推進委員会などを設置し、教員、研究員、職員の採用、昇進にあたって女性の比率を高めるとりくみを、目標の設定、達成度の公開をふくめていっそう強めるように奨励します。民間企業の研究者における女性の比率は 6.6%でとくに低く、企業に対しても男女共同参画の推進を働きかけます。

出産・育児・介護にあたる研究者にたいする業績評価での配慮、休職・復帰支援策の拡充、大学・研究機関内保育施設の充実など、研究者としての能力を十分に発揮できる環境整備を促進します。文科省が実施している「女性研究者支援モデル育成」の採択枠を大幅に拡大し、保育所の設置・運営も経費負担に含めるなど利用条件を改善します。非常勤講師やポスドクについても出産・育児にみあって採用期間を延長し、大学院生にも出産・育児のための休学保障と奨学金制度をつくるなど、子育て支援策を強めます。

セクシャルハラスメントやアカデミックハラスメントなどの人権侵害をなくすため、大学・研 究機関の相談・調査体制の充実をはかります。

3.大学院生、ポストドクターなど若手研究者の劣悪待遇と就職難の解決をはかります

この数年来、大学院博士課程を修了しても安定した研究職につくことができない若者が急増し、パートタイムのポストドクター(以下、ポスドク)や大学非常勤講師、企業への派遣労働など不安定で劣悪な雇用状態におかれ、「高学歴難民」「高学歴ワーキング・プア」として社会問題化しています。こうした若者は10万人を超えるとみられ、優秀な学生が研究者をめざす道を敬遠する傾向がつよまっていることとも合わせ、日本の学術の発展と社会の発展にとってきわめて深刻な事態となっています。

この事態を生んだ要因は、何よりも自民党政治が、財界の要求をうけて 1990 年代以降の「大学院生の倍加」政策をすすめながら、博士の活躍できる場を大学・研究機関や民間企業など、ひろく社会につくりだす施策を怠ったことです。さらに、小泉内閣以来の「構造改革」路線が、大学・研究機関の予算削減、人件費削減と、研究費の競争的資金化を推進したことにあります。国立大学法人では、旧助手の初任給で一万人分にあたる人件費を削減し、他方で研究費によるポスドクの雇用など研究者の非正規雇用を増大させました。また、大企業が、博士課程修了者を専ら契約社員や派遣社員などの非正規で働かせ、正規雇用を怠ってきた責任も厳しく問われるべきです。

ポスドクや大学非常勤講師、派遣社員などの非正規雇用の多くは、年収300万円以下の低所得であり、社会保険にもまともに加入できないなど、劣悪な待遇を強いられています。大学院生が、高い学費負担や劣悪な研究条件のもとで、じっくりと研究に打ち込むことが困難な状況におかれていることも重大です。

こうした若手研究者の「使い捨て」といえる事態は、学術の将来の発展をそこなうものであり、 日本の社会にとっての重大な問題です。日本共産党は、国の責任で若手研究者の劣悪な待遇と深 刻な就職難の解決をはかり、若手研究者が研究に夢をもてる環境を確保するために全力をつくし ます。

若手研究者の就職難の解決をはかります

大学・研究機関による博士の就職支援、ポスドクの転職支援が充実するように政府の対策を抜本的に強化すべきです。文科省の「キャリアパス多様化促進事業」を継続・拡充し、人文・社会科学系にもひろげ、採択機関を増やすとともに、機関間の情報交換、連携を強化します。大学・研究機関がポスドクなどを研究費で雇用する場合に、期間終了後の就職先を確保するよううながします。博士が広く社会で活躍できるように、大学院教育を充実させるとともに、博士の社会的地位と待遇を高め、民間企業、教師、公務員などへの採用の道をひろげます。博士を派遣社員でうけいれている企業には、直接雇用へ切り替えるよう指導を強めます。

日本の大学の本務教員1人当たりの学生数は、イギリスの1.4倍、ドイツの1.7倍であり、大学教員の増員は必要です。大学教員の多忙化や後継者不足を解消するために若手教員を増員し、研究者の非正規雇用の拡大をおさえます。

大学院を学生定員充足率で評価することや、画一的な大学院博士課程の定員削減はやめ、大学院の定員制度の柔軟化をはかります。

若手研究者の劣悪な待遇を改善し、じっくりと研究できる環境をつくります

院生やオーバードクターへの研究奨励制度の抜本的拡充、ポスドクの職場の社会保険への加入 を促進します。日本共産党は政府に働きかけて、独立研究機関が雇用するポスドクの公務員宿舎 への入居を実現しました。国立大学法人の宿舎整備をすすめ、ポスドクの入居をひろげます。

大学非常勤講師で主な生計を立てている「専業非常勤講師」の処遇を抜本的に改善するため、 専任教員との「同一労働同一賃金」の原則にもとづく賃金の引き上げ、社会保険への加入の拡大 など、均等待遇の実現をはかります。また、一方的な雇い止めを禁止するなど安定した雇用を保 障させます。

大学院生が経済的理由で研究を断念しなくてすむように、無利子奨学金の拡充と返還免除枠の拡大、給付制奨学金の導入を実現します。卒業後、低賃金などの事情で返済が困難な研究者を救済するため、日本学生支援機構の奨学金の返済猶予事由を弾力的に運用し、年収300万円に達しない場合に返済を猶予する期限(5年)をなくし、広く適用させます。

18 文化

芸術・文化活動を支え、文化の自由を守ります

芸術や文化は、人びとの心豊かなくらしに欠かせません。芸術・文化をつくり楽しむ国民の権利を尊重し、その条件を整えることは行政の責務です。芸術・文化を市場原理だけにまかせては、その多面的な発展をはかることはできません。ところが、自民・公明政権のもとで、「貧困と格差」が拡大し、多くの国民は芸術・文化から遠ざけられ、芸術・文化団体や芸術家に大きな困難をもたらしています。さらに、経済危機が困難に拍車をかけています。そのなかで、もともと不安定な地位にある芸術家は、収入が低下し、社会保障の改悪で、現在と将来への不安をつのらせています。

自民・公明政権は、芸術・文化活動を守るための公的助成を削減し、制度も改悪しています。 また、国立美術館や公立文化ホールの民営化を押しつけ、芸術・文化にたいする責任を投げ捨て ています。日本共産党は、くらしと文化に冷たい政治を切りかえ、芸術・文化活動の多面的な発 展をはかり、国民だれもが文化を楽しめる社会をめざします。

芸術団体の基盤強化に役立つよう公的助成を改善・充実します

国民が等しく文化を享受する権利を保障するうえで、芸術団体や芸術家の活動を支援する公的助成が重要です。日本の公的助成制度は、1990年代にようやく本格的に始まりましたが、その額はヨーロッパなどに比べて著しく低い水準にとどまっています。しかも、文化庁、芸術文化振興会の助成のいずれも、「構造改革」路線のもとで大幅に削減されています。さらに、ヨーロッパ諸国とは違い、芸術団体の無理な自己負担を前提にしており、いくら努力しても赤字になるしくみになっています。これでは、芸術団体の基盤が安定せず、専門家の生活と地位の向上に生かされません。こうした方式を切りかえ、芸術団体の基盤強化に役立ち、芸術家の地位向上がはかられるよう、助成の改善・充実をめざします。

経済危機のなかで芸術団体の制作・運営資金が著しく困窮しているもとで、文化庁、芸術文化振興会助成金の一部「前払い」制度の実施や助成金のすみやかな支払いを実現します。中小企業庁の緊急融資制度の拡充をはじめとして融資の改善をはかります。

文化庁の重点支援の方式は、公演ごとの事業採択から団体支援の「アーツプラン 2 1 」に戻すとともに、芸術文化振興基金を充実させます。日本映画への公的助成は、芸術文化振興基金の役割を大事にして助成を大幅にふやし、採算のとりにくい分野への製作助成と日本映画の上映支援を強めます。

芸術団体の「自己負担」枠を撤廃し、公演や普及の方法が違う芸術各分野の特性を考慮した助成制度をめざします。また、芸術団体の自主的な年間活動全体を考慮した助成制度として充実さ

せ、芸術団体への助成率を引き上げます。助成にさいして実演家への報酬を引き上げることを考慮した方式にします。

幅ひろい団体が創造・普及のため簡便に利用できるように、劇場費やけいこ場などへの支援を 中心にした助成制度の確立をはかります。

すべての子どもに鑑賞機会を保障するよう支援を強めます

子どもたちの心豊かな成長のためにも、芸術・文化に参加できる条件を整えることが重要になっています。学校での芸術鑑賞教室は、すべての子どもに芸術鑑賞の機会を保障する大切な制度です。ところが、実際には、芸術鑑賞教室が激減しています。日本共産党は、すべての子どもが年1回以上、芸術鑑賞ができるよう条件整備をすすめます。

現行の芸術文化振興基金の助成を抜本的に拡充し、学校と芸術団体の自主的な努力を応援するとともに、国としてすべての芸術鑑賞教室を視野に入れた支援制度を確立します。文化庁の現行事業は、へき地や小規模校など開催が困難な地域を重点にする方向で改善をはかります。文化団体が全国の草の根ですすめているとりくみを、交通費・宿泊費や会場費の援助などで応援する制度を拡充します。

条件整備をはかり、文化予算の拡充をめざします

大小さまざまな表現空間や展示場所、けいこ場といった芸術家・文化団体の活動の条件を整備します。映画、演劇分野で国が責任をもつ公的な高等教育機関を設立・充実し、民間の養成機関の努力を応援します。アニメなどの制作における劣悪な労働条件や人材難などの障害をなくすよう支援を拡充します。実演家の労働基本権を守り、芸術家の社会保障の確立をはかります。

文化庁予算は、年間 1020 億円 (2009 年度)にすぎず、とりわけ芸術・文化活動への支援は、国立美術館などの施設費をふくめても 400 億円に達していません。こうした現状を改め、文化予算を拡充します。芸術家への不当な税制をあらため、寄付税制を充実するとともに、民間劇場や映画館の固定資産税の減免といった税制支援をすすめます。「公益法人改革」にあたって芸術団体に無理な負担がないようにします。

文化施設や文化財保存への国の責任をはたさせます

国立美術館・博物館、国立劇場・新国立劇場の民間委託を許さず、国の施設にふさわしい予算の充実をはかり、運営への芸術家の参画を促します。映画の国立フィルムセンターの人員を拡充し、国立美術館の付属施設から国が責任をもつ独立した組織へと発展させます。国民の身近な文化施設である文化ホールや図書館、美術館・博物館、文学館の民営化、民間委託の押しつけをやめさせ、公的支援を充実します。舞台技術者や司書、学芸員など専門家の身分を保障し、専門家として力量を発揮できるよう支援します。

アニメ、マンガ、写真、音楽など、文化各ジャンルの貴重な遺産の収集・保存を支援します。 景気対策を口実に、2009 年度補正予算にもりこまれた「国立メディア芸術総合センター」は、ま ともな収集・保存の計画もなく、国が運営にも責任をもたないものであり、中止します。

大型開発による文化財破壊を許さず、文化財と歴史的景観の保存をすすめます。

芸術活動の自由を守ります

芸術・文化は、「表現の自由」が守られてこそ発展します。公的助成にあたっては、「金は出しても口は出さない」ことが原則です。「靖国」問題を扱ったドキュメンタリー映画への助成を自民党議員が非難し、一時上映中止に追い込まれた事態は、二度とあってはなりません。芸術・文化活動の自由を守るために、すべての助成を専門家による審査・採択にゆだねるよう改善し、専門家による採択結果を政府が尊重するようにさせます。

著作権制度の発展をはかり、国民の利用を保障しつつ作家・実演家の権利を守ります

著作権は、表現の自由を守りながら権利者を守る制度として文化の発展に役立ってきました。 デジタル化・ネットワーク化にともない芸術・文化の新たな利用形態が発展することは、国民の 創造・享受の条件が広がる点から歓迎すべきことです。同時に、そのなかで作家・実演家の権利 が適切に守られなくてはなりません。

著作物である「コンテンツ」の流通形態が変化するなか、日本経団連が「産業活性化」と称して著作権の「権利の放棄」や「強弱」をつける「提案」を出すなど、著作権制度改定への圧力が強まっています。国民の利用を保障しながら、作家・実演家の権利をまもるよう著作権の発展をはかります。すべての権利が企業に移転してしまう現状をあらため、映画監督・スタッフ・実演家の権利確立をめざします。私的録音録画補償金制度の協力義務を放棄するような大企業の横暴を許さず、著作物を利用することで利益を得るメーカーに応分の負担を求め、作家・実演家の利益をまもります。

19 スポーツ

国民のスポーツ振興を基本にすえた国の施策にきりかえます

スポーツは国民の健康で幸福な生活に欠かせません。しかし、雇用の不安定、長時間労働、低い賃金のもとで、多くの国民がスポーツから遠ざけられています。国民の経済生活の安定をはかり、スポーツに親しむ諸条件を整えていくことは国の役割です。日本共産党は、スポーツを国民の基本的権利として保障し、スポーツの多面的な発展をはかり、それを推進する国のスポーツ行政の充実に力をつくします。

国民のスポーツ振興を根本にすえた計画を推進します。

だれもが身近で気軽にスポーツができる環境を整備するのが、国の施策の基本です。文部科学省の「スポーツ振興基本計画」をスポーツ施設の拡充と指導者の配置を柱にしたものにするために力をそそぎます。

老朽化した危険なスポーツ施設・設備を、耐震基準にみあった安全なものに早急に補修・改修します。障害者や高齢者も使いやすい施設をつくり、学校体育施設の開放を促進します。利用者本位の施設運営をつらぬき、使用料の値上げに反対し、特定のスポーツクラブだけを優先させる不当な差別扱いをなくすことにつとめます。

子どものスポーツ活動の定着と充実に力をそそぎます。

子どもたちが健康に育ち、ゆたかな資質を伸ばしていくために、地域での青少年のスポーツ活動を奨励し、運動広場やプレイパークなどの増設につとめます。子どもたちのスポーツ活動を担う指導員、リーダー、スタッフなどの養成・研修制度の確立に力を入れます。

子どもの基礎体力と運動能力をつちかい、バランスのとれた心身の発達をうながす学校体育の 充実をめざして、専科教員の配置、器具・用具の配備、安全な管理などの条件整備につとめます。 スポーツ部活動は、教育の一環としての位置づけを重視します。

選手の人権を尊重し、競技力向上にむけた努力を支援します。

オリンピックやワールドカップなどでの活躍を多くの国民が期待しており、競技力向上にむけた選手・コーチや競技団体のとりくみを大いに奨励していきます。プロ・アマを問わず選手の人権を尊重し、企業チームや球団などの競技活動を支援し、選手の生活の安定をはかるための保障や制度の確立をはかります。

暴力・しごき事件、大麻・禁止薬物の使用(ドーピング)などを排除するために、スポーツのフェアプレー精神を守り、社会的に信頼されるルールづくりにつとめる関係者の努力を支援します。

環境に配慮し、スポーツと自然との共存をはかります。

地球温暖化など環境破壊がすすむなかで、自然の生態系を保護していくことは、スポーツにとってもとりくむべき課題です。大型開発に手をかすスポーツ施設建設などを規制し、登山やスキー、マリンスポーツなどが自然と共存できるように環境基準や適正なルールづくりをはかり、廃棄物の処理などにつとめます。

安全な野外活動にとりくめるように、危険箇所の標示と点検、研修活動の充実、気象情報の提供、救助体制の整備、傷害保険制度の確立などをすすめます。また、関係諸団体の自主的な啓発活動を奨励します。

スポーツ予算を大幅に増やし、ムダのない行政をめざします。

国民のスポーツ振興を着実にすすめるために、国のスポーツ予算を増額します。スポーツをギャンブルにゆがめ、助成に格差をもちこむ「サッカーくじ」は廃止します。自治体が巨額の財政を負担している国民体育大会など大型イベントは、できるだけ簡素化し、ムダと浪費をなくします。

合理的なスポーツ行政を求めるスポーツ愛好者や関係者の要望を尊重し、国民のスポーツ振興 を推進する役割をはたし、それを充実させるようつとめます。

20 地方自治

「分権」の名によるいっそうの自治破壊、地方切り捨てをゆるさず、 財源を保障して地方自治を発展させます

格差拡大、弱肉強食の構造改革路線によって、地方は切り捨てられ、地域と地方自治が脅かされています。疲弊した地域経済と地方自治を回復させるとりくみを、財源を保障して全力で応援することこそ、いま、国がやるべきことです。

地方自治破壊をすすめた自公政権

「地方分権改革」がさかんにいわれていますが、この間、「地方分権」の名ですすめられてきたこと、また、これからすすめられようとしていることは、「分権」とは正反対の地方自治破壊です。

小泉内閣が「地方分権」といって、自治体の「自立」の名のもとにやってきたことは、第一に、 国の責任を放棄して、地方への財政支出を大幅に削ること、具体的には、「三位一体改革」によっ て地方交付税を大幅削減したことであり、第二には、自治体の規模を大きくし自立能力をつける として、市町村合併を押しつけてきたことでした。地方の疲弊が急速にすすむなか、「分権」に期 待していた自治体関係者から、「だまされた」という声がわきあがっているのは当然です。

では、こんどの「分権」の検討は、自公政権のもと、どのような内容ですすめられているでしょうか。「義務付け・枠付けの見直し」といいますが、福祉や教育などの水準を不十分ながら保障するために設けられてきた国の基準を取り払い、国の責任を放棄して負担を削減することが、またもやそのねらいです。これでは自治体が、独自の施策を充実させ、地方自治を発展させるどころか、福祉、教育など住民施策の最低水準を確保することも難しくなってしまいます。

民主党も「義務付け・枠付けの見直し」に賛成し、「補助金全廃・一括交付金化」をかかげています。「一括交付金」に切り替えるさいに、国から地方への支出を削減するとしています。

もともと「地方分権」の検討がはじまった背景には、国と地方をあわせた国家制度のあり方を 大再編するねらいがあります。それは、国の仕事を外交や貿易、軍事、司法に限定し、「小さな政 府」にする一方、社会保障や教育など、憲法にうたわれた国民の基本的な権利を守る国の責任を 投げ捨て、地方に押しつける。この受け皿として、いまの都道府県をなくし、全国を 10 程度に区 分けして道州をおき、現在約 1,800 の市町村を当面、700 から 1,000 程度、将来は 300 程度の基 礎自治体に再編しようというものです。

こうした国家制度にしていくために、「地方分権」を看板にし、「分権」と言って、国の財源保障の責任を取り払い「小さな政府」にしていく。 地方が「自助・自立」でやる仕組みをめざして、自治体の規模を大きくし、いっそうの市町村再編をすすめる。 国の仕事を地方に移し、

地方ブロックごとに国の出先機関と都道府県の仕事を統合して道州制につなげる。こうしたことが、すすめられようとしているのです。

政府の「地方分権改革推進要綱」でも、「地方分権改革を推進することが将来の道州制の道筋をつけることになる」と冒頭にその目的を明記しています。

いますすめられている「地方分権」は、国の財政負担の削減、市町村再編の押しつけ、そして 道州制の導入をめざしたものであり、自治体や住民のための地方自治の充実の方向からでてきた ものではありません。

1 地方財源を保障・拡充し、地方自治発展の土台をきずく

「地方分権」というなら、「住民の福祉の増進を図る」(地方自治法第1条の2)という自治体本来の役割をはたしていくための地方の財源を保障すべきです。

地方の財源確保の保障は、地方自治発展の土台です。戦後の憲法のもとで整備された日本の地方自治制度の優れた側面として、地方行政の運営を財源的に保障してこそ、地方団体の独立性の強化がはかられる、という考え方で、地方交付税や国庫補助・負担金制度などを整えたことがあります。こうして、福祉や教育など住民施策のために必要な財源が不十分ながらも確保されてきました。

もちろん、現在の地方交付税は、自治体が本来自由に使える財源にもかかわらず国の施策の誘導に使ってきたり、補助金のほうも、使い勝手の悪いものがあるなど、正していくべき部分も少なくありません。

しかし、だからといって、国の財源保障制度そのものを崩してよいということにはなりません。 自治体が独自の権限と役割を発揮し、この間、壊されてきた地域経済と地方自治を回復させるに は、国庫補助・負担金の削減を許さず、地方交付税のこの間の削減分を復元させて、地方財源の 保障・拡充をおこなうことが、いちばんもとめられています。

日本共産党は、福祉や教育などの国庫補助・負担金の廃止・縮減に反対します。自治体など実施者の超過負担をなくすなど補助基準を引き上げ、使い勝手をよくするなど、その改善・充実をもとめます。

小泉内閣での地方交付税の大幅削減は、自治体財政を苦境においつめ、本来なら望まない市町村合併も「やむをえない」というところへ地方を追い込みました。地方交付税が本来もつ財源保障・調整機能を弱め、地方自治を脅かしています。

日本共産党は、地方交付税の復元・増額で、本来の財源保障・調整機能を回復・強化し、住民のくらしをまもるために必要な地方の財源総額の確保をはかります。地方交付税の原資となっている国税の交付税率の引き上げをはかります。

地方の財源確保のために「地方消費税の充実」をもとめることは、消費税の大幅増税に直結す

2 国の不当な地方支配の仕組みをなくす

地方自治の拡充のためには、戦前から続いてきた国が地方自治体を下請け機関とする不当な仕組みをなくすることも必要です。ところが、1999年の「地方分権一括法」では、国の「勧告」「資料提出」「是正要求」「代執行」まで、国が法的に強制力をもつ自治体にたいする「関与」の仕組みが新たにつくられました。「分権」といいながら新たな「統制強化」です。

問題になっていた「通達」行政も「助言」の名のもとに、実態は同じように続けられています。 国保証を未納者からは取り上げて資格証明書にせよという、国から地方への"通達"もその一つです。

日本共産党は、こうした不当な地方への支配の仕組みをなくし、自治体が文字通り国と対等で自主的な判断ができるように地方自治法を改めます。国と地方の協議の場を法制化します。

また、子どもの医療費助成を自治体がおこなうと交付金にペナルティを課す、介護保険料減免に一般財源を使うなという「指導」など、自治体の独自施策を抑制する仕組みをやめさせます。

国直轄事業負担金を、"必要な事業は、国の責任と負担でおこなう"という方向で抜本的に見直します。国直轄事業に多く含まれている高速道路、港湾、ダムなど、不要不急の大型公共事業は削減・中止します。国が維持管理費や国職員手当などの負担を地方におしつけることは直ちにやめます。

3 道州制の導入とさらなる市町村再編に反対し、地方自治を守る

道州制は、財界・大企業がいっかんしてその導入をもとめてきたものです。多国籍大企業にとって都合のよい、国と地方の仕組みの大再編をおこなおうというものです。その意向を自民、公明、民主が受け入れてきたのが、いまの道州制論議です。

日本経団連が 08 年 11 月に発表した「道州制の導入に向けた第 2 次提言」でも、道州制を「究極の構造改革」として位置づけ、国の役割は外交、防衛などに「選択と集中」し、道州による広域経済圏で、地域発展戦略に財源を投入することをもとめています。アメリカと一緒に海外で戦争できる国づくりをすすめ、自治体統合などで浮かせた財源を、道州が輸出大企業のためのインフラ整備など大型開発に集中投入することなどがそのねらいです。

道州制は、さらなる市町村合併や再編とも不可分のものです。自民党は、08年7月の同党道州制推進本部の「第3次中間報告」で、都道府県を廃止して全国に10程度の道州を設置し、現在約1,800となった市町村を当面700から1000程度の基礎自治体に再編するとしています。また、合併できない小規模自治体は、近隣の基礎自治体の内部団体に移行させるとしています。

民主党も「道州の導入も検討する」とし、「基礎的自治体の規模や能力の拡大を進めていく」と しています。 「平成の大合併」を押しつけた矛盾が表面化するなか、政府は、市町村がただちに合併にすすまない場合の方策として、5万人以上などの要件を満たす「中心市」を定めて、そこに投資を集中し、周辺小規模自治体は、そのサービス・施設等を利用する「定住自立圏構想」に着手しました。これも道州制にむけた、市町村再編をねらったものであり、小規模自治体の自治権を奪い、切り捨てにつながるものです。

道州制導入と市町村再編は、自治体行政を住民から遠ざけ、地方のいっそうの疲弊と地方自治の形骸化をもたらすものです。全国町村会も、道州制導入の「これまでの議論は政府や財界主導によるものであり、主権者たる国民の感覚からは遊離したもの」であること、そして、「道州制の導入によりさらに市町村合併を強制すれば、多くの農山漁村の住民自治は衰退の一途を辿り、ひいては国の崩壊につながっていく」とのべ、「強制合併につながる道州制には断固反対していく」と昨年11月の大会で特別決議をあげ、その立場で行動をつづけています。

日本共産党は、道州制の導入と小規模自治体切り捨てなどさらなる市町村再編に反対します。住民と自治体による地域の振興のとりくみを応援し、地方自治を守り発展させます。

21 公務員制度改革

政官財の癒着をただし、国民本位の公務員制度と行政改革をめざします

国民本位の公務員制度と行政を実現するためには、政官財の癒着のトライアングルを打ち破らなければなりません。公務員は「全体の奉仕者」です。しかし、現在の官僚制度は、一部の特権官僚を中心として、国民に奉仕するのではなく一部の政治家や財界・企業のための存在となっています。この癒着のトライアングルの"接着剤"となっているのが、「天下り」「企業・団体献金」であり、政府・与党による大企業中心政治にほかなりません。

人事院の発表によれば、官僚による天下りは2001年から08年までの8年間で合計5850人、1年あたりの平均では731人にのぼります。霞が関から各企業・業界などに天下った官僚は、許認可や公共事業などさまざまな権益にかかわる各官庁の情報を天下り先に伝え、それを通じて利益をえた企業が天下り官僚を厚遇、同時に、政治家に莫大な政治献金を与えて、さらに国会で企業や業界に有利な政策をすすめてもらうという関係になっています。

天下り官僚と企業との癒着の一端について、ある大手ゼネコンの課長経験者は「ゼネコンの不 正の根は官民癒着にある」として、次のように告発しています。

「私はこれらの OB すべてが談合に関わっていると断言できる」「企業が官庁などから OB を採るのは、何も永年国家のために尽くしてきた官庁 OB の老後の面倒を見ようという慈善事業のためではない。OB に高い給料を払ってもなお十分なおつりが来るから採っているのだ (鬼島紘一氏『「談合業務課」 現場から見た官民癒着』)

こうしたいびつな関係は、銀行と官僚との関係でも顕著にあらわれています。帝国データバンクの調査によれば、2003~2004年度の121行の全役員1641人のうち、天下り役員は103人(6.3%)で、そのうち代表権をもつ役員に就任したのは3割を超える34人となり、「依然として重要ポストが用意されている」と分析されています。しかも、天下り役員103人のうち、64%の66人が財務省・日銀出身者であり、この2つの官庁が天下りのなかでも突出しています。

2005 年に人事院がモニター・アンケートをとったところ、「国家公務員制度について見直すべき課題」のトップは「天下り」で、全体の53%を占めていました。国民本位の行政を実現するためにも、癒着の温床をきっぱり断ちきることが決定的となっています。

日本共産党は、「政官財」のゆ着を断ち切り、行政を、憲法が明記するとおり主権者国民全体に 奉仕するものに改革するために、企業・団体献金を即時・無条件に禁止するとともに、高級官僚 の営利企業・業界団体、政府関係法人への天下りを禁止する法律を制定します。

一方、この間、社会保険庁の「消えた年金」や「消された年金」問題、農水省による汚染米のずさんな管理・運営など、行政の怠慢ともいえる実態が次つぎに暴かれてきました。政府・与党

は、「現場の公務員のずさんな仕事」などと批判していますが、大企業奉仕の政治と一部官僚による特権的支配が、これらの問題の背景の1つとなっていることは明らかです。

公務員は、労働者という側面と同時に、住民・国民への奉仕者として、公正で効率的な行政サービスを国民に提供するという、他には代えられない側面ももっています。とくに、戦後の公務員制度は、戦前の公務員が「天皇の官吏」と位置づけられていたことへの反省のうえに、「全体の奉仕者であって一部の奉仕者ではない」(憲法第15条)と規定されてスタートしました。日本共産党は30年以上も前から、公務員は「全体の奉仕者」であり、行政サービスという公共性をもつ仕事に携わっている以上、公正中立で民主的効率的な行政を実現するために、住民と国民の目線にたって積極的に働くようにすべきだと主張してきました。

同時に、公務員が真に「全体の奉仕者」として業務に従事できる体制を確立することも重要になっています。民間もふくめて、労働者が健康で文化的な生活を営むうえで、「過労死」さえ問題になるようなこんにちの過酷な労働条件は、一刻も早く改善しなければなりません。また、「官製ワーキング・プア」といわれるような、非常勤職員の劣悪な労働条件の改善も急務となっています。ワーキング・プアが社会的問題になっているとき、官公庁こそそうした労働条件改善の先頭に立つべきです。

国家公務員から剥奪されているスト権などの労働基本権の全面回復をはかる必要もあります。

22 郵政·通信·放送

郵政・通信・放送事業を国民本位に発展させます

国民サービスの拡充、どんな利権も許さない郵政事業に 郵政民営化を 中止します

自民・公明は4年前の衆院選で、郵政民営化を「改革の本丸」などとして、民営化すれば、社会保障の充実、地方経済の立て直し、戦略的外交の推進、安全保障の確立などにもつながるという荒唐無稽な「バラ色」の大宣伝をしました。しかし、こうした民営化の「バラ色」の宣伝は、すべてメッキがはがれ落ちました。それどころか、簡易郵便局の閉鎖、郵貯 ATM の撤去、各種手数料の引き上げ、時間外窓口の閉鎖、集配郵便局の統廃合など、国民サービスが大きく後退しました。

しかも、民営化によって、国民共有の財産を食い物にする「新しい利権構造」と腐敗が次々に明らかになっています。「かんぽの宿」をはじめ郵政事業として保有していた資産の「たたき売り」や郵貯カード事業との提携で利益をあげたのは、西川善文日本郵政社長の出身銀行である三井住友グループや、規制緩和の旗振り役だった宮内義彦氏が会長を務めるオリックス・グループです。自民党・公明党は、「郵政民営化によって利権がなくなる」などと宣伝してきましたが、実際には、古い利権から新しい利権に変わっただけです。

郵政事業は、長年にわたり、国民の貯金や保険料、郵便料金で培ってきた国民の共有財産であり、地域住民の暮らしを支える重要な役割を果たしています。それが、民営化をすすめた営利企業によって食い物にされているのです。西川社長をはじめ、新たな利権を拡大し、国民共有の財産を食い物にさせた経営陣の責任は重大です。

国が保有している郵政株の売却を中止し、郵政民営化路線を根本から転換する……今必要なことは、国民が安心して利用できる郵便・貯金・簡保などのサービスを提供することです。郵便局ネットワークによって提供されている生活に不可欠なサービスを「ユニバーサルサービス」として義務付け、全国あまねく提供されるように力をつくします。そのためにも郵政事業を、三事業一体の運営を堅持し、ユニバーサルサービスを守り、利権を許さない公的な事業として再生します。

郵政事業を国民に開かれた、国民へのサービスに徹する事業にするための改革にとりくむ……「かんぽの宿」の売却問題など、民営化をめぐる利権についての実態解明をすすめます。郵政関連事業が高級官僚の天下り先になり、ムダな施設をつくっている問題にもメスを入れます。民営化後、いっそうひどくなっている郵政事業での非正規雇用の拡大、「使い捨て」の働かせ方を改善します。

中小企業、住宅、福祉・医療施設などへの資金供給……これらの分野の資金供給は、民間銀行な

どの「市場まかせ」ではなく、公的金融による支えが必要不可欠です。こうした公的金融の原資として、郵貯・簡保資金を活用します。

2011年7月のアナログテレビ放送の停止の延期を求めます。

政府が"国策"として進めているテレビ放送のデジタル化の期限である 2011 年 7 月まで 2 年を切りました。放送局の側でも国民の側でも準備が不足しており、このままではテレビを視聴できない「テレビ難民」が多数生まれかねません。

政府は、NHK受信料全額免除世帯のうち、生活保護受給世帯、市町村民税非課税の障害者世帯、社会福祉事業施設入所者など(約260万世帯)に対し、アナログテレビのままでも地デジ放送が受信できるように、デジタル受信機の無償給付・改修を行う予定です。しかし、この方法では、住民税非課税の世帯や低年金の高齢者世帯などは対象外のまま放置されてしまいます。また、ケーブルテレビで地デジ放送を視聴する場合、NHKや民放以外の有料チャンネルを含めた料金設定(月額4千円から5千円)がほとんどであり、「料金が高すぎる」、「地デジ放送のみの料金設定をしてほしい」という声があがっています。

国内で普及している1億2000万台のアナログテレビのうち、地デジテレビの普及数は約3300万台に過ぎません。総務省の情報通信審議会の報告書(『第6次中間答申』09年5月)によると、受信障害対策共聴施設(マンションなどのビル影共聴)は、全国に約606万世帯ありますが、そのうち8割の世帯でデジタル化がすんでいないといわれています。また、山間部等でのテレビ視聴障害に対応する「辺地共聴施設」は、全国に約136万世帯ありますが、ここでも6割から7割の世帯がデジタル対応できていません。さらに、マンションなどの「集合住宅共聴施設」は、全国に約200万施設(約1,900万世帯)ありますが、このうち、小規模な施設、老朽化した施設等については、住民の費用負担が重すぎること等からデジタル化が進んでいません。これは、国や事業者が責任を果たさず、「当事者まかせ」にしていることが大きな原因です。こうした現状のまま、予定通りアナログテレビ放送が停止されれば、少なくない家庭でテレビが見られなくなるなど大変な混乱が予想されます。

日本共産党は、2011年7月のアナログテレビ放送停止計画を見直し、普及率や買い替えのサイクルに見合った時期に延期することを求めます。ケーブルテレビで地デジのみの低料金設定がされるよう求めていきます。「当事者まかせ」ではなく、国や放送事業者などの責任で、デジタル受信機の購入困難者やデジタル放送受信困難地域などへの援助を行います。

情報・通信、携帯ブロードバンド通信サービスをあまね〈全国にひろげ、情報格差の是正をすすめます

デジタル技術や光ファイバの活用など、近年の技術革新で、多様な情報通信サービスや放送サービスが発展してきました。画像や動画も送受信できるブロードバンド通信や携帯が、固定電話とともに生活の必需品となっています。ユニバーサルサービスとして国民にあまねく提供するこ

とが法律で保障されているのは、固定電話と公衆電話、110番などの緊急通報だけですが、これを携帯やインターネットなどに拡大し、全国どこに住んでいても、これらのサービスが享受できるようにします。

また、高齢者にも使いやすい情報通信端末や、視覚障害・聴覚障害などのハンディキャップに 対応した情報通信端末の開発を支援し、情報格差(デジタル・デバイド)の解消をすすめます。

現在、過疎地域などに電話サービスを提供している NTT の赤字分を補填するために、電話番号あたり7円のユニバーサルサービス料金が利用者から徴収されていますが、これを事業者が負担する制度に変更します。

技術革新の負の側面への対応も重要な課題となっています。電話からブロードバンド通信への移行が進展する中で、インターネットを活用した電話や通信が全国規模で長時間にわたって使用できなくなるなどの「重大事故」が増加しています。こうした事故の報告制度を強化し、通信事業者の対策を促進します。インターネット上の有害情報については、政府の介入によらない規制のあり方を検討・具体化します。

テレビ放送の内容への介入を進めてきた放送行政の抜本的改革を行います。

インターネットを利用した放送が可能となるなど、通信と放送の技術の垣根は低くなっています。これを理由に、通信と放送に関する法体系の総合的な検討が行われていますが、その検討の中心は、放送事業参入のための「規制緩和」と放送内容に対する政府の規制のあり方などです。 国民の共有財産で貴重な資源である電波を利用し、全国あまねく放送されるテレビ放送に法律に基づく規制が行われるのは当然のことですが、放送局の許認可や放送内容に対する規制を政府・総務省が直接行っているのは、先進国では日本ぐらいしかありません。「命令放送」などによる放送内容への直接的な介入だけでなく、日常の行政指導を通じた介入も強められています。

言論・表現の自由にかかわる放送行政の規制は、政府から独立した規制機関が行うのが世界の 常識です。総務大臣の監督ではなく、新たに「放送委員会」(独立行政委員会)を設置し、放送 行政を規律するように制度改正を行います。放送事業の「規制緩和」の問題では、実際に放送番 組を制作している番組制作会社やプロダクションが制作者としてふさわしい権利を行使できるよ うに、権利関係を整理していきます。また、放送事業者による下請業者に対する劣悪な制作環境 の強要をやめさせます。

NHK の改革では、何よりも、政治権力からの独立、不正経理の根絶など、公共放送として信頼を回復することです。NHK 受信料の義務化は、受信料の税金化となり、NHK を公共放送から国営放送と変質させるものであり、反対します。

23 住宅・マンション

「住まいは人権」の立場で、住宅・居住環境を守り改善します

住宅は、生存と生活の基盤です。格差と貧困をなくすためにも、住まいの不安をなくし、安心 できる居住環境をつくることが求められています。

1996年に開かれた第2回国連人間居住会議で採択された「イスタンブール宣言」でも、「適切な住まいに住む権利」が基本的人権として確認されています。居住の権利を守ることは世界の流れになっています。

経済危機を契機にした日本のリーディング企業がおこなった過酷な非正規労働者切りによって 仕事も住居も失った労働者が「年越し派遣村」に集まるという世界でも例がない事態が生まれま した。政府がおこなった雇用破壊とともに、住宅政策の抜本的な改善が求められています。同時 に当面、住宅喪失者に対する緊急策として公営・UR 住宅、雇用促進住宅を供給するとともに、初 期費用や家賃の軽減、入居期間を再就職できるまでとするなどの措置をとり、一刻も早く正常な 生活が営めるよう公共的支援を強めます。

こうした事態に及んだのは、住宅確保をもっぱら個人責任にしたことにあります。06年に成立した「住生活基本法」では「居住の権利」は明記されず、戦後の住宅政策を支えてきた、公営・公団(UR)住宅など公共住宅の提供、住宅金融公庫融資による持ち家支援策を改変し、住宅供給を市場に委ねる政策をとっています。日本政府の対応は明らかに世界の流れに逆行しています。その結果、高齢者や低所得者をはじめ、仕事とともに住居を失う若者が住居に困る事態を招いているのです。国民が安心して暮らすための住宅保障が大きく後退し、格差と貧困をいっそう拡大する要因になっています。

また、安全検査の民間まかせと安上がり競争を奨励した建築行政によって、耐震強度偽装事件やエレベーターの異常な事故が起きるなど、住宅の安心・安全も脅かされています。住宅地に高層、超高層マンションが入り込むなど、住環境や景観の破壊も深刻です。

日本共産党は、この住宅政策を転換し、国民の居住の権利を明確にし、その保障を基本とするよう「住生活基本法」(「住宅基本法」)を改正します。その内容としては、(1)国民の住まいに対する権利の規定、(2)耐震性や居住スペースなど、めざすべき居住・住環境の水準の法定化、(3)適切な居住費負担の設定、(4)公共住宅の質量ともの改善の明確化、(5)国民の居住権を守るための国・自治体や住宅関連業者・金融機関などの責務を明確化するなど住宅政策は、市場任せでなく国・自治体が責任を持つようにします。

そして、以下のようなとりくみを地域からすすめ、国民の居住生活の改善・向上をめざします。

住宅を改善し、住環境を保護します......住宅の耐震化やバリアフリー化など、安全で快適な 住宅をめざす改善を自治体として支援します。耐震偽装事件に象徴される欠陥住宅問題の被害を なくすために、建築確認・検査制度を民間まかせにせず国や自治体の責任を明確にするなどの改善をおこなうとともに、消費者保護、被害者救済などの制度改善をすすめます。「瑕疵担保履行法」の施行にあたっては、その周知徹底をはかるとともに中小建設事業者の保険料負担を軽減します。民間賃貸住宅に暮らす高齢者や子育て世帯、「生活困窮フリーター」と呼ばれ、低賃金のために家賃が払えない若者などにたいする自治体の家賃補助、敷金・礼金など住宅確保のための初期費用貸付や相談業務など、「チャレンジネット」のとりくみを広げます。

42年ぶりに土地区画整理事業の計画決定段階での提訴を認める判例変更が行われました。都市 再開発や土地区画整理事業などまちづくりへの住民参加をすすめ、「住民が主人公」のまちづく りを支援し、住環境や景観、コミュニティーを守り、改善します。それを目的・基本理念として、 国・自治体に住民参加を義務付ける「建築基本法」の制定をめざします。

公営住宅を改善します.....公営住宅は、法制度の改悪で、ごく限られた低所得者しか入居できないため、住民の共同活動も困難を抱えています。しかも、東京都をはじめ大都市は、新規建設をおこなわないため応募倍率が32.1倍(東京)、15.7倍(大阪)(05年度)となり、現在の計画では、10年かかっても住宅に困っている人の需要を充足することはできません。

公営住宅の新規建設をすすめるとともに、民間賃貸住宅を借り上げて公営住宅にするなど多様な供給方式の活用で公営住宅を大幅に増やします。現行の月収20万円から15万8千円への入居基準の引き下げをやめ、若い子育て世代も入居できるようにします。また「孤独死」を防ぐため単身高齢者見守りなどをおこなう自治会に対する支援制度を強化・充実します。家賃も収入にあったものにし、収入が増えると不当に高い家賃を課して居住者を「追い出す」ことをやめさせます。期限付き入居制度(期限がくれば理由の如何を問わず契約更新をおこなわない)、入居承継を配偶者しか認めないとすることや、入居時の資産調査などをやめさせます。

公団住宅(UR 住宅)を改善します……中堅所得者を対象として誕生した公団住宅(UR 住宅)・公社住宅は、今では新規建設から全面撤退しました。そのうえ 10 年間で 8 万戸削減する「削減・民間売却」方針を実施し、耐震強度不足を理由にした取り壊しを進めようとしています。また「家賃改定ルール」により 3 年ごとに家賃が値上げされるなど、家賃負担が重くなっています。建て替え後の家賃が 2~3 倍にもなり、住み慣れた団地を去らなければならない居住者が増えています。また敷地の民間売却がすすみ、隣地への高層マンション建設など、地域社会が大きく変わる事態も進行しています。

住み続けられる家賃にするため、家賃は負担能力を考慮したものにします。高齢者や子育て世帯への家賃減額制度をつくるなど家賃制度を改善します。「団地再生」の名で進められようとしている団地再編(一部建替え、集約化など)に際しては、住民の声を尊重し、建替え家賃減額制度の適用などによって、誰もが戻って住み続けられるようにします。

規制改革会議の押しつけによって、公団住宅に定期借家契約が導入されようとしています。定期借家制度は賃借人の権利を弱め居住の安定を脅かすものであり、日本共産党は制度そのものに反対しましたが、この制度創設の口実は「民間賃貸住宅の供給促進」であり、公共住宅である公団住宅に適用することには、一片の道理もありません。ただちに導入計画を撤回すべきです。

雇用促進住宅の全廃方針を撤回し、居住権を保障します……定期契約者も含めて入居者の声を十分に聞き、納得のいく話し合いをおこない、一方的な住宅廃止や入居者退去の強行をやめさせます。低賃金や不安定雇用などで住居を確保できない人たちの住宅対策の一環として、雇用促進住宅の新たな活用をすすめます。

分譲マンションの維持・管理を支援します……分譲マンションは 1400 万人の人々が暮らす場であり、都市における新しいコミュニティーの場でもあります。マンションの維持・管理に対する公的な支援を充実し、安全、快適で、長持ちするマンションをめざすとりくみを支援することが求められています。

国や自治体の責任で耐震診断・改修への助成を強めるとともに、共用部分のバリアフリー化、省エネ化、アスベストの除去などを支援します。自治体の実態調査や相談窓口の整備などをすすめ、マンション管理の主体である管理組合のとりくみへの行政の支援を充実します。大規模修繕など、マンションを長持ちさせるとりくみを支援します。電気、ガス、水道など、ほんらい公共がおこなう基本的サービスの居住者負担を軽減するために、行政や、電力・ガス会社などに応分の負担を求めます。すでにいくつもの自治体が実施しているように、集会室、ゴミ置き場、遊び場などは、その公共性にふさわしく固定資産税を減免します。集合住宅の共用部分の固定資産税を減免させます。マンション購入時の購入者保護をすすめます。

マンションの老朽化と、居住者の高齢化が問題になっていますが、管理組合の理事会をなくし、管理会社がマンションの管理組合も代表できるようにして管理を管理会社まかせにする「第三者管理方式」「新管理者管理方式」をファミリータイプまで広げることに反対します。「住民が主人公」という立場のマンション管理士の育成・活用や、管理組合団体などの自主的な助け合いのとりくみへの支援、行政の相談体制の整備など支援体制を充実します。

多くのマンションが、自分のマンション建設当時にできた「受信障害対策」地域のための共聴 設備をかかえ、その費用を負担しています。地デジ化にともない、この共聴設備の改修、「受信 障害対策」地域の変更などが必要となります。しかし、これまで国は、マンション管理組合と共 聴設備利用者の「当事者まかせ」にしてきたために、共聴設備の改修は遅々として進んでいません。2011 年にアナログ停波という無謀なスケジュールを延期して、地デジへの移行時間を確保することが必要です。いま「受信障害対策」で新たな問題が起きていることは、地デジへの移行という国の方針にもとづくものであり、きちんと国が責任をはたすべきです。実態調査などで「受信障害対策」の共聴設備等改修問題の実態を行政としても把握し、改修費用等への助成の抜本的な充実をはじめとした「地デジ対策」の改善を求めます。

24 防災・安全のまちづくり、過疎対策

防災・安心安全のまちづくり、過疎対策をすすめます

災害の発生を最小限に抑え、被害の拡大を防止するため、つぎの対策を重点にすすめます。(1) 規模の大小を問わず防災アセスメントの実施を開発の前提とし、堤防、道路や建築物などの安全 点検と防災対策を徹底するなど防災まちづくりをすすめます、(2) 観測体制の整備をすすめ消防や 住民などを中心とした地域の防災力強化をすすめます、また、(3) 災害が発生した場合には、すべての被災者を対象にした再建・自立にむけた支援をおこないます。

今年7月の中国・九州北部豪雨、昨年の岩手・宮城内陸地震災害など、繰り返される自然災害による被災者が一刻も早く生活と生業を再建できるよう、日本共産党は全力を尽くします。

被災者への支援を強化します

阪神・淡路大震災被災者に対する公的支援実現を求める世論と運動のなかで成立した被災者生活再建支援法は、支援の対象となる被災者や経費の範囲が極めて狭く制限されたうえ、再建にはほど遠い低い支給限度額に抑えられていたため、一日も早い見直しが求められていました。日本共産党は、国の責任で被災者の最低限の生活基盤回復をおこない、すべての被災者の自立(再建)を支援することを目的とした被災者生活再建支援法の改正案(「くらし復興支援立法案」)を提案し、(1)当面の生活の維持への支援とともに、住まいの再建を支援対象とし、支給額を引き上げる、(2)地域経済とコミュニティーの担い手である中小商工業者の事業の再建や商店街の復興も支援対象とする、(3)三宅島噴火災害のような長期の避難生活という事態も支援対象とする、(4)被災者の自立にとって大きな障害となっている既存ローンの負担を軽減する、 などを柱にした被災者支援の実現を提案してきました。07年秋の法改正では、各党に見直しのための協議を呼びかけるなど、被災者を中心とした運動と呼応して早期見直し実現に努力してきました。

こうして成立した改正被災者生活再建支援法は、住宅本体の改築・修繕も支援金支給の対象としたほか、世帯主の年齢や年収要件を撤廃し地域の再建・復興の担い手である働き盛り層も支援の対象としました。被災者の切実な願いが、世論と粘り強い運動と力を合わせ大きな一歩を切り開いたものです。

支給要件の大幅見直しの結果、被災住宅の被害判定を居住者の納得のもとにすすめることが急務となっています。日本共産党は、浸水被害をはじめ住宅としての機能を第一に、居住者の立場にたった被害判定の基準とすること、また、総合的判定を可能とする体制を確立することが不可欠と考えます。同時に、市町村で10世帯以上の住宅全壊被害などとする対象災害や「全壊」「大規模半壊」などに限定された支援対象世帯などを見直し支援の対象を抜本的に広げること、支給限度額を住宅再建にふさわしい額に引き上げることなどが必要です。

日本共産党は、被災者や被災地の実際に即した実効ある支援制度とするため全力をつくします。

一方、災害救助法の運用については、被災住宅の応急修理や障害物の除去など、一刻も早い救助を実施できるようにするため要件を緩和するとともに、特別基準による基準額や適用期間の延長など被災の状況に見合った全面的な活用を追求します。

災害に強いまちづくり、国土づくりをすすめます

地震災害はどこで起きてもおかしくありません。地震による被害を最小限にくい止めるうえで、 学校などの公共施設や緊急輸送路沿いの住宅などだけでなく、病院や大規模集客施設をはじめ宅 地を含めたすべての住宅の耐震診断と耐震補強を計画的にすすめることが不可欠です。そのため に、設置者・開発者のとりくみを促すとともに、国自身の計画を実行する責任を明確にした体制 の確立と支援措置を強めます。

大都市では、「再開発」や「都市再生」の名による超高層ビルの建設ラッシュ、無秩序なまちづくりによって、雑居ビルや老朽木造住宅が混在しています。通勤や通学のため大規模な人口移動が繰り返され、迷路のような駅ターミナルに人があふれています。一方、地方では、経済の落ち込みや高齢化から、山間地の集落の維持が深刻な問題となっています。市町村の広域合併は、住民と行政の距離をますます広げています。一旦地震や豪雨・洪水などが発生すれば、被害を一層拡大することになりかねません。

長周期地震動や地盤の液状化などへの対策を強化し、被害を最小に抑える取り組みをすすめます。交通やガスなどライフライン施設、河川堤防、がけ崩れや土石流などの危険箇所、老朽化したため池など、災害危険個所の点検を急ぎ、必要な補強・補修を優先しておこないます。災害対策を無視した開発行為の規制など、まちづくりそのものを、開発優先から、防災を重視した住民参加型に転換します。開発や土地利用の変更にあたって、災害に対してどのような影響があるかを事前にチェックする防災アセスメントを導入します。森林の荒廃が大量の流木や大規模な土石流をひきおこし、被害を増幅しており、間伐や風倒木撤去の徹底、作業用林道の回復措置など、国土保全をすすめます。

大規模な災害発生にあたって、消防や警察などの救援部隊を全国的に派遣する体制は急速に整備されてきました。その反面、地域の防災対策を日常的に点検・強化し、災害発生時には被災者救助の中心的役割を担う市町村消防の体制は、職員の不足が常態化しており、広域化による市町村災害対策本部との連携や地理不案内による初動体制の遅れなどが懸念されています。消防職員の増員や消防水利の整備など、消防力を強化することは地域の防災力にとって不可欠です。ボランティアを含めた住民の知恵と力を取り入れ、地域防災計画を見直し、高齢者や障害者、住民の安全な避難など地域の防災対策を強化します。

全国の測候所は全廃する、台風観測や天気予報などに欠かすことのできない次期気象衛星の打ち上げに必要な予算確保は難航、地震や火山、気象の観測・研究施設が老朽化しても更新のための予算が確保できないなど、観測・監視体制が揺らいでいます。防災行政無線の整備を含め、災

害予防の要として、必要な財源と体制の確保を目指します。

原発や石油コンビナートなど危険物施設の安全対策をすすめます

07年7月の新潟県中越沖地震では、東京電力柏崎刈羽原発で防災対策の不備が露呈し、原発震災の危険が現実のものとなりました。07年3月の能登半島地震でも北陸電力志賀原発の設計時の想定を超える震度が観測されていました。電力会社まかせでなく、国の責任で、すべての原発・原子力施設について耐震設計の安全性を客観的に評価するとともに、原子力施設全体の地震をはじめとした防災対策をチェックすべきです。

石油コンビナートや危険物を扱う化学工場などについても、災害への備えをチェックし、地域 の防災計画などに反映していきます。

過疎地における生活維持・地域活性化のための対策を強化します

全国の過疎化の進行は、自公政権の市場原理一辺倒の構造改革路線のもとで、大都市部との格差は拡大やいっそう拡大し、ますます深刻な事態となっています。現在、過疎地域には約1000万人(人口の約8%)が住み、730市町村(41%)、国土の54%という広大な面積に広がっています。こうした地域が担っている国土の保全や水源の涵養、食料の供給などの重要な機能が、維持できなくなると懸念されており、過疎対策は日本の今後にとって重要な課題です。

従来の第一次産業の衰退にくわえ、自民・公明政権の三位一体改革による交付税の削減で市町村の財政が危機的な状況におちいり、市町村合併の押し付けで、中山間地など条件が不利な地域では行政サービスが低下し、人口流出に拍車がかかっています。住民の半数以上が高齢者といういわゆる「限界集落」では、基礎的な集落の共同機能が果たせなくなるなど、住み続けるのが困難な状況に直面しています。

過疎化の進行は、仕事とともに、買い物や医療・福祉、教育など日常の暮らしの条件を悪化させています。「山の駅」(仮称)など地域の条件に合ったライフ拠点づくりを進め、地域の産物の直売、金融の窓口、診療所、日常の買い物、郵便、行政の情報提供、都市住民との交流などの拠点として整備します。市町村の支所や役場、病院、ライフ拠点を結ぶコミュニティバスの運行、高齢者の多い集落に対する集落援助員、多雪地域の冬季安全保安員などの配置のための財源を、国の責任で保障します。

大規模開発や大規模な利用に偏重した公共事業・開発政策を優先する姿勢を改め、集落ごとに 緊急度の高い生活道路、集落排水、合併浄化槽などの生活基盤や、地域産業の基盤整備を急ぎま す。類似の事業の一本化でむだをなくしつつ、条件不利地域の補助率を引き上げます。

農山村の条件不利を是正するための農業の直接支払い(所得補償)の拡充を図ります。多くの 県・市町村が行っている農林水産業への新規参入者への助成を、国の制度として実施し、施策の 底上げを図ります。当面、月15万円の生活資金を3年間助成する「農林漁業新規就農者支援制 度」を導入します。作業道の整備や、所有者不在の森林伐採を公共事業として進め、住宅や公共 施設の建設での地元産材利用に国が助成するなど、林業の活性化を進めます。小水力発電や、農 林業にかかわるバイオマス・エネルギーの利用をすすめ、新たな産業分野を生み出します。

過疎地域の持つ環境保全、水源涵養、食料供給などの機能を維持発展させることは、都市住民によっても重要な課題です。漁民や山村住民による流域の共同管理、棚田や森林の保護・育成、 伝統文化の継承で、都市住民との交流・共同を広げます。

地方交付税をもとにもどし、条件不利地域でも自治体本来の仕事ができるよう、十分な財政措置をとるべきです。市町村合併の押し付けをやめるとともに、中心市に行政サービスを集中する定住自立圏構想には反対です。

こうした施策を実現するためにも、2010年3月に期限を迎える「過疎地域自立促進特別措置法」 の延長・充実を図ります。

地域の足をまもります

06年、新しいバリアフリー法(バリアフリー新法)が制定されました。「誰もが自由かつ安全に移動・利用することは基本的権利である」という考え方にたち、「事業者まかせ」ではなく、国として、国民の足の確保、交通・移動の権利を保障しうる施策を計画的に実施することが必要です。

公共施設はもちろんのこと、多数が利用する施設、歩道、地方の駅や利用者数の少ない駅などのバリアフリー化をすすめます。法基準の見直し、計画づくり、実施には、利用者、住民、NP Oなどの参加と協働を広げます。

規制緩和万能路線を改め、地方の鉄道、公営バス、コミュニティバス、LRT、離島航路・フェリーなど、生活に欠かせない地域公共交通を維持します。バリアフリー化がすすんでも移動困難な人のための輸送手段(個別的代替輸送・スペシャルトランスポートサービス)の確保をはかります。

整備新幹線については、在来線の廃止や多額の地元負担につながる現在の計画を見直し、予算規模も、財政状況をふまえた適正なものにします。

25 司法·警察

国民のための司法・警察制度に改革します

1、国民のための裁判

裁判所は、国民の権利をまもり実現するための最後の砦(とりで)です。しかし現状は、不当解雇、労働災害、公害・薬害など大企業を相手とする裁判や国・地方自治体を相手とする行政裁判では、国民の自由と権利をまもるうえで、国民の期待に反し、十分な役割をはたせていません。刑事裁判では、えん罪が後を絶ちません。

今年5月21日から実施されている裁判員制度は、刑事裁判に国民が参加する新しい制度です。 刑事裁判に国民が参加することは、国民の人権がしばしば侵害されるなど、きわめて問題の多い 現在の裁判のあり方を改善するうえで、積極的意義をもっています。日本共産党は、裁判員裁判 を実施するなかで、法曹界とも連携し、真に国民参加の制度となるよう、必要な運用の改善と立 法改正をもとめていきます。

法律扶助協会にかわって設置された日本司法支援センター(法テラス)は、法律扶助事業、被疑者・被告人の国選弁護、法律相談、犯罪被害者支援、少年事件支援の活動をおこなっています。 これらの事業は国民の権利を保障することをめざすものであり、国民の期待にこたえられるように充実をはからなければなりません。

日本共産党は、国民のための裁判の制度を改善し、国民への法的サービスを充実させるため、全力をあげます。

(1)刑事裁判を改善します

日本の刑事裁判は、犯罪捜査から裁判の判決にいたるまで、自白に偏重したやり方をとってきました。そのため、数多くのえん罪が生じ、大きな社会問題となっています。1980年代に4人の死刑確定者が再審裁判で無罪となったのはその典型ですが、最近でも、無期懲役で17年半も獄中にあった足利事件の菅家利和さんが釈放され再審が開始されたことや、被告人12人全員無罪となった鹿児島・志布志事件、懲役刑を終えて出所後に真犯人が現われて無実が認められた富山・氷見事件など、枚挙にいとまがありません。

これらのえん罪は、どの事件も共通して、警察が逮捕した被疑者や被告人を四六時中支配できる警察留置場に拘束し、そこでウソの自白を強要して自白調書を作成することにはじまっています。それをうけて検察官は、物証やアリバイより、自白調書を重要なよりどころとして起訴し、裁判官は公開の法廷で被告人が犯行を否認していることよりも、公開されていない捜査官の面前での自白調書を重視して有罪としてきたところに原因があります。

憲法では適正手続、黙秘権、弁護人の接見交通権など、第31条から40条までにわたって詳細に刑事上の人権がさだめられていますが、実際の運用では不十分です。

こうした刑事捜査や裁判の事態を改善するために、次の課題の実現をめざします。

裁判員裁判で無罪推定の原則をつらぬき、よりよい制度に改善します......有罪が確定するまでは被告人は無罪が推定されるというのが刑事裁判の原則です。裁判員裁判では、とりわけそれがつらぬかれるようにすべきです。検察側と被告側の双方の証人が法廷でおこなった証言や被告人の発言、法廷に出された物的証拠など、法廷で直接に見聞きしたことにもとづいて、裁判に訴えられた犯罪事実をおこなったのが被告人かどうかを認定することが求められます。

裁判員候補者の辞退の申し出には実情をよく確かめ、無理やり強制するようなやり方はさけるべきです。裁判員が刑事裁判に参加しやすいよう、国の責任で事業所等への保障措置を徹底することをもとめます。守秘義務の規定がきびしすぎるという国民の声にこたえ、運用では守秘義務の対象を評議にかかわる個人情報の漏洩のみにかぎり、罰則の適用も柔軟にすべきです。

裁判員制度は3年後に見直しがおこなわれることになっており、裁判員裁判であつかう事件の対象や範囲の見直し、死刑をきめる場合の全員一致制などもふくめ、裁判員裁判を実施するなかで、必要な運用の改善と立法改正をもとめていきます。

保釈の改善、証拠の全面開示を求め、目的外使用禁止をやめさせます……被告人が否認していると保釈を認めない、被告人に有利な証拠を集めているのに検察官が開示しないなど、公正な裁判を害するやり方をあらため、保釈の運用の改善、公判前の証拠の弁護人への全面開示をもとめます。証拠を裁判の「目的外」に使用することを禁止しているのは、裁判の公開の原則にそむくものであり、やめさせます。

取り調べ全体をガラス張り(可視化)にし、弁護人の立会いを認めます……自白強要の取り調べをやめさせるうえで、取り調べの全過程を録画(可視化)し、取り調べに弁護人の立会いを認めることはきわめて重要です。取り調べ全体の録画を実施することは、公正な裁判を迅速にすすめるうえでも不可欠ですが、警察は捜査に支障が出るなどという理屈で、自白強要の取り調べを維持しようとして全過程の録画に反対しており、検察庁も取り調べの一部にすぎない自白部分のみの録画にかぎる態度です。国会では自民党、公明党が全面可視化の法制化を妨害しています。

可視化の法制化、取り調べに弁護人の立会いをもとめ、法制化が実現する以前に被疑者が取り 調べ全過程の録画や取り調べに弁護人の立会いを要求したときは、捜査当局がこれに応じるよう 改善します。

人権侵害の取り調べの温床である「代用監獄」を廃止します……逮捕された被疑者はすみやかに裁判官の面前に引き渡されなければならないこと、その後は身柄を警察にゆだねず、捜査と拘禁を区別することは、国際的な常識です。

ところが、わが国の警察留置場は被疑者・被告人にたいし、物証やアリバイを無視し、警察の すじ書きにそったウソの自白強要、人権侵害の取り調べの温床となっています。肉体的、精神的 な苦痛をあたえる取り調べは、拷問にほかなりません。国連拷問禁止委員会は07年5月、拷問禁止条約にかんする第1回日本政府報告にたいする審査で、精神的拷問をうけ、ウソの自白をさせられた実態が告発され、拷問禁止委員から「クレイジーだ」との驚きの声があがりました。

拘置所の代わりに警察留置場をつかう「代用監獄」制度は即時廃止し、被疑者・被告人は法務 省が管理する拘置所に収容するようあらためます。

検察を改善し、検察審査会を活用することをよびかけます……通常では起訴しないような行為を差別的に起訴して、ビラ配布などの民主的な言論活動をおさえようとしたり、逆に政治家や警察、大企業の犯罪などで起訴すべき事案を政治的な配慮で起訴しないなど、検察権の恣意的な運用にはきびしく抗議します。

起訴するかしないかは検察官の判断にかかっているという制度のもとで、日本共産党は、検察審査会が起訴相当の議決をしたときは、検察官は起訴しなければならないとするよう提案してきました。検察審査会が同一の事件について「起訴相当」を二回議決した場合は必ず起訴される制度が、今年5月21日から実施されたことは一歩前進です。この制度の積極的活用をよびかけます。同時に将来は、起訴するかしないかを国民がきめる起訴陪審制度の導入を検討します。

時効制度の再検討をすすめます......犯罪行為が終わってから起訴することができる期間がその行為の刑の重さによってきめられていますが、その時効制度をめぐり議論がおきています。殺人事件で時効の廃止をもとめる遺族などの気持ちはよく理解できます。日本共産党は時効制度のあり方について再検討をすすめていきます。

(2)民事・行政裁判を改善します

国民の世論と運動を背景にねばり強い裁判運動をつうじ、国民の権利をまもる判決が言い渡されているケースもありますが、公害など大企業を相手にした裁判や行政裁判では、国民の権利を無視した判決が依然として多いことも事実です。時間と費用をかけて裁判をやっても、思うような解決が得られないことが少なくありません。また、権利の実現を切実にもとめながら、資力がとぼしいため弁護士の援助を得られず、泣き寝入りをせざるをえない多くの国民がいます。

また、日本の裁判所は少数の裁判官が多数の事件を受けもっており、しかも迅速な処理を要請 されるため、十分な準備をして公正な判断をするうえで、たいへんきびしい状態におかれている ことも解決しなければなりません。

日本共産党は、大企業を相手とする裁判や行政裁判でも真に国民の権利がまもられ、国民ひとりひとりの裁判を受ける権利が保障されるよう、改善をもとめていきます。

民事・行政裁判にも国民参加の制度を導入します……解雇・配転・賃金不払いなどの労働事件については、裁判官と労働団体・使用者団体のそれぞれから推薦された審判員で構成される労働審判制度が導入され、一定の役割を果たしています。大企業を相手とする裁判や行政裁判が国民のいのちと人権をまもるものとなるよう、民事裁判や行政裁判に国民の常識を反映させるために、国民が民事裁判に参加する制度を導入することは、積極的意義があります。

大企業などの証拠かくしを許さず、国民の常識にそった迅速な裁判を実現するために、民事・ 行政裁判にも国民が参加する制度を導入します。

法律扶助予算を増額し、「裁判を受ける権利」を実質的に保障します……現在の法律扶助は、 勝訴の見込みがないと弁護士費用が補助されず、費用も立て替えが原則となっています。その最 大の障害は、法律扶助事業にたいする国の予算が少ないことです。日本司法支援センター(法テ ラス)でおこなわれている法律扶助事業を拡充するために、予算の抜本的増額を求めます。

憲法は必要なすべての人に「裁判を受ける権利」を認めており、弁護士に依頼して権利を実現することは、個々人の資力に関係なく平等に保障されなければなりません。

裁判官を大幅に増員します……戦後、事件は大幅に増えてきたにもかかわらず、裁判官はわずかな増員にとどめられています。地方裁判所の支部の体制もたいへん手うすであり、国民の裁判にたいする要求にこたえられていません。現在、裁判所の予算は国家予算の約 0.4%という少額にすぎません。憲法が保障する国民の権利をまもるという本来の重要な任務をはたすうえで、裁判官の増員は待ったなしです。あわせて裁判所職員についても適切な増員をはかることをもとめます。

また、地方裁判所の支部の担当地域のなかに弁護士の「過疎」地域が多数あり、日本弁護士連合会(日弁連)はこの解決に努力し、前進しています。裁判官・検察官・弁護士になる資格をもつ人を大幅に増加させている現在、裁判官の大幅な増員、弁護士の「過疎」地域への配置を実現することは可能です。

(3)最高裁事務総局の官僚的統制をあらためます

今日、最高裁判所は、国民の世論と運動などを反映した判決を出すこともありますが、違憲立 法審査や基本的人権のまもり手としての役割を十分はたしていません。

また、憲法は裁判官の独立を保障していますが(第76条3項) 最高裁判所の事務総局が裁判官の事件処理数ににらみをきかせ、給与や人事の権限など、司法行政をつうじて裁判官を統制してきました。欧米諸国とくらべ、裁判官の市民的政治的自由は大きく立ち遅れています。裁判官のおかれているこのような状態が、裁判を国民の常識から遠ざける大きな背景になっています。

弁護士の一定年数経験者の裁判官任官をすすめます……現在、弁護士からの裁判官任官がおこなわれています。また、弁護士の業務に従事しながら週1回以上、民事と家事調停事件を担当する非常勤裁判官の制度も実施されています。将来的に、高裁・地裁の裁判官は、かならず弁護士として一定年数の人権擁護活動の経験をつんだ人のなかから、任官をおこなう制度を確立します。

最高裁裁判官は任命諮問委員会の答申をふまえて任命する制度を確立します……戦後の最初の最高裁裁判官の任命は、党派にかたよった人選をさけるため、法律専門家の互選による委員を中心とした任命諮問委員会の答申にもとづいておこなわれました。最高裁裁判官任命諮問委員会を国民各層の代表者をもって構成し、より国民の意見が反映される形で復活させます。

高等裁判所・地方裁判所の裁判官は10年ごとに再任期を迎えますが、その指名過程を透明化し、 国民の声を反映させるため、2003年に裁判官指名諮問委員会が各裁判所ごとにおかれました。これは、最高裁事務総局の密室でおこなわれていた裁判官人事を国民の目の届くものにするうえで 重要な役割をもっており、その適切な運用を重視します。

裁判官会議を確立し、裁判官の市民的自由を保障します……各級裁判所の人事など司法行政事務は、それぞれの裁判所の裁判官会議をつうじておこなわれることになっていますが、最高裁事務総局の強力な司法行政上の指導によって、裁判官会議はまったく形骸化しているといわれています。このような現状をあらため、裁判官会議の確立をはかるとともに、裁判官の市民的自由を保障します。

(4)法曹養成制度を充実させ、法科大学院生・修習生への経済的援助をもとめます

現在、法科大学院で2年間又は3年間学び、司法試験に合格して司法研修所で1年間の修習をへて法曹となる養成制度が実施されていますが、その内容や司法試験合格人数をめぐって関係者からさまざまな改善意見があげられています。日本共産党は、法曹養成制度が憲法と人権をまもり国民に信頼される法曹を育てるものとなるよう、その充実をはかります。資力のとぼしい法科大学院生への学費援助、司法修習生への給費制存続のため、政府に予算措置をもとめます。

(5)犯罪被害者の権利を保障します

日本共産党は、1975年7月、「犯罪被害者補償法案大綱」を発表し、犯罪者に賠償能力がないとか、犯罪者不明などから、被害者やその家族に損害賠償がされず、精神的に深刻な苦痛をうけたうえに生活上も悲惨な状態においこまれている現状にたいし、国の救済措置として、国家補償の制度を提案しました。また、犯罪被害者基本法を早急に制定し、国の施策として、被害者は尊厳をもってあつかわれるべきであり、すみやかな被害回復の権利を有することを宣言し、被害者に刑事事件の加害者や事件の内容、刑事手続きや判決内容などの情報について可能なかぎり提供をうけることをはじめ、各種の権利の保障を明確にすることをもとめてきました。

2004年に全会一致で犯罪被害者等基本法が制定され、政府が犯罪被害者等のための施策の総合的かつ計画的な推進をはかるという段階にすすんでいますが、過去の事件の被害者救済に手がつけられていないなど、問題を残しています。

日本共産党は、犯罪被害者の個人の尊厳、幸福追求の権利を保障するため、犯罪被害者にたい する国家補償や精神的なケアの充実などのために奮闘します。

少年法改定について

少年法について刑罰的側面を強める改定がすすんできましたが、判断力にとぼしく、未成熟である少年の更生のために、教育的福祉的な対応を強め、そのなかで本人の反省をせまるとともに、社会への復帰のさいに犯罪に走らないですむような環境をととのえることこそが大切です。同時に、日本共産党は、20歳以上という現行の成人年齢を18歳以上に引き下げ、選挙権を付与す

るなど「成人」として扱うことと一体に、少年法の適用年齢を18歳未満にすることで、年齢問題の解決をはかることを提案しています(「少年法改定問題について」2000年10月17日)。

2、国際自由権規約による是正措置と個人通報制度の確立

わが国の人権状況は、長時間・超過密労働のもとで過労死・過労自殺があとをたたず、働く女性の賃金・昇進差別が続けられ、被疑者・被告人には弁護士の接見交通権が侵害され、「代用監獄」で自白強要の取り調べが一貫して続けられているなど、国際的にも大きく立ち遅れています。

各国の人権状況を5年ごとに審査する国連の自由権規約委員会が2008年10月30日に公表した日本政府にたいする最終意見書は、働く女性の賃金差別の撤廃、長時間労働の見直し、「慰安婦」への十分な補償措置とこの問題を否定するくわだてにたいする制裁措置、「代用監獄」の廃止などをもとめるとともに、戸別訪問の禁止、全戸ビラ配布者への不当な逮捕・起訴に懸念を表明し、「表現の自由と参政権にたいして課されたいかなる非合理的な法律上の制約をも廃止すべきである」と勧告しました。国民にこの勧告が歓迎され、政府に実施をもとめる声がよせられています。

日本政府は、自由権規約委員会のこの最終意見書を正面からうけとめ、労働者保護立法の強化などとともに、公選法の戸別訪問禁止やビラ配布制限規定を撤廃し、全戸配布を住居侵入罪や国公法の政治活動違反で逮捕・起訴することがないようにすべきです。

同時に、日本は自由権規約の第一選択議定書を批准していないため、自由権規約で保障された 権利が侵害された国民が、自由権規約委員会に直接救済の申立てができる制度を活用できません。 日弁連や労働組合・民主団体は政府にくりかえし第一選択議定書の批准をもとめてきましたが、 政府は、最高裁のうえにもう一つ裁判所をおくなどとして、批准に背をむけつづけています。し かし、この制度は、わが国の人権を国際水準に引き上げるうえで当然のことです。

日本共産党は政府がすみやかに第一選択議定書を批准し、個人通報制度を確立することをもとめます。

3、警察の改革

警察は、国民の生命、身体、財産の安全、犯罪の捜査、基本的人権の保障にとって重要な責務をもっています。しかし、現職警察官の犯罪や不祥事が後を絶たず、国民の警察への不信が広がっています。

まじめに働いている警察官がいる一方、調書のねつ造など職務上の不正行為をはじめ、窃盗、飲酒運転、けん銃を使った警察官の自殺など、国民の公僕としてのあり方がきびしく問われています。とりわけこの間、北海道警元幹部警察官、愛媛県警現職警察官などの警察の裏金問題での内部告発を契機に、国費である捜査旅費、捜査費、都道府県費である捜査用報償費、参考人旅費などを使って裏金をつくり、幹部が裏帳簿で管理し、交際費、接待費、せん別などに使われるという、警察組織の構造的な裏金づくりのシステムが明らかになりました。しかし、裏金ねん出の

構造にはまったくメスが入っていません。

以上のような事態は、この間の警察改革がきわめて不十分で的を射ていないことをしめしています。警察犯罪や不祥事が続発する現状は、文字どおり、警察組織の再生がもとめられるものであり、日本共産党は、つぎのような警察改革を実行することをもとめます。

(1)警察から独立した公安委員会に

国家公安委員会は、警察の独善化を防止し、警察庁を民主的に管理することに本来の役割があります。しかし、国家公安委員会は、警察いいなり・おまかせの対応をつづけ、その機能をはたしていません。いまの国家公安委員は、人選にあたっても警察庁がリストを作成し、内閣総理大臣が追認して任命する、事務は警察庁が担当するなど、警察庁主導でとりしきられています。

日本共産党は、2003年3月、警察の犯罪や不祥事をただすべき国家公安委員会と監察機構を警察から独立して、その役割をはたすよう改革案を提案し、その実現のために奮闘してきました。その実現はいよいよ急務です。

国家公安委員の警察庁による推薦をやめ、国会で「指名聴聞会」を開催し、適否を判断できるようにします。警察庁から独立した独自の事務局をもうけ、警察行政にかかわる諸問題、予算配分などについて必要な調査・検討をおこなうようにします。

国家公安委員は建前のうえでは常勤になっていますが、週1回の会議に参加するなど形だけです。これをあらため、5人の委員すべてを常勤にし、職務に専念させるべきです。

国家公安委員会が警察の独善防止や民主的管理のために、どういう活動をおこなってきたかな ど、必要な事項について、毎年、国会にたいする報告を義務づけるようにします。

(2)監察機構を警察から分離し、国家公安委員会のもとにつくります

警察の一連の不祥事件のおおもとには、警察にはびこる独善性や秘密主義、不正・腐敗をおおいかくす隠ぺい体質があります。警察庁や都道府県警察の内部監察ではこの体質にメスを入れることができないのは当然です。監察制度を警察庁から分離・独立させ、国家公安委員会の直属機関として監察委員会(仮称)をもうけ、警察庁と警視庁、道府県警察本部、および警視正以上の幹部警察官、重要案件についての監察をおこなうようにします。

監察委員長をふくむすべての監察委員は、警察官以外から起用します。監察委員の過半は法曹 資格を有するものとし、監察委員および委員を補佐する職員についても、警察庁との人事交流を 禁止します。

(3)キャリア制度を見直し、特権的な人事政策をただします

キャリア制度の弊害は、現場性のつよい警察で「キャリア官僚」が警察行政をとりしきることによる問題点が、銃器摘発問題などで明らかになってきました。キャリア制度を見直し、特権的なあつかいをあらためるなど、公正な人事政策を確立し、警察官の労働条件を向上させます。

(4) 警備公安警察のスパイ活動を中止させ、秘密警察の廃止を

警察は、不偏不党の立場で警察の責務をはたし、いやしくも国民の基本的人権を侵害することがあってはならないと、警察法できびしくさだめられています。ところが警察は、本来の責務に反して、各階層・分野の国民的運動や日本共産党にたいするスパイ活動を秘密裏に組織的継続的におこなっています。国公法弾圧堀越事件では、警視庁公安部と月島署の公安警察官が29日間にわたり、のベ171人が、国家公務員個人の立ちより先や交友関係を尾行、スパイし、休日、職務とまったく無関係に地域で「しんぶん赤旗」号外等を配布した行為を、多いときで11名、ビデオカメラ6台、自動車4台で「捜査」していました。

日本共産党は、公安警察の違憲違法のスパイ=警備情報活動の中止と、このような秘密警察の 廃止を要求します。警察には、国民の基本的人権と生命・身体の安全が保障されるよう、治安を 確保する活動に責任をもたせます。

26 市民生活の安全・テロ・海賊問題

国民の生命と安全を守ります

市民生活の安全確保に力をつくします

07年のいっせい地方選挙のさなか、山口組系暴力団の組長代行が長崎市長を銃撃し、殺害した事件は、民主主義社会を破壊する蛮行であり、国民の深い憤りと怒りをよびました。その後も、 拳銃を使った凶悪犯罪がくりかえされ、この3年間に銃器発砲事件は160件発生し、死傷者は77人におよんでいます。組織暴力団や銃器の携行に有効な手だてを打ってこなかった警察当局の責任もきびしく問われています。

凶悪犯罪や無差別殺傷事件が大きく報道され、身の回りでもさまざまな事件がおきるもとで、 治安への住民の不安が広がっています。ところが、いまの日本の警察のなかでは、言論機関、市 民運動の監視、弾圧をおこなう警備・公安警察が、予算や体制などでいまだに幅をきかせていま す。しかも、組織ぐるみの裏金づくりが明るみに出ても、警察には自ら真相を明らかにし、それ をただす意思も能力も存在していません。

日本共産党は、警察の一番のしごとは市民の安全を確保することだという見地にたって、現在の警察の体質、体制を改革します。「空き交番」が市民の不安に拍車をかけていたために、警察庁は07年4月末までに、東京で12%、全国でも5%の交番そのものをなくして「空き交番がゼロになった」などと発表しましたが、これでは、ほんとうに国民の不安を解消することはできません。しかも、いまでも、夜間は不在になる交番が多くあります。日本共産党は、警察官を市民生活の安全の分野に適正に配置し、足りない場合は最小限必要な警察官を増員することにより、市民生活の安全確保に努めます。

テロから国民の生命・安全を守ります

テロを根絶することは切実な問題となっており、日本国内でも、多くの人びとが、テロの不安を感じています。罪のない人びとを恐怖に陥れるテロは、日本の右翼暴力団によるものはもとより、誰によるものであれ、いかなる理由があっても、絶対に許すことはできません。

日本共産党は、国民の生命をあらゆる手段で守るという見地から、テロ対策に有効な条約、法律に賛成してきましたが、今後とも必要な対策の整備を求めていきます。

国際的な広がりをもつテロに対処するためには、国際的な協力によって、情報の収集を国内外で徹底し、テロ集団の資金の流れを押えていくことが決定的です。そのために、テロ資金供与防止条約、核物資防護条約をはじめ、テロ対策の基本を規定した12の条約、関連する国内法の厳格な実施を求めます。

テロ集団の潜入を阻止し、摘発するうえで、警察行政、出入国管理行政の役割が重要であり、

その活動と体制を充実させます。それでもなお、大規模なテロ事件が発生するときは、可能なあらゆる手段で国民の生命をまもります。

テロはどんなものであれ許されないのは当然ですが、一方、貧困や飢餓、大国による国際的無法行為の存在が、テロの口実となり、テロ集団を勢いづけているのも事実です。テロの口実をなくしていくことが、国民のなかでテロリストを孤立させることにもなります。テロを根絶するためにも、国連憲章にもとづく平和のルールの確立、人道支援分野での政府開発援助(ODA)の充実、異なる価値観をもった諸文明間の対話と共存の関係の確立に全力をつくします。

テロにたいするアメリカの報復戦争は、テロを減少させるどころか、逆にテロの土壌を広げ、 拡散させています。テロ根絶に向かううえでも、アメリカの「対テロ戦争」に反対し、国連憲章 にもとづく平和のルールをきずくことが重要です。

海賊問題の解決のため、和平実現への外交努力、民生支援に力をつくします

昨年から、各国がソマリア沖に軍隊を派遣しましたが、海賊事件は減るどころか逆に増えているのが実態です。米軍が人質救出のために海賊を射殺し、海賊が「報復」を宣言するなど、軍事的な報復の連鎖、悪循環もうまれています。自公政権は、「海賊対処」を口実にして、自衛隊の海外活動と武器使用権限を拡大しましたが、憲法9条が禁じる海外での武力行使に道を開くものであり、断じて容認できません。

海賊問題を解決する道は、軍隊を派遣することではありません。ソマリアの周辺国イエメンなどの海上警察の能力向上のための財政的・技術的支援を強化すべきです。さらに長期にわたる内戦を終結させ、人びとが生活できる環境をつくるための支援が国際社会に求められています。憲法9条をもつ日本は、そのような外交努力、民生支援にこそ力をつくすべきです。

27 いのち・人権の尊重

いのち・人権が尊重され、民主主義が花ひらく社会をめざします

人間を大切にしない自民党政治が長くつづくもとで、社会にはさまざまなゆがみがあらわれ、 人間が人間らしく生きられない社会がつくりだされてきました。日本共産党は、社会のあらゆる 面で憲法に保障された基本的人権が保障され、一人ひとりが大切にされる社会をめざします。と りわけ、社会的マイノリティとされる人びとの人権が尊重される社会をめざします。

憲法 13 条は、「すべて国民は、個人として尊重される」と指摘し、「生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする」と定めています。これはどんな人でも人間らしく、安心して、幸福にくらす権利があることを宣言したものです。

しかし、現状はどうでしょうか。国民切り捨ての自民党政治のもとで、経済的な格差が、その まま学力の格差や、ひどい場合は命の格差にまでつながる社会になっています。いまだに思想、 信条による差別も横行しています。

憲法 25 条は「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」と宣言し、国がそのための責任を果たすことをもとめています。ところが、貧困と格差が広がり、「市場原理主義」と「個人責任論」の名のもとに、政府は国民にたいする最低の責任さえ投げ捨ててきました。その結果、生活保護の打ちきりや、その申請さえも認めない異常な「水際作戦」がすすめられ、あちこちで食べるにこと欠いたまま餓死同然で亡くなる事件もおきています。

また、マンションや団地に共産党のビラや戦争反対のビラを配布したというだけで、不当に逮捕、拘留される事件もあとをたちません。

こんな社会は、憲法で「すべて人間は、個人として尊重される」と明記された社会に百八十度 逆行するものといわなければなりません。いま必要なのは、憲法に明記された人権の規定を、社 会のすみずみに根づかせるとともに、国民が主権者にふさわしく政治に参加できるように制度を 整備・改善することです。

国民主権にふさわしい民主的な選挙制度をめざします……自民・民主両党は、「国会議員定数削減」を競い合っています。民主党は、「衆議院の比例定数を80削減」、自民党は「少なくとも1割、50人以上削減」という具合です。比例代表制は、各党の得票率に応じて議席数を配分することで、有権者の選択を議席に正確に反映する仕組みです。比例代表制の定数削減の最大の狙いは、少数政党を国会と国政の舞台から締め出すこと、これらの政党が代表している国民の声を国会と国政の場から切り捨てることです。日本共産党は比例定数削減に強く反対し、衆議院選挙制度を全国11プロックの比例代表制に改革します。

|途切れることなくつぎつぎに明るみにでてくる「政治とカネ」の黒い疑惑に、国民は怒り、あ

きれています。「政治とカネ」にまつわる疑惑が表ざたになるたびに「政治改革」などとして政治 資金規正法「改正」が繰り返されてきました。しかし、おこなわれたのは、企業・団体献金その ものにはなんら手をつけずに、受け取り手を多少制限したり、政治資金集めのパーティ券購入に 「上限」を設けるなど、きわめて部分的なことばかりでした。このため、法「改正」後も法の"抜け穴"を悪用した不正事件が跡を絶ちません。企業・団体献金はあれこれの条件をつけずにきっぱり禁止します。

国会議員のいわゆる「世襲」が問題になっています。自民党議員の約4割、民主党議員の約2割が「世襲」議員だとされています。政治資金や後援団体などをあたかも親から子への"財産相続"のように扱うやり方は、民主主義と到底両立するものではありません。国会議員の世襲はなくすべきです。

政党助成金制度が導入されて 15 年がたち、この間に各党が受け取った金額は、自民党 2278 億円、民主党 1190 億円、公明党 352 億円、社民党 315 億円にもなります。この制度は、"企業・団体献金をなくす代わりに"などという口実で設けられたものですが、この約束は反故にされつづけ、いまや"企業・団体献金も、政党助成金も"のありさまです。

民主党の収入の8割、自民党の収入の6割が政党助成金でまかなわれています。自民党も民主党も「官から民へ」などといいますが、自分たちこそ税金を食いものにする"国営政党""官営政党"です。日本共産党は、国民の税金から政党が活動資金を分け取りすることは、その党を支持していない国民にも有無をいわせず"献金"を強制するものであり、「思想・信条の自由」や「政党支持の自由」に反する憲法違反の制度であると厳しく指摘し、受け取りを拒否してきました。政党助成金制度はきっぱり廃止します。

日本の公職選挙法は、「べからず選挙法」といわれるように、さまざまな規制が設けられています。これは政治的民主主義や国民の参政権の保障という点でも、重大な問題です。国政選挙に立候補する場合、供託金は比例代表で 600 万円、選挙区で 300 万円必要です。1 回の選挙に立候補するのに、これだけの資金を融通できる一般国民がどれだけいるでしょうか。諸外国の供託金は、隣の韓国が 180 万円、欧米諸国は、ほとんど 10 万円前後です。日本共産党は供託金を大幅に引き下げることを求めます。

また、戸別訪問の禁止をはじめ、選挙期間中のビラ、ポスターの配布規制、インターネットを使った選挙活動規制など「禁止・規制法」としての性格をもっている公職選挙法を改め、主権者である国民が気軽に多面的に選挙に参加できる制度に変えることを要求します。

世界の8割以上の国で実施されている18歳選挙権の実現をめざします。

個人情報保護とプライバシー……個人情報保護法に、自己情報の取り扱いに本人が関与し選択できる「自己情報コントロール権」を明記するよう要求します。思想・信条や病歴・犯罪歴などの収集・取り扱いは、原則禁止すべきです。個人情報の漏えいが心配される住民基本台帳ネットワークの中止を要求します。個人情報保護措置の策定や、漏えいの恐れがある場合のネットからの切断措置など、自治体として可能な対策をとらせます。

住民基本台帳の閲覧制度を改善し、個人情報は原則非公開とすることを求めます。

公共サービスの窓口業務の民間委託化に反対し、住民のプライバシーを守らせるようにします。

性的人権を守ります……一人ひとりの人間の性的指向や性自認(心の性)は、実に多種多様です。社会のなかには、「異性愛者」のほかにも、「同性愛者」や「両性愛者」もいれば、心と体の性が一致しない人(性同一性障害)、両性具有(インターセックス)の人もいます。これらの人びとは、「性的マイノリティ」と総称され、現在の日本では、約500万人にのぼると推定されています。日本共産党は、性的マイノリティの人権保障につとめます。

社会のなかには、いまだに性的マイノリティへの誤解や偏見が根強く存在します。そのもとで、 自分の自然な性的指向や性自認を否定的にとらえ、強い疎外感や社会不信、自己否定の気持ちに かられる人もいます。こうした人たちも、同じ一人の人間として、自分らしく豊かに暮らせる社 会をつくることが求められています。

性別や性自認、性的指向を理由とした、就労や住宅入居などのあらゆる差別をなくし、生き方の多様性を認め合える社会をつくります。公的書類における不必要な性別欄を撤廃するよう求めます。未成年の子どもがいても性別の変更が可能となるよう、「性同一性障害特例法」を見直します。保険適用に性同一性障害をくわえ、治療のできるクリニックの拡充を求めます。

公営住宅、民間賃貸住宅の入居や継続、看護・面接、医療決定の問題など、同性のカップルがいっしょに暮らすにあたっての不利益を解消するため力をつくします。

アイヌ民族の生活と権利の擁護……08年の通常国会では「アイヌ民族を先住民族とする国会決議」が全会一致で採択されました。これは、国連総会での決議「先住民族の権利に関する国際連合宣言」(2007年9月13日)を踏まえたものです。これをうけ、これまで「先住民族」と認めてこなかった日本政府も、「政府として先住民族として考えている」(町村官房長官談話)と表明しました。これまでの政府によるアイヌ政策は、文化振興に対して一定の焦点があてられてきただけで、アイヌの人々の生活向上には正面からとりくんできませんでした。しかし、09年7月29日に政府の「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会」は、アイヌの生活向上と権利を回復するための新法制定を求める報告書を提出しました。日本共産党は、アイヌ民族の生活と権利を擁護するために、こうした新法を含め、施策の抜本的拡充を要求します。

(「<u>日本共産党北海道委員会の総選挙政策</u>」の「10 アイヌ民族の生活と権利を守ります 先住民族権利宣言の全面的実効と 46 カ条の諸権利の確立を 」をご覧ください)

在日外国人の生活と権利向上……厚生労働省の調査によれば、わが国で合法的に就労する外国人労働者(派遣、請負含む)は75万5千人となっています(2008年5月発表)。外国人労働者が人間らしい生活を営めるよう、労働条件の改善をはかることを要求します。永住外国人(特別永住資格を含む)に地方参政権を保障する立法の実現に全力をつくします。地方自治体の運営は、本来、すべての住民の参加によってすすめるのが憲法の保障する地方自治の根本精神です。永住外国人を地方自治の担い手としてむかえ、日本国民と等しく参加する政治を実現することは、わが国の民主主義の成熟と発展につながります。

「**従軍慰安婦」への謝罪と名誉回復**……1993年の河野官房長官談話にもとづいて、従軍慰安婦への謝罪と名誉回復のために必要な措置をとるよう求めます。

自殺防止に全力を尽くし、自殺者をつくりださない社会をめざします

2008年の日本の自殺者は3万2249人にのぼり、11年連続で3万人を突破しました。09年も、6月までのすべての月で前年を上回る自殺者が出ており、今年は過去最悪になりかねないとの指摘もあります。

1人の自殺者の周りには、その 10 倍にも及ぶ自殺未遂者がいると指摘されています。日本のどこかで、1日あたり 90 人もの人が自殺をしていることになり、1000 人近い人が自殺をしようとしていることになります。自殺問題は、なによりも本人や家族にとって痛ましいことであるとともに、社会にとっても重大な問題です。現状のまま放置することは、絶対に許されません。

日本の自殺問題は、世界的にみても、いくつかのきわだった異常な特徴があります。 1 つは、自殺率が主要な先進国のなかで最悪であり、世界的にみても最高水準になっていることです。 10 万人あたりの日本の自殺者は 24.0 人で、これは主要 7 カ国のなかでは突出した比率です(他の主要国は、フランス 18.0 人、ドイツ 13.0 人、カナダ 11.6 人、アメリカ 11.0 人、イタリア 7.1 人、イギリス 7.0 人)。世界的にも日本は 9 番目に自殺率が高い国となっています。

2つ目の特徴は、高齢者と働き盛りの中高年の自殺者が異常に多いことです。07年の自殺者のうち、60歳以上は36.6%とほぼ4割に達しました。家庭でも職場でも中心的な存在であり、働き盛りであるはずの40、50代の自殺者は、全体の36.7%にのぼっています。

第3は、20代、30代の死因のトップが自殺になっていることです。ここにはインターネットを通じて「自殺仲間」を募り決行する「インターネット自殺」とともに、社会的疎外感からの自殺などがあると指摘されています。

世界保健機関(WHO)は、自殺は「自殺する個人」の問題ではなく、「自殺する個人を取り巻く社会」の問題だと指摘し、「その多くは予防可能な公衆衛生上の問題」だと提起しています。一人ひとりの自殺を考えるうえでも、それをとりまく政治と社会のあり方を問う必要があるし、社会のあり方によっては予防もできるというのがWHOの立場です。とりわけ、日本が世界的にみても異常に高い「自殺大国」であるだけに、このことは正面から考える必要があります。

日本では、自殺の原因・動機では、「健康問題」(44%)がトップで、ついで「経済・生活問題」(22%)となっています(1人の自殺の動機には、複数の原因・理由があるとされています)。ここには、人が人として大切にされない社会、「人間に冷たい社会」という日本のこんにちの姿が反映しています。この背景にあるのが、長く続いてきた大企業中心、アメリカいいなりの政治です。人びとの社会的な連帯が阻まれていることも大きな問題です。

自殺を誘発しかねない「社会的要因」をとりのぞくためにも、「人間に温かい社会」に変え、それに必要な施策をすすめることが重要です。そのために政治と行政ができることは無数にありま

す。なによりも、まず、この間の「貧困と格差」を拡大してきた路線を根本的に転換し、社会保 障や医療制度を改悪してきた政策を改める必要があります。

日本共産党は、当面、以下のような施策をただちに実行に移していくことを求めます。

不安定雇用の急速な拡大に歯止めをかけ、非正社員の権利を守る。長時間・過密労働やサービス残業を根絶する。

大企業による下請けいじめや身勝手を規制し、中小企業の経営を守るルールを確立する。

年金・介護・医療など社会保障の負担増、サービス切り捨てをやめ、社会保障を予算の主役にすえる。生活保護が必要な人には、無条件で保障するようにする。

競争と管理の教育から、子どもの発達と成長を中心にすえた教育に転換する。

警察が収集し、内閣府が保有している地域別、職種別などの詳細な自殺をめぐるデータが非公表とされています。自殺対策をすすめるために、プライバシーに配慮しつつ、データの公表を求めます。

こうした施策の充実、拡充とともに、メンタルヘルス(心の健康)の問題にも政府や行政が積極的に対応するようにしなければなりません。心の病を患っている人にたいし、適切なケアを施す体制を、職場や地域に確立することが求められています。

いま長時間・過密労働や成果主義による重圧と、職場の人間関係などによるストレスによって、 働く人たちのあいだにうつ病などが広がっています。この点でも、各企業にメンタルヘルスに対 応した医療・相談体制を確立させる必要があります。

また、政府はこの間、各地の保健所の統廃合や福祉分野の人員削減をすすめてきました。この 結果、自治体の住民の実情をつかむ力が弱まり、孤独な独居老人の自殺や介護を苦にした自殺な ども増加しています。行政の手が行き届かないために、たとえ間接的にでも自殺を後押しするよ うなことがあってはなりません。地域社会に根ざした行政サービスの向上が求められています。

一方、いじめや家庭内のトラブルを原因とする児童の自殺も後を立ちません。「ひきこもり」など社会とのコミュニケーションがとれずに悩んでいる若者も少なくありません。こうした問題に対応できる相談所の設置や専門員の配置、体制の確立は不可欠です。これらの問題に対応するためにも、国と自治体の人員の確保、福祉予算の拡充が必要です。

また、大企業本位の「規制緩和」路線が幅を利かせる一方、「個人責任」の風潮がまん延するもとで、一人ひとりがばらばらにされている社会を、連帯と共同の方向に変えていくことが重要です。そのためにも、「官と民」や「働く女性と主婦」、「高齢者と現役世代」というような「対立関係」で社会をとらえるのではなく、国民相互が共に生きる仲間として手を携えていける社会を意識的にめざしてゆくことが大切になっています。

児童ポルノ禁止法改定問題について

与党と民主党は、09 年通常国会で、児童ポルノ禁止法について、「単純所持」を禁止すること を改定案に盛り込むことで合意しました。しかし、この合意は、解散によって廃案となりました。

子どもを性的対象とする児童ポルノは、子どもにたいする最悪の虐待行為であり、その非人間的な行為を日本共産党は絶対に容認することはできません。1 人の被害者も出さない社会をつくりだすことは、大人社会の重大な責任です。一方、児童ポルノそのものの作成・流通・販売をきびしく禁止し、取り締まることと、「単純所持」を法的に禁止することは厳密に区別する必要があると考えます。

現在、インターネット上などで流布されている児童ポルノは、そのほとんどが現行法によって取り締まることが可能です。児童ポルノ法第7条では、「児童ポルノを提供し」、それを目的として「製造し、所持し、運搬し、本邦に輸入し、又は本邦から輸出した者」にたいして、「三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金」がかけられることになっています。これを厳格に運用するなら、ネット上に流れているほぼすべての児童ポルノを一掃することが可能となります。

一方、児童ポルノ法で単純所持を一律に規制したり、漫画・アニメーションなどの創作物も規制対象に加えたりすることは、児童ポルノ問題の解決に役に立たないだけでなく、逆に、人権の侵害や表現の自由の萎縮につながりかねません。

第1に、たとえ単純所持を法律で一律に規制したとしても、児童ポルノの流出の効果的な歯止めにならないことは、単純所持を禁止しているはずの欧米各国の実態からも明りょうです。よく、「主要8カ国のなかで児童ポルノの単純所持を規制していないのは、日本とロシアだけだ」と指摘されます。しかし、現にインターネット上に流出している児童ポルノ(児童虐待)の動画像は、単純所持を禁止している欧米諸国からのものが圧倒的に多数です。たとえば、イタリアに本拠をおく児童保護団体の「虹の電話」による調査(2007年)では、児童ポルノの国別サイトの順位では日本が7番目の457件となっています。一方、日本より上位の6カ国は、ドイツ、オランダ、アメリカ、ロシア、キプロス、カナダとなっており、このうち、上位3カ国のドイツ、オランダ、アメリカだけで、全児童ポルノサイト(3万9418件)のうち、実に約85%の3万3303件を占めています。これら3国は、いずれも児童ポルノの単純所持を禁止している国です。このことをとっても単純所持の禁止や規制が、児童ポルノ流出の歯止めにならないことは明らかです。

第2に、ネット上に流出していないにもかかわらず、単純所持を規制し、それを処罰するという場合、どのようにして単純所持を証明・把握するのかという問題があります。このことは、「憶測」や「疑惑」の段階から取り締まりを可能にすることにつながりかねず、結果として、捜査当局の恣意的な捜査を招く危険があります。また、表現の自由や、家庭生活上の写真などと児童ポルノとの関係なども考慮しなければなりません。

28 安保·基地·自衛隊

海外派兵と大軍拡計画をやめさせ、米軍基地の異常をただします

地球規模の日米軍事同盟強化に反対し、「海外派兵国家」づくりをやめさせます

戦後、わが国の政府は、どんな無法で道理がないものであろうと、アメリカの戦争を無条件に 支持する立場にしがみついてきました。その危険性は、いまテロと暴力の悪循環、泥沼状態をま すます深刻化させ、米国の軍事支配が完全に破たんしているイラクやアフガニスタンの情勢が浮 き彫りにしています。

イラク戦争支援をめぐっては、航空自衛隊による米軍支援活動を憲法違反と断じた名古屋高裁判決が確定判決となりました。麻生内閣は08年11月末、航空自衛隊の撤収を決め、09年2月、自衛隊は5年間の活動を終了して完全撤収することを余儀なくされました。しかし、アフガン戦争を支援する海上自衛隊のインド洋・アラビア海派遣については、アメリカの強い要請にしたがって、活動継続のための特措法を延長しようとしています。

そのうえ、自公政権は、09年3月から「海賊対策」を名目にアフリカ東部のソマリア沖・アデン湾へのなし崩し的な自衛隊派兵の既成事実を先行させつつ、新たに日本関係船舶以外の船も護衛できるようにして、武器使用も拡大した「海賊」派兵法を強行しました。艦船だけでなくP3C哨戒機や陸上自衛隊の中央即応連隊をジブチに派遣し、航空自衛隊のC130で輸送するなど、陸海空三自衛隊を海外で統合運用するという戦後初めての事態が進行しています。

イラク特措法による派兵費用は970億円に達し、新旧テロ特措法によるインド洋・アラビア海での戦争支援費用は690億円を上回っています。ソマリア・アデン湾への自衛隊派遣には150億円を超える予算が計上され、これらを合わせれば自衛隊の海外派兵に2000億円近い経費が投入されています。

さらに、「21世紀の地球規模での協力のための新しい日米同盟」などとして、日米軍事同盟を 地球規模に拡大・強化し、侵略的に変質させる動きが加速しています。

日本共産党は、自衛隊のインド洋、ソマリア沖・アデン湾、ジブチからの速やかな撤兵を求めるとともに、日米軍事同盟を地球規模に拡大・強化することに強く反対します。

世界的な「米軍再編」の動きに合わせて、米軍と自衛隊が一体になって世界のどこでも出撃できる軍事態勢をつくろうとしていることも重大です。自衛隊の海外派兵を「本来任務」にし、自衛隊の海外活動を主な任務とする中央即応集団や中央即応連隊、中央情報隊の創設につづき、自衛隊制服組の役割を拡大する防衛省「改革」など、海外派兵体制強化のための組織と制度の改変がすすめられています。07年の第2次アーミテージ報告が「短い予告期間で部隊を配備できる、より大きな柔軟性をもった安全保障パートナーの存在を願っている」などと重視している海外派

兵恒久法のたくらみも、この流れのなかに位置づけられたものです。イラク戦争のような、アメリカの無法な先制攻撃の戦争に日本を参戦させる仕組みづくりを許すわけにはいきません。

へリ空母などの海外派兵型兵器の導入や「ミサイル防衛」などの軍拡計画は、アメリカの世界 戦略、軍事介入態勢に日本をいっそう深く組み込み、強化するもので、世界とアジアの平和と安 定を脅かすものにほかなりません。アメリカに追従した「海外派兵国家」の道を歩みつづければ、 日本がアメリカといっしょになって世界の平和に挑戦することになり、世界とアジアから孤立す るばかりです。

日本共産党は、憲法9条を守る立場から、「海外派兵国家」の仕組みづくりをやめさせ、有事法制・海外派兵法の発動を阻止するために、広範な国民のみなさんと共同を広げることに力をつくします。海外派兵型装備をはじめ、抜本的な軍縮を実現するために全力をあげます。

また、日本共産党は、自衛隊の情報保全隊が、平和・民主主義・生活向上を求める国民の世論や動向、個人の言動を日常的・系統的に調査・監視していることを明らかにしました。戦前の「憲兵政治」をほうふつとさせるこうした活動は、重大なプライバシーの侵害であり、集会・結社の自由や表現の自由、思想・良心の自由を侵害する許しがたい憲法違反の行為です。

日本共産党は、防衛省・自衛隊による憲法違反の情報収集や国民監視活動の全容を明らかにし、ただちに中止することを求めます。

基地強化、米軍の横暴勝手をやめさせます

沖縄をはじめ日本全土に米軍基地がおかれ、戦後64年たったいま、新たな原子力空母配備など、アメリカの世界戦略の前線基地として強化されつづけています。日本に駐留する米軍の部隊は、海兵遠征軍、空母打撃群、遠征打撃群、航空宇宙遠征軍など、「日本を守る」ための軍隊ではありません。その名の通り、世界のどこで紛争がおこっても、真っ先に殴り込むことを任務とした部隊にほかなりません。

米軍基地は、日本国民の生命とくらしにも重大な被害と苦痛を与え続けています。戦闘機・ヘリの墜落や米兵による殺人、強盗・強姦・放火・ひき逃げなど、米軍の事件・事故が相次いでいます。米軍による事件・事故は、毎年1200~2000件も発生しており、政府があきらかにしているだけでも1952年以来、08年末までに20万6805件(施政権返還以前の沖縄の分は含まれていない)におよび、被害にあった日本人死亡者は1084人にたっしています。沖縄では、米軍人による女性暴行事件が95年以降だけで14件あり、表面化しないケースも相当数あるとみられています。横須賀(神奈川県)では、3年連続で殺人・殺人未遂事件が発生しています。

ところが、日米間には「公務外」の米兵犯罪について、日本が裁判権を放棄する密約が結ばれていることが米政府の解禁文書であきらかになっています。この密約のため、米兵犯罪や米軍の交通事故による犠牲者は泣き寝入りさせられ、国の主権はいちじるしく侵害されつづけています。しかも、昨年6月、自公政権の圧力で国会図書館が、日米密約が収録された法務省の資料を閲覧

禁止にするという驚くべき事態がうまれています。国の独立と主権、国民主権にかかわる重大問題であり、民主主義が根本から問われています。政府は、裁判権放棄の日米密約をただちに廃棄すべきです。

また、無法な空母艦載機などによるNLP(夜間離着陸訓練)や超低空飛行をはじめ、米軍機の騒音被害・航空機・艦船による油漏れなどの環境汚染が各地で住民のくらしと健康を脅かしています。米原潜が2年以上にわたって、放射能を含んだ冷却水を垂れ流して日本への寄港をくりかえしていたことは、国民の安全を脅かす重大問題です。にもかかわらず、日米両政府が原因を究明せずに幕引きをはかろうとしたうえ、新たに原子力空母を横須賀に配備するなど断じて許せません。しかも、米軍が日本では実施しないと約束していた原子炉修理に関連した施設が横須賀につくられた可能性が米太平洋軍司令官の議会証言などできわめて濃厚になっています。こうした現実は、とても独立国とはいえない異常きわまるものです。

日本共産党は、こうした米軍の横暴勝手をやめさせるとともに、主権国家にあるまじき対米従属政治をただすために全力をあげます。米軍の事件・事故のたびに問題になる日米地位協定問題でも、自公政権は、国民の強い改定要求に背を向けて、「運用改善」にとどめています。日本共産党は、日米地位協定を抜本改定し、世界に例のない米軍優遇の特権をなくすために力をつくします。

米軍の勝手放題の活動を支え、米軍が日本に居座る根拠にもなっている「思いやり予算」(沖縄の基地たらい回しの「SACO経費」や「米軍再編経費」を含む)は、中小企業予算の1・5倍にまで膨張し、失業対策費を上回ります。78年以来の32年間の総額は、6兆円を超えています。安保条約上も何の義務もないものであり、ただちにやめさせるよう要求します。

29 核兵器

核兵器廃絶、「非核の日本」実現のため力をつくします

1. 地球上から核兵器をなくすために積極的な役割をはたします

被爆国日本の国民の切実な願いであり、人類的課題である「核兵器のない世界」 核兵器廃絶に向けて、歴史的な変化がおこりつつあります。オバマ大統領が4月にプラハでおこなった演説は世界に大きな問題を提起しています。これは、 米国大統領として初めて「核兵器のない世界」を追求することを国家目標とすると宣言しています。 広島・長崎への核兵器使用が人類的道義にかかわる問題であることを初めて表明するとともに、その立場から核兵器廃絶にむけた責任を語っています。 そして、核兵器廃絶にむけて世界の諸国民に協力をよびかけています。

日本共産党の志位和夫委員長は、この演説を歴史的意義をもつものとして重視し、 核兵器廃 絶のための国際条約の締結をめざして、核兵器保有国による国際交渉を開始するイニシアチブを 発揮すること、 2010年のNPT(核不拡散条約)再検討会議において、核保有国によって、核兵器廃絶への「明確な約束」が再確認されることをもとめる書簡をオバマ大統領に送りました。それにたいして、米政府から書簡にたいする返書(オバマ大統領の指示で、国務次官補代理が大統領に代わって書いたもの)が届けられました。書簡への感謝が表明され、「この問題(核兵器のない世界)にたいするあなたの情熱をうれしく思う」という返書は、核兵器廃絶にたいするオバマ大統領の真剣さと熱意を示すものです。

米国大統領への書簡と、米政府からの返書は、内外に積極的な反響をよびおこしています。志位委員長は衆参両院議長と会談し、被爆国・日本で核兵器廃絶の国民世論を喚起していくことで一致しました。多くの国々の在京大使や外交官からも歓迎の声が届けられています。全国各地で、自治体の首長、平和・市民団体、宗教者などとの懇談がおこなわれ、政治的立場の違いをこえて、多くの人々から歓迎の声が寄せられています。この反響の広がりは、核兵器廃絶という人類的課題が空想的なものではけっしてなく、現実のものとなる可能性を多くの人々が感じだしていることを示しています。

アメリカに前向きの変化を促した根本の力は、平和を願う世界諸国民のたたかいです。

日本共産党は、戦後一貫して核兵器廃絶のためにたたかい続け、綱領にもその課題を明記した 党として、この歴史的なたたかいの一翼をにない、広範な人々と共同して地球上から核兵器をな くすために積極的な役割を果たします。

2.核密約の全ぼうを公開させ、名実ともに「非核の日本」を実現します

日本は、人類史上唯一、核戦争の惨禍を体験した国でありながら、自公政権のもとで、アメリ

カの「核の傘」依存を正当化して、「核兵器をつくらず、持たず、持ち込ませず」の「非核 3 原則」 をないがしろにする動きや核武装論がくりかえされてきました。

元外務次官4人が核密約の存在をマスコミに証言し、衆院外務委員長も関係者と面談したうえで、「核密約はあった」と確認するなか、日本への核持ち込みの黙認を取り決めた日米間の密約があらためて国民の批判を浴びています。

この密約は、1960年に日米間で結ばれ、63年の大平外相とライシャワー駐日大使の会談で再確認された、核兵器を積んだ軍艦や航空機の寄港、通過、乗り入れにかんするものです。この核密約の存在は、日本共産党の不破哲三委員長(当時)が2000年4月に初めて国会で明らかにした米政府解禁文書でも証明されていますが、今回、日本の元外務次官ら直接、厳重秘匿管理してきた関係者の証言によっていよいよ否定しがたいものになっています。日米間で核密約を結んでいながら、国会と国民の前では「非核3原則」を強調し、核兵器を積んだ軍艦や飛行機は、一時的な寄港、通過、乗り入れもありえないと言いはってきた歴代日本政府の欺瞞性、反国民的な犯罪行為があらためて浮き彫りになっています。

麻生内閣はいまも「密約は存在しない」と否定し続けていますが、日本政府が約 50 年にわたって、国民をだまして、核兵器持ち込みの仕組みを維持してきたことは絶対に許せません。

この核密約以外に、「有事」、つまり「将来の緊急事態」のさいに核兵器を配備する密約が日米間で結ばれていることも米政府解禁文書で明らかになっています。政府は、国民と国会にたいして、核密約に関わるあらゆる記録を公開し、核の闇の真相を全面的に明らかにすべきです。

これは、けっして過去の歴史問題ではありません。アメリカは、水上艦艇から核兵器を撤去しましたが、攻撃型原潜に必要があれば随時、核巡航ミサイル「トマホーク」を積載する態勢を継続しています。さらに、「有事」には、核兵器の再配備をすることを宣言しており、「有事」にそなえるために、特定の地点での核兵器の存在を「否定も肯定もしない」という政策を堅持しています。「有事」における核配備の密約の下で、国民も日本政府も知らないうちに核兵器が持ち込まれ、配備されるという仕組みと体制は引き続き日本列島をおおっているのです。

核密約をめぐる政府のウソが否定しがたいものになるなか、これを改めるのではなく、逆に、「非核3原則」を見直し、核持ち込みを公然と認めよという動きが強まっているのは重大です。 民主党の鳩山代表なども、「持ち込ませず」の原則をはずして、核持ち込みを容認する考えを明らかにしています。

日本共産党は、広範な人びとと共同して、政府に核密約を公開、廃棄させて、核持ち込み体制を一掃するたたかいを強めるとともに、「非核3原則」を骨抜きにする策動を許さず、名実ともに「非核の日本」を実現するために全力をあげます。

あらゆる密約を公開し、廃棄する……日米間の密約は、核密約だけではありません。沖縄返還をめぐる日本側負担や米軍の軍事作戦、米兵犯罪をめぐる日本の裁判権放棄などにかんしても、日米間に密約や秘密合意が存在することが米政府解禁文書で明らかになっています。密約は国民を欺く「国家犯罪」ともいうべきものであり、密約が存在したままでは、ほんとうに「対等な日

米関係」を実現することもできません。

日本共産党は、政府にあらゆる密約、秘密合意を公開、廃棄することを要求します。

30 北東アジア

北朝鮮の核実験・ミサイル発射に反対し、6カ国協議を通じた、北朝 鮮問題の解決に力をつくします

北朝鮮の核実験やミサイル発射の強行は、国連安保理決議やみずから署名した6カ国協議の共同声明にも明白に違反し、世界に広がりつつある核兵器廃絶への新たな機運にも反するものです。 どのような理由をもってしても許されるものでなく、日本共産党は強く反対しています。

北朝鮮政府が、これ以上の核実験をやめ、核兵器および核兵器開発計画を放棄することを強く 求めます。そのために、国際社会が一致結束した行動をとることを支持します。北朝鮮への対応 を口実にした無法な先制攻撃論、核武装論などは、軍事的緊張を高め、問題の解決にも役立たな い危険なものです。

6 カ国協議は、朝鮮半島の非核化を共通の目標として、達成すべき目標の内容、その手順を協議しています。

北東アジアは、日本のもっとも身近な国際環境であり、ここに安定した平和の国際関係をきずくことは、21世紀の日本の平和的な発展にとってももっとも切実な課題です。北東アジアの緊張要因となってきた朝鮮半島問題が解決に向かうことは、地域の長期的な平和関係の確立にとって、大きな意味をもちます。今後とも、朝鮮半島の非核化を達成するため、6 カ国協議の成功に全力をあげるべきです。

日本は、唯一の被爆国として、また北朝鮮との首脳会談で2度にわたって非核化の目標を確認しあった国として、この協議でも特別の役割と責任をになうべきです。日本共産党は、6 カ国協議を支持し、北朝鮮の核施設の無能力化などをとりきめた07年10月の合意をはじめ、これまでに達成された合意内容がすみやかに実行されるよう、全力をつくします。将来的には、この6カ国協議を足がかりに、北東アジアの平和と安定の国際関係の確立をめざす発展的なとりくみが重要です。

日朝間の諸問題の解決に力をつくします

朝鮮半島の核問題の解決とともに、日朝双方が拉致問題の解決に必要な努力をつくし、日本と北朝鮮の国交正常化への道筋をひらかなければなりません。「日朝平壌宣言」にもとづき、この道をすすんでいくべきです。

拉致問題では、安否不明者の再調査などの諸問題で、日本にとって納得できる解決がはかられなければなりません。日本政府は、北朝鮮にこういう問題を解決してこそ国際社会に仲間入りできることを強くうながし、中断されている日朝交渉再開へ強力に働きかけるべきです。

その際、日本政府は、植民地支配という日本の"過去の遺産"が清算されないまま残っている唯一の地域が北朝鮮であることを自覚し、歴史的責任を果たす立場でとりくむことが必要です。

日本共産党は、拉致問題を含め、日朝間の諸問題を、平和的な交渉によって道理あるかたちで 包括的に解決することを一貫してめざし、そのために努力してきた政党として、ひきつづき力を つくします。

